

(振替株式の質入れ)

第百四十一条 振替株式の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の信託の対抗要件)

第百四十二条 振替株式については、信託は、信託法第三条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第二百二十九条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第百四十三条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第百四十四条 振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第百四十五条 前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数（消却された振替株式の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数（第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。）に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。

- 一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数
 - 二 当該銘柄の振替株式の発行総数（消却された振替株式の数及び発行者が第二百五十九条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。）
- 2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

- 3 振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。
- 4 前項に規定する振替株式についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。
- 5 振替機関は、振替株式について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行わなければならない。
- 6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第二編第二章第八節の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第四百六十六条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数
 - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数
- 2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
 - 一 前項第一号に規定する数
 - 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数
 - 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。
 - 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該放棄の意思表示をした旨
 - 二 当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数
 - 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又

は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、第三項の口座管理機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第二編第二章第八節の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第四百七条 第四百十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数(当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該株主(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。)の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数)

二 すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数(当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第四百十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各株主に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をす

る義務を負う。

3 第四百十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が第五十一条第一項第一号又は第四号の通知の後二週間以内に、第四百十五条第三項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときは、当該振替機関が当該通知において当該振替株式の株主として通知をした者(以下この項において「特定被通知株主」という。)以外の株主に係る会社法第二百二十四条第一項に規定する権利の行使については、第一項の規定は、適用

しない。ただし、当該振替株式が次の各号のいずれかに該当するものである場合に限る。

- 一 特定被通知株主が当該通知の後二週間以内に、発行者に対し、会社法第二百二十四条第一項に規定する権利の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式
 - 二 発行者が有する自己の株式
 - 三 発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合における単元未満株式（会社法第百八十九条第一項に規定する単元未満株式をいう。第百五十三条において同じ。）
 - 四 前号に規定する場合における会社法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主の株式
- 4 振替機関が第百四十五条第三項の義務の全部を履行したときは、株主の権利（会社法第二百二十四条第一項に規定する権利を除く。次条第四項及び第百五十四条において「少数株主権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第百四十八条 第百四十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）は、その有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数（以下この条において「口座管理機関分制限数」という。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。

- 一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該口座管理機関の下位機関であって第百四十六条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数）
- 二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該口座管理機関の下位機関であって第百四十六条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

- 2 第四百四十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する株主に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。
- 3 前条第三項の規定は、第四百四十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が、第一百五十一条第一項第一号又は第四号の通知の後二週間以内に、第四百四十六条第一項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

当該振替機関	振替機関
会社法第二百二十四条第一項に規定する権利	会社法第二百二十四条第一項に規定する権利（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式に係るものに限る。）
第一項の規定は	次条第一項の規定は

- 4 口座管理機関が第四百四十六条第一項の義務の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての少数株主権等の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（発行者が誤って振替株式について剰余金の配当をした場合における取扱い）

第四百四十九条 発行者が第四百四十七条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした剰余金の配当は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

- 2 前項の場合において、株主は、発行者に対し、同項の剰余金の配当に係る金額の返還をする義務を負わない。
- 3 発行者は、第一項の剰余金の配当をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第四百四十七条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 会社法等の特例

（株式の発行に関する会社法の特例）

第五百十条 会社が設立に際して発行する株式について第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、会社法第三十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定める際に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を示さなければならない。

- 2 振替株式の発行者は、当該振替株式についての会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項の通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用が

ある旨を示さなければならない。

- 3 振替株式を発行する会社の株主名簿には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 4 振替株式の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百三条第二項の書面に記載し、又は同法第二百五条の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。
- 5 新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限る。）の発行者は、当該新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。
- 6 新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるときは、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

（総株主通知）

第百五十一条 振替機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

- 一 発行者が基準日を定めたとき。 その日の株主
- 二 株式の併合がその効力を生ずる日が到来したとき。 その日の株主
- 三 振替機関等が第百三十五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたとき。 当該抹消に係る振替株式の株主
- 四 事業年度を一年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）。 当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主
- 五 特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の株主
- 六 特定の銘柄の振替株式が振替機関によって取り扱われなくなったとき。 当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主
- 七 その他政令で定めるとき。 政令で定める日における株主

- 2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。
 - 一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として前項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第五十四条において「特別株主」という。））
 - 二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に株主としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者
- 3 振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申出があったときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第二百二十九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を示さなければならない。
- 4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。
- 5 第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式のうち第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。
- 6 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式につき、第一項の通知のために必要な事項（第三項及び前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。
- 7 第一項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる場合（政令で定める場合を除く。）には、発行者は、主務省令で定めるところにより、当該各号に定める日（同項第四号にあっては、同号の事業年度の開始の日）その他主務省令で定める事項を当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に通知しなければならない。
- 8 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の株主についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、第一項から第六項までの規定を準用する。

(株主名簿の名義書換に関する会社法の特例)

第百五十二条 発行者は、前条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の通知を受けた場合には、株主名簿に通知事項及び同条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により示された事項のうち主務省令で定めるもの並びに同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により示された事項を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、同条第一項各号に定める日に会社法第百三十条第一項の規定による記載又は記録がされたものとみなす。

2 第百四十七条第三項(第百四十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する意思表示をした場合には、発行者は、第百四十五条第三項又は第百四十六条第一項の義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式会社については、前項の規定にかかわらず、前条第五項の規定により示された事項を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

3 前項の場合には、発行者は、特定被通知株主(第百四十七条第三項(第百四十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特定被通知株主をいう。以下この項において同じ。)については、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 前条第一項の規定により通知された特定被通知株主の有する振替株式の数

二 第百四十五条第三項又は第百四十六条第一項の義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知株主に係るものの数

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における株主の議決権)

第百五十三条 第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式以外の株式について一株に満たない端数が生じたとき、又は単元未満株式が生じたときは、各株主は、会社法第三百八条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数(これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数)の議決権を有する。

(少数株主権等の行使に関する会社法の特例)

第百五十四条 振替株式会社についての少数株主権等の行使については、会社法第百三十条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の振替株式会社についての少数株主権等は、次項の通知がされた後政令で定める期間が経過する日までの間でなければ、行使することができない。

3 振替機関は、特定の銘柄の振替株式会社について自己又は下位機関の加入者からの申出があった場合には、遅滞なく、当該振替株式の発行者に対し、当該加入者の氏名又は名称及び住所並びに次に掲げる事項その他主務省令で定める事項の通知

をしなければならない。

- 一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が第百五十一条第二項第一号の申出をしたものを除く。）の数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項
 - 二 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのものの数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項
 - 三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのものの数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項
- 4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。
- 5 第百五十一条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

（株式買取請求に関する会社法の特例）

第百五十五条 振替株式の株主が会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定により当該振替株式を買い取るとを請求した場合には、発行者は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（取得請求権付株式に関する会社法の特例）

第百五十六条 取得請求権付株式である特定の銘柄の振替株式について会社法第百六十六条第一項本文の規定による請求をする加入者は、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

- 2 会社法第百六十七条第一項の規定にかかわらず、同法第百六十六条第一項本文の規定による請求に係る取得請求権付株式が振替株式である場合には、発行者は、前項の振替の申請により発行者の口座における保有欄に当該取得請求権付株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。
- 3 会社法第百六十六条第一項本文の規定による請求により振替株式の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替株式を交付する会社に示さなければならない。

（取得条項付株式等に関する会社法の特例）

第百五十七条 取得条項付株式である振替株式の発行者が当該振替株式の一部を取

得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第一百七条第二項第三号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替株式会社について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 会社法第一百七十条第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請によりその口座における保有欄に同項前段の振替株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。

3 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式（会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）である振替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第一百七条第二項第三号イの事由が生じた日又は同法第七十一条第一項第三号に規定する取得日（以下この項において「効力発生日」という。）以後遅滞なく、効力発生日を第三百三十五条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。

4 会社法第一百七十条第一項及び第一百七十三条第一項の規定にかかわらず、前項の場合には、発行者は、全部抹消の通知により同項の振替株式会社についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替株式を取得する。

（株式の消却に関する会社法の特例）

第二百五十八条 発行者が自己の振替株式を消却しようとするときは、当該振替株式会社について抹消の申請をしなければならない。

2 振替株式の消却は、第三百三十四条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株券喪失登録がされた株券に係る会社法等の特例）

第二百五十九条 第三百十条第一項の規定にかかわらず、株券喪失登録がされた株券の株式については、登録抹消日（会社法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで第三百十条第一項の通知をすることができない。

2 前項の株式の発行者は、登録抹消日において、振替機関等に対して、当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者（以下この条において「名義人等」という。）のために第三百三十一条第三項本文の申出をしなければならない。ただし、当該名義人等が登録抹消日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座が

あるときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者が第一項の株式について第三百十条第一項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める事項として同項の通知をしなければならない。

一 前項本文の名義人等である加入者の氏名又は名称 第三百十条第一項第二号に掲げる事項

二 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした特別口座） 第三百十条第一項第三号に掲げる事項

（合併等に関する会社法の特例）

第六十条 消滅会社等の株式が振替株式でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第三十一条第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。

2 存続会社等が吸収合併等に際して振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

3 消滅会社等の株式が振替株式である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないときは、当該消滅会社等は、合併等効力発生日を第三十五条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。

4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替株式を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替株式を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（適用除外等）

第六十一条 振替株式については、会社法第二百二十二条第一項から第三項まで、第三百十二条第二号及び第三号、第三百三十三条、第四百七条第一項、第四百十八条並びに第五十二条の規定は、適用しない。

2 会社法第一百六条第三項、第五十八条第一項、第六十八条第二項、第六十九条第三項、第七十条第三項、第八十一条第一項、第九十五条第二項、

第二百一条第三項、第二百四十条第二項、第四百六十九条第三項、第七百七十六条第二項、第七百八十三条第五項、第七百八十五条第三項、第七百九十七条第三項、第八百四条第四項及び第八百六条第三項の規定にかかわらず、振替株式を発行している会社は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

- 3 振替株式の譲渡における会社法第百三十条第一項の規定の適用については、同項中「株式会社その他の第三者」とあるのは、「株式会社」とする。

第五節 雑則

第百六十二条 次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

一 第百三十条第一項の通知 同項第九号に掲げる事項

二 第百三十八条第一項前段の通知 同項第七号に掲げる事項

- 2 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の発行者の負担とする。

第八章 新株予約権の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第百六十三条 新株予約権の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権(その目的である株式が振替株式であるものに限り、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項の定めがあるもの及び新株予約権付社債に付されたものを除く。)の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であって、振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株予約権」という。)についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(新株予約権証券の不発行)

第百六十四条 振替新株予約権については、新株予約権証券を発行することができない。

- 2 振替新株予約権の新株予約権者は、当該振替新株予約権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替新株予約権が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権証券の発行を請求することができる。

- 3 前項の新株予約権証券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第百六十五条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

- 2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。
 - 一 当該口座管理機関が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）
 - 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）
- 3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 加入者の氏名又は名称及び住所
 - 二 発行者の商号及び振替新株予約権の種類（以下この章において「銘柄」という。）
 - 三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所
 - 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数
 - 六 その他政令で定める事項
- 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 銘柄ごとの数
 - 三 その他政令で定める事項
- 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 銘柄
 - 二 銘柄ごとの数
 - 三 その他政令で定める事項
- 6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

(振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続)

第百六十六条 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該発行に係る振替新株予約権の銘柄

- 二 前号の振替新株予約権の新株予約権者又は質権者である加入者の氏名又は名称
 - 三 前号の加入者のために開設された第一号の振替新株予約権の振替を行うための口座
 - 四 加入者ごとの第一号の振替新株予約権の数（次号に掲げるものを除く。）
 - 五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替新株予約権の数及び当該数のうち新株予約権者ごとの数
 - 六 前号の新株予約権者の氏名又は名称及び住所
 - 七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数
 - 八 前条第三項第六号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
 - 九 第一号の振替新株予約権の総数、当該振替新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録
 - イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の新株予約権者であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録
 - ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替新株予約権の数及び当該数のうち新株予約権者ごとの数の増加の記載又は記録
 - ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録
 - ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
 - ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録
- 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替新株予約権の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（発行者が新株予約権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第百六十七条 会社が特定の銘柄の振替新株予約権を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者のために開設された振替新株予約権の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替新株予約権の新株予約権者（質権者があるときは、その質権の目的である新株予約権の新株予約権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の新株予約権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の新株予約権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の新株予約権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該新株予約権者又は当該質権者のために振替新株予約権の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該新株予約権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替新株予約権に係る新株予約権の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該新株予約権について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の新株予約権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（振替手続）

第百六十八条 特定の銘柄の振替新株予約権について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数

二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該新株予約権者ごとの数

四 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

六 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 振替数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の新株予約権者ごとの数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により

示された保有欄又は質権欄（機関口座にあっては、第百六十五条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の新株予約権者ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄にお

ける第四項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての振替手続等に関する特例）

第百六十九条 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該加入者又は当該振替新株予約権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替新株予約権に係る第百六十六条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であって株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者（以下この条において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であって執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第百六十七条第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替新株予約権についての振替の申請

3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（抹消手続）

第百七十条 特定の銘柄の振替新株予約権について、抹消の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

- 3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数を示さなければならない。
- 4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
（全部抹消手続）

第一百七十一条 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該振替新株予約権の銘柄
 - 二 当該振替新株予約権についての記載又は記録の全部を抹消する日
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
（振替新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第一百七十二条 振替機関等は、第六十六条第一項第九号に規定する期間の満了後、

直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（記載又は記録の変更手続）

第百七十三条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第百六十五条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替新株予約権の譲渡）

第百七十四条 振替新株予約権の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第百六十五条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権の質入れ）

第百七十五条 振替新株予約権の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権の信託の対抗要件）

第百七十六条 振替新株予約権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第百六十五条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第百七十七条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第百七十八条 振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株予約権についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第百七十九条 前条の規定による振替新株予約権の取得によりすべての新株予約権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権の総数が当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるとき

は、振替機関は、その超過数（第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。）に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得する義務を負う。

- 一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数
 - 二 当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。）
- 2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。
- 3 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。
- 4 前項に規定する振替新株予約権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。
- 5 振替機関は、振替新株予約権について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第一百八十条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数（第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。）に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数
 - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数
- 2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- 一 前項第一号に規定する数
 - 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数
- 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数

の同項に規定する銘柄の振替新株予約権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得する義務を負う。

- 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該放棄の意思表示をした旨
 - 二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権の銘柄及び数
 - 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
 - 一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録
 - 二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）
- 第百八十一条 第百七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各新株予約権者は、当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。
- 一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数）
 - 二 すべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）
- 2 第百七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各新株予約権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第百八十二条 第百八十条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数（以下この条において「口座管理機関分制限数」という。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該口座管理機関の下位機関であって第百八十条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該口座管理機関の下位機関であって第百八十条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

2 第百八十条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する新株予約権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

第四節 会社法の特例

（新株予約権買取請求に関する会社法の特例）

第百八十三条 振替新株予約権の新株予約権者が会社法第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該新株予約権者の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（新株予約権の発行に関する会社法の特例）

第百八十四条 振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の規定による通知において、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

- 2 会社法第二百四十九条第三号の規定にかかわらず、振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権の内容及び数並びに当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 振替新株予約権の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百四十二条第二項の書面に記載し、又は同法第二百四十四条第一項の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。
- 4 会社法第六十六条第一項本文の規定による請求により振替新株予約権の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替新株予約権を交付する会社に示さなければならない。

（取得条項付新株予約権に関する会社法の特例）

第百八十五条 取得条項付新株予約権（会社法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。以下この章及び次章において同じ。）である振替新株予約権の発行者が当該振替新株予約権の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

- 2 会社法第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請により、その口座における保有欄に同項前段の振替新株予約権に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替新株予約権を取得する。
- 3 取得条項付新株予約権である振替新株予約権の発行者が当該振替新株予約権の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、その日を第七十一条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。
- 4 会社法第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により前項の振替新株予約権についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替新株予約権を取得する。

（総新株予約権者通知）

第百八十六条 振替機関は、振替機関等が第七十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたときは、発行者に対し、その

抹消に係る振替新株予約権の新株予約権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（第五項において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

2 前項の規定により通知する場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を新株予約権者として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に新株予約権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 第八十一条第一項又は第八十二条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権のうち第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。

4 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権につき、第一項の通知のために必要な事項（前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

5 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の新株予約権者についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

（新株予約権の消却に関する会社法の特例）

第八十七条 発行者が自己の振替新株予約権を消却しようとするときは、当該振替新株予約権について抹消の申請をしなければならない。

2 振替新株予約権の消却は、第七十条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（新株予約権の行使に関する会社法の特例）

第八十八条 振替新株予約権を行使する加入者は、当該振替新株予約権について抹消の申請をしなければならない。

（合併等に関する会社法の特例）

第八十九条 存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振

替新株予約権を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第百六十七条第一項第一号の一定の日として同項の規定による通知をしなければならない。

- 2 存続会社等が吸収合併等にして振替新株予約権を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について振替の申請をしなければならない。
- 3 振替新株予約権の発行者が合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）、吸収分割（会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。）、新設分割（同法第七百六十三条第十号に規定する場合に限る。）、株式交換（同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。）又は株式移転（同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。）をしようとする場合には、当該発行者は、これらの行為（以下この条において「合併等」という。）がその効力を生ずる日又は合併等により設立する会社の成立の日を第七十一条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。
- 4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併にして振替新株予約権を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。
- 5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割にして振替新株予約権を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする株式会社のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（適用除外）

第百九十条 振替新株予約権については、会社法第二百五十七条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項並びに第二百七十条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第五節 雑則

第百九十一条 第百六十六条第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第九号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

- 2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権の発行者の負担とする。

第九章 新株予約権付社債の振替

第一節 通則

（権利の帰属等）

第百九十二条 新株予約権付社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権付社債（当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である

株式が振替株式であるものに限り、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項の定めがあるものを除く。)の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であって、振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株予約権付社債」という。)についての権利(第二百五条に規定する利息の請求権を除く。)の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

- 2 この章において、振替新株予約権付社債の数は、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の数によるものとする。ただし、振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅した場合における当該消滅した新株予約権に係る振替新株予約権付社債の数は、当該消滅した新株予約権の数によるものとする。

(新株予約権付社債券の不発行)

第百九十三条 振替新株予約権付社債については、新株予約権付社債券(会社法第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

- 2 振替新株予約権付社債を有する者(以下この章において「振替新株予約権付社債権者」という。)は、当該振替新株予約権付社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替新株予約権付社債が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権付社債券の発行を請求することができる。

- 3 前項の新株予約権付社債券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第百九十四条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

- 2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。
 - 一 当該口座管理機関が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座」という。)
 - 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「顧客口座」という。)
- 3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 加入者の氏名又は名称及び住所
 - 二 発行者の商号及び振替新株予約権付社債の種類(振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのもの

のであるときはその旨を含む。以下この章において「銘柄」という。）

三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株予約権付社債の発行時の新規記載又は記録手続）

第百九十五条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行に係る振替新株予約権付社債の銘柄

二 前号の振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者のために開設された第一号の振替新株予約権付社債の振替を行うための口座

四 加入者ごとの第一号の振替新株予約権付社債の数（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替新株予約権付社債の数及び当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数

六 前号の振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

- 八 前条第三項第六号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
- 九 第一号の振替新株予約権付社債の総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録
- イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の振替新株予約権付社債権者であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録
- ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替新株予約権付社債の数及び当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数の増加の記載又は記録
- ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録
- ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
- ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録
- 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知
- 3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
（発行者が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）
- 第百九十六条 会社が特定の銘柄の振替新株予約権付社債を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者のために開設された振替新株予約権付社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場

合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。)は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者(質権者があるときは、その質権の目的である振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者を除く。)及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の振替新株予約権付社債権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座(第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。)を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の振替新株予約権付社債権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために振替新株予約権付社債の振替を行うための口座(以下この章において「特別口座」という。)の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該新株予約権付社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座(当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座)を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

(振替手続)

第百九十七条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減

- 少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。
- 2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
 - 3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - 一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
 - 二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
 - 三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該振替新株予約権付社債権者ごとの数
 - 四 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）
 - 五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
 - 六 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
 - 4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録
 - イ 振替数についての減少の記載又は記録
 - ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の振替新株予約権付社債権者ごとの数の減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知
 - 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された保有欄又は質権欄（機関口座にあっては、第百九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

- 四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録
 - イ 前項第六号の振替新株予約権付社債権者ごとの数についての増加の記載又は記録
 - ロ 当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録
- 五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
 - 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録
- 四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録
- 五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録
 - 二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録
 - 三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下

位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

- 8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
（特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替手続等に関する特例）

第百九十八条 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債については、当該加入者又は当該振替新株予約権付社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

- 2 特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る第百九十五条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であって株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権付社債の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者（以下この条において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であって執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第百九十六条第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替新株予約権付社債についての振替の申請

- 3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（抹消手続）

第百九十九条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、抹消の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

- 2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
- 3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
 - 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
- 4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 発行者は、振替新株予約権付社債権者又は質権者のために社債管理者等（第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ。）に対して振替新株予約権付社債の償還をする場合を除くほか、振替新株予約権付社債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替新株予約権付社債の銘柄についての当該償還に係る振替新株予約権付社債についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。
- 8 前項の規定は、振替新株予約権付社債権者又は質権者のために振替新株予約権付社債の償還を受けた社債管理者等が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。
- （全部抹消手続）

第二百条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該振替新株予約権付社債の銘柄
 - 二 当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消する日
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通

知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百一条 振替機関等は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を行使することができる期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する記載又は記録手続）

第二百二条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）に付された新株予約権の行使があった場合には、新株予約権の行使により当該振替新株予約権付社債についての社債が消滅するときを除き、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該行使があった後、遅滞なく、当該行使があった後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座（顧客口座を除く。）において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債

の銘柄及び数

三 その他主務省令で定める事項

- 4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 前項第一号の口座の保有欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第三号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
（振替新株予約権付社債の償還に関する記載又は記録手続）

第二百三条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（新株予約権が消滅しているものを除く。）について社債の償還があった場合には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該償還があった後、遅滞なく、当該償還があった後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座（顧客口座を除く。）において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

- 2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。
- 3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - 一 第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
 - 二 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
 - 三 第一号の口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

四 その他主務省令で定める事項

- 4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第四号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（記載又は記録の変更手続）

第二百四条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第九十四条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替新株予約権付社債の譲渡）

第二百五条 振替新株予約権付社債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第二百九条までにおいて同じ。）の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権付社債の質入れ）

第二百六条 振替新株予約権付社債の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権付社債の信託の対抗要件）

第二百七条 振替新株予約権付社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第九十四条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第二百八条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限

る。)における記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第二百九条 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替新株予約権付社債についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第二百十条 前条の規定による振替新株予約権付社債の取得によりすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権付社債の総数が当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数(第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得する義務を負う。

- 一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数
 - 二 当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数
- 2 前項の「発行総数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数(第三号にあっては総数)をいう。
- 一 前項の振替新株予約権付社債が社債の償還済みのものである場合 社債の償還(第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした償還を除く。)があった振替新株予約権付社債の数(新株予約権が消却され、又は行使されたものの数を除く。)
 - 二 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の行使後のものである場合 新株予約権の行使(第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を除く。)があった振替新株予約権付社債の数(社債の償還があったものの数を除く。)
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 振替新株予約権付社債の総数(新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。)
- 3 第一項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権付社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又

は記録がなかったとした場合の数とする。

- 4 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権付社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権付社債についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。
- 5 前項に規定する振替新株予約権付社債についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。
- 6 振替機関は、振替新株予約権付社債について第四項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権付社債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第二百十一条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権付社債について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数
 - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数
- 2 前条第三項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
 - 一 前項第一号に規定する数
 - 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数
 - 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権付社債を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得する義務を負う。
 - 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該放棄の意思表示をした旨
 - 二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数
 - 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における次に

掲げる記載又は記録をしなければならない。

- 一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録
- 二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百十二条 第二百十条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第四項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株予約権付社債権者は、当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数（以下この条及び第二百二十一条において「振替機関分制限数」という。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。

- 一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該振替新株予約権付社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数）
- 二 すべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

2 第二百十条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

- 一 前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち振替機関分制限数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務
- 二 前号に掲げるもののほか、第二百十条第一項又は第四項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百十三条 第二百十一条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座

管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数（以下この条及び第二百二十一条において「口座管理機関分制限数」という。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該口座管理機関の下位機関であって第二百十一条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該振替新株予約権付社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該口座管理機関の下位機関であって第二百十一条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

2 第二百十一条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち口座管理機関分制限数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百十一条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（発行者が誤って振替新株予約権付社債の償還等をした場合における取扱い）

第二百十四条 発行者が第二百十二条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた部分に相応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

- 2 前項の場合において、振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、同項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。
- 3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百十二条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 会社法の特例

(新株予約権付社債の買取請求に関する会社法の特例)

第二百十五条 振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者が会社法第一百八条第一項及び第二項、第七百七十七条第一項及び第二項、第七百八十七条第一項及び第二項又は第八百八条第一項及び第二項の規定により当該振替新株予約権付社債を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該振替新株予約権付社債権者に対し、当該振替新株予約権付社債の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権付社債について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該振替新株予約権付社債権者の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(新株予約権付社債の発行に関する会社法の特例)

第二百十六条 振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債についての会社法第二百四十二条第一項の規定による通知において、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

- 2 会社法第二百四十九条第三号の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の内容及び数並びに当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 振替新株予約権付社債についての社債原簿には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 4 振替新株予約権付社債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百四十二条第二項の書面に記載し、又は同法第二百四十四条第一項の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。
- 5 会社法第六十六条第一項本文の規定による請求により振替新株予約権付社債の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替新株予約権付社債を交付する会社に示さなければならない。

(取得条項付新株予約権付社債に関する会社法の特例)

第二百十七条 取得条項付新株予約権が付された振替新株予約権付社債の発行者が

当該振替新株予約権付社債の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

- 2 会社法第二百七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請によりその口座における保有欄に同項前段の振替新株予約権付社債に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替新株予約権付社債を取得する。
- 3 第一項に規定する発行者が同項の振替新株予約権付社債の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、その日を第二百条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。
- 4 会社法第二百七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替新株予約権付社債を取得する。

（総新株予約権付社債権者通知）

第二百十八条 振替機関は、第二百条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたときは、発行者に対し、その抹消に係る振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該振替新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（第五項において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

- 2 前項の規定により通知する場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を振替新株予約権付社債権者として通知しなければならない。
 - 一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者
 - 二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に振替新株予約権付社債権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者
- 3 第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債のうち第二百十二条第一

項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。

4 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債につき、第一項の通知のために必要な事項（前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

5 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の振替新株予約権付社債権者についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

（新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する会社法の特例）

第二百十九条 発行者が自己の振替新株予約権付社債に付された新株予約権を消却しようとするときは、当該振替新株予約権付社債について抹消の申請をしなければならない。

2 振替新株予約権付社債の消却は、第九十九条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する会社法の特例）

第二百二十条 振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する加入者は、当該振替新株予約権付社債について抹消の申請をしなければならない。

（超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権付社債権者の議決権等）

第二百二十一条 第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の場合においては、各振替新株予約権付社債権者は、会社法第七百二十三条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の数（振替機関分制限数及び口座管理機関分制限数の合計数を除く。）に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項並びに担保付社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の振替新株予約権付社債権者は、振替機関分制限数及び口座管理機関分制限数については、振替新株予約権付社債を有しないものとみなす。

（証明書の提示）

第二百二十二条 振替新株予約権付社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文の規定により書面の交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め

る者に当該書面を提示しなければならない。

一 社債管理者がある場合 当該社債管理者

二 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合
当該受託会社

三 前二号に掲げる場合以外の場合 発行者

2 振替新株予約権付社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、社債権者集会の日の一週間前までに前項の規定による提示をし、かつ、社債権者集会の日に当該提示をしなければならない。

3 振替新株予約権付社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての第九十四条第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

4 前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。

(合併等に関する会社法の特例)

第二百二十三条 存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第九十六条第一項第一号の一定の日として同項の規定による通知をしなければならない。

2 存続会社等が吸収合併等に際して振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について振替の申請をしなければならない。

3 振替新株予約権付社債の発行者が合併(合併により当該発行者が消滅する場合に限る。)、吸収分割(会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。)、新設分割(同法第七百六十三条第十号に規定する場合に限る。)、株式交換(同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。)又は株式移転(同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。)をしようとする場合には、当該発行者は、これらの行為(以下この条において「合併等」という。)がその効力を生ずる日又は合併等により設立する会社の成立の日を第二百条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。

4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を

行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

- 5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする株式会社のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（適用除外）

第二百二十四条 振替新株予約権付社債については、会社法第二百五十七条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項から第三項まで、第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第五節 雑則

第二百二十五条 次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

- 一 第九十五条第一項の通知 同項第九号に掲げる事項
- 二 第二百二条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第三号に掲げる事項
- 三 第二百三条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第四号に掲げる事項

- 2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行者の負担とする。

第十章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替

（権利の帰属）

第二百二十六条 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資口」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

- 2 発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるには、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）全員の同意又は執行役員（同法第九十条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定によらなければならない。
- 3 前項の執行役員の決定については、役員会（投資信託及び投資法人に関する法

律第一百二十二条に規定する役員会をいう。)の承認を受けなければならない。

(投資証券の不発行等)

第二百二十七条 振替投資口については、投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替投資口の投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。)は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券(公示催告手続(非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百十二条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。))が行われているものを除く。)は、次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第三百三十条第二項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百二十八条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十四条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第四百五十条第五項及び第六項、第四百五十六条から第四百五十八条まで、第四百六十条第二項、第四項及び第五項並びに第四百六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録投資口質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	投資主名簿
発行総数	発行総口数
消滅会社等	消滅投資法人
存続会社等	存続投資法人
新設会社等	新設投資法人
吸収合併等	吸収合併

新設合併等	新設合併
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知投資主
少数株主権等	少数投資主権等
事業年度	営業期間
特別株主	特別投資主

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第二号	商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）	商号
第百三十条第一項第二号	会社法第百五十二条第一項に規定する登録株式質権者	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第四項に規定する登録投資口質権者（第百二十九条の規定により投資主名簿（同法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された質権者を除く。）
第百三十一条第一項	一月前までに	一月前までに公告し、かつ、
第百三十一条第一項第四号	四 その他主務省令で定める事項	四 投資法人の成立後にその投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。）について第十三条第一項の同意を与える場合にあっては、第一号の一定の日において投資証券（同法第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）は無効となる旨 五 その他主務省令で定める事項

<p>第百三十一条第四項</p>	<p>会社が第一項の振替株式に係る株式の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該</p>	<p>投資法人は、第一項第一号の一定の日において、同項に規定する特定の銘柄の</p>
	<p>同項の</p>	<p>第十三条第一項の</p>
<p>第百三十一条第五項</p>	<p>5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。</p>	<p>5 第一項に規定する場合において、投資法人が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。）又は登録投資口質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該投資法人が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。</p> <p>6 第一項の規定にかかわらず、投資口の全部について投資証券を発行していない投資法人が当該銘柄の振替投資口（第二百二十六条第一項に規定する振替投資口をいう。）を交付しようとする場合には、第一項第一号の一定の日の一月前までに、投資主及び登録投資口質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。</p> <p>7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p>
<p>第百三十七条第一項第三号</p>	<p>会社法第二百二十四条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の</p>

		三第二項
第百三十八条第一項	消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する	消滅する投資法人（以下「消滅投資法人」という
	存続会社等又は新設会社等	吸収合併により存続する投資法人（以下「存続投資法人」という。）又は新設合併により設立する投資法人（以下「新設投資法人」という。）
	、合併等効力発生日	、合併の効力発生日（吸収合併にあつては投資信託及び投資法人に関する法律第百四十七条第一項第四号の効力発生日をいい、新設合併にあつては同法第百四十八条の二第一項の成立の日をいう。以下同じ。）
第百四十五条第一項	消却された	払い戻された
第百四十七条第三項	会社法第百二十四条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第二項
第百四十七条第三項第四号	前号に規定する場合における	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合における投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項において読み替えて準用する
第百四十七条第四項及び第百四十八条第三項の表	会社法第百二十四条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第二項
第百四十九条第一項	剰余金の配当	代金（投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条第一項に規定する代金をいう。以下この条において同じ。）の交付、投資口の払戻し（同法第百二十四条第一項に規定する投資口の払戻しをいう。以下この条において同じ。）又は金銭の分配（同法第百三十七条第一

		項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。)
	効力	効力又は当該発行者に対抗することができる口数を減少させる効力
第百四十九条第二項及び第三項	剰余金の配当	代金の交付、投資口の払戻し又は金銭の分配
第百五十条第一項	発起人	設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）
	会社法第三十二条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十条の二第一項
第百五十条第二項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項又は第八十三条第一項
第百五十条第四項	会社法第二百三条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第三項
	同法第二百五条	同条第九項において準用する会社法第二百五条
第百五十一条第一項第四号	経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）	経過したとき
第百五十二条第一項	会社法第三百十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項
第百五十三条	一株	投資口一口
	生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき	生じたとき
	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に	については、当該端数（
第百五十四条第一項	会社法第三百十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項
第百五十五条	会社法第一百六条第一項、第九十二条第一項、第四百六十九条第一	投資信託及び投資法人に関する法律第一百四十一条第一項、第一百四十九条の

	項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項	三第一項、第四百四十九条の八第一項又は第四百四十九条の十三第一項
第百五十九条第一項	株券喪失登録がされた株券	第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法第四百十二条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券
	については、登録抹消日（会社法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで	については、
第百五十九条第二項	登録抹消日において	同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があった場合には、遅滞なく
	当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者	当該請求を行った者
	名義人等	請求者
	登録抹消日までに	当該申出の日までに
第百五十九条第三項第一号	名義人等	請求者
第百六十条第一項	でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合	でない場合
第百六十条第三項	交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないとき	交付しようとするとき

（発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例）

第二百二十九条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該投資口の質権者（登録投資口質権者（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第四項に規定する登録投資口質権者をいう。）を除く。）は、前条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一

号の一定の日の前日までに、発行者に対し、同法第七十九条第四項において準用する会社法第四百八条各号に掲げる事項を投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。）に記載し、又は記録することを請求することができる。

（振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続）

第二百三十条 特定の銘柄の振替投資口について、その払戻し（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十四条第一項に規定する投資口の払戻しをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座（顧客口座（第二百二十八条第一項において準用する第二百二十九条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 第一項前段の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄（第二百二十八条第一項において準用する第二百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）であるか、又は質権欄（第二百二十八条第一項において準用する同号口に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。）であるかの別

三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主ごとの口数

4 第一項前段の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項

第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百三十一条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第九十六条第一項及び第二項、第九十七条並びに第二百十九条の規定の適用については、振替投資口は、同法に規定する投資証券等のうち同法に規定する投資証券とみなす。

（振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百三十二条 発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条の二第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、同条第二項において準用する会社法第一百八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を同号の日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、投資口の併合は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条の二第二項において準用する会社法第一百八十条第二項第二号の日にその効力を生ずる。

（振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外）

第二百三十三条 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第三項において準用する会社法第一百三十二条第二号及び第三号並びに第一百三十三条の規定並びに投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第四項において準用する会社法第一百四十八条の規定は、適用しない。

2 投資信託及び投資法人に関する法律第一百四十九条の二第二項、第一百四十九条の三第二項、第一百四十九条の八第二項、第一百四十九条の十二第二項及び第一百四十九条の十三第二項の規定にかかわらず、振替投資口を発行している投資法人は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

3 振替投資口の払戻しの停止をする場合における投資信託及び投資法人に関する

法律第四百四十六条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「公告し又は各投資主に通知して」とあるのは「公告して」と、同条第三項中「公告又は通知」とあるのは「公告」とする。

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百三十四条 優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十九条第一項に規定する優先出資証券をいう。)を発行する旨の定款の定めがない協同組織金融機関の優先出資(同法第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下この節において「振替優先出資」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。)の決定によらなければならない。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百三十五条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百六十六条、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第五百十条第一項、第五項及び第六項、第五十一条第一項第二号、第五十五条から第五十七条まで、第六十条第四項及び第五項並びに第六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録優先出資質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	優先出資者名簿
発行総数	発行総口数
消滅会社等	消滅協同組織金融機関
存続会社等	存続協同組織金融機関
新設会社等	新設協同組織金融機関
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等

特別株主	特別優先出資者
株券喪失登録者	優先出資証券喪失登録者

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第二号	商号	名称
	種類株式発行会社	種類優先出資発行協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第八条第一項第一号に規定する種類優先出資発行協同組織金融機関をいう。）
第三百十条第一項	会社の成立後	優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の発行後
	成立後同意	発行後同意
第三百十条第一項第二号	会社法第五十二条第一項に規定する登録株式質権者	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十七条第三項において読み替えて準用する会社法第四百九条第一項に規定する登録優先出資質権者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第一項において準用する会社法第二百十八条第五項の規定により優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された質権者を除く。）
第三百十一条第一項	新設合併に際して	新設合併（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三条第一項第二号から第六号までの規定による合併を除く。以下同じ。）に際して

第百三十七条第一項第三号	基準日（会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ	一定の日（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第二項第一号に規定する一定の日をいう。以下この条において同じ
第百三十七条第三項	基準日	一定の日
第百三十八条第一項	消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する	消滅する協同組織金融機関（以下「消滅協同組織金融機関」という
	存続会社等又は新設会社等	吸収合併（金融機関の合併及び転換に関する法律第三条第一項第二号から第六号までの規定による合併を除く。以下同じ。）により存続する協同組織金融機関（以下「存続協同組織金融機関」という。）又は新設合併により設立する協同組織金融機関（以下「新設協同組織金融機関」という。）
第百四十七条第三項第四号	前号に規定する場合における会社法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主の株式	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十六条において準用する会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を定めた場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十三条第三項に規定する優先出資
第百四十九条第一項	剰余金の配当	優先的配当（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第一項第二号に規定する優先的配当をいう。以下この条において同じ。）、代金（同法第十六条第七項において準用する会社法第二百

		三十四条第一項各号列記以外の部分に規定する代金をいう。以下この条において同じ。)の交付又は剰余金の配当(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十九条第十一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)
第四百四十九条第二項及び第三項	剰余金の配当	優先的配当、代金の交付又は剰余金の配当
第四百五十条第二項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第一項
第四百五十条第四項	会社法第二百三条第二項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第二項
	第二百五条	第十条第四項
第四百五十一条第一項第四号	経過したとき(発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)	経過したとき
第四百五十一条第七項	第一項第一号、第二号	第一項第一号
第四百五十二条第一項	会社法第三百十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項
第四百五十三条	一株	優先出資一口
	生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき	生じたとき
	会社法第三百八条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十三条第一項
	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数(これらの数に	については、当該端数(
第四百五十四条第一項	会社法第三百十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項
第四百五十九条第一項	株券喪失登録	優先出資証券喪失登録(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読

		み替えて準用する会社法第二百二十三条の優先出資証券喪失登録をいう。)
第一百六十条第一項	でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合	でない場合
第一百六十条第三項	交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないとき	交付しようとするとき

(振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外)

第二百三十六条 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十六条において準用する会社法第二百二十二条第一項から第三項まで、第三百二十二条第二号及び第三号並びに第三百三十三条の規定並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十七条第三項において準用する会社法第四百七条第一項、第四百四十八条及び第五百五十二条第三項の規定は、適用しない。

- 2 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第七条第一項の規定にかかわらず、振替優先出資を発行している協同組織金融機関は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。
- 3 振替優先出資の譲渡における協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「協同組織金融機関その他の第三者」とあるのは、「協同組織金融機関」とする。

第三節 特定目的会社の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百三十七条 優先出資(資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この章において同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下この章において「振替優先出資」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

- 2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

第二百三十八条 振替優先出資については、優先出資証券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

- 2 振替優先出資の優先出資社員(資産の流動化に関する法律第二十六条に規定す

る優先出資社員をいう。以下同じ。)は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替優先出資が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。

- 3 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。
- 4 次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条第一項において準用する第三十条第二項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。
- （優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第二百三十九条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十一条第二項、第三百四十二条、第三百三十五条、第三百三十七条、第三百三十八条、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第五百十条第一項、第五百十一条第一項第三号、第五百十六条から第五十八条まで、第六十条、第六十一条及び第六十二条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録優先出資質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	優先出資社員名簿
発行総数	発行総口数
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資社員
少数株主権等	少数優先出資社員権等
特別株主	特別優先出資社員

- 2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第二号	種類株式発行会社	二以上の種類の優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定
---------------	----------	-----------------------------------

		する優先出資をいう。以下同じ。)を発行する特定目的会社
第百三十条第一項	会社の成立後	優先出資の発行後
	成立後同意	発行後同意
第百三十条第一項 第二号	会社法第百五十二条第一項に規定する登録株式質権者	資産の流動化に関する法律第四十三条第四項に規定する登録優先出資質権者(第二百四十四条の規定により優先出資社員名簿(同法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。以下同じ。)に記載され、又は記録された質権者を除く。)
第百三十一条第一項	特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を知ることができないとき	発行済みの特定の種類の優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に
	新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下	以下
	次に掲げる事項	第一号の一定の日において優先出資証券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)は無効となる旨及び次に掲げる事項
	第一号	同号
	一月前までに当該振替株式	一月前までに公告し、かつ、当該優先出資
	又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるもの	及び登録優先出資質権者
第百三十一条第一項第一号	振替株式	優先出資
	通知又は振替の申請	通知
第百三十一条第四	会社が第一項の振替株式	特定目的会社は、第一項

項	に係る株式の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該	第一号の一定の日において、同項に規定する特定の種類の
	同項の	第十三条第一項の
第百三十一条第五項	<p>5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。</p>	<p>5 第一項に規定する場合において、特定目的会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の優先出資社員（資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいう。以下同じ。）又は登録優先出資質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該特定目的会社が開設の申出をした特別口座）を前条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。</p> <p>6 第一項の規定にかかわらず、優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第二項において準用する会社法第二百十七条第四項の規定により優先出資証券を発行していない特定目的会社が第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、第一項第一号の一定の日の一月前までに、優先出資社員及び登録優先出資質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。</p> <p>7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p>

第百三十三条第二項	通知又は振替の申請	通知
	当該通知又は当該振替の申請	当該通知
第百三十六条第三項	保有欄等において	口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において
第百四十七条第三項	会社法第二百二十四条第一項	資産の流動化に関する法律第四十三条第二項
第百四十七条第三項第四号	前号に規定する場合における会社法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主の株式	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日（資産の流動化に関する法律第四十三条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を定めた場合における同法第五十九条第一項に規定する内閣府令で定める社員の有する優先出資
第百四十七条第四項及び第百四十八条第三項の表	会社法第二百二十四条第一項	資産の流動化に関する法律第四十三条第二項
第百四十九条第一項	剰余金の配当	資産の流動化に関する法律第五十条第三項において準用する会社法第二百三十五条第一項に規定する代金の交付、優先資本金の額（資産の流動化に関する法律第四十二条第一項第一号に規定する優先資本金の額をいう。）の減少に伴う払戻し、利益の配当若しくは資産の流動化に関する法律第一百五十五条第一項に規定する中間配当（以下この条において「代金交付等」と総称する。）
第百四十九条第二項	同項の剰余金の配当	代金交付等
第百四十九条第三項	第一項の剰余金の配当	代金交付等
第百五十条第二項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十条第一項

第百五十条第四項	会社法第二百三条第二項	資産の流動化に関する法律第四十条第二項
	第二百五条	第四十一条第二項
第百五十条第五項	新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限る。）	転換特定社債（資産の流動化に関する法律第三百三十一条第一項に規定する転換特定社債をいい、転換によって発行すべき優先出資が振替優先出資（第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下同じ。）又は新優先出資の引受権（同法第三百三十九条第二項に規定する新優先出資の引受権をいい、その行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限る。以下同じ。）を付した新優先出資引受権付特定社債（同条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）
	新株予約権に	転換特定社債又は当該新優先出資引受権付特定社債に
	会社法第二百四十二条第一項	同法第二百二十二条第一項
	新株予約権の目的である	転換特定社債の転換によって発行すべき振替優先出資又は新優先出資の引受権の行使によって発行する
第百五十条第六項	新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるとき	転換特定社債の転換を請求する者又は新優先出資の引受権を行使する者
第百五十一条第一項第四号	会社法第四百五十四条第五項	資産の流動化に関する法律第一百五十一条第一項
第百五十二条第一項	会社法第三百十条第一項	資産の流動化に関する法律第四十五条第一項
第百五十三条	一株	優先出資一口
	生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき	生じたとき

	会社法第三百八条第一項	資産の流動化に関する法律第五十九条第一項
	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に	については、当該端数（
第百五十四条第一項	会社法第三百十条第一項	資産の流動化に関する法律第四十五条第一項
第百五十五条	会社法第一百六条第一項、第一百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項	資産の流動化に関する法律第百五十三条第一項
第百五十九条第一項	株券喪失登録がされた株券	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている優先出資証券
	については、登録抹消日（会社法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで	については、
第百五十九条第二項	登録抹消日において	同項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があった場合には、遅滞なく
	当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者	当該請求を行った者
	名義人等	請求者
	登録抹消日までに	当該申出の日までに
第百五十九条第三項第一号	名義人等	請求者

(振替優先出資の消却に関する記載又は記録手続)

第二百四十条 特定の銘柄 (前条第一項において準用する第二百二十九条第三項第二号に規定する銘柄をいう。以下第二百四十三条までにおいて同じ。) の振替優先出資について優先出資の消却をしようとする場合 (次条第一項及び第二百四十二条第一項に規定する場合を除く。) には、当該振替優先出資の発行者は、第二百四十五条第三項の一定の日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時以後、遅滞なく、当該振替優先出資について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座 (顧客口座 (前条第一項において準用する第二百二十九条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条及び次条において同じ。) を除く。) において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替優先出資について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替優先出資の銘柄及び口数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄 (前条第一項において準用する第百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。次条第三項及び第二百四十二条第五項において同じ。) であるか、又は質権欄 (前条第一項において準用する同号ロに規定する質権欄をいう。以下この条及び次条において同じ。) であるかの別

四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替優先出資についての優先出資社員の氏名又は名称及び住所並びに第二号の口数のうち当該優先出資社員ごとの口数

4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の口数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号

の優先出資社員ごとの口数の減少の記載又は記録

- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の口数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
（振替優先出資の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十一条 特定の銘柄の振替優先出資の全部について優先出資の消却をしようとする場合には、当該振替優先出資の発行者は、第二号の効力発生日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該優先出資の消却に係る振替優先出資の銘柄
- 二 第二百四十五条第一項の効力発生日
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替優先出資の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の効力発生日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替優先出資についての記載又は記録がされている保有欄等（第二百三十九条第一項において準用する第百三十六条第三項に規定する保有欄等をいう。次条第三項及び第五項において同じ。）において、当該振替優先出資の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。
- 4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（保有優先出資口数に応じた振替優先出資の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十二条 特定の銘柄の振替優先出資について優先出資社員の有する当該振替優先出資の口数に応じて優先出資の消却をしようとする場合には、当該振替優先出資の発行者は、第三号の効力発生日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該優先出資の消却に係る振替優先出資の銘柄
 - 二 一から次のイの発行総口数の口の発行総口数に対する割合を控除した割合
(以下この条において「減少比率」という。)
 - イ 優先出資の消却後の当該振替優先出資の発行総口数
 - ロ 優先出資の消却前の当該振替優先出資の発行総口数
 - 三 第二百四十五条第一項の効力発生日
 - 四 当該発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの一)
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替優先出資の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の効力発生日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替優先出資についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数についての減少の記載又は記録をしなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 5 振替機関等が第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によって減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従った措置を執らなければならない。
(発行者が誤って振替優先出資の消却をした場合における取扱い)
- 第二百四十三条 発行者が第二百三十九条第一項において準用する第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替優先出資についてした優先出資の消却は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替優先出資についての当該発行者に対抗することができる口数を減少させる効力を有しない。
- 2 前項に規定する優先出資の消却に際して優先出資社員に金銭が支払われたときは、当該優先出資社員は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。
 - 3 発行者は、第一項に規定する優先出資の消却をしたときは、前項に規定する金

額の限度において、第二百三十九条第一項において準用する第四百七条第二項又は第四百八条第二項の規定による優先出資社員の振替機関等に対する権利を取得する。

(発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百四十四条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該優先出資の質権者(登録優先出資質権者(資産の流動化に関する法律第四十三条第四項に規定する登録優先出資質権者をいう。))を除く。)は、第二百三十九条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日の前日までに、発行者に対し、同法第四十五条第四項において準用する会社法第四百四十八条各号に掲げる事項を優先出資社員名簿(資産の流動化に関する法律第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。)に記載し、又は記録することを請求することができる。

(振替優先出資の消却に関する資産の流動化に関する法律の特例)

第二百四十五条 発行者は、振替優先出資について優先出資の消却をしようとする場合には、その旨及び資産の流動化に関する法律第四十七条第三項に規定する効力発生日においてその効力が生ずる旨を当該効力発生日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の効力発生日(当該効力発生日において資産の流動化に関する法律百十一条第二項から第四項までの規定による手続が終了していないときは、その終了の時)にその効力を生ずる。

3 発行者は、第二百四十条第一項に規定する場合には、第一項の規定にかかわらず、その旨及び当該発行者の定める一定の日又は資産の流動化に関する法律百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時以後に当該振替優先出資について第二百四十条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

4 第二百四十条第一項に規定する場合には、第二項の規定にかかわらず、優先出資の消却は、同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(振替優先出資の併合に関する資産の流動化に関する法律の特例)

第二百四十六条 発行者は、振替優先出資について優先出資の併合をしようとする場合には、資産の流動化に関する法律第五十条第一項において準用する会社法第一百八十条第二項各号に掲げる事項を同項第二号の日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の併合は、資産の流動化に関する法律第五十条第一項において準用する会社法第一百八十条第二項第二号の日にその効力を生ずる。

(振替優先出資についての資産の流動化に関する法律の適用除外)

第二百四十七条 振替優先出資については、資産の流動化に関する法律第四十五条第三項において準用する会社法第百三十二条第二号及び第三号並びに第百三十三条の規定並びに資産の流動化に関する法律第四十五条第四項において準用する会社法第百四十八条の規定は、適用しない。

2 資産の流動化に関する法律第百五十三条第四項において準用する会社法第百十六條第三項の規定にかかわらず、振替優先出資を発行している特定目的会社は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

第四節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

(権利の帰属)

第二百四十八条 資産流動化計画 (資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。) に新優先出資の引受権 (同法第百三十九条第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。) のみを譲渡することができる旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債 (当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限る。) の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であって、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権 (以下「振替新優先出資引受権」という。) についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によって発行する優先出資の払込金額によるものとする。

(新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百四十九条 第八章の規定 (第百六十三条、第百六十四条第三項、第百六十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号ロからニまで、第百六十七条、第百六十八条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第百六十九条、第百七十一条、第百八十三条、第百八十四条第二項及び第四項、第百八十五条から第百八十七条まで、第百八十九条並びに第百九十条の規定を除く。次項において同じ。) は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額

減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
合計数	合計額
超過数	超過額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額

2 第八章の規定を新優先出資の引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条第一項	新株予約権証券	新優先出資引受権証券 (資産の流動化に関する法律第百四十二条第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。)
第六十四条第二項	新株予約権証券	新優先出資引受権証券
第六十五条第三項第四号	数、当該数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所	金額
第六十六条第一項	当該振替新株予約権を発行した	当該振替新優先出資引受権(第二百四十八条第一項に規定する振替新優先出資引受権をいう。)に係る新優先出資引受権付特定社債(資産の流動化に関する法律第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。)を発行した
第六十六条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十六条第一項第四号	数(次号に掲げるものを除く。)	金額
第六十六条第二項第一号イ	加入者(同号の新株予約権者であるものに限る。)	加入者
第六十六条第二項第二号	数と同項第五号の振替新株予約権の数を合計した数	金額
	及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号まで	並びに当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号まで及び第八号
第六十八条第三	質権欄	第六十五条第三項第四

項第二号		号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第百六十八条第四項第一号イ	振替数	前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）
第百六十八条第四項第二号及び第五号	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号
第百七十二条	保有欄等	口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄）
第百七十九条第一項各号列記以外の部分及び同項第二号	消却され、又は行使された	行使された
	の数	の額
	控除した数	控除した額
第百八十条第一項各号列記以外の部分	控除した数	控除した額
	数の	額の
第百八十条第三項	数の	額の
第百八十一条第一項及び第百八十二条第一項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
第百八十四条第一項	の発行者	に係る新優先出資引受権付特定社債の発行者
	振替新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項	新優先出資引受権付特定社債についての資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項
	において、当該	において、当該新優先出資引受権付特定社債に係る
第百八十四条第三項	の引受け	に係る新優先出資引受権付特定社債の引受け
	口座（特別口座を除く。）	口座
	会社法第二百四十二条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第二項
	第二百四十四条第一項	第二百二十四条

	の発行者	に係る新優先出資引受権付特定社債の発行者
--	------	----------------------

第五節 特定目的会社の転換特定社債の振替

(権利の帰属)

第二百五十条 転換特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する転換特定社債(転換によって発行すべき優先出資が振替優先出資であるものに限る。)の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた転換特定社債であって、振替機関が取り扱うもの(以下「振替転換特定社債」という。)についての権利(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。)の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百五十一条 前章の規定(第百九十二条、第百九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号ロからニまで、第百九十六条、第百九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第百九十八条、第二百条から第二百三条まで、第二百十条第二項、第二百十五条、第二百十六条第二項及び第五項、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十三条、第二百二十四条並びに第二百二十五条第一項第二号及び第三号の規定を除く。次項において同じ。)は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新株予約権付社債券	転換特定社債券
数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
合計数	合計額
超過数	超過額
振替機関分制限数	振替機関分制限額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理者	特定社債管理者

2 前章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十三条第一項	会社法第二百四十九条第二号	資産の流動化に関する法律第百三十三条第二項
-----------	---------------	-----------------------

第百九十四条第三項第二号	種類（振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。	種類（
第百九十四条第三項第四号	その旨、	その旨及び
	数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所	金額
第百九十五条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第百九十五条第一項第四号	数（次号に掲げるものを除く。）	金額
第百九十五条第一項第九号	についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する	の転換を請求する
第百九十五条第二項第一号イ	加入者（同号の振替新株予約権付社債権者であるものに限る。）	加入者
第百九十五条第二項第二号	数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数	金額
	及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号まで	並びに当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号まで及び第八号
第百九十七条第三項第二号	質権欄	第百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第百九十七条第四項第一号イ	振替数	前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）
第百九十七条第四項第二号及び第五号	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号
第百九十九条第七項	社債管理者等（第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ	特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規

		定する信託契約の受託会社（次項において「特定社債管理者等」という
	についての社債の金額に 相応する振替新株予約権 付社債の数	の金額と同額
第九十九条第八項	社債管理者等	特定社債管理者等
第二百十条第一項	控除した数	控除した額
第二百十条第一項 第二号	発行総数	発行総額（転換済み又は 償還済みの額を除く。）
第二百十一条第一 項各号列記以外の 部分	控除した数	控除した額
	数の	額の
第二百十一条第三 項	数の	額の
第二百十二条第一 項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
第二百十二条第二 項第一号	銘柄（社債の償還済みの ものを除く。）	銘柄
	振替機関分制限数に相 応する額	振替機関分制限額
第二百十三条第一 項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
第二百十三条第二 項第一号	銘柄（社債の償還済みの ものを除く。）	銘柄
	口座管理機関分制限数に 相応する額	口座管理機関分制限額
第二百十四条第一 項	部分に相応する金額	金額
第二百十六条第一 項	会社法第二百四十二条第 一項	資産の流動化に関する法 律第二百二十二条第一項
第二百十六条第三 項	社債原簿	特定社債原簿（資産の流 動化に関する法律第二百 二十五条において読み替 えて準用する会社法第六 百八十一条に規定する特 定社債原簿をいう。）
第二百十六条第四 項	口座（特別口座を除 く。）	口座
	会社法第二百四十二条第	資産の流動化に関する法

	二項 第二百四十四条第一項	律第二百二十二条第二項 第二百二十四条
第二百二十条	振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する	振替転換特定社債（第二百五十条に規定する振替転換特定社債をいう。）の転換を請求する
第二百二十一条第一項	相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）

（振替転換特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百五十二条 振替転換特定社債については、資産の流動化に関する法律第二百五十条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第六節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替

（権利の帰属）

第二百五十三条 新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けるとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であって、振替機関が取り扱うもの（第二百四十八条第一項に規定する振替新優先出資引受権を除く。以下「振替新優先出資引受権付特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用）

第二百五十四条 前章の規定（第九十二条、第九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号口から二まで、第九十六条、第九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第九十八条、第二百条、第二百五十五条、第二百六条第二項及び第五項、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十三条並びに第二百二十四条の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新株予約権付社債券	新優先出資引受権付特定社債券
-----------	----------------

数	金額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
総数	総額
発行総数	発行総額
合計数	合計額
超過数	超過額
振替機関分制限数	振替機関分制限額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理者	特定社債管理者

2 前章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三條第一項	会社法第二百四十九條第二号	資産の流動化に関する法律第百四十一條第二項
第九十四條第三項第二号	新株予約権の	新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第百三十九條第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）の
	又は	振替新優先出資引受権付特定社債（第二百五十三條に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。）に新優先出資の引受権が付されていないとき、又は
第九十四條第三項第四号	その旨、	その旨及び
	数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所	金額
第九十五條第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第九十五條第一項第四号	数（次号に掲げるものを除く。）	金額
第九十五條第一項第九号	総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額	総額
第九十五條第二	加入者（同号の振替新株	加入者

項第一号イ	予約権付社債権者であるものに限る。)	
第百九十五条第二項第二号	数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数	金額
	及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号まで	並びに当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号まで及び第八号
第百九十七条第三項第二号	質権欄	第百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第百九十七条第四項第一号イ	振替数	前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）
第百九十七条第四項第二号及び第五号	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号
第百九十九条第七項	社債管理者等（第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ	特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「特定社債管理者等」という
	についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数	の金額と同額
第百九十九条第八項	社債管理者等	特定社債管理者等
第二百一条	保有欄等	口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄）
第二百二条第一項	新株予約権の行使により当該振替新株予約権付社債についての社債が消滅するとき	資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号ニ（５）の請求があったとき
第二百三条第一項	消滅している	消滅しているもの、又は付されていない
第二百十条第一項	控除した数	控除した額
第二百十条第二項第一号	消却され、又は行使された	行使された
第二百十一条第一	控除した数	控除した額

項各号列記以外の部分		
	数の	額の
第二百十一条第三項	数の	額の
第二百十二条第一項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
第二百十二条第二項第一号	振替機関分制限数に相応する額	振替機関分制限額
第二百十三条第一項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
第二百十三条第二項第一号	口座管理機関分制限数に相応する額	口座管理機関分制限額
第二百十四条第一項	部分に相応する金額	金額
第二百十六条第一項	会社法第二百四十二条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項
第二百十六条第三項	社債原簿	特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第二百五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する特定社債原簿をいう。）
第二百十六条第四項	口座（特別口座を除く。）	口座
	会社法第二百四十二条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第二項
	第二百四十四条第一項	第二百二十四条
第二百二十一条第一項	相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）

（振替新優先出資引受権付特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百五十五条 振替新優先出資引受権付特定社債については、資産の流動化に関する法律第二百五条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九

十四条第一項の規定は、適用しない。

第十一章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替

(金融機関の合併に関する記載又は記録手続)

第二百五十六条 第三百三十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下この節において「合併転換法」という。）第十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅銀行をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、新設合併設立銀行（合併転換法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併（合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第三百三十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第三百三十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関（合併転換法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅協同組織金融機関（合併転換法第十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）の優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が振替優先出資（第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この節において同じ。）である場合において、吸収合併存続銀行（合併転換法第九条第一項第一号に規定する吸収合併存続銀行をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併（合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新
--------------	----------	---

		設合併設立銀行（同法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。以下同じ。）の成立の日
第百三十八条第一項第三号	発行総数	発行総口数
第百三十八条第一項第四号及び第三項	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立銀行の成立の日
第百三十八条第三項第一号	の数	の口数
第百三十八条第六項	合併等効力発生日	効力発生日

3 第百三十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅銀行（合併転換法第十一条第一項第一号に規定する吸収合併消滅銀行をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式である場合において、吸収合併存続信用金庫（合併転換法第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立信用金庫（合併転換法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新設合併設立信用金庫（同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫をいう。以下同じ。）の成立の日
第百三十八条第一項第三号	の総数	の総口数
第百三十八条第一項第四号	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立信用金庫の成立の日
第百三十八条第一項第七号	総数	総口数
第百三十八条第三項	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立信用金庫の成立の日

第百三十八条第三項第一号	数の	口数の
第百三十八条第六項	合併等効力発生日	効力発生日

4 第百三十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続協同組織金融機関（合併転換法第十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関（合併転換法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関（同法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。以下同じ。）の成立の日
第百三十八条第一項第三号	の総数	の総口数
	発行総数	発行総口数
第百三十八条第一項第四号	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立協同組織金融機関の成立の日
第百三十八条第一項第七号	総数	総口数
第百三十八条第三項	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立協同組織金融機関の成立の日
第百三十八条第三項第一号	数	口数
第百三十八条第六項	合併等効力発生日	効力発生日

第二百五十七条 第百六十条第一項の規定は、新設合併消滅銀行の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合にお

いて、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

- 2 第一百六十条第一項の規定は吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等（合併転換法第二条第十項に規定する会員等をいう。以下この節において同じ。）に対して吸収合併又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第一百六十条第二項の規定は吸収合併存続銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立銀行（同法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 第一百六十条第一項の規定は吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又は新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立銀行（同法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 第一百六十条第一項の規定は吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式でない場合において吸収合併存続信用金庫又は新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続信用金庫が吸収合併消滅銀行の株主に対して吸収合併に際して振替優先出資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立信用金庫（同法第十五条第一項第二号に規定する新

設合併設立信用金庫をいう。)の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十条第一項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとする場合について、同条第二項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併に際して振替優先出資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日(金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。)又は新設合併設立協同組織金融機関(同法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。)の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第六十条第一項の規定は吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併に際して振替優先出資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日(金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。)又は新設合併設立協同組織金融機関(同法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。)の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第八十九条第一項の規定は、新設合併設立銀行が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行(金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。)の成立の日」と読み替えるものとする。

8 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立銀行が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行(金融機関の合併

及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。)の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百五十八条 第一百六十条第三項の規定は、新設合併消滅銀行の株式が振替株式会社である場合において、新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立銀行の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第一百六十条第三項の規定は、吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式会社である場合において、吸収合併存続信用金庫若しくは新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行若しくは新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替優先出資以外の出資等（合併転換法第十一条第一項第二号に規定する出資等をいう。以下この節において同じ。）を交付しようとするとき、又は吸収合併存続信用金庫若しくは新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行若しくは新設合併消滅銀行のある種類の株式の株主に対して吸収合併若しくは新設合併に際して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、第一百六十条第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立信用金庫（同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫をいう。）の成立の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一百六十条第三項の規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続銀行若しくは新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替株式以外の株式等（合併転換法第九条第一項第二号に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を交付しようとするとき、又は吸収合併存続銀行若しくは新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関のある種類の優先出資の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して株式等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、第一百六十条第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立銀行（同法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。）の成立の日」と読み替えるものとするほか、必

要な技術的読替えは、政令で定める。

- 4 第一百六十条第三項の規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続協同組織金融機関若しくは新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替優先出資以外の出資等を交付しようとするとき、又は吸収合併存続協同組織金融機関若しくは新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関のある種類の優先出資の優先出資者に対して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立協同組織金融機関（同法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。）の成立の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 第一百八十九条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する銀行（合併転換法第二条第二項に規定する銀行をいう。次項において同じ。）が吸収合併（吸収合併により当該銀行が消滅する場合に限る。）又は新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、第一百八十九条第三項中「会社の」とあるのは、「銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第二条第二項に規定する銀行をいう。）又は協同組織金融機関（同条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。）の」と読み替えるものとする。
- 6 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する銀行が吸収合併（吸収合併により当該銀行が消滅する場合に限る。）又は新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律第二条第二項に規定する銀行をいう。）又は協同組織金融機関（同条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。）の」と読み替えるものとする。

（金融機関の合併における株式買取請求に関する合併転換法の特例）

第二百五十九条 振替株式の株主が合併転換法第二十四条第一項（合併転換法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により当該振替株式を買い取るとを請求した場合には、消滅銀行（合併転換法第二十一条第一項に規定する消滅銀行をいう。以下この条から第二百六十一条までにおいて同じ。）又は吸収合併存続銀行は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該消滅銀行又は吸収合併存続銀行の口座を振替先口座（第一百三十二条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。第二百六十六条及び第二百七十三条において同じ。）とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請

することを請求することができる。

(金融機関の合併における新株予約権買取請求に関する合併転換法の特例)

第二百六十条 振替新株予約権の新株予約権者が合併転換法第二十五条第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、消滅銀行は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該消滅銀行の口座を振替先口座(第百六十八条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。第二百六十七条及び第二百七十四条において同じ。)とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(金融機関の合併における株主等に対する公告)

第二百六十一条 合併転換法第二十三条第一項(合併転換法第三十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、消滅銀行又は吸収合併存続銀行は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

(金融機関の転換に関する記載又は記録手続)

第二百六十二条 第百三十八条第一項から第五項までの規定は、合併転換法第四条第三号の規定により転換(合併転換法第二条第七項に規定する転換をいう。以下この条において同じ。)をする協同組織金融機関(合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)の優先出資が振替優先出資である場合において、転換後銀行(合併転換法第五十九条第一項第一号に規定する転換後銀行をいう。次項において同じ。)が転換をする協同組織金融機関の優先出資者に対して転換に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日(金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。)
第百三十八条第一項第三号	発行総数	発行総口数
第百三十八条第一項第四号及び第三項	合併等効力発生日	効力発生日
第百三十八条第三項第一号	の数	の口数

2 第二百六十条第一項の規定は、前項の規定により振替株式を交付しようとする場合において、転換後銀行が転換をする協同組織金融機関の会員等に対して転換に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、

同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 第百三十八条第一項から第五項までの規定は、合併転換法第四条第二号の規定により転換をする普通銀行（合併転換法第二条第一項に規定する普通銀行をいう。以下この条において同じ。）の株式が振替株式会社である場合において、転換後信用金庫（合併転換法第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。次項において同じ。）が転換をする普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十八条第一項前段	合併等効力発生日	効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）
第百三十八条第一項第三号	の総数	の総口数
第百三十八条第一項第四号	合併等効力発生日	効力発生日
第百三十八条第一項第七号	総数	総口数
第百三十八条第三項	合併等効力発生日	効力発生日
第百三十八条第三項第一号	数の	口数の

- 4 第百六十条第三項の規定は、前項の規定により振替優先出資を交付しようとする場合において、転換後信用金庫が転換をする普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資以外の出資等を交付しようとするとき、又は転換後信用金庫が転換をする普通銀行のある種類の株式の株主に対して転換に際して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同条第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替

（保険会社の合併に関する記載又は記録手続）

- 第二百六十三条 第百三十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅株式会社（保険業法第二百六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式会社である場合において、新設合

併設立株式会社（同法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併（同法第百六十一条に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第百三十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百六十四条 第百六十条第一項の規定は、新設合併消滅株式会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第百六十条第一項の規定は吸収合併存続株式会社（保険業法第百六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立株式会社が吸収合併消滅相互会社（同法第百六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅相互会社（同法第百六十一条第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。）の社員に対して吸収合併（同法第百六十条に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第百六十条第二項の規定は吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅相互会社の社員に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「吸収合併（保険業法第百六十条に規定する吸収合併をいう。次項において同じ。）がその効力を生ずる日又は新設合併設立株式会社（同法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「吸収合併がその効力を生ずる日」と読み替えるものとする。

3 第百八十九条第一項の規定は、新設合併設立株式会社が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立株式会社が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業

法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。)の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百六十五条 第六十条第三項の規定は、新設合併消滅株式会社の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立株式会社の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社（保険業法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第六十条第三項の規定は、吸収合併消滅株式会社（保険業法第六十二条第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この項において同じ。）又は新設合併消滅株式会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併存続相互会社（同法第六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。）又は新設合併設立相互会社（同法第六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。）が吸収合併消滅株式会社又は新設合併消滅株式会社の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して補償をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「吸収合併（保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。）がその効力を生ずる日又は新設合併設立相互会社（同法第六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

3 第八十九条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する保険業を営む株式会社が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社又は相互会社の」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する保険業を営む株式会社が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社又は相互会社の」と読み替えるものとする。

（保険会社の合併における株式買取請求に関する保険業法の特例）

第二百六十六条 振替株式の株主が保険業法第六十五条の五第一項（同法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、消滅株式会社（同法第六十五条の二第一項に規定する消滅株式会社をいう。以下この条から第二百六十八条までにおいて同じ。）又は吸収合併存続株式会社は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請

することを請求することができる。

(保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例)

第二百六十七条 振替新株予約権の新株予約権者が保険業法第百六十五条の六第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、消滅株式会社は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該消滅株式会社の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(保険会社の合併における株主等に対する公告)

第二百六十八条 保険業法第百六十五条の四第一項(同法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

(保険会社の組織変更株式交換又は組織変更株式移転に関する記載又は記録手続)

第二百六十九条 第百六十条第一項の規定は組織変更株式交換完全親会社(保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。)又は組織変更株式移転設立完全親会社(同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。)が組織変更(同法第六十八条第二項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。)をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換(同法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この条において同じ。)又は組織変更株式移転(同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。)に際して振替株式を交付しようとする場合について、第百六十条第二項の規定は組織変更株式交換完全親会社が組織変更をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日(保険業法第六十九条第四項第五号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。)又は組織変更株式移転設立完全親会社(同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。)の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

第三節 証券取引法による合併に係る振替

(証券取引所の合併に関する記載又は記録手続)

第二百七十条 第百三十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所(証券取引法第百三十九条の二第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。)の株式が振替株式で

ある場合において、新設合併設立株式会社証券取引所（同法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併（同法第百三十六条第二項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第百三十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百七十一条 第百六十条第一項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第百六十条第一項の規定は吸収合併存続株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条第一号に規定する吸収合併存続株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所（同法第百三十七条第一号に規定する吸収合併消滅会員証券取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅会員証券取引所（同法第百三十八条第一号に規定する新設合併消滅会員証券取引所をいう。）の社員に対して吸収合併（同法第百三十六条第二項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第百六十条第二項の規定は吸収合併存続株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の社員に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（証券取引法第百三十七条第二号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立株式会社証券取引所（同法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

3 第百八十九条第一項の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所（証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会

社証券取引所をいう。)の成立の日」と読み替えるものとする。

- 4 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所(証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。)の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百七十二条 第六十条第三項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立株式会社証券取引所の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所(証券取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。)の成立の日」と読み替えるものとする。

- 2 第百八十九条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する株式会社証券取引所(証券取引法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。次項において同じ。)が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、第百八十九条第三項中「会社の」とあるのは、「株式会社証券取引所(証券取引法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。)」の」と読み替えるものとする。

- 3 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する株式会社証券取引所が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社証券取引所(証券取引法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。)」の」と読み替えるものとする。
(証券取引所の合併における株式買取請求に関する証券取引法の特例)

第二百七十三条 振替株式の株主が証券取引法第百三十九条の十一第一項又は第百三十九条の十七第一項の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(証券取引所の合併における新株予約権買取請求に関する証券取引法の特例)

第二百七十四条 振替新株予約権の新株予約権者が証券取引法第百三十九条の十八第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、新

設合併消滅株式会社証券取引所は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該新設合併消滅株式会社証券取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(証券取引所の合併における株主等に対する公告)

第二百七十五条 証券取引法第百三十九条の十第一項又は第百三十九条の十六第一項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

第十二章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

第二百七十六条 第二条第一項第二十一号に掲げるもののうち次の各号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合において、当該規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 第二条第一項第一号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第四章の規定

二 第二条第一項第十二号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第七章の規定

三 第二条第一項第十三号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第八章の規定

四 第二条第一項第十四号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第九章の規定

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第十条の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同条の表第百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第十九条の改正規定中「規定(」の下に「第五十八条第一号から第七号まで及び第九号から第五十二号まで、」を、」を削り、「第十三章」を「第十二章」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第二十七条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第二十八条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第二十九条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十条第一項の改正規定中「第十

三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十一条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十二条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十三条の改正規定中「附則第三十三条中」の下に「委託者指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加え、」を加える。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十四条第一項の改正規定中「附則第三十四条第一項中」の下に「信託約款をいう」の下に「。附則第三十九条第一項において同じ」を加え、」を加え、「第二百二十三号」を「第二百二十二号」に、「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十五条第一項の改正規定中「（（第二百五号において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替特定目的信託受益権をいう。））」を削り、「第二百二十七号」の下に「並びに第七章から第十三章」を「特定目的信託契約をいう」の下に「。附則第四十条第一項において同じ」を、「並びに第二百二十七号」の下に「並びに第七章から第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十六条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律附則第三十六条の次に六条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十六条の次に次の六条を加える。

（併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例）

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第一条本文に規定する施行日（以下附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。）までに設定された投資信託受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資

信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三條から第百二十條まで、第百二十一條において準用する第六十六條第二号、第六十九條(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八を除く。)、第八十七條及び第百十四條第二項、第百二十二條から第百二十七條まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前條まで及び第三十九條から第四十二條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十一条の表 第七十八條第一項 の項	発行総額(償還済みの額)	の発行総額(償還済みの額)
	総発行口数(償還済み又は解約済みの口数)	について振替受入簿に記載され、又は記録された口数の合計口数(分割により増加した口数を含み、併合により減少した口数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る口数及び償還済み又は解約済みの口数)
	総発行口数を	合計口数を
第百二十一条において準用する第七十條第三項第二号	保有欄	第百二十一条において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第百二十一条において準用する第七十八條第二項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
	により当該	により当該口座における当該
第百二十一条において準用する第七十九條第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)

第二百一十一条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権
第二百一十一条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号
	第七十条第三項第二号	同号
第二百九十六条第二号	の規定により	及び附則第三十七条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	口数
附則第十二条第一項第二号	社債券	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	口数の増加
附則第十四条第五項第三号イ	金額	口数
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券
附則第十七条第一項第二号	総額	総口数

第三十八条 委託者指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十七条第一項に規定する特

例投資信託受益権をいう。)について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。)とする。委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

(併合又は分割の定めがある振替貸付信託受益権の特例)

第三十九条 新受入終了日までに設定された貸付信託受益権(契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。)であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの(次項において「特例貸付信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十一条の二まで、第百二十二条において準用する第六十六条第二号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八を除く。)、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十三条から第百二十七条まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十二条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第百二十二条において準用する第七十八条第一項	の発行総額(について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(分割により増加した金額を含み、併合により減少した金額、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び
	発行総額を	合計額を
第百二十二条において準用する第七	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を

十八条第二項		含む。) 、移転又は消滅 (振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
	により当該	により当該口座における当該
第二百二十二条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生 (振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅 (振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百二十二条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権
第二百二十二条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号
	第七十条第三項第二号	同号
第二百九十六条第二号	の規定により	及び附則第三十九条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

- 2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第二号	社債券	受益証券 (貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。)
附則第十四条第二項本文	社債券 (弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。)	受益証券
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券

(併合又は分割の定めがある振替特定目的信託受益権の特例)

- 第四十条 新受入終了日までに設定された特定目的信託受益権 (契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。) であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの (次項において「特例特定目的信託受益権」という。) のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この法律の

規定（第二章第八節、第五章、第百十三條から第百二十三條まで、第百二十四條において準用する第六十六條第二号、第六十九條（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。）、第八十七條及び第百十四條第二項、第百二十七條並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前條まで、次條及び第四十二條の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十四條の表 第七十八條第一項 の項	発行総額（償還済みの額	の発行総額（償還済みの額
	総発行持分の数（償還済みの持分の数	について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合計数（分割により増加した持分の数を含み、併合により減少した持分の数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数
	総発行持分の数を	合計数を
第百二十四條において準用する第七十條第三項第二号	保有欄	第百二十四條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第百二十四條において準用する第七十八條第二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
	により当該	により当該口座における当該
第百二十四條において準用する第七十九條第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第百二十四條において準用する第八	振替社債	附則第四十條第一項に規定する特例特定目的信託

十二条第一項		受益権
第二百二十四条において準用する第八十五条第一項	においては、	においては、附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の
第二百二十四条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号
	第七十条第三項第二号	同号
第二百九十六条第二号	の規定により	及び附則第四十条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

- 2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	持分の数
附則第十二条第一項第二号	社債券	受益証券（資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	持分の数の増加
附則第十四条第五項第三号イ	金額	持分の数
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券
附則第十七条第一項第二号	総額	持分の総数

（振替新株予約権付社債の特例）

- 第四十一条 新受入終了日までに発行の決定がされた新株予約権付社債（新株予約権の行使により当該新株予約権付社債についての社債が消滅するものであり、かつ、当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式会社であるものに限り、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項の定めがあるものを除く。）であって、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例新株予約権付社債」とい

う。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第四章から第八章まで、第百九十二条第二項ただし書、第百九十五条、第百九十六条第四項及び第五項、第二百一条から第二百三条まで、第二百十条第二項、第二百十六条第一項及び第四項、第二百二十五条並びに第十章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十四条第三項第二号	種類(振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。)	種類(
第百九十六条第一項第一号	について前条第一項の通知又は	について
第百九十七条第三項第二号	保有欄	第百九十四条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)
第百九十八条第二項	に係る第百九十五条第一項の通知又は	に係る
第二百十条第一項	の発行総数を超えること	について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。)を超えること
	第二号の発行総数	第二号の合計数
第二百十条第一項第二号	の発行総数	について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数(当該記載又は記録の効力が生じな

		った場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。)
第二百十条第三項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
	により当該	により当該口座における当該
第二百十一条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百十四条第一項	振替新株予約権付社債	附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債
第二百二十一条第一項	においては、	においては、附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債の
第二百九十六条第二号	又は第二百三十八条第二項	、第二百三十八条第二項又は附則第四十一条第二項において準用する附則第十六条第四項

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例新株予約権付社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第九十四条第三項第二号
	金額	数
附則第十二条第一項第二号及び第十四条第二項本文	社債券	新株予約権付社債券
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第九十四条第三項第三号
	金額	数
	増額	増加
附則第十四条第五	金額	数

項第三号		
	増額	増加
附則第十五条	社債券	新株予約権付社債券
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第九十九条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第九十三条第一項
	社債券	新株予約権付社債券
附則第十七条第一項第二号	総額	総数、その社債の総額、新株予約権を行使することができる期間

第四十二条 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる転換社債（転換の請求により発行される株式が振替株式であるものに限る。）であって、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（第三項において「特例転換社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第八章まで、第九十二条第二項、第九十五条、第九十六条、第九十八条、第二百条から第二百三条まで、第二百十条第二項、第二百十五条、第二百十六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十三条から第二百五条まで並びに第十章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで及び第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次項に定めるものを除くほか、第九章中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

数	金額
減少	減額
増加	増額
振替数	振替金額
総数	総額
合計数	合計額
超過数	超過額

2 前項前段の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条第一項	新株予約権付社債券（会社法第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券	社債券（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）による改正前の商法第三百六条第一項に規定する債券
----------	---------------------------------------	---

第百九十三条第二項及び第三項	新株予約権付社債券	社債券
第百九十四条第三項第二号	種類（振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。）	種類（
第百九十七条第三項第二号	保有欄	第百九十四条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第百九十七条第七項	についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数	の金額と同額
第二百十条第一項	の発行総数を超えること	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があったものの金額を除く。）を超えること
	第二号の発行総数	第二号の合計額
	控除した数	控除した額
第二百十条第一項第二号	の発行総数	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があったものの金額を除く。）
第二百十条第三項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含

		む。)
	により当該	により当該口座における当該
	係る数	係る額
第二百十一条第一項	控除した数	控除した額
	相当する数	相当する額
第二百十一条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百十一条第三項	相当する数	相当する額
第二百十二条第一項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
	振替機関分制限数	振替機関分制限額
	口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
第二百十二条第二項第一号	振替機関分制限数に相応する額	振替機関分制限額
第二百十三条第一項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
	口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
第二百十三条第二項第一号	口座管理機関分制限数に相応する額	口座管理機関分制限額
第二百十四条第一項	部分に相応する金額	金額
	振替新株予約権付社債	附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債
第二百二十条	に付された新株予約権を行使する	について転換の請求をする
第二百二十一条第一項	においては、	においては、附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債の
	会社法第七百二十三条第一項	商法等の一部を改正する法律による改正前の商法第三百二十一条第一項
	振替機関分制限数及び口座管理機関分制限数	振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額
	に相応する社債の金額に応じて	に応じて

第二百二十一条第二項	会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六第一項	商法等の一部を改正する法律による改正前の商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項
	振替機関分制限数及び口座管理機関分制限数	振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額
第二百二十二条第一項	会社法第七百十八条第一項	商法等の一部を改正する法律による改正前の商法第三百二十条第三項
	同条第三項	同条第四項において準用する同法第二百三十七条第二項
第二百九十六条第二号	又は第二百三十八条第二項	、第二百三十八条第二項又は附則第四十二条第三項において準用する附則第十六条第四項

- 3 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例転換社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第九十四条第三項第二号
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第九十四条第三項第三号
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第九十九条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第九十三条第一項
附則第十七条第一項第二号	総額	総額、発行価額、転換の条件、転換によって発行すべき振替株式の内容及び転換を請求することができる期間

第三条のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号）」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号）」に改める。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、附則第三十四条第七項から第十六項までの規定は、会社法（平成十七年

法律第 号)の施行の日から施行する。

附則第三条の見出し中「発行しない旨の定めを設ける」を「発行する旨の定款の定めを廃止する」に改め、同条第一項中「(以下附則第三十三条)」を「(以下附則第三十四条)」に、「及び附則第三十四条」を「及び附則第三十四条第五項」に、「株券を発行しない旨の定めを設ける」を「その株式(種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式)に係る株券を発行する旨の定款の定め(以下附則第六条までにおいて「株券を発行する旨の定款の定め」という。)を廃止する」に、「第二条の規定による改正後の商法(以下「新商法」という。)第三百五十一条第二項の一定の日」を「会社法第二百十八条第一項第二号の定款の変更がその効力を生ずる日」に改め、同条第二項中「附則第二十七条」を「附則第六条」に、「附則第八条第十一項」を「附則第八条第十二項」に改め、同条第五項中「新商法第二百六条第一項の名義書換をしては」を「会社法第二百二十一条に規定する株主名簿記載事項の記載又は記録を変更しては」に改める。

附則第四条及び第五条中「発行しない旨の定款の定めを設けた」を「発行する旨の定款の定めを廃止した」に改める。

附則第六条第一項中「発行しない旨の定款の定めを設けていない」を「発行する旨の定款の定めを設けている」に、「発行しない旨の定めを設ける」を「発行する旨の定款の定めを廃止する」に改め、同条第五項中「発行しない旨の定めを設ける」を「発行する旨の定款の定めを廃止する」に改め、同条第六項中「並びに質権者の請求による記載又は記録である旨」を「又は名称」に改め、同条第七項中「発行しない旨の定めの設定」を「発行する旨の定款の定めを廃止」に改め、「附則第八十五条の規定による改正後の」を削り、「第八十六条の三」を「第六十三条」に改める。

附則第七条第一項中「附則第九条までにおいて」を削り、同条第六項中「顧客口座簿」を「参加者口座簿」に改める。

附則第八条第一項第一号中「端株主を含み、株主名簿に記載又は記録がされている質権者」を「登録株式質権者(会社法第四百九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。以下この条において同じ。)」に、「当該質権者」を「当該登録株式質権者」に改め、同条第二項中「施行日において」を「施行日以後、遅滞なく」に改め、同条第四項中「第三百三十三条第一項」を「第三百十一条第三項」に改め、同条第五項中「施行日後」を「施行日以後」に改め、同項第一号中「商号及び」の下に「発行者が種類株式発行会社であるときは、」を加え、同項第五号中「質権者」を「登録株式質権者」に改め、同条第六項中「前項の通知」の下に「があった場合には、当該通知」を加え、同項第一号口中「質権者」を「登録株式質権者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第五項の通知があった場合には、当該通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について政令で定める方法により、加入者が同項第九

号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

附則第八条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の特定発行者の負担とする。

附則第九条を次のように改める。

第九条 前条第五項の規定にかかわらず、特定発行者は、株券喪失登録（会社法第二百二十三条に規定する株券喪失登録をいう。）がされた株券の株式については、登録抹消日（同法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで、前条第五項の通知をすることができない。

2 前項の特定発行者は、登録抹消日において、前条第一項第二号の振替機関等に対して、当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者（以下この条において「名義人等」という。）のために前条第四項の申出をしなければならない。ただし、当該名義人等が登録抹消日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座（新振替法第百三十一条第三項に規定する特別口座をいう。以下この条において同じ。）を除く。）を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の特定発行者が第一項の株式について前条第五項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める事項として同項の通知をしなければならない。

一 前項本文の名義人等である加入者の氏名又は名称 前条第五項第二号に掲げる事項

二 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該特定発行者が開設の申出をした特別口座） 前条第五項第三号に掲げる事項

附則第十四条第一項中「第三条の規定による改正後の」を削り、「新投信法」を「投信法」に改め、「投資法人をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「第八十三条第二項」を「第二条第二十二項」に、「投資口をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ」を「投資口をいう。以下同じ」に改め、「（旧保振法第三十九条の二において」の下に「読み替えて」を加え、同条第三項中「新投信法第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ」を「投信法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ」に改め、同条第四項中「新投信法」を「投信法」に、「第七十九条第一項の名義書換をしては」を「第七十七条の三第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更しては」に改める。

附則第十五条第一項中「第二百五十二条第一項」を「第二百二十八条第一項」に改

め、同条第五項中「新投信法第七十九条第一項の名義書換をしては」を「投信法第七十七条の三第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更しては」に改める。

附則第十八条第一項中「第四条の規定による改正後の」を削り、「新優先出資法」を「優先出資法」に、「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「（旧保振法第三十九条の五第一項において）」を「（旧保振法第三十九条の五において読み替えて）」に、「係る旧保振法第三十九条の五第一項」を「係る旧保振法第三十九条の五」に改め、同条第三項中「新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ」を「優先出資法第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ」に改め、同条第四項中「新優先出資法第十二条第一項」を「優先出資法第十三条」に、「新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしては」を「優先出資法第二十四条第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更しては」に改める。

附則第十九条第一項中「第二百六十一条第一項」を「第二百三十五条第一項」に改め、同条第五項中「新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしては」を「優先出資法第二十四条第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更しては」に改める。

附則第二十二条第一項中「第五条の規定による改正後の」を削り、「改正後の資産流動化法」を「資産流動化法」に、「特定目的会社をいい、第七条の規定による改正後の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「改正後の旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社を含む」を「特定目的会社をいう。以下同じ」に、「優先出資証券をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む」を「優先出資証券をいう」に、「優先出資をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下附則第二十五条までにおいて同じ」を「優先出資をいう。附則第三十四条第十四項を除き、以下同じ」に改め、「（旧保振法第三十九条の七第一項において）」の下に「読み替えて」を加え、同条第三項中「改正後の資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、改正後の旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。次条及び附則第二十九条において同じ」を「資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。以下同じ」に改め、同条第四項中「改正後の資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいい、改正後の旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員を含む」を「資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう」に、「名義書換（改正後の資産流動化法第四十二条第一項の名義書換をいい、改正後の旧資産流動化法第四十二条第一項の名義書換を含む。次条において同じ。）をしては」を「資産流動化法第四十五条第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更しては」に改める。

附則第二十三条第一項中「第二百六十八条第一項」を「第二百三十九条第一項」に改め、同条第五項中「名義書換をしては」を「資産流動化法第四十五条第一項の規定により記載又は記録をした事項を変更しては」に改める。

附則第二十六条中「（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項」を削る。

附則第二十九条第一号中「（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項」及び「、第九条第三項」を削り、同条第四号中「及び第九条第六項において準用する新振替法第百六十九条第一項」を削る。

附則第三十条第二項中「第二十八条及び第五章」を「第五章並びに第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧保振法第二十八条第一項又は第三項」に改める。

附則第三十一条中「新投信法第八十三条第二項」を「投信法第二条第二十二項」に、「新優先出資法第二十八条第一項」を「優先出資法第二十九条第一項」に、「並びに」を「及び」に、「改正後の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券及び改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券」を「資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券」に改める。

附則第三十三条中「役員」を「取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役」に、「第三条の五」を「第三条の六」に改める。

附則第三十四条第一項中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に、「第三条第一項第三号二」を「第三条第一項第四号二」に改め、同条第三項中「執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に、「第三条第一項第三号ホ」を「第三条第一項第四号ホ」に改め、同条第四項中「第二十三号」を「第二十一号」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 振替機関等は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十二条第一項、第四十四条第一項、第百二十九条（新振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十五条（新振替法第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第百九十四条（新振替法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の規定の例により、株式等の振替を行うための口座を開設することができる。

附則第三十四条に次の十項を加える。

7 株式会社が設立に際して発行する株式について新振替法第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、施行日前においても、会社法第三十二条第一項の規定

により同項各号に掲げる事項を定める際に、自己のために開設された当該株式の振替を行うための口座を示さなければならない。

- 8 振替株式となるべき株式の発行者は、施行日前においても、当該株式についての会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項の通知において、当該株式についてこの法律の規定の適用があるべき旨を示さなければならない。
- 9 振替株式となるべき株式を発行する会社の株主名簿には、施行日前においても、当該株式についてこの法律の規定の適用があるべき旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 10 振替株式となるべき株式の引受けの申込みをする者は、施行日前においても、自己のために開設された当該株式の振替を行うための口座を会社法第二百三条第二項の書面に記載し、又は同法第二百五条の契約を締結する際に当該口座を当該株式の発行者に示さなければならない。
- 11 新株予約権（その目的である株式が振替株式となるべきものであるものに限る。）の発行者は、施行日前においても、当該新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の通知において、当該新株予約権の目的である株式についてこの法律の規定の適用があるべき旨を示さなければならない。
- 12 第七項から第十項までの規定は、新振替法第二百二十六条第一項に規定する振替投資口となるべき投資口について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七項	発起人	設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）
	会社法第三十二条第一項	投信法第七十条の二第一項
第八項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	投信法第七十一条第一項又は第八十三条第一項
第九項	株主名簿	投資主名簿（投信法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。）
第十項	会社法第二百三条第二項	投信法第八十三条第三項
	同法第二百五条	投信法第八十三条第九項において準用する会社法第二百五条

- 13 投資法人がその成立後に投資口について新振替法第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、新振替法第二百二十九条に規定する質権者は、施行日前におい

ても、同条の規定の例により、記載又は記録を請求することができる。

- 14 第八項から第十項までの規定は、新振替法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資となるべき同項の優先出資について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第九条第一項
第九項	株主名簿	優先出資者名簿（優先出資法第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿をいう。）
第十項	会社法第二百三条第二項	優先出資法第九条第二項
	同法第二百五条	優先出資法第十条第四項

- 15 第八項から第十項までの規定は、新振替法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資となるべき優先出資について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第四十条第一項
第九項	株主名簿	優先出資社員名簿（資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。）
第十項	会社法第二百三条第二項	資産流動化法第四十条第二項
	同法第二百五条	資産流動化法第四十一条第二項
第十項	新株予約権（その目的である株式が振替株式となるべきものであるものに限る。）	転換特定社債（資産流動化法第三十一条第一項に規定する転換特定社債をいい、転換によって発行すべき優先出資（資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下同じ。）が振替優先出資（第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資を

		いう。以下同じ。)となるべきものであるものに限る。以下同じ。)又は新優先出資引受権付特定社債(資産流動化法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいい、当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権(同条第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。)の行使によって発行する優先出資が振替優先出資となるべきものであるものに限る。以下同じ。)
	新株予約権に	転換特定社債又は当該新優先出資引受権付特定社債に
	会社法第二百四十二条第一項	資産流動化法第二百二十二条第一項
	新株予約権の目的である	転換特定社債の転換によって発行すべき優先出資又は新優先出資の引受権の行使によって発行する

16 特定目的会社が発行済みの優先出資について新振替法第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、新振替法第二百四十四条に規定する質権者は、施行日前においても、同条の規定の例により、記載又は記録を請求することができる。

附則第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附則第四十五条及び第四十六条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第五十二条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」に、「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第五十四条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」に改める。

附則第五十五条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項(これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号)」を「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、

第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号」に、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の」に改める。

附則第五十七条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第五十九条中「協同組合による金融事業に関する法律」の下に「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を加え、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第六十条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第六十四条中「第百五十九条第一項」を「第百五十一条第一項」に、「第六十条第一項」を「第百五十二条第一項」に改める。

附則第六十五条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第六十七条及び第七十一条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第七十二条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第七十三条中「第十一条第五項第五号」を「第十一条第四項第五号」に、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第七十四条中「第百五十九条第一項」を「第百五十一条第一項」に、「第六十条第一項」を「第百五十二条第一項」に改める。

附則第七十五条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第七十八条中「第三十四条第六項」を「第三十二条第六項」に、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第八十三条、第八十四条、第九十一条及び第九十三条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第九十四条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に、「第九項」を「同条第九項」に改める。

附則第九十七条中「第百五十九条第一項」を「第百五十一条第一項」に、「第六十条第一項」を「第百五十二条第一項」に、「に改め、同条第四項中「一定期間の初日又は同項の」を削る」を「に改める」に改める。

附則第九十九条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号）」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号）」に改める。

附則第百三条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第百五条及び第百六条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第百十一条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に、「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第百十二条中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「（平成八年法律第九十五号）」を加え、「第三百九条第二項、第三百三条第一項、第三百七条第二項、第三百八条第三項、第三百十条第三項、第三百五十一条及び第三百五十二条第五項」を「第三百三条第一項、第三百四条第一項、第三百八条第二項、第三百九条第二項、第三百十条第一項、第三百五十三条及び第三百五十四条第五項」に改める。

附則第百十三条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第百十七条のうち、金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第十九号の改正規定の次に次のように加える。

第八条中「、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）」を削り、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第二十条中「、株券等の保管及び振替に関する法律」を削り、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

附則第百二十三条中「産業活力再生特別措置法」の下に「（平成十一年法律第百三十一号）」を加える。

附則第百二十三条のうち、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二条の十第一項の改正規定を削る。

附則第百二十四条中「第三百九条第一項」を「第二百八十八条第一項」に改める。

附則第百二十六条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第百二十九条中「会社更生法」の下に「（平成十四年法律第百五十四号）」を加え、「、第二百七十七条第一項及び第二百八条第二項」を「及び第二百七十七条第一項」に改める。

附則第百三十二条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に、「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第百三十五条中「（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）」を削る。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第二百四十三条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号中「完全親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百五十二条第一項に規定する完全親会社)」を「株式移転設立完全親会社(会社法(平成十七年法律第 号)第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社)」に改め、同項第四号及び第五号中「会社の分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改め、同項第六号中「営業又は」を削り、同項第七号及び第八号中「移転又は発行」を「交付」に改める。

第四条第一項第一号中「営業年度又は」を削る。

第五条第一項第十号を次のように改める。

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行(預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。)が協定(第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下この条から第四章までにおいて同じ。)の定めにより取得する株式等(次に掲げるものを含む。)又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。)の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

第五条第二項中「商法第二百二十二条第四項」を「会社法第百十五条」に、「利益」を「剰余金」に改める。

第七条第一項中「商法第二百二十二条第五項及び第六項」を「会社法第百十五条」に改め、同条第三項中「第八十二条」を「第五十六条」に、「書類」を「書面」に改める。

第八条第一項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引

受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

（1） 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

（2） 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

（3） 当該株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

第十一条第一項中「取得株式等」の下に「（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「利益をもってする消却、」を削る。

第十二条第一項中「利益をもってする消却、」を削る。

第十三条第一項中「完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社）」を「株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社）」に改め、同条第二項第一号並びに第三項中「完全親会社」を「株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社」に改める。

第十四条第一項中「会社の分割」を「会社分割」に、「営業の」を「事業の」に改め、「営業若しくは」を削り、同条第二項第一号中「営業若しくは」を削り、同項第四号中「利益をもってする消却、」を削り、同条第七項の表第一項の項中欄中「会社の分割」を「会社分割」に改め、同項下欄中「利益をもってする消却、」を削り、「会社の分割」を「会社分割」に改め、同表第二項の項中欄中「営業若しくは」を削り、同項下欄中「営業」を「事業」に改める。

第十五条第一項中「営業の」を「事業の」に、「会社の分割」を「会社分割」に改め、「営業若しくは」を削り、同条第三項第一号中「営業」を「事業」に改め、同項第二号口中「営業」を「事業」に、「会社の分割」を「会社分割」に改め、同号八中「営業又は」を削り、同項第三号中「完全親会社」を「株式移転設立完全親会社」に改め、同項第四号中「営業」を「事業」に改め、同条第四項第三号中「完全親会社」を「株式交換完全親株式会社」に改める。

第十六条第一項中「完全親会社」を「株式移転設立完全親会社」に改め、同項第一号中「営業年度又は」を削り、同条第二項第二号中「完全親会社」を「株式移転設立完全親会社」に改める。

第十七条第一項第七号を次のように改める。

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。第十九条第三項において同じ。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

（１） 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

（２） 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

（３） 当該株式又は（１）若しくは（２）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

第十七条第二項中「商法第二百二十二条第四項」を「会社法第百十五条」に、「利益」を「剰余金」に改め、同条第四項中「第四十二条の規定」を「第十七条の規定」

に改め、同項の表第四十二条第一項及び第五項の項中「第四十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第六項中「完全親会社」を「株式移転設立完全親会社」に改め、同条第七項中「営業」を「事業」に改める。

第十九条第三項第七号中「利益をもってする消却、」を削り、同条第四項中「第四十二条の規定」を「第十七条の規定」に改め、同項の表第四十二条第一項及び第五項の項中「第四十二条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十条第一項を次のように改める。

計画提出金融機関等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

第二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

（1） 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

（2） 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

（3） 当該株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合に

あつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

第二十一条第一項中「取得株式等」の下に「（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「利益をもってする消却、」を削る。

第二十二条第一項及び第三項中「利益をもってする消却、」を削る。

第二十三条第一項中「完全子会社」を「株式交換完全子会社」に改め、同条第二項第一号、第三項及び第四項中「完全親会社」を「株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社」に改め、同条第五項の表第十九条第三項の項中欄中「利益をもってする消却、」を削る。

第二十四条第二項第一号中「営業若しくは」を削り、同項第四号中「利益をもってする消却、」を削り、同条第六項の表第一項の項下欄中「利益をもってする消却、」を削り、同表第二項の項中欄中「営業若しくは」を削り、同項の下欄中「営業」を「事業」に改め、同条第十一項の表第十九条第三項の項中欄及び同条第十二項の表第十九条第三項の項中欄中「利益をもってする消却、」を削り、同項の表第二十条第二項の項上欄中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第二十八条第一項第五号及び第二項、第三十一条第一項、第三十二条並びに第三十三条第一項及び第三項中「消却若しくは」を削る。

第三十四条第一項中「営業若しくは」を削り、同条第二項第四号中「消却若しくは」を削る。

第三十五条第二項第六号中「第十条第一項に規定する取得株式等又は第二十条第一項」を「第十条第二項に規定する取得株式等又は第二十条第二項」に改める。

第四十四条の見出し中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に改め、同条第一項中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に、「債券」を「機構債」に、「（債券）を」（機構債）に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

第四十四条第二項、第三項及び第六項並びに第四十五条中「債券」を「機構債」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十四条 施行日前に前条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四十四条第一項の規定により発行された預金保険機構債券は、施行日以後は、前条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四十四条第一項の規定により発行された預金保険機構債とみなす。

（信託業法の一部改正）

第二百四十五条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。次条第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（第十六条において「委員会等設置会社」という。）」を「委員会設置会社」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 取締役会を置く株式会社でない者

第五条第二項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第五号及び第六号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同項第八号中「同じ。）」の下に「、会計参与」を加え、同号二中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同号ト中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同号チ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、商法特例法」を「会社法（平成十七年法律第 号）」に改め、同項第十号イ中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同号ハ中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第五項中「又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、同条第六項中「又は総社員」を削る。

第六条（見出しを含む。）中「資本」を「資本金」に改める。

第八条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第十条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第十四条第二項中「その」の下に「名称又は」を加え、同項ただし書中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改める。

第十六条の見出しを「（取締役の兼職の制限等）」に改め、同条中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において

準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、信託会社については、適用しない。

第二十六条第二項を次のように改める。

- 2 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。

第三十一条第一項中「第百五十六条の三第一項第五号」を「第百五十六条の三第一項第六号」に改める。

第三十二条の見出しを「（事業年度）」に改め、同条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第三十三条の見出しを「（事業報告書）」に改め、同条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第三十四条中「営業年度」を「事業年度」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。
- 3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、信託会社の営業所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第三十五条を次のように改める。

（株主の帳簿閲覧権の否認）

第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）の会計帳簿及びこれに関する資料（信託財産に係るものに限る。）については、適用しない。

第三十七条第三項及び第三十八条第三項中「分割計画書」を「分割計画」に改める。

第三十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改める。

第四十条第三項中「分割」を「会社分割」に改める。

第四十一条第一項第一号中「、整理開始」を削り、同項第二号並びに同条第二項第一号及び第三項中「分割」を「会社分割」に改め、同条に次の一項を加える。

- 6 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間

等)の規定は、信託会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十四条第二項及び第四十五条第二項中「執行役」の下に「、会計参与」を加える。

第五十条第一項中「、整理手続」を削る。

第五十二条第二項の表以外の部分中「第八条」の下に「(第一項第四号を除く。)」を加え、同項の表第八条第一項第二号の項中「資本」を「資本金」に改め、同表第八条第一項第四号の項中「第八条第一項第四号」を「第八条第一項第五号」に改め、同表第八条第一項第五号の項中「第八条第一項第五号」を「第八条第一項第六号」に改め、同表第十条第一項第三号の項中「資本」を「資本金」に改め、第五十二条第三項の表第三十四条の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項及び第三項」に改め、同表第四十一条第二項第一号の項中「分割」を「会社分割」に改め、同表第四十五条第二項の項中「執行役」の下に「、会計参与」を加える。

第五十三条第二項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第六項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第五号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第七項中「資本」を「資本金」に改める。

第五十四条第三項第二号、第六項第二号及び第七項中「資本」を「資本金」に改める。

第五十五条第一項中「積み立てなければ」を「計上しなければ」に改め、同条第三項及び第四項中「積み立てられた」を「計上された」に改める。

第五十七条第一項第一号中「、整理開始」を削り、同条に次の一項を加える。

6 会社法第九百四十条第一項(第二号を除く。)及び第三項(電子公告の公告期間等)、第九百四十一条(電子公告調査)、第九百四十六条(調査の義務等)、第九百四十七条(電子公告調査を行うことができない場合)、第九百五十一条第二項(財務諸表等の備置き及び閲覧等)、第九百五十三条(改善命令)並びに第九百五十五条(調査記録簿等の記載等)の規定は、外国信託会社が電子公告(同法第二条第三十四号(定義)に規定する電子公告をいう。)によりこの法律又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条第一項中「、整理手続」を削る。

第六十三条第一項の表第三十三条の項及び第三十四条の項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第七十七条第一項中「営業年度又は事業年度」を「事業年度」に改める。

第七十八条中「営業年度又は」を削り、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第七十九条第一号中「分割」を「会社分割」に改める。

第九十八条第一項中「営業年度又は事業年度」を「事業年度」に改める。

第九十九条第一号中「分割」を「会社分割」に改める。

第一百十三条第七号を次のように改める。

七 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

第一百十三条第二十八号を次のように改める。

二十八 第七十八条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

第一百十四条第一号中「資本」を「資本金」に改め、同条第四号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第一百十六条中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項（調査記録簿等の記載等）の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

第一百十八条第二号中「積み立てず」を「計上せず」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の

規定に違反して、同条の調査を求めなかったとき。

第百十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

（信託業法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十六条 施行日前に整理開始の申立てがあつた場合における信託会社又は外国信託会社の内閣総理大臣への届出については、前条の規定による改正後の信託業法（次項において「新信託業法」という。）第四十一条第一項第一号及び第五十七条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に係属している信託会社又は外国信託会社の整理に関する事件に係る整理手続については、新信託業法第五十条及び第六十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百四十七条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

附則第四条第一項中「第百条の二及び第百条の三」を「第百条の二から第百条の四まで」に、「執行役又は監査役」を「執行役、会計参与又は監査役」に、「取締役、執行役、監査役」を「設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」に改め、同条第七項中「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に、「取締役、執行役」を「設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」に改める。

附則第六条第一項及び第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附則第十四条中「施行日以後に開始する営業年度」を「施行日以後に開始する事業年度」に改める。

附則第十五条第二項中「資本」を「資本金」に、「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に、「株式会社又は相互会社（以下この項において「株式会社等」という。）」を「株式会社等」に改め、「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第五項中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第七項中「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に改め、同条第九項中「第七十九条（株式会社の）」を「第四十六条（）」に、「第六十五条」を「第六十七条」に改め、同条第十六項中「分割」

を「会社分割」に改め、同条第十八項中「、新保険業法第二百五十五条の三第一項中「変更会社の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「変更会社の役員」と」を削り、同条第十九項中「取締役、執行役」を「設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」に改め、同条に次の一項を加える。

20 特定少額短期保険業者の公告方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法とする。

附則第十六条第十五項中「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に改める。

（旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二百四十八条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号イ中「の請求が可能とされる株式である場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により分割又は併合された株式」を「（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）の請求が可能とされるものである場合にあってはその請求により転換された他の種類の株式又は当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあってはその事由が生じたことにより転換された他の種類の株式及び当該優先株式又はこれらの転換された他の種類の株式について分割され又は併合された株式」に改め、同号口中「発行され、又は移転された」を「交付された」に、「商法の規定により分割」を「分割され」に改める。

第十一条の見出し中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に改め、同条第一項中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に、「債券」を「機構債」に、「（債券）を」（機構債）に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

第十一条第四項及び第二十七条中「債券」を「機構債」に改める。

第三十六条中「第一百五十一条第一号」を「第一百五十二条第一号」に改める。

（旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十九条 施行日前に前条の規定による改正前の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律第十一条第一項の規定により発行された預金保険機構債券は、施行日以後は、前条の規定による改正後の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律第十一条第一項の規定により発行された預金保険機構債とみなす。

第四章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第二百五十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第二項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項」を「第五十四条の四第一項」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同項第五号中「(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。)」を削り、同項第六号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改める。

第二百六十条の二第十五項中「第三十七条ノ二」を「第四十条」に改める。

別表第一私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項中「第六十一条第一項」を「第五十八条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)及び第三項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項」に改め、「第五十六条」の下に「及び第五十七条」を加え、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、「並びに非訟事件手続法第百三十六条ノ二において準用する同法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項」を削り、同表社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改め、同表宗教学法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の項中「第四十九条第二項」の下に「、第五十一条第二項及び第三項」を加え、「並びに第五十一条において準用する非訟事件手続法第百三十六条ノ二において準用する同法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項」を削る。

(地方財政法の一部改正)

第二百五十一条 地方財政法(昭和三十二年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第五条の六を次のように改める。

(会社法の準用)

第五条の六 会社法(平成十七年法律第 号)第六百八十三条、第七百一条、第七百五条第一項から第三項まで及び第七百九条の規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「会社」とあるのは「地方公共団体」と、「社債原簿管理人」とあるのは「地方債原簿管理人」と、「社債原簿」とあるのは「地方債原簿」と、「社債管理者」とあるのは「地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「社債券」と

あるのは「地方債証券」と読み替えるものとする。

(消防法の一部改正)

第二百五十二条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の四十六第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十一条の五十二第二項中「営業報告書又は」を削る。

(政治資金規正法の一部改正)

第二百五十三条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項第二号、第二項及び第五項中「資本」を「資本金の額」に改める。

(電波法の一部改正)

第二百五十四条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第七十一条の三の二第四項第四号口において同じ。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第三十八条の十一第一項中「営業報告書又は」を削る。

第三十八条の三十一第四項中「商法」を「会社法」に、「親会社」を「親法人」に改める。

第七十一条の三の二第四項第四号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

(放送法の一部改正)

第二百五十五条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「又は総社員」を削り、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同

条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、「又は有限会社」を削る。

第二十六条第六項後段を削る。

第四十二条第八項中「商法、非訟事件手続法」を「会社法」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第二百五十六条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八第二項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項」に改める。

第十三条の十一の見出しを「（定款の変更）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

行政書士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

第十三条の十六に次の一項を加える。

2 行政書士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、行政書士法人に生じた損害の額と推定する。

第十三条の十九第一項第五号中「命じる」を「命ずる」に改める。

第十三条の二十第二項及び第三項中「よつて設立した」を「より設立する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 合併後存続する行政書士法人又は合併により設立する行政書士法人は、当該合併により消滅する行政書士法人の権利義務を承継する。

第十三条の二十の次に次の二条を加える。

（債権者の異議等）

第十三条の二十の二 合併をする行政書士法人の債権者は、当該行政書士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする行政書士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する行政書士法人及び合併後存続する行政書士法人又は合併により設立する行政書士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする行政書士法人が同項の規定による公告を、

官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

- 4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする行政書士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、行政書士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴え）

第十三条の二十の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は行政書士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第十三条の二十一を次のように改める。

（民法及び会社法の準用等）

第十三条の二十一 民法第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は行政書士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十

五条、第五百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（行政書士法第一条の二第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。

- 2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本行政書士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

- 3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。
- 4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、行政書士法人の設立の無効の訴えについて準用する。
- 5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、行政書士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。
- 6 行政書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政書士法人を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 7 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
- 8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、行政書士法人は、合名会社とみなす。
第二十三条の二第一号中「第十三条の二十一第六項」を「第十三条の二十の二第六項」に、「商法第四百七十一条第一項」を「会社法第九百五十五条第一項」に、「帳簿等」を「調査記録簿等」に改める。
第二十五条及び第二十六条を次のように改める。
第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 二 正当な理由がないのに、第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者
- 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、行政書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。
- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
 - 二 第十三条の二十の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
 - 三 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
 - 四 定款又は第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第十三条の二十一第一項において準用する同法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
 - 五 第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
 - 六 第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。
 - 七 第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

(行政書士法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十七条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の行政書士法(第四項において「旧行政書士法」という。)第十三条の十九第一項各号に掲げる理由により行政書士法人が解散した場合又は施行日前に同条第二項の規定により行政書士法人が解散した場合における行政書士法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の行政書士法(第三項において「新行政書士法」という。)の定めるところによる。

- 2 施行日前に提起された行政書士法人の解散の訴えについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に提起された行政書士法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における行政書士法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新行政書士法の定めるところによる。
- 4 施行日前に申立て又は裁判があった旧行政書士法の規定による非訟事件(清算に関する事件を除く。)の手續については、なお従前の例による。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第二百五十八条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条（社債管理会社）を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者）」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第二百五十九条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第三十七条ノ二」を「第四十条」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第二百六十条 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集（以下「新株募集」という。）をしようとするとき又は株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式（以下「自己株式」という。）を除く。）の交付をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社法（平成十七年法律第 号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第三号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換に際して新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債（第二十三条第三号において「自己新株予約権付社債」という。）を除く。）の交付をしようとするときも、同様とする。

第五条第二項中「新株を発行しよう」を「新株募集をしよう」に、「新株予約権付社債を発行しよう」を「募集新株予約権を引き受ける者の募集をしよう」に改める。

第六条第四項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十四条ノ三第一項の一定の期間の初日又は同項の一定の日」を「会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日」に改める。

第十一条第一項中「利益の処分」を「剰余金の処分（損失の処理を除く。）」に改める。

第十二条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十三条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第十八条第一号中「発行する」の下に「ことができる」を加える。

第十八条の二の見出し中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同条の表第十五条の項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第十九条第一項中「取締役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項中「取締役」の下に「、会計参与」を加える。

第二十二條に次の一項を加える。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十三条中「取締役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加え、同条第三号中「新株又は新株予約権付社債を発行した」を「新株募集をしたとき若しくは株式交換に際して株式（自己株式を除く。）の交付をしたとき又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）の交付をした」に改め、同条第五号中「営業年度」を「事業年度」に改め、同条第六号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

附則第十三条第一項を次のように改める。

第四条第一項の規定の適用については、当分の間、新株募集若しくは新株予約権の行使による株式の発行又は取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えの株式の交付があつた場合には、これらによる株式の各増加数（次項において「不算入株式数」という。）は、それぞれ同条第一項の発行済株式の総数に算入しないものとする。

附則第十四条の見出しを「（会社の新株募集等の認可の特例）」に改め、同条第一項中「新株の発行」を「新株募集又は株式交換に際しての株式（自己株式を除く。）の交付」に、「新株を発行する」を「新株募集又は株式交換に際しての株式（自己株式を除く。）の交付をする」に改める。

（電気通信事業法の一部改正）

第二百六十一条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「当該電気通信事業者の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）」を「その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この項において「子会社」という。）」に、「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社）」を「親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に、「親会社の」を「親法人の」に改める。

第八十七条第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一

項に規定する持分会社をいう。)に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第九十五条第一項中「営業報告書又は」を削る。

第一百四十五条の表の第八十七条第一項第三号イの項中「親会社」を「親法人」に改める。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第二百六十二条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「事務所」の下に「の所在場所」を加える。

第十二条第一項中「第三十七条ノ二」を「第四十条」に改め、同条第二項中「第三十七条ノ二まで」を「第四十条まで」に、「第三十七条及び第三十七条ノ二」を「第三十六条から第三十九条までの規定」に改め、「行フ者」との下に「、同法第四十条第一項中「清算」とあるのは「財産ノ整理」と」を加える。

(電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百六十三条 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「債券」を「社債券」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第二百六十四条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第二百六十五条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、新株引受権証書」を削る。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十六条 第九十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新株引受権証書(新株引受権証書が発行されていない場合にあっては、これが発行されていたとすればこれに表示されるべき新株の引受権)についての国家公務

員倫理法の規定の適用については、なお従前の例による。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第二百六十七条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社

第二条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第二十三条第一項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第五号」に、「第二十二条第二項」を「前条第二項」に、「第二十二条第一項」を「前条第一項」に、「第二十二条第三項」を「前条第三項」に改める。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第二百六十八条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は有限会社」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二百六十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

別表第二関西国際空港株式会社の項第一号中「「会社法」を「「株式会社法」に改め、同項第二号、第四号及び第五号中「会社法」を「株式会社法」に改める。

(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部改正)

第二百七十条 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「営業報告書又は」を削る。

(日本郵政公社法の一部改正)

第二百七十一条 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第五項を次のように改める。

5 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

第三十一条に次の一項を加える。

6 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

第三十八条第四項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十

条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第二百七十二条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

（会計監査人の資格）

第三十七条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

第九十四条第一項中「、第三十六条から第三十七条ノ二まで並びに第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五章 財務省関係

（記名の国債を目的とする質権の設定に関する法律の一部改正）

第二百七十三条 記名の国債を目的とする質権の設定に関する法律（明治三十七年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

「第三百六十四条第一項」を「第三百六十四条」に改める。

（国債の価額計算に関する法律の一部改正）

第二百七十四条 国債の価額計算に関する法律（昭和七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「商法第三十四条及第二百八十五条」を「会社法（平成十七年法律第号）第四百三十二条第一項其ノ他ノ法令」に改め、「並ニ其ノ準用規定」を削る。

（会社経理応急措置法の一部改正）

第二百七十五条 会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項を次のように改める。

前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

第二十三条第二項後段を次のように改める。

会社法（平成十七年法律第 号）第五百八十五条第一項又は第二項の規定によつて持分の譲渡について承諾をしようとするときも、同様とする。

（企業再建整備法の一部改正）

第二百七十六条 企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第五項中「商法第四百二十七条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第五百七条」に、「引渡をなした」を「引渡しをした」に、「に、これを」を「について」に改め、同条第六項中「商法第四百二十七条第一項」を「会社法第五百七条第三項」に、「のなす」を「のする」に、「営業」を「事業」に改める。

（閉鎖機関令の一部改正）

第二百七十七条 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二十二に次の一項を加える。

前項の規定による登記の申請書には、特殊清算人が前条第一項の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第十九条の二十四中「第十九条の二十二」を「第十九条の二十二第一項」に改める。

第十九条の二十五を次のように改める。

第十九条の二十五 特殊清算人は、閉鎖機関の債務を弁済した後でなければ、当該閉鎖機関の財産を株主又は社員その他の構成員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

財務大臣は、いつでも、特殊清算人に対し、特殊清算事務及び財産の状況の報告を命じ、その他特殊清算の監督上必要な調査をすることができる。

民法第四十四条の規定は、特殊清算人について準用する。

第十九条の二十九第二項を次のように改める。

会社法（平成十七年法律第 号）第六百八十五条第一項及び第二項、第七百条、第七百五条第二項並びに第七百九条の規定は、前項の場合について準用する。

第二十条の四第六項中「商法第四百八十五条第一項」を「会社法第八百二十二条第一項」に、「清算開始」を「清算の開始」に改める。

第二十一条中「のなした」を「のした」に、「取消及び破産法（大正十一年法律第七十一号）第一編第六章」を「取消し及び破産法（平成十六年法律第七十五号）第六章第二節」に改める。

第二十二条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二十九条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第四号中「第十九条の二十五において準用する商法第百三十一条」を「第十九条の二十五第

一項」に改める。

(国有財産法の一部改正)

第二百七十八条 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項」を「第五十四条の四第一項」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同項第五号中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）」を削り、同項第六号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改める。

(減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正)

第二百七十九条 減額社債に対する措置等に関する法律（昭和二十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の受託会社」を「社債管理者又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（第三項において「受託会社」という。）」に改め、同条第三項中「社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法の」を「社債管理者又は」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第二百八十条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第五十六条の二第五項」を「第四十九条第五項」に改める。

(国民生活金融公庫法等の一部改正)

第二百八十一条 次に掲げる法律の規定中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

一 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二条の三第六項

二 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十五条第十二項

三 独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十六条第六項

四 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十六条第六項

五 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）第十三条第六項

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第二百八十二条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、同条第二項第四号中「又は有限会社」及び「又は総社員」を削る。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

第二十八条及び第二十九条 削除

(外国為替及び外国貿易法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十三条 第九十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における前条の規定による改正前の外国為替及び外国貿易法第二十八条第一項の新株の引受権の譲渡については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正)

第二百八十四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券」を「第五十四条の四第一項(短期債の発行)に規定する短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債

第四十一条第三項第六号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改める。

(税理士法の一部改正)

第二百八十五条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の八第二項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条」を「会社法(平成十七年法律第 号)第三十条第一項」に改める。

第四十八条の十三を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

税理士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

第四十八条の十四に次の一項を加える。

2 税理士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその税理士法

人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定する。

第四十八条の十八第一項第五号中「命じる」を「命ずる」に改める。

第四十八条の十九第二項及び第三項中「よつて設立した」を「より設立する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人は、合併により消滅する税理士法人の権利義務を承継する。

第四十八条の十九の次に次の二条を加える。

(債権者の異議等)

第四十八条の十九の二 合併をする税理士法人の債権者は、当該税理士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする税理士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する税理士法人及び合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする税理士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする税理士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、税理士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公

告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(合併の無効の訴え)

第四十八条の十九の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は税理士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第四十八条の二十一を次のように改める。

(民法及び会社法の準用等)

第四十八条の二十一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は税理士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は税理士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（税理士法第二条第一項第二号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第四十八条の十四第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百

五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本税理士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「税理士法第四十八条の十九の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「税理士法第四十八条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

- 3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。
- 4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規

定は、税理士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

- 5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。
- 6 税理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 7 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
- 8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。

第四十九条の十二第二項を次のように改める。

- 2 合併後存続する税理士会又は合併により設立する税理士会は、合併により消滅する税理士会の権利義務を承継する。

第四十九条の十二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 第四十八条の十九の二の規定は税理士会が合併をする場合について、民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十七条の規定は税理士会が解散した場合について、それぞれ準用する。

第六十二条第一号中「第四十八条の二十一第六項又は第四十九条の十二第二項において準用する商法第四百七十一条第一項」を「第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項」に、「帳簿等」を「調査記録簿等」に改める。

第六十四条及び第六十五条を次のように改める。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第四十八条の十九の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、税理士法人の社員若しくは清算人又は税理士会若しくは日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十八条の十九の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 四 定款又は第四十八条の二十一第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第四十八条の二十一第一項において準用する同法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。
- 七 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十六条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の税理士法（第三項において「旧税理士法」という。）第四十八条の十八第一項各号に掲げる理由により税理士法人が解散した場合又は施行日前に同条第二項の規定により税理士法人が解散した場合における税理士法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の税理士法（次項において「新税理士法」という。）の定めるところによる。

- 2 施行日前に提起された税理士法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における税理士法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新税理士法の定めるところによる。
- 3 施行日前に申立て又は裁判があつた旧税理士法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手續については、なお従前の例による。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第二百八十七条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項を同条第九項とし、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」の下に「に規定するもののほか、第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 5 発起人は、酒類業組合の設立に関する事項を第一項の創立総会に報告しなければならない。

6 第一項の創立総会においては、その議決によつて、理事及び監事を選任しなければならない。

第十八条第一項中「、組合員たる資格を有する者に通知して」を削り、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の創立総会を招集するには、発起人は、会日の二週間前までに、組合員たる資格を有する者に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面により通知しなければならない。

3 発起人は、前項の書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、組合員たる資格を有する者の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により通知することができる。この場合において、当該発起人は、同項の書面による通知をしたものとみなす。

第十八条に次の二項を加える。

10 第一項の創立総会においてその延期又は続行について議決があつた場合には、第二項の規定は、適用しない。

11 第一項の創立総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第二十二條を次のように改める。

（創立総会等についての会社法等の準用）

第二十二條 第三十五條の規定は第十八條第一項の創立総会について、会社法（平成十七年法律第 号）第八百三十條（株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一條（株主總會等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五條第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七條（弁論等の必要的併合）、第八百三十八條（認容判決の効力が及ぶ者の範圍）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は第十八條第一項の創立總會の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、同法第五十三條（発起人等の損害賠償責任）、第五十五條（責任の免除）、第五十六條（株式会社不成立の場合の責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項及び第八百三十六條第一項中「設立時株主」とあるのは「創立總會の会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合

であって当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（組合と役員との関係）

第二十三条の二 酒類業組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員を選任）

第二十三条の三 役員は、総会の議決によつて選任する。

第二十四条に次の一項を加える。

- 3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第二十四条の次に次の三条を加える。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第二十四条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

- 2 前項に規定する場合において、財務大臣は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員職務を行うべき者を選任することができる。

（役員解任）

第二十四条の三 役員は、いつでも、総会の議決によつて解任することができる。

- 2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、酒類業組合に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

（忠実義務）

第二十四条の四 理事は、法令及び定款並びに総会の議決を遵守し、酒類業組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

- 2 理事会は、理事の中から酒類業組合を代表する理事を選定しなければならない。

第二十六条に次の四項を加える。

- 2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第一項の理事の数に算入しない。
- 4 理事会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

5 会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（監査役に係る部分を除く。）（招集手続）の規定は、理事会の招集について準用する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（組合を代表する理事）

第二十六条の二 酒類業組合を代表する理事は、酒類業組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 第二十四条の二、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定は、酒類業組合を代表する理事について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条第二項を次のように改める。

2 会社法第二百二十六条第一項及び第二項（株主に対する通知等）の規定は、組合員に対する通知又は催告について準用する。

第三十条第一項及び第二項中「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

第三十三条を次のように改める。

（役員についての会社法等の準用）

第三十三条 会社法第三百六十一条（取締役の報酬等）、第四百三十条（役員等の連帯責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は理事及び監事について、同法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定は理事について、第三十条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条第八項を削り、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「前項の手続」を「同項の手続」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「目的たる」を「目的である」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当

該書面を提出したものとみなす。

- 7 前項前段の電磁的方法（財務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決する。

第三十四条に次の二項を加える。

- 11 総会を招集するには、会日の十日前までに、各組合員に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面により通知しなければならない。ただし、第二項、第四項、第五項、第八項又は第九項の規定による招集については、定款でこの期間を短縮することができる。

- 12 総会を招集する者は、前項の書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、各組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該総会を招集する者は、同項の書面による通知をしたものとみなす。

第三十五条第三項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第三十五条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第八項」を「前条第十一項」に、「、代理人をもつて、議決権を行う」を「、書面又は代理人によつて議決権を行使する」に改め、同項の次に次の二項を加える。

- 3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の書面による議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。

- 4 前二項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

第三十八条の次に次の二条を加える。

（延期又は続行の議決）

第三十八条の二 総会においてその延期又は続行について議決があつた場合には、第三十四条第十一項の規定は、適用しない。

（議事録）

第三十八条の三 総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第三十九条を次のように改める。

（総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用）

第三十九条 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴

え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要的併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十三条第四号中「存立時期」を「存続期間」に、「解散事由」を「解散の事由」に改める。

第五十四条に次の三項を加える。

- 2 酒類業組合が解散した場合には、当該酒類業組合は、合併(合併により当該酒類業組合が存続する場合に限る。)をすることができない。
- 3 合併後存続する酒類業組合又は合併により設立する酒類業組合は、当該合併により消滅する酒類業組合の権利義務を承継する。
- 4 第十九条の規定は、酒類業組合の合併について準用する。この場合において、同条第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立総会」とあるのは「第五十五条第一項の総会又は第五十六条第二項の創立総会」と読み替えるものとする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(債権者の異議)

第五十四条の二 合併をする酒類業組合の債権者は、当該酒類業組合に対し、合併について異議を述べることができる。

- 2 合併をする酒類業組合は、次に掲げる事項を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。
 - 一 合併をする旨
 - 二 合併により消滅する酒類業組合及び合併後存続する酒類業組合又は合併により設立する酒類業組合の名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨
- 3 債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。
- 4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、第一項の酒類業組合は、

当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条第一項中「第五十七条第二項において準用する商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）」を「前条」に改める。

第五十六条第二項中「第五十七条第二項において準用する商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）」を「第五十四条の二」に改め、「会議の日時及び場所とともに」を削り、同条に次の一項を加える。

6 第十八条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項並びに第三十五条の規定は第二項の創立総会について、会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は第二項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（合併の時期）

第五十六条の二 酒類業組合の合併は、合併後存続する酒類業組合又は合併により設立する酒類業組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

（合併の無効の訴え等についての会社法の準用）

第五十七条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九

条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「本店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算等についての会社法等の準用）

第五十八条 会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項から第四項まで（清算人の就任）、第四百七十九条第一項（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百九十二条第一項から第三項まで（財産目録等の作成等）、第四百九十九条から第五百二条まで（債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済及び債務の弁済前における残余財産の分配の制限）、第五百三条第一項及び第二項（清算からの除斥）、第五百七条（清算事務の終了等）、第五百八条（帳簿資料の保存）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十八条から第四十条まで（法人の清算）の規定は、酒類業組合の清算について準用する。この場合において、会社法第四百七十八条第三項中「第四百七十一条第六号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三条第五号」と、「法務大臣」とあるのは「財務大臣」と、同法第四百八十一条第三号中「分配」とあるのは「処分」と、同法第四百八十四条第三項中「株主に分配した」とあるのは「処分した」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百二条中「株主に分配する」とあるのは「処分する」と、同法第五百三条第二項中「分配」とある

のは「処分」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 第二十三条の二、第二十四条の二から第三十条まで、第三十一条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条（第四項を除く。）、第三十八条の三、第四十条並びに第四十一条並びに会社法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十一条（取締役の報酬等）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、酒類業組合の清算人について準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百三十九条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は、酒類業組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（登記の期間）

第五十九条の二 この法律の規定により登記を必要とする事項のうち財務大臣の認可を要するものの登記の期間については、その認可書の到達した日から起算する。

第六十条第二項第四号中「事務所」の下に「の所在場所」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 酒類業組合の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

第六十条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第六十三条の二の見出しを「（職務執行停止の仮処分等の登記）」に改め、同条中「仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつた」を「仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた」に改める。

第六十五条中「第五十七条第二項」を「第五十四条第四項」に、「に因り消滅す

る」を「により消滅する」に、「に因り成立する」を「により設立する」に改める。

第六十七条中「商法第四百二十七条第一項（清算の終了）」を「会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）」に改める。

第六十九条第二項中「第五十七条第二項において準用する商法第百条第一項（債権者の異議）」を「第五十四条の二第二項」に、「これに対して弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産」を「当該債権者に対し弁済し若しくは担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として財産」に改め、「又は」の下に「当該」を加え、「その債権者」を「当該債権者」に改める。

第七十二条を次のように改める。

（一時役員の職務を行うべき者の登記の手續）

第七十二条 第二十四条の二第二項（第二十六条の二第二項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、財務大臣は、酒類業組合の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

第七十六条中「商法第四百二十七条第一項（清算の終了）」を「会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）」に、「決算報告書」を「決算報告」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第七十七条及び第七十八条を次のように改める。

第七十七条 削除

（商業登記法の準用）

第七十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官及び登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義及び囑託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十七条第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条（合併の登記）、第八十二条（合併の登記）、第八十三条（合併の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新

所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十三条中「及び第七十六条から第七十八条まで」を「、第七十六条及び第七十八条」に、「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に、「あたる」を「当たる」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第九十六条中「二十万円」を「百万円」に改める。

第九十七条及び第九十八条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第九十九条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第一百一条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 第十八条第十一項、第二十六条第四項（第五十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の三（これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。）の規定又は第五十八条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定に違反して議事録若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をしたとき。

第一百一条第七号及び第九号から第十一号までの規定中「第五十八条第一項」を「第五十八条第二項」に改め、同条第十三号を次のように改める。

十三 第五十八条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百八十四条第一項（清算株式会社についての破産手続の開始）の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

第一百一条第十四号中「商法第四百二十一条第一項」を「会社法第四百九十九条第一項（債権者に対する公告等）」に改め、同条第十五号中「商法第四百二十三条」を「会社法第五百条第一項（債務の弁済の制限）」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六 第五十八条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第五百二条（債務の弁済前における残余財産の分配の制限）の規定に違反して財産を処分したとき。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十八条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「旧酒類業組合法」という。）第五十三条各号に掲げる事由により酒類業組合が解散した場合における酒類業組合の清算について

は、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新酒類業組合法」という。）の定めるところによる。

- 2 施行日前に組合員が旧酒類業組合法第二十二条において準用する旧商法第九十六条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え、旧酒類業組合法第三十三条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧酒類業組合法第五十八条第一項において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に提起された酒類業組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における酒類業組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新酒類業組合法の定めるところによる。
- 4 施行日前に生じた旧酒類業組合法第八十三条において準用する旧酒類業組合法第五十三条各号に掲げる事由により酒造組合連合会若しくは酒販組合連合会（以下この条において「連合会」と総称する。）又は酒造組合中央会若しくは酒販組合中央会（以下この条において「中央会」と総称する。）が解散した場合における連合会又は中央会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新酒類業組合法の定めるところによる。
- 5 施行日前に会員が旧酒類業組合法第八十三条において準用する旧酒類業組合法第二十二条において準用する旧商法第九十六条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え、旧酒類業組合法第八十三条において準用する旧酒類業組合法第三十三条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧酒類業組合法第八十三条において準用する旧酒類業組合法第五十八条第一項において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 6 施行日前に提起された連合会又は中央会の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における連合会又は中央会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新酒類業組合法の定めるところによる。
- 7 施行日前に申立て又は裁判があった旧酒類業組合法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手續については、なお従前の例による。
- 8 新酒類業組合法第七十八条（新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧酒類業組合法第七十八条（旧酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 9 施行日前にした旧酒類業組合法第七十八条（旧酒類業組合法第八十三条において準

用する場合を含む。)において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新酒類業組合法第七十八条(新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する新商業登記法のこれらの規定に相当する規定によってしたものとみなす。

10 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

11 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

12 この法律の施行の際現に存する旧酒類業組合法第七十八条(旧酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新酒類業組合法第七十八条(新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

13 第八項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第二百八十九条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(組合と役員との関係)

第十七条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第十八条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第十八条の次に次の一条を加える。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第十八条の二 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第三十条の見出し中「商法等」を「会社法等」に改め、同条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十六条第三項(任期の伸長)及び第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)」を「会社法(平成十七年法律第 号)第四百三十条(役員等の連帯責任)」に、「、民法第五十九条(監事の職務)及び商法第二百七十八条(監査役と取締役との連帯責任)」を「及び同法第五十九条(監事の職務)」に改め、同条に後段として次のよう

に加える。

この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものとする。

第三十一条第三項を次のように改める。

3 参事については、会社法第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（延期又は続行の決議）

第三十五条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第二十五条の規定は、適用しない。

（議事録）

第三十五条の三 総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第三十六条を次のように改める。

（総会についての民法の準用）

第三十六条 総会については、民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「たばこ耕作組合法第二十五条」と、同法第六十六条中「社団法人」とあるのは「組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第三十九条第七項を次のように改める。

7 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

第三十九条に次の二項を加える。

8 創立総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

9 創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項並びに民法第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、同条中「社団法人」とあるのは「組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第五十四条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七条並びに第三百三十八条（法人の清算の監督）」を「及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）」に改め、「清算人については」の下に「、第十七条の二」を加え、「、民法第四十四条第一項」を「並びに民法第四十四条第一項」に改め、「並びに商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）」を削り、「民法第七十五

条」を「同法第七十五条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第六十一条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第五号から第八号までの規定中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改め、同条第九号中「第三十六条」を「第三十五条の三」に、「第三十九条第七項において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは第二項」を「第三十九条第八項」に改め、同条第十二号から第十四号までの規定中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

第六十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二百九十条 施行日前に生じた前条の規定による改正前のたばこ耕作組合法第四十五条第一項各号に掲げる事由によりたばこ耕作組合が解散した場合におけるたばこ耕作組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後のたばこ耕作組合法の定めるところによる。

(国税徴収法の一部改正)

第二百九十一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「営業」を「事業」に改める。

第七十四条の見出しを「(差し押さえた持分の払戻しの請求)」に改め、同条第一項中「基く」を「基づく」に、「及び合資会社」を「、合資会社及び合同会社」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「払戻」を「払戻し」に、「譲受」を「譲受け」に改め、同条第二項中「定により」を「定めにより」に改める。

(国税通則法及び石油ガス税法の一部改正)

第二百九十二条 次に掲げる法律の規定中「営業」を「事業」に改める。

一 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第九条の二

二 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)第十五条第十二項

(印紙税法の一部改正)

第二百九十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号を次のように改める。

五	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書	<p>1 合併契約書とは、会社法（平成十七年法律第 号）第七百四十八条（合併契約の締結）に規定する合併契約（保険業法第一百五十九条第一項（相互会社と株式会社の合併）に規定する合併契約を含む。）を証する文書（当該合併契約の変更又は補充の事実を証するものを含む。）をいう。</p> <p>2 吸収分割契約書とは、会社法第七百五十七条（吸収分割契約の締結）に規定する吸収分割契約を証する文書（当該吸収分割契約の変更又は補充の事実を証するものを含む。）をいう。</p> <p>3 新設分割計画書とは、会社法第七百六十二条第一項（新設分割計画の作成）に規定する新設分割計画を証する文書（当該新設分割計画の変更又は補充の事実を証するものを含む。）をいう。</p>	一通につき 四万円	
---	---------------------------	---	--------------	--

別表第一第六号の非課税物件の欄中「、有限会社」を削り、同表第九号の課税物件の定義の欄1中「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第二百九十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章第七節（会社の整理）又は第九節第二款（特別清算）」を「会社法（平成十七年法律第 号）第二編第九章第二節（特別清算）」に、「整理又は特別清算」を「特別清算（同節の規定を同法第八百二十二条第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する場合における同条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。）」に改め、同条第十三号中「営業」を「事業」に改める。

第十四条の見出しを「（担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例）」に改め、同条第一項中「信託契約による物上担保附社債」を「担保付社債」に、「当該社債」を「当該担保付社債」に、「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に、「社債発行」を「担保付社債発行」に、「社債の」を「担保付社債の」に、「発行金額」を「当該担保付社債の金額の合計額」に改め、同条第二項中「物上担保附社債」を「担保付社債」に、「社債の発行金額の総額」を「担保付社債の金額の合計額」に、「当該発行金額」を「当該担保付社債の金額」に改め、同条第三項中「信託契約による物上担保附社債」を「担保付社債」に改める。

第十七条の二中「又は有限会社」及び「（有限会社を設立する場合にあつては、六万円。以下この条において同じ。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)

第十七条の三 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第 号)第四十六条(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第十九号(一)ホに掲げる組織変更による株式会社の設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。

別表第一第十九号中「第六十五条(商業登記法の準用)」を削り、「の登記及び保険業法第二百五十五条又は第二百六条(商法等の準用)の規定によつてする」を「及び」に改め、「第五十一条(商法及び商業登記法の準用)」を削り、同号(一)イを削り、同号(一)ロ中「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号(一)ロを同号(一)イとし、同号(一)イの次に次のように加える。

ロ 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の設立の登記	申請件数	一件につき六万円
--------------------------------	------	----------

別表第一第十九号(一)ハ中「有限会社」を「合同会社」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号(一)ニ中「有限会社の資本」を「合同会社の資本金」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号(一)ホ中「合併又は組織変更」を「新設合併又は組織変更若しくは種類の変更に」に、「有限会社」を「合同会社」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「(合併)」を「(新設合併)」に、「をした会社の当該合併又は組織変更」を「若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更に」に、「(当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九百万円)」を「として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)ヘ中「合併」を「吸収合併」に、「有限会社の資本」を「合同会社の資本金」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「(当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九百万円)」を「として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)ト中「分割」を「新設分割」に、「有限会社」を「合同会社」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「控除した金額」を「控除した額として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)チ中「分割」を「吸収分割」に、「有限会社の資本」を「合同会社の資本金」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「控除した金額」を「控除した額として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)リ中「合併」を「新設合併」に改め、同号(一)ヌ中「新株予約権」の下に「に関する事項の変更」を加え、同号(一)ワ中「重要財産委員会の登記(ロ、ホ及びトの登記の申請と同時に申請するものを除く。)」を「取締役会、監査役会又は委員会に関する事項の変更の登記」に改め、同号(一)カ中「社員、取締役、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役」を「取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、委員会の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員」に、

「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号（一）タ中「社員の業務執行権の喪失、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任、取締役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役、取締役、代表執行役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務代行者の選任」を「取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは委員会の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事若しくは監事の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任」に改め、同号（二）イ中「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号（四）イ中「商法第二百二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定による清算人」を「清算人又は代表清算人」に改め、同号（四）ロ中「清算人」の下に「若しくは代表清算人」を加え、同表第二十号（一）ハ中「第五条（未成年者の営業の登記）又は第七条第一項（被後見人のためにする後見人の営業の登記）」を「（明治三十二年法律第四十八号）第五条（未成年者登記）又は第六条第一項（後見人登記）」に改め、同号（一）二中「第二十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同号（一）へ及び（二）ロ中「抹消」を「抹消」に改め、同表第二十四号（九）中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表第五十三号中「商法第四百五十七条」を「会社法第九百四十一条」に改める。

別表第三の二十二の項中「資本の金額」を「資本金の額」に改める。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第二百九十五条 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項を次のように改める。

- 4 会社は、次に掲げる場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。
 - 一 会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項の規定によりその発行する株式を引き受ける者の募集をしようとする場合
 - 二 株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式を除く。第十七条第一号において同じ。）を交付しようとする場合
 - 三 会社法第二百三十八条第一項の規定によりその発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合
 - 四 株式交換に際して新株予約権（会社が有する自己の新株予約権を除く。第十七条第一号において同じ。）又は新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債を除く。同号において同じ。）を交付しようとする場合

第八条中「利益の処分」を「剰余金の処分（会社法第四百五十二条に規定する損失の処理を除く。）」に改める。

第九条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第十四条第一項中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 第十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第十六条中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第十七条中「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同条第一号中「新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行した」を「株式を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して株式を交付したとき、又は新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権若しくは新株予約権付社債を交付した」に改め、同条第四号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

（消費税法の一部改正）

第二百九十六条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号の二中「営業」を「事業」に改める。

第十二条第七項第三号中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十六条第一項（事後設立）に規定する契約又は有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十条第三項（事後設立）に規定する」を「会社法（平成十七年法律第 号）第四百六十七条第一項第五号（事業譲渡等の承認等）に掲げる行為に係る」に改め、「総数又は出資金額の」を削る。

第十二条の二中「資本」を「資本金の額」に改める。

（地価税法の一部改正）

第二百九十七条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号イ中「資本の金額」を「資本金の額」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第二百九十八条 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第五十七条の二」を「第五十七条の五」に改める。

第六章 文部科学省関係

（私立学校法の一部改正）

第二百九十九条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項を削る。

第五十八条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十六条から第百三十七条まで及び第百三十八条（法人の清算の監督）」を「及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、学校法人の業務を監督する所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十五条の三中「第六十一条第一項」を「第五十八条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第三項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項」に改め、「第五十六条」の下に「及び第五十七条」を加え、「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、「並びに非訟事件手続法第百三十六条ノ二において準用する同法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項」を削る。

第六十六条第一号中「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同条第二号及び第四号中「不実」を「虚偽」に改め、同条第六号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同条第七号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に、「不実」を「虚偽」に改める。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第三百条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の私立学校法第五十条第一項各号に掲げる事由により学校法人が解散した場合における学校法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の私立学校法の定めるところによる。

（宗教法人法の一部改正）

第三百一条 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十六条から第百三十七条まで及び第百三十八条」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十二条第二項中「には、左の」を「においては、次に掲げる」に、「掲げなければ」を「登記しなければ」に改め、同項第三号中「事務所」の下に「の所在場所」を加える。

第五十六条の見出しを「（職務執行停止の仮処分等の登記）」に改め、同条中「仮

処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつた」を「仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた」に改める。

第六十四条及び第六十五条を次のように改める。

第六十四条 削除

(商業登記法の準用)

第六十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条(登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止)、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条(株式会社の登記)並びに第百三十二条から第百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十二条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において宗教法人法第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの)」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による清算人」と読み替えるものとする。

第八十七条の二中「第四十九条第二項」の下に「、第五十一条第二項及び第三項」を加え、「並びに第五十一条において準用する非訟事件手続法第百三十六条ノ二において準用する同法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項」を削る。

第八十八条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「不実」を「虚偽」に、「添えて」を「添付して」に改め、同条第二号及び第四号中「不実」を「虚偽」に改め、同条第六号から第八号までの規定中「第五十一条」を「第五十一条第一項」に改め、同条第九号中「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改める。

第八十九条中「不実」を「虚偽」に、「添えて」を「添付して」に、「一万円」を「十万円」に改める。

(宗教法人法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二条 施行日前に前条の規定による改正前の宗教法人法(以下この条において「旧宗教法人法」という。)第四十三条第一項の規定により宗教法人が解散した場合又は施行日前に生じた同条第二項各号に掲げる事由により宗教法人が解散した場合における宗教法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記

の登記事項については、前条の規定による改正後の宗教法人法（以下この条において「新宗教法人法」という。）の定めるところによる。

- 2 新宗教法人法第六十五条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧宗教法人法第六十五条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 施行日前にした旧宗教法人法第六十五条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新宗教法人法第六十五条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行の際現に存する旧宗教法人法第六十五条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新宗教法人法第六十五条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による宗教法人法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第三百三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第四十一条の七第一項中「営業報告書又は」を削る。

（日本私立学校振興・共済事業団法等の一部改正）

第三百四条 次に掲げる法律の規定中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

- 一 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十七条第十一項
- 二 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十九条第六項
- 三 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十六条第七項
- 四 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二十

条第六項

(国立大学法人法の一部改正)

第三百五条 国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) の一部を次のように改正する。

第三十三条第七項中「商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法 (平成十七年法律第 号) 第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

第三十五条中「第三十一条から」の下に「第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から」を加え、同条の表第四十一条の項を次のように改める。

第四十一条第一項	監査法人でなければならない	監査法人であることを要し、その欠格事由については、会社法第三百三十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第四百三十五条第二項に規定する計算書類」とあるのは、「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表」と読み替えるものとする
----------	---------------	--

第七章 厚生労働省関係

(船員保険法の一部改正)

第三百六条 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ十二ノ二第二項第一号中「、整理開始」を削る。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三百七条 施行日前にその者を使用していた船舶所有者の事業について整理開始の申立てがあった場合における特定受給資格者の資格については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(食品衛生法の一部改正)

第三百八条 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号) の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社 (商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第二百十一条ノ二第一項の親会社」を「親法人 (会社法 (平成十七年法律第 号) 第八百七十九条第一項に規定する親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社 (会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。) 」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第三十九条第一項中「営業報告書又は」を削る。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第三百九条 消費生活協同組合法 (昭和二十三年法律第二百号) の一部を次のように改正する。

第七十三条の見出しを「（民法の準用等）」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条の二、第百三十五条の二十五第二項第三項、第百三十六條第一項、第百三十七條及び第百三十八條」を「及び第三十六條から第四十條まで」に改め、同條に次の二項を加える。

- 2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べるができる。

第七十四条第二項中「には、左の」を「においては、次に掲げる」に、「掲げなければ」を「登記しなければ」に改め、同項第二号中「事務所」の下に「の所在場所」を加える。

第七十七条の二の見出しを「（理事の職務執行停止の仮処分等の登記）」に改め、同条中「仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつた」を「仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた」に改める。

第八十一条中「清算終了の日」を「第七十二条の承認の日」に改める。

第九十条から第九十二条までを次のように改める。

（登記の期間）

第九十条 登記すべき事項のうち行政庁の認可を要するものの登記の期間については、その認可書の到達した日から起算する。ただし、第五十九条第二項及び第五項（第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の場合には、認可に関する証明書の到達した日から起算する。

第九十一条 削除

（商業登記法の準用）

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第百三十二条から第百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつ

ては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの」とあるのは「消費生活協同組合法第六十九条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

第九十三条の三第一項中「総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。次項において同じ。）又は関連会社（当該組合が実質的な支配を及ぼしているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する会社をいう。次項において」を「その総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該組合がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下」に改め、同条第二項中「及び関連会社（以下「子会社等」という。）」を削る。

第九十四条第五項及び第六項中「子会社等」を「子会社」に改める。

第九十八条第一項中「一万円」を「百万円」に改める。

第九十九条第一項中「一万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「千円」を「三十万円」に改める。

第百条中「次の」を「次に掲げる」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第七号中「不実」を「虚偽」に改め、同条第十四号から第十六号までの規定中「第七十三条」を「第七十三条第一項」に改め、同条第十八号中「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改める。

第百条の二中「一万円」を「十万円」に改める。

第百一条中「千円」を「十万円」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百十条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の消費生活協同組合法（以下この条において「旧消費生活協同組合法」という。）第六十二条第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の消費生活協同組合法（以下この条において「新消費生活協同組合法」という。）の定めるところによる。

- 2 新消費生活協同組合法第九十二条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧消費生活協同組合法第九十二条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 施行日前にした旧消費生活協同組合法第九十二条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新消費生活協同組合法第九十二条において準用する新商業登記法の相当規定によってした

ものとみなす。

- 4 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行の際現に存する旧消費生活協同組合法第九十二条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新消費生活協同組合法第九十二条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による消費生活協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(医療法の一部改正)

第三百十一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項を削る。

第六十八条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条」に、「、第三十六条から第三十七条ノ二まで、第三百三十六から第三百三十七まで、第三百三十八及び第三百三十八ノ三」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、医療法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十八条の二第一項中「並びに第六十四条から第六十八条まで」を「、第六十四条から第六十七条まで並びに前条第一項」に改める。

第七十六条第一号中「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同条第二号中「不実」を「虚偽」に改め、同条第六号中「第六十八条」と「第六十八条第一項」に、「不実」を「虚偽」に改め、同条第七号中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に改め、同条第八号中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に、「不実」を「虚偽」に改める。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第三百十二条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の医療法（次項において「旧医療法」という。）第五十五条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により医療法人が解散した場合における医療法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の医療法の定めるところによる。

2 施行日前に申立て又は裁判があった旧医療法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手續については、なお従前の例による。

（労働組合法の一部改正）

第三百十三条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（準用規定）

第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条（この法律の第八条に規定する場合を除く。）、第五十条、第五十二条から第五十五条まで、第五十七条及び第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第四十条までの規定は、法人である労働組合について準用する。

（労働組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百十四条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の労働組合法第十条各号に掲げる事由により労働組合が解散した場合における労働組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の労働組合法の定めるところによる。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正）

第三百十五条 次に掲げる法律の規定中「営業報告書又は」を削る。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十九条の六の十第一項
- 二 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十条の十第一項
- 三 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十四条第一項

（社会福祉法の一部改正）

第三百十六条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項を削る。

第五十五条の見出しを「（準用等）」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十六から第三十七条まで及び第三百三十八条」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三百三十四条第一号中「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同条第二号及び第四号中「不実」を「虚偽」に改め、同条第六号及び第七号中

「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改める。

別表都道府県の項及び指定都市及び中核市の項中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改める。

(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三百十七条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の社会福祉法第四十六条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合における社会福祉法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の社会福祉法の定めるところによる。

(厚生年金保険法及び国民年金法の一部改正)

第三百十八条 次に掲げる法律の規定中「並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十八条」を削り、後段を削る。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百四十七条第六項

二 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百三十七条第五項

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第三百十九条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「、第十七条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十三条(株主総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(株主総会の議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)」を「第十七条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法(平成十七年法律第 号)第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条」に改め、同項後段を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第二十七条を次のように改める。

(会社法の準用)

第二十七条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(組合と役員との関係)

第二十九条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十条の次に次の二条を加える。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(忠実義務)

第三十条の三 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

第三十一条に次の四項を加える。

- 4 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 5 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第二項の理事の数に算入しない。
- 6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 7 理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条(監査役に係る部分を除く。)の規定を準用する。

第三十四条第三項を次のように改める。

- 3 第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

第三十四条に次の二項を加える。

- 4 前項の決議に参加した理事であつて第三十一条第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 5 第一項の理事の責任は、総組合員の同意がなければ免除することができない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(組合を代表する理事)

第三十四条の二 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない。

- 2 組合を代表する理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 3 組合を代表する理事については、第三十条の二、民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十三条、第三百五十四条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九

条第四項」とあるのは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三十四条の二第二項」と読み替えるものとする。

第三十九条を次のように改める。

（会社法等の準用）

第三十九条 理事及び監事については会社法第四百三十条及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を、監事については第三十四条並びに同法第三百八十九条第四項（第二号を除く。）及び第五項（子会社に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第三十四条第五項」と読み替えるものとする。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（総会招集の決定）

第四十二条の二 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

第四十七条の次に次の二条を加える。

（延期又は続行の決議）

第四十七条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三条の規定は、適用しない。

（議事録）

第四十七条の三 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第四十八条を次のように改める。

（会社法の準用）

第四十八条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第四十九条の三第三項を次のように改める。

- 3 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。

第五十二条を次のように改める。

（会社法等の準用）

第五十二条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、組合の清算人については第二十九条の二、第三十条の二から第三十七条まで、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十二条の二並びに会社法第三百六十条第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

第五十二条の十第二項を次のように改める。

- 2 小組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この項において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六

十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。

第五十六条中「第四十八条」を「第四十七条の二から第四十八条まで」に改める。

第七十条第五号を次のように改める。

五 第二十三条第七項（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）、第三十一条第六項（第五十二条（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十七条の三（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定又は第五十二条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第七十条第八号中「不実」を「虚偽」に改め、同条第九号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項（第二号を除く。）」を「会社法第三百八十九条第四項（第二号を除く。）」に改め、同条第十号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」を「会社法第三百八十九条第五項」に、「商法第四百十九条第一項」を「同法第四百九十二条第一項」に改め、同条第十二号から第十五号までを次のように改める。

十二 第五十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十三 第五十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十四 第五十二条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十五 第五十二条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合、小組合又は連合会の財産を処分したとき。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下この条において「旧生活衛生法」という。）第五十条第一項各号に掲げる事由により生活衛生同業組合が解散した場合における生活衛生同業組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下この条において「新生活衛生法」という。）の定めるところによる。

- 2 施行日前に組合員が旧生活衛生法第三十九条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧生活衛生法第五十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に提起された生活衛生同業組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における生活衛生同業組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新生活衛生法の定めるところによる。
- 4 施行日前に生じた旧生活衛生法第五十二条の十第一項において準用する旧生活衛生法第五十条第一項各号に掲げる事由により生活衛生同業小組合が解散した場合における生活衛生同業小組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新生活衛生法の定めるところによる。
- 5 施行日前に組合員が旧生活衛生法第五十二条の十第一項において準用する旧生活衛生法第三十九条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧生活衛生法第五十二条の十第一項において準用する旧生活衛生法第五十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 6 施行日前に提起された生活衛生同業小組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における生活衛生同業小組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新生活衛生法の定めるところによる。
- 7 施行日前に生じた旧生活衛生法第五十六条において準用する旧生活衛生法第五十条第一項各号に掲げる事由により生活衛生同業組合連合会が解散した場合における生活衛生同業組合連合会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新生活衛生法の定めるところによる。
- 8 施行日前に会員が旧生活衛生法第五十六条において準用する旧生活衛生法第三十九条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧生活衛生法第五十六条において準用する旧生活衛生法第五十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 9 施行日前に提起された生活衛生同業組合連合会の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における生活衛生同業組合連合会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新生活衛生法の定めるところによる。
- 10 施行日前に申立て又は裁判があった旧生活衛生法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手續については、なお従前の例による。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第三百二十一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法 (昭和三十三年法律第百五十八号) の一部を次のように改正する。

第十二条中「資本」を「資本金」に、「こえる」を「超える」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第三百二十二条 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「 (民法及び非訟事件手続法の準用等) 」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十六條から第百三十七條まで及び第百三十八條」を「及び第三十六條から第四十條まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十三条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の国民健康保険法 (次項において「旧国民健康保険法」という。) 第三十二条第一項各号に掲げる理由により国民健康保険組合が解散した場合における国民健康保険組合の清算については、なお従前の例による。

2 施行日前に生じた旧国民健康保険法第八十六条において準用する旧国民健康保険法第三十二条第一項各号に掲げる理由により国民健康保険団体連合会が解散した場合における国民健康保険団体連合会の清算については、なお従前の例による。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第三百二十四条 中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第百六十号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「資本」を「資本金」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第三百二十五条 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項及び第四十五条第一項中「又は有限会社」を削る。

第七十四条の三第十四項中「営業報告書又は」を削る。

(薬事法の一部改正)

第三百二十六条 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号) の一部を次のように改正する。

第二十三条の七第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社 (商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第二百一十一條ノ二第一項の親会社」を「親法人 (会社法

(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十三条の十七第一項中「営業報告書又は」を削る。

(労働災害防止団体の一部改正)

第三百二十七条 労働災害防止団体の法(昭和三十九年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「(解散及び清算に関する民法の準用等)」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 中央協会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十条の見出しを「(解散及び清算に関する民法の準用等)」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十二条第四号中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第五号及び第六号中「第三十五条又は第五十条」を「第三十五条第一項又は第五十条第一項」に改める。

(労働災害防止団体の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十八条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の労働災害防止団体の法(次項において「旧労働災害防止団体の法」という。)第三十二条第一項各号に掲げる理由により中央労働災害防止協会が解散した場合における中央労働災害防止協会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の労働災害防止団体の法(次項において「新労働災害防止団体の法」という。)の定めるところによる。

2 施行日前に生じた旧労働災害防止団体の法第五十条において準用する旧労働災害防止団体の法第三十二条第一項各号に掲げる理由により労働災害防止協会が解散した場合に

おける労働災害防止協会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新労働災害防止団体の定めるところによる。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三百二十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の十一第二項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条」を「会社法(平成十七年法律第 号)第三十条第一項」に改める。

第二十五条の十四を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

社会保険労務士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

第二十五条の十八に次の一項を加える。

2 社会保険労務士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、社会保険労務士法人に生じた損害の額と推定する。

第二十五条の二十二第一項第五号中「命じる」を「命ずる」に改める。

第二十五条の二十三第二項及び第三項中「よつて設立した」を「より設立する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 合併後存続する社会保険労務士法人又は合併により設立する社会保険労務士法人は、当該合併により消滅する社会保険労務士法人の権利義務を承継する。

第二十五条の二十三の次に次の二条を加える。

(債権者の異議等)

第二十五条の二十三の二 合併をする社会保険労務士法人の債権者は、当該社会保険労務士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする社会保険労務士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する社会保険労務士法人及び合併後存続する社会保険労務士法人又は合併により設立する社会保険労務士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする社会保険労務士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当

該合併について承認をしたものとみなす。

- 5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする社会保険労務士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、社会保険労務士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴えに関する会社法の準用）

第二十五条の二十三の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は社会保険労務士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第二十五条の二十五の見出しを「（民法及び会社法の準用等）」に改め、同条第一項から第七項までを次のように改める。

民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一条及び第六百二十二條の規定は社会保険労務士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三條の規定は社会保険労務士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は社会保険労務士法人の社員で

あると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は社会保険労務士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（社会保険労務士法第二条第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十八第一項」と読み替えるものとする。

- 2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、社会保険労務士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「全国社会保険労務士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十三の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十五第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、

第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は社会保険労務士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、社会保険労務士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、社会保険労務士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 社会保険労務士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十四条第二号中「第二十五条の二十五第六項」を「第二十五条の二十三の二第六項」に、「商法第四百七十一条第一項」を「会社法第九百五十五条第一項」に、「帳簿等」を「調査記録簿等」に改める。

第三十七条及び第三十八条を次のように改める。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の二十三の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二十五条の二十三の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会保険労務士法人の社員若

しくは清算人又は社会保険労務士会若しくは連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第二十五条の二十三の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第二十五条の二十三の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 四 定款又は第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第二十五条の二十五第一項において準用する同法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。
- 七 第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の社会保険労務士法(第三項において「旧社会保険労務士法」という。)第二十五条の二十二第一項各号に掲げる理由により社会保険労務士法人が解散した場合又は施行日前に同条第二項の規定により社会保険労務士法人が解散した場合における社会保険労務士法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の社会保険労務士法(次項において「新社会保険労務士法」という。)の定めるところによる。

- 2 施行日前に提起された社会保険労務士法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における社会保険労務士法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新社会保険労務士法の定めるところによる。
- 3 施行日前に申立て又は裁判があった旧社会保険労務士法の規定による非訟事件(清算に関する事件を除く。)の手続については、なお従前の例による。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第三百三十一条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出しを「(準用等)」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第三十八条」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、「、非訟事件手続法

第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」とを削り、同条に次の二項を加える。

- 2 職業訓練法人の解散及び清算を監督する裁判所は、職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

第七十八条の見出しを「（準用等）」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條」を「及び第三十六條から第四十條まで」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 中央協会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

第九十条第一項中「、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條」を「及び第三十六條から第四十條まで」に改め、「、非訟事件手続法第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と」を削り、同条に次の二項を加える。

- 4 都道府県協会の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県協会の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 5 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

第百六条第七号から第十号までの規定中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第百七条第四号から第七号までの規定中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十二条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の職業能力開発促進法（以下この条において「旧職業能力開発促進法」という。）第四十条第一項各号に掲げる理由により職業訓練法人が解散した場合における職業訓練法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の職業能力開発促進法（以下この条において「新職業能力開発促進法」という。）の定めるところによる。

- 2 施行日前に生じた旧職業能力開発促進法第七十条第一項各号に掲げる理由により中央職業能力開発協会が解散した場合における中央職業能力開発協会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新職業

能力開発促進法の定めるところによる。

- 3 施行日前に生じた旧職業能力開発促進法第九十条第一項において準用する旧職業能力開発促進法第七十条第一項各号に掲げる理由により都道府県職業能力開発協会が解散した場合における都道府県職業能力開発協会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新職業能力開発促進法の定めるところによる。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第三百三十三条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二十八の見出しを「(民法の準用等)」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 基金の解散及び清算を監督する裁判所は、基金の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

- 3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第十四条の二第一項中「資本」を「資本金」に改める。

第二十一条第五号及び第六号中「第七条の二十八」を「第七条の二十八第一項」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十四条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第七条の二十六第一項各号に掲げる理由により勤労者財産形成基金が解散した場合における勤労者財産形成基金の清算については、なお従前の例による。

(労働安全衛生法の一部改正)

第三百三十五条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第三項第四号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第五十条第一項及び第四項中「営業報告書又は」を削る。

(雇用保険法の一部改正)

第三百三十六條 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号中「、整理開始」を削る。

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十七条 施行日前にその者を雇用していた事業主の事業について整理開始の申立てがあった場合における特定受給資格者の受給資格については、前条の規定による改正後の雇用保険法第二十三条第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(老人保健法等の一部改正)

第三百三十八条 次に掲げる法律の規定中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

一 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第七十二条第九項

二 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十二号)第二十条第六項

三 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十七条第六項

四 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)第十五条第七項

五 独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十一号)第十四条第七項

六 独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第百九十一号)第十六条第七項

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正)

第三百三十九条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第十二条第一項中「資本」を「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加える。

(介護保険法の一部改正)

第三百四十条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正す

る。

第六十九条の十九第一項中「営業報告書又は」を削る。

第百六十八条第九項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

（会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部改正）

第三百四十一条 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律

第一条中「会社の分割」を「会社分割」に、「商法（明治三十二年法律第四十八号）及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）」を「会社法（平成十七年法律第号）」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

会社（株式会社及び合同会社をいう。以下同じ。）は、会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。）をするときは、次に掲げる労働者に対し、通知期限日までに、当該分割に関し、当該会社が当該労働者との間で締結している労働契約を当該分割に係る承継会社等（吸収分割にあつては同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社、新設分割にあつては同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が承継する旨の分割契約等（吸収分割にあつては吸収分割契約（同法第七百五十七条の吸収分割契約をいう。以下同じ。）、新設分割にあつては新設分割計画（同法第七百六十二条第一項の新設分割計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）における定めの有無、第四条第三項に規定する異議申出期限日その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 一 当該会社が雇用する労働者であつて、承継会社等に承継される事業に主として従事するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 二 当該会社が雇用する労働者（前号に掲げる労働者を除く。）であつて、当該分割契約等にその者が当該会社との間で締結している労働契約を承継会社等が承継する旨の定めがあるもの

第二条第二項中「分割計画書等を承認する株主総会等の会日の二週間前」を「通知期限日」に、「設立会社等」を「承継会社等」に、「分割計画書等中の記載」を「分割契約等における定め」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項及び第四条第三項第一号の「通知期限日」とは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日をいう。

- 一 株式会社が分割をする場合であつて当該分割に係る分割契約等について株主総

会の決議による承認を要するとき 当該株主総会（第四条第三項第一号において「承認株主総会」という。）の日の二週間前の日の前日

二 株式会社が分割をする場合であって当該分割に係る分割契約等について株主総会の決議による承認を要しないとき又は合同会社が分割をする場合 吸収分割契約が締結された日又は新設分割計画が作成された日から起算して、二週間を経過する日

第三条の前の見出し中「営業」を「承継される事業」に改め、同条中「分割計画書等」を「分割契約等」に、「設立会社等」を「承継会社等」に、「記載」を「定め」に、「生じた時」を「生じた日」に改める。

第四条第一項中「、分割計画書等」を「、分割契約等」に、「設立会社等」を「承継会社等」に、「記載」を「定め」に、「分割会社が定める日（当該分割会社が作成した分割計画書等を承認する株主総会等の会日の二週間前の日から当該会日の前日までの日に限る。次項及び次条第一項において「期限日」という。）」を「異議申出期限日」に改め、同条第二項中「期限日」を「異議申出期限日」に、「前項」を「第二条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の「異議申出期限日」とは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日をいう。

一 第二条第三項第一号に掲げる場合 通知期限日の翌日から承認株主総会の日の前日までの期間の範囲内で分割会社が定める日

二 第二条第三項第二号に掲げる場合 同号の吸収分割契約又は新設分割計画に係る分割の効力が生ずる日の前日までの日で分割会社が定める日

第四条第四項中「商法第三百七十四条ノ十第一項（有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項（有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）」を「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」に、「分割計画書等」を「分割契約等」に、「生じた時」を「生じた日」に、「設立会社等」を「承継会社等」に改める。

第五条第一項中「期限日」を「前条第三項に規定する異議申出期限日」に、「設立会社等」を「承継会社等」に改め、同条第二項中「及び第三項」を削り、同条第三項中「商法第三百七十四条ノ十第一項（有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項（有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）」を「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」に、「設立会社等」を「承継会社等」に改める。

第六条第一項中「分割計画書等」を「分割契約等」に、「設立会社等」を「承継会社等」に、「記載する」を「定める」に改め、同条第二項中「分割計画書等の記載」

を「分割契約等の定め」に、「設立会社等」を「承継会社等」に、「商法第三百七十四條ノ十第一項（有限会社法第六十三條ノ六第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百七十四條ノ二十六第一項（有限会社法第六十三條ノ九第一項において準用する場合を含む。）」を「会社法第七百五十九條第一項、第七百六十一條第一項、第七百六十四條第一項又は第七百六十六條第一項」に、「生じた時」を「生じた日」に改め、同條第三項中「設立会社等」を「承継会社等」に、「商法第三百七十四條ノ十第一項（有限会社法第六十三條ノ六第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百七十四條ノ二十六第一項（有限会社法第六十三條ノ九第一項において準用する場合を含む。）」を「会社法第七百五十九條第一項、第七百六十一條第一項、第七百六十四條第一項又は第七百六十六條第一項」に、「生じた時」を「生じた日」に改める。

第八條中「設立会社等」を「承継会社等」に改める。

（会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百四十二條 新設分割又は吸収分割が第三十六條又は第五條の規定によりなお従前の例により行われる場合については、前條の規定による改正後の会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二條から第六條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（健康増進法の一部改正）

第三百四十三條 健康増進法（平成十四年法律第百三號）の一部を次のように改正する。

第二十六條の四第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八號）第二百十一條ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九條第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十六條の十第一項中「営業報告書又は」を削る。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第三百四十四條 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二號）の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した場合における会社法（平成十七年法律第 号）第四百六十一條第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二號）附則第十六條第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を減じて得た」とする。

附則第十六条第四項を削る。

(社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百四十五条 社会保険労務士法の一部を改正する法律 (平成十七年法律第号) の一部を次のように改正する。

第二十五条の十五の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第二十五条の十五の次に次の三条を加える。

(法人の代表)

第二十五条の十五の二 社会保険労務士法人の社員は、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に紛争解決手続代理業務について社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

3 第一項の規定により社会保険労務士法人を代表する社員は、社会保険労務士法人の業務 (前項の紛争解決手続代理業務を除く。) に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(社員の責任)

第二十五条の十五の三 社会保険労務士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に関し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員 (当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。) が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員については、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前項本文に規定する債務についての社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証

明した場合を除き、前項と同様とする。

6 会社法第六百十二条の規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項本文に規定する債務については、この限りでない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第二十五条の十五の四 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて社会保険労務士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

第二十五条の二十五の改正規定を次のように改める。

第二十五条の二十五第一項中「第五百八十条第一項、」、「、第五百九十九条」、「、第六百十二条」及び「、同法第五百八十九条第一項の規定は社会保険労務士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について」を削り、同条第二項中「第二十五条の二十五第一項において準用する第五百八十条第一項」を「第二十五条の十五の三」に改める。

第八章 農林水産省関係

(農業倉庫業法の一部改正)

第三百四十六条 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第三編第五章」を「第二編第五章」に改める。

(農村負債整理組合法の一部改正)

第三百四十七条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第三十六条、第三十七条ノ二」を「第三十六条乃至第四十条」に、「、第百十九条乃至第百二十二条及第百三十六条乃至第百三十八条」を「及第百十九条乃至第百二十二条」に、「第二十四条第一号乃至第十二号及第十四号」を「第二十四条(第十五号及第十六号ヲ除ク)」に、「第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条並ニ第百七条乃至第百二十条」を「第二十七条、第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条及第百三十二条乃至第百四十八条」に改め、同項ただし書中「二百円」の下に「トシ商業登記法第四十八条第二項中会社法第九百三十条第二項各号トアルハ農村負債整理組合法第十七条第二項各号トシ同法第五十三条中新所在地における登記トアルハ新所在地において農村負債整理組合法第十七条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」を加え、同条に次の二項を加える。

負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ハ負債整理組合ノ業務ヲ監督スル官庁ニ対シ意見ヲ求め又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ニ規定スル官庁ハ負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ニ対シ意見ヲ述べルコトヲ得

(農村負債整理組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三百四十八条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の農村負債整理組合法（以下この条において「旧農村負債整理組合法」という。）第二十四条第一項において準用する消費生活協同組合法附則第百九条の規定によりなおその効力を有することとされる産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第六十二条第一項各号に掲げる事由により負債整理組合が解散した場合における負債整理組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の農村負債整理組合法（以下この条において「新農村負債整理組合法」という。）の定めるところによる。

- 2 新農村負債整理組合法第二十四条第一項において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧農村負債整理組合法第二十四条第一項において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 施行日前にした旧農村負債整理組合法第二十四条第一項において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新農村負債整理組合法第二十四条第一項において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行の際現に存する旧農村負債整理組合法第二十四条第一項において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新農村負債整理組合法第二十四条第一項において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による農村負債整理組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。
（農業協同組合法の一部改正）

第三百四十九条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「登記」を「登記等」に改める。

第三条第一項中「資本」を「資本金」に改める。

第六条中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

第十条第九項第二号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第十一項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項」を「第五十四条の四第一項」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、

同項第五号中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項に規定する特定短期社債（第十五項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）」を削り、同項第六号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同項第七号中イを削り、ロをイとし、八をロとし、同号二中「八」を「ロ」に改め、同号二を同号八とし、同条第十五項中「（旧特定短期社債を含む。）」を削り、同条第十九項中「商法、担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同条第二十五項中「第二十項ただし書及び第二十一項」を「第十九項ただし書及び第二十項」に改め、同条第十八項を削る。

第十一条の二第二項中「総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る）」を「総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての）」に改める。

第十一条の九第二項中「以下同じ」を「第七十四条第二項第七号を除き、以下同じ」に改める。

第十一条の三十六第三項中「第四十三条の五第三項」を「第四十三条の六第一項又は第二項」に、「目的たる」を「目的である」に改める。

第十一条の三十八を次のように改める。

第十一条の三十八 第十条第一項第十号の事業を行う組合の理事は、第十一条の三十六第一項の議決を行うべき日の二週間前から第十一条の四十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項並びに第十一条の三十六第四項の方針がある場合にあつてはその方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を各事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び会員並びに共済契約者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

第十六条第三項中「第四十三条の五第三項」を「第四十三条の六第一項又は第二項」に改め、「選挙権」の下に「（以下「議決権等」という。）」を加え、同条第五項中「議決権又は選挙権」を「議決権等」に改め、同条第七項後段を削り、同条に次の一項を加える。

代理人による議決権等の行使については会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定を、書面による議決権等の行使については同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定を、電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第十六条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第十六条第七項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章第三節中第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 四 払込済みの出資（回転出資金を除く。以下同じ。）の額及びその払込みの年月日

理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第二十八条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項ただし書中「記載しなくても」を「記載し、又は記録しなくても」に改め、同項第十二号中「方法」の下に「（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「目的たる」を「目的である」に、「価格」を「価額」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 理事は、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程（以下「定款等」という。）を各事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第三十条第一項中「置く」を「置かなければならない」に改め、同条第十二項中「取締役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第三十条の二の次に次の三条を加える。

第三十条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十条第一項第三号又は第十号の事業

二 証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十条第一項第三号の事業

第三十条の五 第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事、第三十条の二第四項の組合の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事は、他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、他の組合の経営管理委員となる場合その他当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

第三十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三十一条第二項を次のように改める。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三十一条に次の一項を加える。

合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員の」とする。

第三十一条の二を削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 組合は、理事会を置かなければならない。

理事会は、すべての理事で組織する。

理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

第三十条の二第四項の組合の理事会が組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督するに当たつては、経営管理委員会が決定するところに従わなければならない。

第三十二条の二を削る。

第三十三条から第三十五条までを次のように改める。

第三十三条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

理事会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条 第三十条の二第四項の組合は、経営管理委員会を置かなければならない。

経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。

経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の

決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

前項の規定による招集については、会社法第三百六十八条第一項の規定を準用する。

経営管理委員会は、理事が第三十五条の二第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

第七項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

経営管理委員会については、前条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条 理事は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会。以下この項及び次項において同じ。）の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

組合の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社

に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条の次に次の五条を加える。

第三十五条の二 理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会（同条第四項の組合にあつては、総会及び経営管理委員会）の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

理事は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法第八十八条の規定は、適用しない。

第三十五条の三 組合は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の決議により、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第三十五条の四 理事及び経営管理委員については会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第二項中「取締役」とあるのは「理事（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

代表理事については、民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条の五 監事は、理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又

は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）に報告しなければならない。

第三十条の二第四項の組合の監事は、経営管理委員が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営管理委員会に報告しなければならない。

監事については、第三十五条の二第一項並びに会社法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第三百四十三条第一項及び第二項中「取締役」とあるのは「理事（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）」と、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の五第一項第一号」と、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同法第三百八十三条第一項本文中「取締役会」とあるのは「理事会（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、理事又は経営管理委員）」と、同項及び同条第三項中「取締役会」とあるのは「理事会（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会又は経営管理委員会）」と、同法第三百八十四条中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百八十五条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の三第二項」と、「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条の六 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

前項の責任の原因となつた行為が理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会又は経営管理委員会）の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事（同条第四項の組合にあつては、理事又は経営管理委員）は、その行為をしたものとみなす。

第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

- 一 賠償の責任を負う額
- 二 当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として農林水産省令で定める方法により算定される額に、次のイから八までに掲げる役員の区分に応じ、当該イから八までに定める数を乗じて得た額
 - イ 代表理事 六
 - ロ 代表理事以外の理事又は経営管理委員 四
 - ハ 監事 二

前項の場合には、理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）は、前項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額

理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）は、第一項の責任の免除（理事及び経営管理委員の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 一 理事 次に掲げる行為
 - イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
- 二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）を作成しなければならない。

理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告を、出資組合にあつては貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。）を作成の日から十年間保存しなければならない。

第二項の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

前項の規定により監事の監査（第三十七条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査及び同項の全国中央会の監査）を受けたものについては、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの（監事の監査報告（第三十七条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査報告及び同項の全国中央会の監査報告）を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

理事は、決算関係書類を、通常総会の日から二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日から二週間前の日から三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の

写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

第一項及び第二項の規定により作成したものについては、会社法第四百四十三条の規定を準用する。

第三十七条第一項中「前条第一項の書類」を「前条第二項の規定により作成すべきもの」に、「書類を作成し、これを通常総会に提出しなければ」を「事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければ」に改め、同条第二項中「提出する書類」を「提出し、又は提供する書面又は電磁的記録」に、「及び経営管理委員会」を「（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）」に改める。

第三十七条の二を次のように改める。

第三十七条の二 次に掲げる組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条及び次条において「特定組合」という。）は、第三十六条第二項の規定により作成したものについて、監事の監査のほか、農林水産省令で定めるところにより、全国農業協同組合中央会（以下この条及び次条において「全国中央会」という。）の監査を受けなければならない。この場合において、監査を行う全国中央会は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

一 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合連合会

特定組合の監事は、全国中央会に対して、その監査報告につき説明を求めることができる。

全国中央会は、第一項の監査について任務を怠つたときは、特定組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

全国中央会が第一項の監査に関する職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、全国中央会は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

全国中央会が、監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該全国中央会が当該記載又は記録をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

全国中央会が特定組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、特定組合の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第一項の監査を行う全国中央会については、第三十五条の五第二項並びに会社法第三百八十一条第三項及び第四項、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第七編第二章第二節（第四百四十七条第二項、第四百四十九条第二項第二号及び第五項、第四百五十条第四項並びに第四百五十一条を除く。）の規定を、特定組合については、同法第四百三十九条の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同法第三百九十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項に規定する書類」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第二項の規定により作成したもの」と、同法第四百三十九条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第六項の承認を受けた貸借対照表、損益計算書その他農業協同組合又は農業協同組合連合会の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十四条第一項」と、同法第四百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

第三十七条の三 特定組合以外の組合は、定款で定めるところにより、第三十六条第二項の規定により作成したものについて全国中央会の監査を受けることができる。この場合においては、当該組合を特定組合とみなして、同条第六項及び第七項並びに前条の規定を適用する。

第三十八条第一項中「五分の一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合。次項において同じ。）」を加え、同条第五項中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の四第二項」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次条第一項の一時理事又は監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

第四十条第一項中「仮理事若しくは仮監事」を「一時理事若しくは監事の職務を行うべき者」に改め、同条第二項中「第四十三条の五」を「第四十三条の六及び第四十

三条の七」に改め、同条に次の一項を加える。

代表理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二 役員を責任を追究する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十一条第三項を次のように改める。

参事については、会社法第十一条第一項及び第三項、第十三条並びに第九百十八条並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。

第四十三条第一項中「十分の一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加える。

第四十三条の三第二項中「五分之一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、「目的たる」を「目的である」に改める。

第四十三条の四第一項中「（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員。以下この項において同じ。）」を削り、同条に第一項として次のように加える。

総会は、理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員。次項において同じ。）が招集する。

第四十三条の五第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、「場所」の下に「又は連絡先」を加え、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第四十三条の五を第四十三条の七とする。

第四十三条の四の次に次の二条を加える。

第四十三条の五 理事（理事以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事

項を定めなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項（第三十八条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第四項の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会（経営管理委員が総会を招集するとき、経営管理委員会）の決議によらなければならない。

第四十三条の六 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の日前十日までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

総会においては、第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した前条第一項第二号に掲げる事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第一項及び第二項の通知については、会社法第三百一条及び第三百二条の規定を準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもって議決権又は選挙権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「議決権の」とあるのは「議決権又は選挙権の」と、「議決権を」とあるのは「議決権又は選挙権を」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第二項」と、同法第三百二条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第二項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十四条第一項第五号を次のように改める。

- 五 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の

財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告

第四十六条中「半数」の下に「（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を、「三分の二」の下に「（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、同条に次の一号を加える。

五 第三十五条の六第四項の規定による責任の免除

第四十六条の二の次に次の三条を加える。

第四十六条の三 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条の四 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三条の五及び第四十三条の六の規定は、適用しない。

第四十六条の五 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場

合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と、「第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項）」とあるのは「農業協同組合法第三十九条（同法第七十二条の二の二）」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条の二第二項中「五分之一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）」を加え、「目的たる」を「目的である」に改める。

第四十九条第二項及び第三項を次のように改める。

出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

- 一 出資一口の金額の減少の内容
- 二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの
- 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第九十二条第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十条第一項中「前条第二項」を「前条第二項第三号」に改め、同条第三項を次のように改める。

組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条の二第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをする旨」と読み替えるものとする。

第五十条の二第五項を削る。

第五十条の三第一項を次のように改める。

第十条第一項第三号の事業を行う組合が同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が当該譲受けを行う組合の純資産の額として農林水産省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないときの前条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

第五十条の三第三項を次のように改める。

前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合には、当該譲受けを約した日から二週間以内に、当該譲受けに係る契約の相手方である組合の名称及び住所並びに同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第五十条の三第四項中「において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項」を削り、「に定める手続による」を「の規定により総会の議決を経ないで」に改め、同条第二項を削る。

第五十条の四第四項を次のように改める。

第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については、第四十九条及び第五十条の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済事業に係る財産の移転をする旨」と読み替えるものとする。

第五十条の四第五項中「第五十条の二第八項」を「第五十条の二第七項」に改める。

第五十条の五を次のように改める。

第五十条の五 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十条の五の次に次の一条を加える。

第五十条の六 組合は、農林水産省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

前項の会計帳簿については、会社法第四百三十二条第二項及び第四百三十四条の規定を準用する。

第五十二条第一項中「おける」の下に「農林水産省令で定める方法により算定される」を加える。

第五十四条の三第三項中「前二項に」を「前各項に」に、「前二項の」を「第一項

又は第二項の」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として農林水産省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

第五十八条第六項中「議決権又は選挙権」を「議決権等」に改め、同条第七項を次のように改める。

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の三から第四十六条の五まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条（第二項を除く。）並びに第三百十二条第一項、第四項及び第五項の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、同法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、第十六条第四項中「前項」とあるのは「第五十八条第六項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第五十八条第六項又は前項」と、第四十六条の三中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第四十六条の四中「第四十三条の五及び第四十三条の六」とあるのは「第五十八条第一項及び第二項」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等、」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人、」と、「設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と、「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条の二を次のように改める。

第六十三条の二 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。

以下この節において同じ。) 」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、 」とあるのは「理事、経営管理委員、 」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五条第一項を次のように改める。

組合が合併しようとするときは、総会の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。

第六十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

第六十五条第五項を削る。

第六十五条の二を次のように改める。

第六十五条の二 合併によつて消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の五分之一（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合。以下この項において同じ。）を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分之一を超えない場合における合併後存続する組合の合併についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する組合は、その旨を前条第一項の合併契約に定めなければならない。

合併後存続する組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合においては、合併後存続する組合は、前条第一項の合併契約を締結した日から二週間以内に、合併によつて消滅する組合の名称及び住所、合併を行う時期並びに第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

合併後存続する組合の総組合員の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行うことはできない。

第六十五条の二の次に次の一条を加える。

第六十五条の三 次の各号に掲げる組合の理事は、当該各号に定める期間、第六十五条第一項の合併契約の内容その他農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 一 合併によつて消滅する組合 第六十五条第一項の総会の日から二週間前の日から合併の登記の日まで
- 二 合併後存続する組合 第六十五条第一項の総会（前条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会））の日から二週間前の日から合併の登記の日後六月を経過する日まで
- 三 合併によつて設立する組合 合併の登記の日から六月間

前項各号に掲げる組合の組合員及び当該組合の債権者は、当該組合の業務時間内は、いつでも、当該組合に係る同項の書面又は電磁的記録について、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び当該組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、前条の規定によりこれらの組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務その他の合併に関する事項として農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

理事は、合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組

合の定めた費用を支払わなければならない。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六條の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条第二項を次のように改める。

前項の規定による権利義務の承継については、第四十六条、第四十八条の二、第六十五条、第六十五条の三、第六十七条及び第六十八条の二の規定を、同項の規定による権利義務の承継の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、第六十五条第三項中「第六十一条」とあるのは「第六十一条第一項から第四項まで」と、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十一条第二項中「商法第四百七十七条第二項」を「会社法第四百七十八条第二項」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

第七十二条第一項中「提出して」を「提出し、又は提供して」に改め、同条第三項

を削る。

第七十二条の二第一項中「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供して」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「決算報告」に改め、同条第三項中「商法第四百二十七条第三項」を「会社法第五百七条第四項」に改める。

第七十二条の二の二を次のように改める。

第七十二条の二の二 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、組合の清算人については、第二十七条の二、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十四条第五項及び第六項、第三十五条（第二項を除く。）、第三十五条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十六条（第一項及び第十項を除く。）、第三十九条、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場

合にあっては、その割合)以上の同意を得た組合員(准組合員を除く。)」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の十一第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項ただし書中「記載しなくても」を「記載し、又は記録しなくても」に改める。

第七十二条の十二第一項を次のように改める。

農事組合法人は、役員として理事を置かなければならない。

第七十二条の十二の二を次のように改める。

第七十二条の十二の二 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資農事組合法人にあつては事業報告及び財産目録を、組合員に出資をさせる農事組合法人(以下「出資農事組合法人」という。)にあつては事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。

前項の規定により作成すべきもの(以下この条及び次条において「事業報告等」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。

理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び農事組合法人の債権者は、農事組合法人の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農事組合法人の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び農事組合法人の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農事組合法人の定めた費用を支払わなければならない。

理事は、監事の意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて、事業

報告等を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

第七十二条の十三第一項第三号を次のように改める。

三 事業報告等

第七十二条の十六の次に次の一条を加える。

第七十二条の十六の二 農事組合法人の成立の時ににおける現物出資の目的となる財産の価額が当該財産について定款に記載され、又は記録された価額（定款の変更があつた場合にあつては、変更後の価額）に著しく不足するときは、発起人及び設立時の理事は、当該農事組合法人に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

農事組合法人の成立後現物出資を行う者の出資の目的となる財産の出資当時の価額が当該財産の出資についてされた定款の変更の決議により変更された定款に記載され、又は記録された価額に著しく不足するときは、当該決議に賛成した組合員は、当該農事組合法人に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

前二項の義務は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

第七十三条第一項及び第二項を次のように改める。

農事組合法人の組合員については、第十三条、第十四条、第十八条、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から第二十七条の二まで並びに民法第六十五条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中「第十七条の規定による経費の負担のほか」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、第二十一条第二項中「非出資組合」とあるのは「農事組合法人」と、第二十三条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十四条及び第二十六条中「第二十二条第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

農事組合法人の管理については、第二十九条の二、第三十条の三、第三十一条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の六第一項、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十九条前段、第四十六条の四、第四十六条の五、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第一項から第六項まで、第五十三条並びに第五十四条第一項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十四条及び第六十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「理事」とあるのは「役員」と、第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の十二の二第一項」と、第三十九条前段中「次条第一項の一時理事又は監事の職務を行うべき者」とあるのは「第七十三条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」と、第四十六条の四中「第四十三条の五及び第四十三条の六」とあるのは「第七十三条第二項において準用する民法第六十二条及び第六十四条」と、第五十一条第一項中「十分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、

同条第二項中「二分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「二分の一」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害関係人」と、同法第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求」とあるのは「総会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条第四項を次のように改める。

農事組合法人の解散及び清算については、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第四項、第六十五条の三、第六十六条第一項、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条第一項並びに第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第六十六条第一項中「農業協同組合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員（法人にあつては、その役員）、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員たる組合の役員」とあるのは「第七十二条の十第一項第一号の規定による組合員」と、「役員（合併によつて設立する組合が第三十条の二第四項の組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条に次の二項を加える。

農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

行政庁は、農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十三条の二中「又は有限会社（以下この節及び第八十九条において「会社」という。）」を削る。

第七十三条の三第一項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第四項中「、組織変更計画書の要領、組織変更後の会社の定款及び農業協同組合法第七十三条の三第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」を「及び組織変更計画の要領」に改め、同条第五項を次のように改める。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社（以下この節において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- 四 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める事項
 - イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称
 - ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名
 - ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称
- 五 組織変更をする農事組合法人の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
- 六 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする農事組合法人の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
- 八 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項
- 九 組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）その他政令で定める事項

第七十三条の三第二項を削り、同条に次の一項を加える。

第一項に規定する組織変更については、第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「組織変更をする旨」と読み替えるものとする。第七十三条の四を次のように改める。

第七十三条の四 削除

第七十三条の五第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「事業年度の終わり」を「事業年度末」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による通知又は請求は、同項の出資農事組合法人の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。

第七十三条の六第一項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に、「組織変更後の会社の株式又は持分」を「組織変更後株式会社の株式」に改め、同条第二項中「又は持分」を削り、同条第三項を次のように改める。

前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四

号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。
この場合において、同法第二百三十四条第二項中「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の六第四項を削る。

第七十三条の七及び第七十三条の八を次のように改める。

第七十三条の七及び第七十三条の八 削除

第七十三条の九第一項中「、株式又は持分」を「又は株式」に改める。

第七十三条の十を次のように改める。

第七十三条の十 削除

第七十三条の十一を次のように改める。

第七十三条の十一 組織変更をする出資農事組合法人は、効力発生日に、株式会社となる。

組織変更をする出資農事組合法人の組合員は、効力発生日に、第七十三条の第三第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

組織変更の効力発生日については、会社法第七百八十条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「農業協同組合法第二章の二第四節」と読み替えるものとする。

第七十三条の十三及び第七十三条の十四を次のように改める。

第七十三条の十三 組織変更後株式会社は、第七十三条の三第五項において準用する第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社の営業時間内は、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組織変更後株式会社の株主及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

第七十三条の十四 組織変更の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項

(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三條の三十二中「第四十三條の五第一項及び第二項」を「第四十三條の七」に改める。

第七十三條の三十三第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第七十三條の三十四第一項中「中央会に」を「中央会は」に、「置く」を「置かなければならない」に改め、同條第四項及び第五項を次のように改める。

役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常總會の終結の時まで伸長することを妨げない。

設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立總會において定める。ただし、創立總會の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常總會の終結の時まで伸長することを妨げない。

第七十三條の三十七を次のように改める。

第七十三條の三十七 中央会の会長、副会長、理事及び監事については、第三十條の三、第三十五條の二第一項、第三十五條の六第一項、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)及び第十項並びに第三十九條前段の規定を、会長については、第二十七條の二、第二十九條の二、第四十三條の三第二項から第四項まで及び第七十二條の十二の二の規定を、会長、副会長及び理事については、民法第四十四條第一項、第五十四條及び第五十五條の規定を、監事については、第三十條の五第三項、第四十三條の四第二項及び同法第五十九條の規定を準用する。この場合において、第四十三條の三第二項中「理事会(第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項及び第四項において同じ。)」とあるのは「会長」と、「理事会は」とあるのは「会長は」と、同條第四項中「理事会」とあるのは「会長」と、第四十三條の四第二項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三條の四十三第三項を次のように改める。

中央会の總會については、第十六條第三項から第八項まで、第四十三條の五第一項、第四十三條の六、第四十五條、第四十六條の四及び第四十六條の五並びに民法第六十六條の規定を準用する。この場合において、第十六條第三項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「都道府県中央会の總會にあつては他の正会員(第七十三條の四十第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の總會にあつては、正会員たる

組合の理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）、全国中央会の總會にあつては正会員たる組合の理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）又は都道府県中央会の会長、副会長若しくは理事」と、同条第六項中「五人」とあるのは「二人」と、第四十三条の五第一項及び第四十六条の五第二項から第四項までの規定中「理事」とあるのは「会長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の四十四第五項を次のように改める。

創立總會については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条の五並びに第五十八条第五項及び第六項、民法第六十六条並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条（第二項を除く。）並びに第三百十二条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第十六条第四項中「前項」とあるのは「第七十三条の四十四第五項において準用する第五十八条第六項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十三条の四十四第五項において準用する第五十八条第六項又は前項」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の四十八第三項を次のように改める。

中央会の解散及び清算については、第七十一条第一項及び第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第七十一条第一項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の四十八第三項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の四十八に次の二項を加える。

中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

主務大臣は、中央会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 登記等

第七十四条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合又は農事組合法人の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなけれ

ばならない。

第七十四条第二項第二号中「事務所」の下に「の所在場所」を加え、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 前号の公告の方法が電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同条第三十四号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第九十二条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め第七十四条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

中央会の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

第七十四条第四項第三号中「事務所」の下に「の所在場所」を加え、同条第五項を削る。

第七十五条及び第七十六条を次のように改める。

第七十五条 前条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

前条第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済みの出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後四週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれを行うことができる。

第七十六条 組合若しくは農事組合法人又は中央会が主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第七十七条を削る。

第七十七条の二中「仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつた」を「仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた」に改め、「及び従たる事務所」を削り、同条を第七十七条とする。

第七十八条中「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、主たる事務所の所在地において」に改める。

第七十九条中「第八十五条第二項及び第三項」を「第八十六条第五項、第八十八条第二項及び第三項」に、「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、主たる事務所の所在地に

において」に改める。

第八十条及び第八十一条を次のように改める。

第八十条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の清算が終了したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において清算終了の登記をしなければならない。

- 一 組合 第七十二条の二第一項の承認の日
- 二 農事組合法人 第七十三条第四項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日
- 三 中央会 第七十三条の四十八第三項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日

第八十一条 出資農事組合法人が組織変更をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、組織変更前の出資農事組合法人については主たる事務所の所在地において解散の登記をし、組織変更後の株式会社については本店の所在地において設立の登記をしなければならない。

第九十一条を削る。

第九十条を第九十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第九十一条の三 組合若しくは農事組合法人又は中央会の登記については、商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業協同組合法第七十四条第二項各号又は第四項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項本文（同法第七十三条第四項及び第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の規定により清算人となつたもの（同法第七十二条の二の二において準用する会社法」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「合併若しくは農業協同組合法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併をした」とあるのは「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは「合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条中「の会社」を「の株式会社」に、「に定める書類及び組織変更後の株式会社については同法第七十九条に定める書類、組織変更後の有限会社については同法第九十四条」を「及び第四十六条」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 出資農事組合法人の総会の議事録
- 四 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面
- 五 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面
- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 七 第七十三条の三第五項において準用する第四十九条第二項の規定による公告及び催告（第七十三条の三第五項において準用する第四十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくはその者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

第八十九条を第九十一条とする。

第八十八条中「商法第四百二十七条第一項」を「会社法第五百七条第三項」に、「決算報告書」を「決算報告」に改め、同条を第九十条とする。

第八十七条を削る。

第八十六条を第八十九条とする。

第八十五条第一項中「第七十四条第二項又は第四項の」を「第七十四条第二項各号又は第四項各号に掲げる」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第二項中「第四十九条」を「第四十九条第二項」に改め、同条第三項中「困る」を「よる」に、「第八十三条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第八十八条とする。

第八十四条を削る。

第八十三条第二項ただし書中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条第三項中「第四十九条」を「第四十九条第二項」に、「合併を行う出資組合又は出資農事組合法人が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該出資組合又は出資農事組合法人にあつては、これらの公告。第八十五条第二項」を「同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する

日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告。次条第二項」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十二条を第八十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

組合又は農事組合法人の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）の規定を準用する。

組合の総会又は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する。

農事組合法人の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する。

組合又は農事組合法人の合併又は承継の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する。

第八十一条の次に次の三条を加える。

第八十二条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合若しくは農事組合法人又は中央会の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 組合若しくは農事組合法人又は中央会の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第八十三条 組合若しくは農事組合法人又は中央会がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

第八十四条 第七十九条から第八十一条までに規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十九条に規定する変更の登記は、第八十二条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第九十二条を次のように改める。

第九十二条 組合及び農事組合法人並びに中央会は、公告の方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

組合及び農事組合法人並びに中央会は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告

組合及び農事組合法人並びに中央会が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

組合及び農事組合法人並びに中央会が当該組合及び農事組合法人並びに中央会の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

- 一 公告に定める期間内に異議を述べる旨の公告 当該期間を経過する日
- 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

組合及び農事組合法人並びに中央会がこの法律又は他の法律の規定による公告を

電子公告により行う場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条の三第一号を次のように改める。

- 一 第五十四条の三第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第五十四条の三第四項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として農林水産省令若しくは主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

第百条の二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 第九十二条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第百条の四を次のように改める。

第百条の四 次に掲げる場合には、出資農事組合法人の役員、株式会社の取締役若しくは執行役（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役若しくは執行役の職務を代行する者又は会社法第三百四十六条第二項の規定若しくは同法第四百三条第三項において準用する同法第四百一条第三項の規定により選任された一時取締役若しくは執行役の職務を行うべき者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第七十三条の三の規定に違反して組織変更の手續をしたとき。
- 二 第七十三条の三第五項において準用する第四十九条第一項の規定又は第七十三条の十三第一項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第七十三条の三第五項において準用する第四十九条第二項に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

四 第七十三条の十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七十三条の十三第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六 第八十一条又は第八十四条（第八十一条に係る部分に限る。）に定める登記を怠つたとき。

第百条の四の次に次の一条を加える。

第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十二条第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九十二条第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百一条第一項中「取締役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同項第二号の九中「第四十八条の二第一項」の下に「（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号の十一及び第二号の十二を次のように改める。

二の十一 第十一条の三十八第一項の規定、第十六条第八項（第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第二十七条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第二十九条の二第一項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十六条第九項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十六条の五第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十八条第七項、第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第二項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）若し

くは第七十二条の十二の二第三項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二の十二 第十一条の三十八第二項の規定、第十六条第八項、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第二十七条の二第三項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第二十九条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十六条第十一項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第四十六条の五第四項（第五十八条第七項、第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第二項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第三項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の十二の二第四項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第百一条第一項第二号の十三中「商法第二百二十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項」を「会社法第四百九十九条第一項」に改め、同項第五号中「第三十二条の二第六項」を「第三十四条第八項」に改め、同項第五号の五中「第三十一条の二第一項」を「第三十条の五第一項」に改める。

第百一条第一項第六号を次のように改める。

六 第三十五条の五第二項（第三十七条の二第七項及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）の規定又は第三十五条の五第五項若しくは第七十二条の二の二において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

第百一条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

第百一条第一項第七号から第七号の三までを次のように改める。

七 第三十五条の六第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

七の二 第三十六条第一項、第五十条の六第一項、第七十二条第一項（第七十三条第四項及び第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二第一項の規定又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七の三 第三十七条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

第百一条第一項第八号中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の四第二項」に、「第四十三条の四第二項」を「第四十三条の四第三項」に改め、「若しくは第四項」の下に「（これらの規定を第七十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第八号の二中「第四十七条又は第五十八条第七項において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項又は第二項」を「第四十六条の三（第五十八条第七項及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）」に改め、同項第九号の二中「第五十条の二第八項」を「第五十条の二第七項」に改め、同項第九号の三中「第五十条の三第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項又は第六十五条の二第三項において準用する同法第四百十三條ノ三第四項」を「第五十条の三第二項又は第六十五条の二第三項」に改め、同項第十二号中「商法第二百二十四条第三項」を「会社法第四百八十四条第一項の規定」に改め、同項第十四号中「商法第三百十一条」を「会社法第五百二条の規定」に、「第三百十一条本文」を「第五百二条本文」に改め、同項第十五号中「第七十二条の二の二」を「清算の結了を遅延させる目的で、第七十二条の二の二」に、「商法第四百二十一条第一項」を「会社法第四百九十九条第一項の期間」に改め、同項第十六号中「商法第四百二十三条」を「会社法第五百条第一項」に、「弁済したとき」を「弁済をしたとき」に改め、同項第十九号中「第八十一条」の下に「及び第八十四条（第八十一条に係る部分に限る。）」を加え、「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同項に次の一号を加える。

二十 第九十二条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第百一条第三項を次のように改める。

会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の五第五項又は第三十七条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第百一条の二中「第四十二条」の下に「（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）」を加える。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十条 農業協同組合及び農業協同組合連合会 (以下この条において「組合」と総称する。) の役員若しくは清算人又は前条の規定による改正前の農業協同組合法 (以下この条において「旧農業協同組合法」という。) 第三十七条の二第一項の監査に係る全国農業協同組合中央会の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に到来した最終の決算期に係る旧農業協同組合法第三十六条第一項 (旧農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。) の書類の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の農業協同組合法 (以下この条において「新農業協同組合法」という。) 第三十条の四第一項 (新農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。) の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定 (第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。) に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

4 新農業協同組合法第三十条の四第一項第三号 (新農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。) の規定は、この法律の施行の際現に組合の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する民事再生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

5 新農業協同組合法第三十条の四第二項第二号 (新農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。) の規定は、この法律の施行の際現に組合の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

6 施行日前に総会 (総代会を設けている組合にあっては、総会又は総代会。以下この条において同じ。) の招集の手續が開始された場合における当該総会の権限及び手續については、なお従前の例による。

7 施行日前に総会の招集の手續が開始された場合におけるその総会の決議を要する組合又は農事組合法人の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、新農業協同組合法の定めるところによる。

8 施行日前に総会 (旧農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合にあつては、理事会 (旧農業協

同組合法第三十条の二第四項の組合にあっては、旧農業協同組合法第三十二条の二第一項の経営管理委員会)。以下この項において同じ。)の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する旧農業協同組合法第五十条の二第一項又は第二項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

9 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する旧農業協同組合法第五十条の四第一項の規定による共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は同条第二項の規定による共済事業に係る財産の移転については、なお従前の例による。

10 施行日前に生じた旧農業協同組合法第六十四条第一項各号(旧農業協同組合法第七十三条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる事由により組合若しくは農事組合法人が解散した場合、施行日前に生じた旧農業協同組合法第六十四条第四項若しくは第五項に規定する事由により組合が解散した場合、施行日前に生じた同条第六項各号に掲げる事由により組合が解散した場合又は施行日前に生じた旧農業協同組合法第七十三条の四十八第一項各号に掲げる事由により農業協同組合中央会が解散した場合における組合、農事組合法人又は農業協同組合中央会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新農業協同組合法の定めるところによる。

11 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合(旧農業協同組合法第六十五条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合を除く。)におけるその総会の決議を要する組合又は農事組合法人の合併及び施行日前に同条第二項の規定により合併契約書が作成された同条第一項の規定により総会の議決を経ないで行われる組合又は農事組合法人の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新農業協同組合法の定めるところによる。

12 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する旧農業協同組合法第七十条第一項の規定による権利義務の承継(以下この条において「承継」という。)については、なお従前の例による。ただし、承継に関する登記の登記事項については、新農業協同組合法の定めるところによる。

13 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する農事組合法人の組織変更(組織変更後の会社が有限会社であるものを除く。)については、なお従前の例による。ただし、組織変更に関する登記の登記事項については、新農業協同組合法の定めるところによる。

14 農事組合法人の組織変更(組織変更後の会社が有限会社であるものに限る。)について施行日前に行った総会の決議その他の手続は、施行日前に当該組織変更の効力が生じない場合には、その効力を失う。

15 施行日前に組合員又は会員が旧農業協同組合法第三十九条第一項又は第七十二条の

二の二において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

- 16 施行日前に提起された、組合の総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え、旧農業協同組合法第五十条の二第一項若しくは第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けの無効の訴え、旧農業協同組合法第五十条の四第一項に規定する共済事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは同条第二項に規定する共済事業に係る財産の移転の無効の訴え、合併の無効の訴え若しくは承継の無効の訴え又は農事組合法人の合併の無効の訴え若しくは組織変更の無効の訴えについては、なお従前の例による。
- 17 施行日前に提起された組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新農業協同組合法の定めるところによる。
- 18 施行日前に申立て又は裁判があった旧農業協同組合法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。
- 19 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。
- 20 新農業協同組合法第四十一条第三項及び第九十一条の三において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧農業協同組合法第四十一条第三項又は第九十二条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 21 施行日前にした旧農業協同組合法第四十一条第三項及び第九十二条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手續その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新農業協同組合法第四十一条第三項及び第九十一条の三において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 22 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手續については、なお従前の例による。
- 23 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 24 施行日前に組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。
- 25 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。
- 26 この法律の施行の際現に存する旧農業協同組合法第九十二条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新農業協同組合法第九十一条の三において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

27 第六項、第七項又は第十一項から第十三項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における組合及び農事組合法人の出資一口の金額の減少、合併、承継又は組織変更に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

28 第二十項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(農業災害補償法の一部改正)

第三百五十一条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条に次の一項を加える。

定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(第四十二条において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第四十二条中「には」を「については」に改め、「並びに商法第二百五十八条第一項」を削り、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第四十二条の二第三項中「商法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで並びに商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十一条から第五十三条まで」を「会社法(平成十七年法律第 号)第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条」に改める。

第四十五条の二第四項中「並びに商法第二百五十八条第一項」を削る。

第五十八条中「には」を「については」に、「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十九条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

第五十九条第二項第二号中「事務所」の下に「の所在場所」を加える。

第六十二条の二中「仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつた」を「仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条の三 農業共済団体が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、

同様とする。

第六十六条中「清算終了の日」を「第五十七条の承認の日」に改める。

第七十条の次に次の一条を加える。

第七十条の二 参事の登記の申請書には、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した農業共済団体の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第七十六条及び第七十七条を次のように改める。

第七十六条 削除

第七十七条 農業共済団体の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第三百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業災害補償法第五十九条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において農業災害補償法第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「農業災害補償法第五十四条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百三条中「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第一百四十七条第二号中「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同条第十一号から第十三号までの規定中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

（農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三百五十二条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の農業災害補償法（以下この条において「旧農業災害補償法」という。）第四十六条第一項各号に掲げる事由により農業共済組合若しくは農業共済組合連合会（以下この項において「農業共済団体」という。）が解散した場合又は施行日前に生じた同条第四項に規定する事由により農業共済組合連合会が解散した場合における農業共済団体の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の農業災害補償法（以下この条において「新農業災害補償法」という。）の

定めるところによる。

- 2 新農業災害補償法第七十七条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧農業災害補償法第四十二条の二又は第七十七条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 施行日前にした旧農業災害補償法第四十二条の二第三項及び第七十七条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新農業災害補償法第七十七条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行の際現に存する旧農業災害補償法第七十七条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新農業災害補償法第七十七条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による農業災害補償法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第三百五十三条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「登記」を「登記等」に改める。

第十一条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第十一条の二第四項中「以下同じ」を「第一百条第二項第九号を除き、以下同じ」に改める。

第十一条の四第二項中「第五十八条の三第一項及び第四項」を「第五十八条の三第一項及び第六項」に改め、「第二百二十三条の二第一項及び第四項」の下に「、第二百二十六条の三」を加え、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第十一条の五中「第十一条第九項」を「第十一条第八項」に改める。

第十一条の六第二項中「総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項）」を「総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第号）第八百七十九条第三項）」に、「又は持分に係る議決権を含む」を「につい

での議決権を含む」に改める。

第十一条の六の三第三号中「第三十四条第十一項」の下に「、第三十九条第五項」を加える。

第十二条第三項中「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第二十一条第二項中「第四十七条の五第三項（」を「第四十七条の六第一項又は第二項（これらの規定を」に改め、「選挙権」の下に「（以下「議決権等」という。）」を加え、同条第四項中「議決権又は選挙権」を「議決権等」に改め、同条第六項後段を削り、同条に次の一項を加える。

7 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権等の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第二十一条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二十一条第六項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章第二節中第三十一条の次に次の一条を加える。

（組合員名簿の備付け及び閲覧等）

第三十一条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
 - 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
 - 四 払込済出資額（回転出資金に係る額を除く。以下同じ。）及びその払込みの年月日
- 2 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第三十二条の見出し中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改め、同条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に、「記載しなくても」を「記載し、又は記録しなくても」に改め、同項第十二号中「方法」の下に「(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「目的たる」を「目的である」に、「価格」を「価額」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十三条の二 理事は、定款等(定款、規約、信用事業規程及び共済規程をいう。以下同じ。)を各事務所に備えて置かなければならない。規則等(漁業法第八条第一項の漁業権行使規則(以下単に「漁業権行使規則」という。)、同項の入漁権行使規則(以下単に「入漁権行使規則」という。))及び同法第二百二十九条第一項の遊漁規則(以下単に「遊漁規則」という。)、資源管理規程並びに沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第八条第二項の育成水面の区域(以下単に「育成水面」という。))及び同項の育成水面利用規則(以下単に「育成水面利用規則」という。)をいう。以下この条において同じ。)を定めたときも、同様とする。

2 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等又は規則等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款等又は規則等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

4 定款等又は規則等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所(主たる事務所を除く。)における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じる

ことを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第三十四条第一項中「組合に」を「組合は」に、「置く」を「置かなければならない」に改め、同条第十一項中「取締役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第三十四条の二第四項中「かかわらず、」の下に「第三十八条第一項の」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（組合と役員との関係）

第三十四条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員資格）

第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
 - 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - 三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合の役員となることができない。
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（役員等の兼職又は兼業の制限）

第三十四条の五 第十一条第一項第四号の事業を行う組合を代表する理事（第三十四

条の二第三項の組合を代表する理事を除く。)並びに当該組合の常務に従事する役員(第三十四条の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。)及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

- 2 行政庁は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。
- 3 第三十四条の二第三項の組合の理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。
- 4 経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人を兼ねてはならない。
- 5 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第三十五条を次のように改める。

(役員任期)

第三十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

- 2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。
- 3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員のと」とする。

第三十五条の二を削る。

第三十六条を次のように改める。

(理事会の職務等)

第三十六条 組合は、理事会を置かなければならない。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。
- 3 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 4 第三十四条の二第三項の組合の理事会が組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督するに当たつては、第三十八条第一項の経営管理委員会が決定するところに従わなければならない。

第三十六条の二を削る。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

(理事会の議決等)

第三十七条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(こ

れを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

- 2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 5 理事会の議決に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その議決に賛成したものと推定する。
- 6 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(経営管理委員会の職務等)

第三十八条 第三十四条の二第三項の組合は、経営管理委員会を置かなければならない。

- 2 経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。
- 3 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。
- 4 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。
- 5 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。
- 6 会社法第三百六十八条第一項の規定は、前項の規定による招集について準用する。
- 7 経営管理委員会は、理事が第三十九条の二第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。
- 8 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 9 第七項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。
- 10 前条の規定は、経営管理委員会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第三十九条 理事は、理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会。以下この項及び次項において同じ。)の日から十年間、理事会の

議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- 3 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
 - 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 4 組合の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。
- 5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。
- 6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条の次に次の五条を加える。

（理事及び経営管理委員の忠実義務等）

第三十九条の二 理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会（同条第三項の組合にあつては、総会及び経営管理委員会）の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、適用しない。

（代表理事）

第三十九条の三 組合は、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管

理委員会)の議決により、理事の中から組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を定めなければならない。

- 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事及び経営管理委員に関する会社法及び民法の準用)

第三十九条の四 会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。

この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第二項中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事)

第三十九条の五 監事は、理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。)の職務の遂行を監査する。この場合において、監事は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会)に報告しなければならない。

- 4 第三十四条の二第三項の組合の監事は、経営管理委員が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営管理委員会に報告しなければならない。

- 5 第三十九条の二第一項並びに会社法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定は、監事について準用する。この場合において、同法第三百四十三条第一項及び第二項中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員)」と、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第一項第一号」

と、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等（水産業協同組合法第二百二十二条第二項に規定する子法人等をいう。）」と、同法第三百八十三条第一項本文中「取締役会」とあるのは「理事会（水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあっては、理事会及び経営管理委員会）」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事（水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあっては、理事又は経営管理委員）」と、同項及び同条第三項中「取締役会」とあるのは「理事会（水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあっては、理事会又は経営管理委員会）」と、同法第三百八十四条中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百八十五条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の三第二項」と、「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員組合に対する損害賠償責任等）

第三十九条の六 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任の原因となつた行為が理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会又は経営管理委員会）の議決に基づき行われたときは、その議決に賛成した理事（同条第三項の組合にあつては、理事又は経営管理委員）は、その行為をしたものとみなす。

3 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の議決によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員がその在職中に組合から職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として農林水産省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事又は経営管理委員 四

ハ 監事 二

5 前項の場合には、理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員）は、前項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
 - 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- 6 理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員）は、第一項の責任の免除（理事及び経営管理委員の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 7 第四項の議決があつた場合において、組合が当該議決後に同項の役員に対し退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
- 8 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 9 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 一 理事 次に掲げる行為
 - イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - 二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 10 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
- 第四十条を次のように改める。
- （決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）
- 第四十条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては、財産目録）を作成しなければならない。
- 2 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては財産目録及び事業報告を、その他の組合にあつては貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

- 4 理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。）を作成の日から十年間保存しなければならない。
- 5 第二項の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。
- 6 前項の規定により監事の監査（第四十一条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査及び同項の全国連合会の監査）を受けたものについては、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。
- 7 理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員）は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し前項の承認を受けたもの（監事の監査報告（第四十一条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査報告及び同項の全国連合会の監査報告）を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。
- 8 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。
- 9 理事は、決算関係書類を、通常総会の日から二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 10 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日から二週間前の日から三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。
- 11 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 12 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 13 会社法第四百四十三条の規定は、第一項及び第二項の規定により作成したものについて準用する。

第四十一条の見出し中「書類」を「書面」に改め、同条第一項中「前条第一項の書類」を「前条第二項の規定により作成すべきもの」に、「書類を」を「事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を」に、「提出しなければ」を「提出し、又は提供しなければ」に改め、同条第二項中「提出する書類」を「提出し、又は提供する書面又は電磁的記録」に、「及び経営管理委員会」を「（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）」に改める。

第四十一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定組合の監査）」を付し、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「第四十条第一項の書類」を「第四十条第二項の規定により作成したもの」に、「第八十七条第八項」を「主務省令で定めるところにより、第八十七条第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、監査を行う全国連合会は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第四十一条の二第二項から第七項までを次のように改める。

- 2 特定組合の監事は、全国連合会に対して、その監査報告につき説明を求めることができる。
- 3 全国連合会は、第一項の監査について任務を怠つたときは、特定組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
- 4 全国連合会が第一項の監査に関する職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、全国連合会は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 5 全国連合会が、監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該全国連合会が当該記載又は記録をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 6 全国連合会が特定組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、特定組合の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
- 7 第三十九条の五第二項並びに会社法第三百八十一条第三項及び第四項、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第七編第二章第二節（第四百四十七条第二項、第四百四十九条第二項第二号及び第五項、第四百五十条第四項並びに第四百五十一条を除く。）の規定は第一項の全国連合会について、同法第四百三十九条の規定は特定組合について準用する。この場合において、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等（水産業協同組合法第二百二十二条第二項に規定する子法人等をいう。）」と、同法第三百九十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百九十八

条第一項中「第三百九十六条第一項に規定する書類」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第二項の規定により作成したもの」と、同法第四百三十九条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第六項の承認を受けた貸借対照表、損益計算書その他漁業協同組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十八条第一項」と、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。第四十一条の二第八項から第十二項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の三 特定組合以外の組合は、定款で定めるところにより、第四十条第二項の規定により作成したものについて全国連合会の監査を受けることができる。この場合においては、当該組合を特定組合とみなして、同条第六項及び第七項並びに前条の規定を適用する。

第四十二条第一項中「五分の一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合。次項において同じ。）」を加え、同条第八項中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の四第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第四十二条の二 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次条第一項の一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

第四十三条の見出し中「仮理事」を「一時理事若しくは代表理事の職務を行うべき者」に改め、同条第一項中「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改め、同条第二項中「第四十七条の五」を「第四十七条の六及び第四十七条の七」に改め、同条に次の一項を加える。

3 代表理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

第四十四条を次のように改める。

（役員の実任を追及する訴えに関する会社法の準用）

第四十四条 会社法第七編第二章第二節（第四百四十七条第二項、第四百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第四百五十一条を除く。）の規定は、役員の実任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項におい

て準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条第三項を次のように改める。

3 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

第四十六条第一項中「十分の一」の下に「(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)」を加える。

第四十七条の三第二項中「五分之一」の下に「(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)」を加え、「目的たる」を「目的である」に改める。

第四十七条の四第二項を同条第三項とし、同条第一項中「(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総会は、理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。次項において同じ。)が招集する。

第四十七条の五第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、「場所」の下に「又は連絡先」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到着したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第四十七条の五を第四十七条の七とする。

第四十七条の四の次に次の二条を加える。

(総会の招集の決定)

第四十七条の五 理事(理事以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項(第四十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会(経営管理委員が総会を招集するときは、経営管理委員会)の議決によらなければならない。

(総会の招集の通知等)

第四十七条の六 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の一週間前まで

に、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

- 2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 4 総会においては、第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した前条第一項第二号に掲げる事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 5 会社法第三百一条及び第三百二条の規定は、第一項及び第二項の通知について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもって議決権又は選挙権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「議決権の」とあるのは「議決権又は選挙権の」と、「議決権を」とあるのは「議決権又は選挙権を」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、同法第三百二条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「議決権を電磁的方法により行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条第一項第六号中「事業報告書、」を削り、「及び損失処理案」を「、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告」に改める。

第五十条中「半数」及び「三分の二」の下に「（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、同条に次の一号を加える。

六 第三十九条の六第四項の規定による責任の免除

第五十条の次に次の三条を加える。

（役員の説明義務）

第五十条の二 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることによ

り組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の議決)

第五十条の三 総会においてその延期又は続行について議決があつた場合には、第四十七条の五及び第四十七条の六の規定は、適用しない。

(総会の議事録の備付け及び閲覧等)

第五十条の四 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第五十一条を次のように改める。

(総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する会社法の準用)

第五十一条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は、総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と、「第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項）」とあるのは「水産業協同組合法第四十二条の二（同法第七十七条）」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは

「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条の二第六項中「半数」及び「三分の二」の下に「（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、同条第七項中「、第三十九条第二項及び第四項」を削り、「、第四十七条の四、第四十七条の五第三項、前条」を「から第四十七条の六まで、第五十条の二から前条まで」に、「第四十七条の五第三項（」を「第四十七条の六第一項又は第二項（これらの規定を）」に、「第四十七条の五第三項」と、同項及び同条第四項中「議決権又は選挙権」を「第四十七条の六第一項又は第二項」と、「議決権又は選挙権（以下「議決権等」という。））」とあるのは「議決権」と、同条第四項及び第七項中「議決権等」に改め、「、前条中「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」とあるのは「水産業協同組合法第五十一条の二第七項二於テ準用スル同法第四十七条の五第三項」と」を削り、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第五十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二百一十一条第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十四条第一項中「前条第二項」を「前条第二項第三号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六から八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（信用事業の譲渡又は

譲受け)」を付し、同条第一項中「水産加工業協同組合連合会」の下に「（以下この条及び次条において「信用事業実施組合」という。）」を加え、同条第二項中「同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」を「信用事業実施組合」に改め、「含む」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをする旨」と読み替えるものとする。

第五十四条の四を削る。

第五十四条の三第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済事業に係る財産の移転をする旨」と読み替えるものとする。

第五十四条の三第四項中「前条第七項」を「第五十四条の二第七項」に改め、同条を第五十四条の四とする。

第五十四条の二の次に次の一条を加える。

第五十四条の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合が信用事業実施組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が当該譲受けを行う組合の純資産の額として農林水産省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないときの前条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

2 前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合には、当該譲受けを約した日から二週間以内に、当該譲受けに係る契約の相手方である信用事業実施組合の名称及び住所並びに同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

3 第一項に規定する組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

第五十五条の前に次の二条を加える。

（会計の原則）

第五十四条の五 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿)

第五十四条の六 組合は、農林水産省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 会社法第四百三十二条第二項及び第四百三十四条の規定は、前項の会計帳簿について準用する。

第五十六条第一項中「純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）」を「農林水産省令で定める方法により算定される純資産の額」に改める。

第五十七条の三中「第五十四条の四」を「第五十四条の五」に改める。

第五十八条の三第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項に」を「前各項に」に、「前二項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

第六十二条第六項を次のように改める。

6 第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四までの規定は創立總會について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は創立總會の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、第五十条の二中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第五十条の三中「第四十七条の五及び第四十七条の六」とあるのは「第六十二条第一項及び第二項」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等、」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人、」と、「設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と、「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。第六十七条の二を次のように改める。

(設立の無効の訴えに関する会社法の準用)

第六十七条の二 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九条第一項中「において合併を議決しなければ」を「の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければ」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定は、出資組合の合併について準用する。この場合において、第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

第六十九条第五項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第六十九条の二 合併によつて消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の五分之一（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分之一を超えない場合における合併後存続する組合の合併についての前条第一項の規定の適用については、同項中「總會」とあるのは、「總會又は理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

2 前項の規定により總會の議決を経ないで合併を行う合併後存続する組合は、その旨を前条第一項の合併契約に定めなければならない。

3 合併後存続する組合が第一項の規定により總會の議決を経ないで合併を行う場合においては、合併後存続する組合は、前条第一項の合併契約を締結した日から二週間以内に、合併によつて消滅する組合の名称及び住所、合併を行う時期並びに第一項の規定により總會の議決を経ないで合併を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

4 合併後存続する組合の総組合員の六分之一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて

合併に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行うことはできない。

第六十九条の三 次の各号に掲げる組合の理事は、当該各号に定める期間、第六十九条第一項の合併契約の内容その他農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

一 合併によつて消滅する組合 第六十九条第一項の総会の日から二週間前の日から合併の登記の日まで

二 合併後存続する組合 第六十九条第一項の総会（前条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会））の日から二週間前の日から合併の登記の日後六箇月を経過する日まで

三 合併によつて設立する組合 合併の登記の日から六箇月間

2 前項各号に掲げる組合の組合員及び当該組合の債権者は、当該組合の業務時間内は、いつでも、当該組合に係る同項の書面又は電磁的記録について、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び当該組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（合併に関する事項を記載した書面の備付け及び閲覧等）

第七十二条の二 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、前条の規定によりこれらの組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務その他の合併に関する事項として農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 理事は、合併の登記の日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

第七十三条を次のように改める。

(合併の無効の訴え等に関する会社法の準用)

第七十三条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六条の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(清算人の職務)

第七十四条の二 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

第七十五条第一項中「提出して」を「提出し、又は提供して」に改め、同条第三項を削る。

第七十六条第一項中「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供して」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「決算報告」に改め、同条第三項中「商法第四百二十七条第三項」を「会社法第五百七条第四項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

(清算に関する会社法等の準用)

第七十七条 会社法第四百七十五条 (第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法 (明治三十一年法律第十四号) 第四十条の規定は組合の清算について、第三十一条の二、第三十三条の二、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第四項及び第五項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項及び第六項、第三十九条 (第二項を除く。)、第三十九条の二、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項 (第一号に係る部分に限る。) 及び第十項、第四十条 (第一項及び第十項を除く。)、第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項 (各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節 (第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条 (第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条 (第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条 (第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員 (准組合員を除く。) の五分の一 (これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合) 以上の同意を得た組合員 (准組合員を除く。) 」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条 (第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項

(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(組合員名簿の備付け及び閲覧等)

第八十二条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第三十一条の二第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項
- 二 加入の年月日
- 三 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者でないときは、その旨

2 第三十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の組合員名簿について準用する。

第八十三条の見出し中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改め、同条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第八十四条を削り、第八十三条の二を第八十四条とする。

第八十六条第一項中「第八十二条」を「第八十二条の二」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前三条に規定するもののほか、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の三、第三十四条の五第五項、第三十五条、第三十九条の二第一項、第三十九条の六(第二項を除く。)、第四十条(第六項を除く。)、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二前段、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五第一項、第四十七条の六、第四十七条の七、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条、第五十条の三、第五十条の四、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の五、第五十四条の六、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条並びに民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十六条の規定は組合の管理について、同法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十条第七項中「前項の承認を受けた」とあるのは「第二項の規定により作成した」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分

の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 第二十一条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十条の三、第五十条の四、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三条から第六十七条まで並びに民法第六十六条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十条の三中「第四十七条の五及び第四十七条の六」とあるのは「第八十六条第三項において準用する第六十二条第一項及び第二項」と、第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条第四項を削り、同条第五項中「第六十八条から」を「第六十八条、第六十九条、第六十九条の三から」に、「商法第三百三十一条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七条並びに第三百三十八条」を「会社法第五百二条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで」に、「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

- 5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第八十七条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とする。

第八十七条の二第一項中「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

第八十九条第三項を次のように改める。

- 3 第二十一条第二項から第七項までの規定は、会員の議決権及び選挙権の行使について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十一条の三第二項を次のように改める。

- 2 第五十条、第六十九条、第六十九条の三、第七十一条及び第七十二条の二の規定は前項の規定による権利義務の承継について、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は前項の規定による権利義務の承継

の無効の訴えについて準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第六十五条」とあるのは「第六十五条第一項から第四項まで」と、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条第一項中「第十一条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」を「第十一条第八項」とあるのは「第八十七条第十項」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第二項中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改め、同条第三項中「、第三十三条」を「から第三十三条の二まで」に、「第四十七条の五」を「第四十七条の七」に、「第五十四条の二まで並びに第五十四条の四」を「第五十四条の三まで並びに第五十四条の五」に、「第四十条第一項及び」を「第四十条第一項及び第二項並びに」に、「第三十五条の二第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項」を「第三十四条の四第二項、第三十四条の五第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十四条の三第一項」に改め、「、第五十四条の二第一項及び第二項中「他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会」とあるのは「他の連合会、第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項（第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十四条の四中「第十一条第二項」とあるのは「第八十七条第二項」と」を削り、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第四項中「並びに第四十九条第二項及び第三項」を「、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」に、「並びに第八十九条第一項」を「、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第八十九条第一項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第五項中「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第九十三条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第九十四条第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第九十六条第一項中「第十一条第九項」とあるのは「第九十三条第八項」を「第十一条第八項」とあるのは「第九十三条第七項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第三十一条」を「第三十一条の二」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十二条から第三十四条まで、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条

の五第一項、第二項及び第五項、第三十五条、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条、第三十九条から第三十九条の四まで、第三十九条の五（第四項を除く。）、第三十九条の六から第四十一条の三まで、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二から第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五から第五十一条まで並びに第五十二条から第五十八条の三までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十四条の四第二項、第三十四条の五第一項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十四条の三第一項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第四十七条中「漁業及び」とあるのは「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」と、第四十八条第五項及び第五十四条の四第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第九十三条第一項第八号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条第四項中「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第五項中「第七十四条まで、第七十五条第一項及び第三項」を「第七十四条の二まで、第七十五条第一項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第九十七条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第百条第一項中「第十一条第九項」とあるのは「第九十七条第九項」を「第十一条第八項」とあるのは「第九十七条第八項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第二項中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改め、同条第三項中「、第三十三条」を「から第三十三条の二まで」に、「第三十五条、第三十五条の二第一項、第二項及び第五項、第三十六条、第三十七条から第四十条まで、第四十一条の二」を「第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第一項、第二項及び第五項、第三十五条、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条、第三十九条から第三十九条の四まで、第三十九条の五（第四項を除く。）、第三十九条の六、第四十条、第四十一条の二、第四十一条の三」に、「第四十三条」を「第四十二条の二」に、「、第四十七条の五」を「及び第二項、第四十七条の五から第四十七条の七まで」に、「第五十四条の二まで並びに第五十四条の四」を「第五十四条の三まで並びに第五十四条の

五」に、「第三十五条の二第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項」を「第三十四条の四第二項、第三十四条の五第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十四条の三第一項」に改め、「、第五十四条の二第一項及び第二項中「他の組合」とあるのは「他の連合会」と、「第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」とあるのは「第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項（第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）」と」を削り、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第四項中「並びに第四十九条第二項及び第三項」を「、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」に、「並びに第九十八条の二第一項」を「、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第九十八条の二第一項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第五項中「第七十四条まで、第七十五条第一項及び第三項」を「第七十四条の二まで、第七十五条第一項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百条の六第二項中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改め、同条第三項中「、第三十三条」を「から第三十三条の二まで」に、「第三十五条、第三十五条の二第三項から第五項まで、第三十六条」を「第三十四条の三、第三十四条の四第一項、第三十四条の五第三項から第五項まで、第三十五条」に、「第五十四条の四」を「第五十四条の五、第五十四条の六」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第四項中「並びに第四十九条第二項及び第三項」を「、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」に、「並びに第百条の四第一項」を「、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第百条の四第一項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第五項中「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 登記等

第百一条第一項中「認可があつた日」の下に「（第六十五条第二項及び第五項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）の場合にあつては、設立の認可に関する証明のあつた日）」を加え、同条第二項中「には、次の事項を掲げなければ」を「においては、次に掲げる事項を登記しなければ」に改め、同項第四号中「事務所」の下に「の所在場所」を加え、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 前号の公告の方法が電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条

第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同条第三十四号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第二百一十一条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
第百一条第三項を削る。

第百二条及び第百三条を次のように改める。

(設立登記事項の変更の登記)

第百二条 前条第二項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

2 前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済出資額の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後四週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれを行うことができる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第百三条 組合が主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第百一条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第百四条を削る。

第百四条の二中「を代表する理事」を「の代表理事」に、「仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつた」を「仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた」に改め、「及び従たる事務所」を削り、同条を第百四条とする。

第百五条中「これを置いた」を「主たる」に、「、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨」を「並びに参事を置いた事務所」に改める。

第百六条中「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、主たる事務所の所在地において」に改める。

第百七条中「第百十三条第二項及び第三項」を「第百十四条第四項、第百十六条第二項及び第三項」に、「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、主たる事務所の所在地において」に改める。

第百九条を次のように改める。

(清算結了の登記)

第百九条 組合の清算が結了したときは、第七十六条第一項(第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。)の承認の日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において清算結了の登記をしなければならない。

第百十六条及び第百十七条を削る。

第百十五条を第百十七条とする。

第百十四条を削る。

第百十三条第一項中「第百一条第二項の」を「第百一条第二項各号に掲げる」に改め、同条第二項中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前条第二項の規定は、組合の合併又は承継による変更の登記について準用する。

第百十三条を第百十六条とする。

第百十二条を削る。

第百十一条第二項ただし書中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条第三項中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に、「合併を行う出資組合が」を「同条第三項の規定により」に、「に掲載してした場合における当該出資組合にあつては、これらの公告。第百十三条第二項」を「又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告。次条第二項」に改め、同条を第百十五条とする。

第百十条を第百十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(裁判による登記の囑託)

第百十四条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、組合(漁業生産組合を除く。)の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

2 会社法第九百三十七条第一項(第一号ニに係る部分に限る。)の規定は、組合(漁業生産組合を除く。)の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

3 会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、組合(漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。)の総会若しくは創立総会又は漁業協同組合の総会、総会の部会若しくは創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

4 会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、組合の合併又は承継の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

第百九条の次に次の三条を加える。

(従たる事務所の所在地における登記)

第百十条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第百十一条 組合が従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第百十二条 第七十七条及び第九十九条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十七条に規定する変更の登記は、第一百十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第一百八条中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に、「決算報告書」を「決算報告」に改める。

第一百九条中「第八十六条第四項」を「第八十六条第三項」に改める。

第二百十条及び第二百一条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第二百十条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで、

第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百二十二条から第四百四十八条までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「水産業協同組合法第百一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条本文（同法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定により清算人となつたもの（同法第七十七条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する会社法」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「合併若しくは水産業協同組合法第九十一条の三第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下単に「承継」という。）による」と、「合併をした」とあるのは「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは「合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（公告の方法等）

第二百一十一条 組合は、公告の方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

2 組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告

3 組合が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 組合が当該組合の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日

5 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十六条の二の次に次の一条を加える。

（農林水産省令等への委任）

第二百二十六条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令（信用事業又は倉荷証券に関するものについては、主務省令）で定める。

第二百二十七条第一項中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改める。

第二百二十八条の四第二号を次のように改める。

二 第五十八条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第五十八条の三第四項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

第二百二十九条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二百二十一条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号におい

て同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第二百二十九条の四の次に次の一条を加える。

第二百二十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二百二十一条第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二百二十一条第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は同法第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二百三十条第一項中「取締役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 第十一条第六項ただし書、第八十七条第八項ただし書、第九十三条第五項ただし書、第九十七条第六項ただし書又は第百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

第二百三十条第一項第四号中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改め、同項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 第二十一条第七項(第五十一条の二第七項、第八十六条第一項、第八十九条第三項(第九十八条の二第二項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。))及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第三十一条の二第二項(第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))若しくは第二項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)、第四十条第九項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))若しくは第十項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項若しくは第三項(これらの規定を第五十一条の二第七項、第六十二条第六項(第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の六第四項において準用

する場合を含む。次号及び第二十八号において同じ。)、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の六第三項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第二十九号において同じ。))、第五十四条の四第三項(第九十六条第三項において準用する場合を含む。第二十九号において同じ。))、第六十九条第四項(第八十六条第四項、第九十一条の三第二項(第百条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十九条の三第一項(第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。))若しくは第七十二条の二第二項(第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一の三 第二十一条第七項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第三十一条の二第三項(第七十七条、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。))、第三十三条の二第二項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))、第三十九条第三項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))、第四十条第十一項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))、第五十条の四第四項(第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の六第三項において準用する場合を含む。))、第六十九条の三第二項(第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。))若しくは第七十二条の二第三項(第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に

記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第百三十条第一項第十八号中「第三十五条の二第一項」を「第三十四条の五第一項」に改め、同項第十九号中「第三十六条の二第六項」を「第三十八条第八項」に改め、同項第二十号から第二十三号までを次のように改める。

二十 第三十九条の五第二項（第四十一条の二第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第二十四号及び次項において同じ。）、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第三十九条の五第五項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）若しくは第七十七条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

二十一 第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十二 第三十九条の六第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十三 第四十条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）又は第七十六条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第百三十条第一項第二十四号中「第四十一条の二第十項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項」を「第四十一条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項」に改め、同項第二十六号を次のように改める。

二十六 削除

第百三十条第一項第二十七号中「、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四

第一項」を「の規定、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四第二項」に改め、「、第五十一条の二第七項」の下に「、第七十七条」を加え、「、第四十七条の四第二項（第五十一条の二第七項）」を「の規定、第四十七条の四第三項（第五十一条の二第七項、第七十七条）」に、「又は」を「の規定又は」に改め、同項第二十八号を次のように改める。

二十八 第五十条の二（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

第百三十条第一項第二十九号中「（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第五十四条の三第三項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）」を「第五十四条の四第三項」に、「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改め、「（第百条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第三十号中「第五十四条の三第四項」を「第五十四条の四第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十の二 第五十四条の三第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十九条の二第三項（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

第百三十条第一項第三十三号中「商法第二百二十四条第三項又は第八十六条第五項」を「会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十六条第四項」に改め、同項第三十四号中「商法第二百二十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項若しくは第八十六条第五項」を「会社法第四百九十九条第一項若しくは第八十六条第四項」に改め、同項第三十五号中「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に、「商法第三百十一条」を「会社法第五百二条」に改め、同項第三十六号中「商法第四百二十一条第一項又は第八十六条第五項」を「会社法第四百九十九条第一項の期間又は第八十六条第四項」に改め、同項第三十七号中「商法第四百二十三条」を「会社法第五百条第一項」に、「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改め、同項第四十五号中「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同項に次の一号を加える。

四十六 第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第百三十条第二項を次のように改める。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十九条の五第五項又は第四十一条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたと

きも、前項と同様とする。

第百三十条第三項中「第八項」を「第七項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十四条 水産業協同組合の役員若しくは清算人又は前条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下この条において「旧水産業協同組合法」という。)第四十一条の二第一項の監査に係る同項の全国連合会の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に到来した最終の決算期に係る旧水産業協同組合法第四十条第一項(旧水産業協同組合法第七十七条(旧水産業協同組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)の書類の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下この条において「新水産業協同組合法」という。)第三十四条の四第一項(新水産業協同組合法第七十七条(新水産業協同組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定(第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法)の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

4 新水産業協同組合法第三十四条の四第一項第三号(新水産業協同組合法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行の際現に水産業協同組合の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する民事再生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の水産業協同組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

5 新水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号(新水産業協同組合法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行の際現に水産業協同組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。)の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の水産業協同組合の役員又は清算人としての継続する

在任については、適用しない。

- 6 施行日前に総会（総代会を設けている水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）にあっては、総会又は総代会。次項を除き、以下この条において同じ。）の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧水産業協同組合法第五十一条の二第一項の総会の部会の招集の手続が開始された場合における当該総会の部会の権限及び手続については、なお従前の例による。
- 8 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する水産業協同組合の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。
- 9 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する旧水産業協同組合法第五十四条の二第一項又は第二項（これらの規定を旧水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（以下この条において「信用事業譲渡」という。）については、なお従前の例による。
- 10 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する旧水産業協同組合法第五十四条の三第一項（旧水産業協同組合法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による共済契約の全部若しくは一部の移転又は旧水産業協同組合法第五十四条の三第二項（旧水産業協同組合法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による共済事業に係る財産の移転（以下この条において「共済契約移転等」と総称する。）については、なお従前の例による。
- 11 施行日前に生じた旧水産業協同組合法第六十八条第一項各号（旧水産業協同組合法第八十六条第五項、第九十六条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第九十一条の二第一項各号（旧水産業協同組合法第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の二第四項各号（旧水産業協同組合法第百条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事由により水産業協同組合が解散した場合又は施行日前に生じた旧水産業協同組合法第六十八条第四項（旧水産業協同組合法第八十六条第五項、第九十六条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由により漁業協同組合、水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会が解散した場合における水産業協同組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。
- 12 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する水産業協同組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。

- 13 施行日前に総会の招集の手續が開始された場合におけるその総会の議決を要する旧水産業協同組合法第九十一条の三第一項（旧水産業協同組合法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下この条において「承継」という。）については、なお従前の例による。ただし、承継に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。
- 14 施行日前に組合員又は会員が旧水産業協同組合法第四十四条第一項（旧水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第七十七条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 15 施行日前に提起された、水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）の総会の議決の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、漁業協同組合の総会の部会の議決の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、水産業協同組合の出資一口の金額の減少の無効の訴え、水産業協同組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）の信用事業譲渡の無効の訴え、漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合の共済契約移転等の無効の訴え、水産業協同組合の合併の無効の訴え又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会の承継の無効の訴えについては、なお従前の例による。
- 16 施行日前に提起された水産業協同組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における水産業協同組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。
- 17 施行日前に申立て又は裁判があつた旧水産業協同組合法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。
- 18 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。
- 19 新水産業協同組合法第百二十条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧水産業協同組合法第百二十一条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 20 施行日前にした旧水産業協同組合法第百二十一条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手續その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新水産業協同組合法第百二十条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 21 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手續については、なお従前の例に

よる。

- 22 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 23 施行日前に水産業協同組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、水産業協同組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。
- 24 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。
- 25 この法律の施行の際現に存する旧水産業協同組合法第二百二十一条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新水産業協同組合法第二百二十条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 26 第六項、第八項、第十二項又は第十三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における水産業協同組合の出資一口の金額の減少、合併又は承継に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 27 第十九項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による水産業協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(土地改良法の一部改正)

第三百五十五条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第十五項中「の役員」の下に「(第二十九条の三第一項の仮理事を含む。)」を加える。

第七十六条の見出しを「(民法及び非訟事件手続法の準用等)」に改め、同条中「、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(裁判所の選任した清算人・検査人の報酬)、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項(裁判所の監督上の調査等)、第三百三十六條(清算事件の管轄)、第三百三十七條(清算人の選任・解任の裁判)及び第三百三十八條(清算人不適格者)」を「及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算人に関する事件の管轄、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任等の裁判、検査人の選任の裁判等)」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第百十一条の二十三中「第七十六条中」を「第七十六条第一項中」に、「(清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、期間後に申し出た債権)」を「(清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出)」に、「(解散・清算

の監督)」を「(裁判所による監督)」に改める。

第百四十三条第四号及び第七号中「不実」を「虚偽」に改め、同条第九号中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改め、同条第十一号中「若しくは登記」を削り、「不実」を「虚偽」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十六条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の土地改良法(次項において「旧土地改良法」という。)第六十七条第一項各号に掲げる事由により土地改良区が解散した場合における土地改良区の清算については、なお従前の例による。

2 施行日前に生じた旧土地改良法第百十一条の二十二第一項各号に掲げる事由により土地改良事業団体連合会が解散した場合における土地改良事業団体連合会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の土地改良法の定めるところによる。

(漁業法の一部改正)

第三百五十七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第九項中「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある」を「公開会社(会社法(平成十七年法律第 号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下同じ。)でない」に改める。

第十六条第六項、第八項第二号及び第三号、第九項、第十項並びに第十三項中「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある」を「公開会社でない」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第三百五十八条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改める。

第十七条の九第一項中「営業報告書又は」を削る。

(漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正)

第三百五十九条 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十一条第七項」を「第十一条第六項」に改める。

第九条中「第八十七条第九項」を「第八十七条第八項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第三百六十条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の見出しを「(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用等)」に改め、同条中「、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人及び検査人の報酬)、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項(裁判所の監督)、第百三十七条(清算人の選任、解任の裁判)並びに第百三十八条(清算人不適格者)」を「及び第三十七条から第四十条まで(清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任等の裁判、検査人の選任の裁判等)」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条に次の二項を加える。

2 全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 農林水産大臣は、全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

第九十三条第五号から第七号までの規定中「第八十八条」を「第八十八条第一項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百六十一条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第八十三条第一項各号に掲げる事由により全国農業会議所が解散した場合における全国農業会議所の清算については、なお従前の例による。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三百六十二条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条の次に次の一条を加える。

(組合と役員との関係)

第三十条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三十一条第二項中「かかわらず、」の下に「一年以内の期間で」を加え、「(合併による設立の場合は、設立委員)」及び「期間とする」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三十一条第三項中「の理事」の下に「(第四十一条において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項

とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員の」とする。

第四十一条の見出しを「（役員に関する民法の準用）」に改め、同条中「役員については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項（会社との関係）及び第二百五十六条第三項（任期の特例）の規定を、」を削り、「商法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「漁船損害等補償法第三十一条第一項及び第二項」と、民法」を「同法」に、「農林水産大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第四十四条の二の次に次の二条を加える。

（延期又は続行の決議）

- 第四十四条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十七条第三項の規定は、適用しない。

（議事録）

- 第四十四条の四 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第四十五条の見出しを「（総会に関する民法の準用）」に改め、同条中「並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条第一項から第三項まで（総会の議事録）」を削り、「民法第六十四条中」を「同法第六十四条中」に、「あり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは」を「あるのは、」に改め、「同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を削る。

第四十六条第九項中「第三十一条及び」を「第三十一条第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項並びに」に改める。

第四十七条第三項を次のように改める。

- 3 参事については、会社法（平成十七年法律第 号）第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。

第六十二条の見出しを「（民法及び非訟事件手続法の準用等）」に改め、同条中「（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（準用規定）、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第三百三十六條（管轄裁判所）、第三百三十七條（清算人の選任又は解任の裁判）及び第三百三十八條（清算人不適格者）」を「及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又

は調査を囑託することができる。

- 3 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十三条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

第六十三条第二項第二号中「事務所」の下に「の所在場所」を加える。

第六十六条の二の見出しを「（職務執行停止等の仮処分等の登記）」に改め、同条中「仮処分」を「仮処分命令」に、「の変更若しくは取消しがあつた」を「を変更し、若しくは取り消す決定がされた」に改める。

第六十七条中「、参事を」を「並びに参事を」に改め、「並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨」を削り、「である」を「とする」に改める。

第七十一条中「清算終了の日」を「第六十一条の承認の日」に改める。

第七十六条を次のように改める。

（参事の登記の申請）

第七十六条 参事の登記の申請書には、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した組合の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第八十二条及び第八十三条を次のように改める。

第八十二条 削除

（商業登記法の準用）

第八十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等及び登記手続の通則）、第四十五条（支配人の登記）、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三十二条から第四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第六十三条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において漁船損害等補償法第六十三条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社

の代表清算人となつたもの）」とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九条中「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第百三十八条第四項中「第三十一条」を「第三十条の二」に、「第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条」を「第四十四条、第四十四条の三から第四十五条まで」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第六項中「及び第八十条から第八十三条まで」を「、第八十条、第八十一条及び第八十三条」に改める。

第百四十五条第二号中「怠り、又は虚偽の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同条第十一号から第十三号までの規定中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三百六十三条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の漁船損害等補償法（以下この条において「旧漁船損害等補償法」という。）第五十条第一項各号に掲げる事由により漁船保険組合が解散した場合、旧漁船損害等補償法第百三十八条第五項において準用する旧漁船損害等補償法第五十条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる事由により漁船保険中央会が解散した場合又は施行日前に生じた旧漁船損害等補償法第五十条第四項（旧漁船損害等補償法第百三十八条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由により漁船保険組合若しくは漁船保険中央会が解散した場合における漁船保険組合又は漁船保険中央会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の漁船損害等補償法（以下この条において「新漁船損害等補償法」という。）の定めるところによる。

- 2 新漁船損害等補償法第八十三条（新漁船損害等補償法第百三十八条第六項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧漁船損害等補償法第八十三条（旧漁船損害等補償法第百三十八条第六項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 施行日前にした旧漁船損害等補償法第八十三条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新漁船損害等補償法第八十三条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料に

については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に存する旧漁船損害等補償法第八十三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新漁船損害等補償法第八十三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による漁船損害等補償法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(農地法の一部改正)

第三百六十四条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「、合名会社、合資会社」を削り、「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある」を「公開会社(会社法(平成十七年法律第

号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でない」に、「有限会社で」を「持分会社(同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)で」に改め、同項第二号中「社員又は株主(自己の持分又は株式を保有している当該法人を除く。)」を「株主(自己の株式を保有している当該法人を除く。)又は社員(」に改め、「合名会社又は合資会社にあつては、トに掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの、」、「又は有限会社」及び「又は総社員」を削り、「十分の一以下であるもの」の下に「、持分会社にあつては、トに掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの」を加え、同項第三号中「合名会社又は合資会社」を「株式会社にあつては取締役、持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改め、「、株式会社又は有限会社にあつては取締役」を削る。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第三百六十五条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条」を「第九十条」に改める。

第二条第一項第四号中「資本」を「資本金」に改める。

第十三条第三項中「以下同じ」を「第五十五条第四項を除き、以下同じ」に改める。

第二十条中「左の」を「次の」に改め、同条第十二号中「方法」の下に「(協会が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。)」を加える。

第三十六条第三項を次のように改める。

3 参事については、会社法(平成十七年法律第 号)第十一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競業の禁止)並びに第十三条(表見支配人)の規定を準用する。

第五十五条第二項中「公告し、且つ」を「官報に公告し、かつ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 合併を行う協会が、第二項の規定による公告を、官報のほか、公告の方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）によつてするとき、同項の規定にかかわらず、当該協会による各別の催告は、することを要しない。

5 協会が第二項の規定による公告を前項に規定する電子公告によつてする場合については、会社法第九百三十九条第三項（会社の公告方法）、第九百四十条第一項及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは、「中小漁業融資保証法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条の見出しを「（民法及び非訟事件手続法の準用等）」に改め、同条中「（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第百三十六条前段（清算に関する事件の管轄）、第百三十七条（清算人の選任又は解任の裁判）及び第百三十八条（清算人不適格者）」を「及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 主務大臣は、協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第八十五条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削る。

第八十七条を第九十条とする。

第八十六条第二号中「怠り、又は虚偽の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第五十五条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第八十六条第十三号から第十五号までの規定中「第六十四条で」を「第六十四条第一項において」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十五条の次に次の三条を加える。

第八十六条 第五十五条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条にお

いて同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十五条第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十五条第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)

第三百六十六条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の中小漁業融資保証法第五十三条第一項各号に掲げる事由により漁業信用基金協会が解散した場合における漁業信用基金協会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の中小漁業融資保証法の定めるところによる。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第三百六十七条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第六項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条(社債管理会社)」を「会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条(社債管理者)」に改める。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第三百六十八条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第四十二条第一項中「営業報告書又は」を削る。

(輸出水産物の振興に関する法律の一部改正)

第三百六十九条 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二十条第一項及び第二十

一条（商号）」を「会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）」に改める。

第十二条第二項中「第二十五条」を「第二十条」に改め、「昭和二十四年法律第百八十一号」の下に「。以下「準用協同組合法」という。」を加え、「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改める。

第十四条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第十三号中「方法」の下に「（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。）」を加え、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「存立時期」を「存続期間」に、「その時期」を「その期間」に改め、「その者の氏名」の下に「又は名称」を加え、「を記載しなければ」を「又は名称を記載し、又は記録しなければ」に改める。

第十八条から第二十一条までを削り、第十七条の二を第十八条とし、第二十二条を第十九条とする。

第二十三条及び第二十四条を削り、第二十五条中「第二条（登記）、」を削り、「（事業協同組合及び事業協同小組合）」を「（事業協同組合）、第十条の二」に改め、「第十九条第一項第四号」の下に「及び第五号」を、「（設立）」の下に「、第三十三条第四項から第八項まで」を加え、「及び第三十七条第二項」を「、第三十七条第二項、第三十八条の二第七項、第四十条第五項及び第四十一条第三項」に、「第五十八条、」を「第五十八条第一項から第四項まで、」に改め、「第六十一条まで」の下に「（第五十九条第三項を除く。）」を加え、「第六十六条」を「第六十五条」に、「並びに第六十三条第三項及び第四項を除く。）」を「を除く。）、第六十七条」に、「第八十九条まで（第八十三条第三項及び第四項を除く。）、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第百条から第百三条まで」を「第百三条まで（第八十四条第三項及び第四項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十条第四号、第九十二条第二号並びに第九十八条第二項第二号を除く。）」に、「、第百六条第一項」を「及び第百六条第一項」に改め、「、第百十二条、第百十四条から第百十四条の三（第一号、第六号及び第八号を除く。）まで、第百十四条の四及び第百十五条（第二号の二から第二号の五まで及び第十九号を除く。）（罰則）」を削り、「組合に」を「組合について」に、「第三十五条第四項」を「これらの規定中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第二十七条第八項中「第十一条」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二条」と、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十三条第二項」と、同法第三十三条第八項中「第一項から第三項まで」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十四条」と、同法第三十五条第四項」に、「本項中」を「この項において」に、「第五十五条第六項」を「同法第五十五条第六項」に、「第五十八条第四項」を「同

法第五十八条第四項」に、「第六十二条第一項第五号」を「同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項」に、「第九十二条第二項」を「同法第六十五条第一項中「効力発生日又は次条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日」とあるのは「効力発生日」と、同法第九十七条第二項」に改め、「読み替えるものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条を第二十条とする。

第二十六条から第二十九条までを削り、第三十条第二項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の見出し及び六条を加える。

(罰則)

第二十二條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
- 3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、適用しない。

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第三項の規定に違反した者
 - 二 第三条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 準用協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二十七条第一項の規定若しくは第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定若しくは準用協同組合法第百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - 四 準用協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項（同項第二号にあつては、第三条の四第一項又は第二項に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前項の刑を科する。

第二十四條 次に掲げる場合には、組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条の規定による認可を受けずに購入事業を行つたとき。
- 二 準用協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 準用協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三

項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、準用協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 準用協同組合法の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の二、第四十条第一項から第四項まで、第五十六条、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十条第一項から第三項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

四 準用協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

五 準用協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

六 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項若しくは第五十三条の三第一項の規定、準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 準用協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

八 準用協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

九 準用協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

十 準用協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定、準用協同組合法第三十六条の七第五項、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準

用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 準用協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 準用協同組合法第三十七条第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項の規定に違反したとき。

十三 準用協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十四 準用協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十五 準用協同組合法第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は準用協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第五項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六 準用協同組合法第五十六条の二第二項の規定、準用協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 準用協同組合法第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

十八 準用協同組合法第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十一 準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十二 準用協同組合法第百五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

第二十七条 第九条第二項の規定に違反した者又は同条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十一条の前の見出し及び同条から第三十四条までを削る。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百七十条 輸出水産業組合(以下この条において「組合」という。)の役員又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に総会(総代会を設けているときは、総会又は総代会。以下この項及び第四項において同じ。)の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する組合の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の輸出水産業の振興に関する法律(以下この条において「新輸出水産業法」という。)の定めるところによる。
- 3 施行日前に生じた前条の規定による改正前の輸出水産業の振興に関する法律(以下この条において「旧輸出水産業法」という。)第二十五条において準用する第三百九十六条の規定による改正前の中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号。以下この条において「旧協同組合法」という。)第六十二条第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新輸出水産業法の定めるところによる。
- 4 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合における組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新輸出水産業法の定めるところによる。
- 5 施行日前に提起された、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。
- 6 施行日前に組合員が旧輸出水産業法第二十五条において準用する旧協同組合法第四十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧輸出水産業法第二十五条において準用する旧協同組合法第六十九条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 7 施行日前に提起された組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新輸出水産業法の定めるところによる。
- 8 施行日前に申立て又は裁判があった旧輸出水産業法の規定による非訟事件(清算に関する事件を除く。次項において同じ。)の手続については、なお従前の例による。
- 9 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。
- 10 新輸出水産業法第二十条において準用する第三百九十六条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新協同組合法」という。)において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じ

た事項にも適用する。ただし、旧輸出水産業法第二十五条において準用する旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

- 11 施行日前にした旧輸出水産業法第二十五条において準用する旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 12 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 13 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 14 施行日前に組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。
- 15 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならぬ。
- 16 この法律の施行の際現に存する旧輸出水産業法第二十五条において準用する旧協同組合法第百三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第百三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 17 第二項又は第四項の規定によりなお従前の例によることとされる組合の出資一口の金額の減少又は合併に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 18 第十項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による輸出水産業の振興に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三百七十一条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十五条」を「第七十九条」に改める。

第十七条第三項中「以下同じ」を「第四十八条の三第四項を除き、以下同じ」に改める。

第二十九条第十二号中「方法」の下に「（基金協会が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。）」を加える。

第四十八条の三第二項中「旨を」の下に「官報に」を加え、同条第四項中「をする方法」を「の方法」に、「掲載してするとき」を「掲載する方法又は電子公告（公告

の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）によつてするとき」に改め、同条に次の一項を加える。

5 基金協会が第二項の規定による公告を前項に規定する電子公告によつてする場合については、会社法第九百三十九条第三項（会社の公告方法）、第九百四十条第一項及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは、「農業信用保証保険法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条の八を次のように改める。

（会社法の準用）

第四十八条の八 基金協会の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の合併の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六から第八百三十九条まで（担保提供命令等）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条の見出しを「（民法及び非訟事件手続法の準用等）」に改め、同条中「非訟事件手続法」の下に「（明治三十一年法律第十四号）」を加え、「（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第三百三十六條前段（清算に関する事件の管轄）、第三百三十七条前段（清算人の選任又は解任の裁判）及び第三百三十八条（清算人不適格者）」を「及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 基金協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 主務大臣は、基金協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十三条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削る。

第七十五条を第七十九条とし、第七十四条の二を第七十八条とする。

第七十四条第二号中「怠り、又は不実の登記をした」を「怠つた」に改め、同条第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 第四十八条の三第五項（第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第七十四条第十二号から第十四号までの規定中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改め、同条を第七十七条とする。

第七十三条の次に次の三条を加える。

第七十四条 第四十八条の三第五項（第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第四十八条の三第五項（第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第四十八条の三第五項（第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

（農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三百七十二条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の農業信用保証保険法（次項において「旧農業信用保証保険法」という。）第四十九条第一項各号に掲げる事由により農業信用基金協会が解散した場合における農業信用基金協会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の農業信用保証保険法の定めるところによる。

2 施行日前に申立て又は裁判があつた旧農業信用保証保険法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手續については、なお従前の例による。

(漁業災害補償法の一部改正)

第三百七十三條 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) の一部を次のように改正する。

第二十五條の次に次の一條を加える。

(組合と役員との關係)

第二十五條の二 組合と役員との關係は、委任に関する規定に従う。

第二十六條第一項中「三年とする」を「三年以内において定款で定める」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常總會の終結の時まで伸長することを妨げない。

第二十六條第二項中「かかわらず、」の下に「一年以内の期間で」を加え、「(合併による設立の場合には、設立委員が共同して)」及び「期間とする」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、創立總會の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常總會の終結の時まで伸長することを妨げない。

第二十六條第三項中「後任者」の下に「(第三十七條において準用する民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第五十六條の仮理事を含む。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立總會において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立總會の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員の」とする。

第三十七條の見出しを「(役員に関する民法の準用)」に改め、同條中「役員については、商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第二百五十四條第三項 (取締役と会社との關係) 及び第二百五十六條第三項 (取締役の任期の特例) の規定を、」及び「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第三十八條第三項を次のように改める。

3 参事については、会社法 (平成十七年法律第 号) 第十一条第一項及び第三項 (支配人の代理權)、第十二條 (支配人の競業の禁止) 並びに第十三條 (表見支配人) の規定を準用する。

第四十二條の次に次の二條を加える。

(延期又は続行の決議)

第四十二條の二 總會においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十三條第三項の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十二條の三 總會の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第四十三条の見出しを「（総会に関する民法の準用）」に改め、同条中「並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条第一項から第三項まで（総会の議事録）」を削り、「民法第六十四条中」を「同法第六十四条中」に、「あり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは」を「あるのは、」に改め、「、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を削る。

第四十五条第九項を次のように改める。

9 創立総会については、第十六条、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条の二、第四十二条の三並びに民法第六十六条の規定を準用する。この場合において、第四十二条の二中「第三十三条第三項」とあるのは、「第四十五条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条の見出しを「（民法及び非訟事件手続法の準用等）」に改め、同条中「（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第三十六条前段（管轄裁判所）、第三十七条前段（清算人の選任又は解任の裁判）並びに第三十八条（清算人不適格者）」を「及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

第九十三条第一項第七号中「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第二百条第三号中「怠り、又は不実の登記をした」を「怠つた」に改め、同条第十四号から第十六号までの規定中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三百七十四条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の漁業災害補償法（以下この条において「旧漁業災害補償法」という。）第五十条第一項各号（旧漁業災害補償法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事由により漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が解散した場合又は施行日前に生じた旧漁業災害補償法第五十条第四項（旧漁業災害補償法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事由により漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が解散した場合における漁業共済組合又は漁業共済組合連合会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の漁業災害補償法の定めるところによる。

（漁業近代化資金融通法の一部改正）

第三百七十五条 漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「資本」を「資本金」に改める。

（卸売市場法の一部改正）

第三百七十六条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

第七十三条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第三百七十七条 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号、第五十六条第一項及び第六十条の二第一項中「農林債券」を「農林債」に改める。

第六十五条の二第四項中「利益をもつてする消却若しくは」を削る。

第六十七条第一項中「議事録」を「議事録その他政令で定める書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）で作成されているものを含む。）」に改める。

第七十三条第一項中「農林債券」を「農林債」に改める。

第八十五条第一項を次のように改める。

管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の二（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。会社法（平成十七年法律第 号）第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する場合を含む。会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項に

において準用する場合を含む。)及び再編強化法第二十二條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)の規定並びに農業協同組合法第四十七條、水産業協同組合法第五十一條(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。)及び農林中央金庫法第五十條において準用する会社法第八百三十一條の規定による理事(農業協同組合、農業協同組合連合會、漁業協同組合、漁業協同組合連合會及び農林中央金庫の經營管理委員を含む。以下この章において同じ。)の権利についても、同様とする。

第八十六條第四項中「同條第八項」を「同條第七項」に改める。

第八十九條第一項中「監事」の下に「(被管理農水産業協同組合が農林中央金庫である場合にあつては、監事並びに會計監査人及びその職務を行うべき社員)」を加える。

第九十一條第一項中「監事」の下に「(被管理農水産業協同組合が農林中央金庫である場合にあつては、監事又は會計監査人。第九十四條において同じ。)」を加える。

第九十四條第二項中「第三十二條の二第五項から第七項まで」を「第三十四條第七項から第九項まで」に、「第三十六條の二第五項から第七項まで」を「第三十八條第七項から第九項まで」に改め、「農林中央金庫法第三十八條」の下に「及び第三十八條の二第一項」を加え、同條第三項中「及び第二十四條第一項」を「、第二十四條第一項及び第二十四條の二第一項」に改める。

第一百二條第二項中「利益をもつてする消却若しくは」を削る。

第一百三條第一項中「第四十三條の五第三項」を「第四十三條の六」に、「第四十七條の五第三項」を「第四十七條の六」に、「第四十七條第三項」を「第四十六條の三」に改め、同條第二項中「第四十三條の五第三項」を「第四十三條の六」に、「第四十七條の五第三項」を「第四十七條の六」に改める。

第一百四條第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第二項中「第五十條の二第六項」を「第五十條の二第四項」に、「第十二條第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第十二條」に改め、同條第三項中「旨を」の下に「官報に」を加え、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合が同項の規定による公告を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとき、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第二條第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提

供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次条第四項において同じ。)

第百十五条第二項中「旨を」の下に「官報に」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「商法第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで並びに第二百四十五条ノ四並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第一百三十二条ノ六」を「会社法第四百六十九条第五項から第七項まで、第四百七十条（第六項を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条」に、「第七項」を「第八項」に、「請求」を「自己の受益権の買取請求」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、新受託者が同項の規定による公告を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

第百二十七条中「監事」の下に「（被管理農水産業協同組合が農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員）」を加える。

第百三十一条第一項第二号を次のように改める。

二 第百二十七条（農林中央金庫の法人である会計監査人に係る部分に限る。）、

第百二十八条又は前条 各本条の罰金刑

第百三十一条の次に次の一条を加える。

第百三十一条の二 第百二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第百二十四条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第百三十二条第一項第五号中「第百十四条第七項」を「第百十四条第八項」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三百七十八条 施行日前に前条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法（以下「旧農水産業協同組合貯金保険法」という。）第八十三条第一項若しくは第二項又は第百四条第一項の規定により旧農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた旧農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合の会計監査人については、前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第八十九条第一項及び第九十一条第一項の規定は、

適用しない。

- 2 施行日前に管理人が提起した、旧農水産業協同組合貯金保険法第二条第十項に規定する被管理農水産業協同組合（次項において「被管理農水産業協同組合」という。）の総会の決議の取消しの訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え、合併の無効の訴え又は設立の無効の訴えについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に提起された被管理農水産業協同組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における被管理農水産業協同組合の清算については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に申立て又は裁判があった旧農水産業協同組合貯金保険法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。
- 5 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正）

第三百七十九条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある」を「公開会社（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でない」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第三百八十条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第八条第三項を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（公告の方法等）

第八条の二 組合は、公告の方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

- 2 組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が

公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて
同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)

3 組合が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公
告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむ
を得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法
として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 組合が当該組合の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする
場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継
続して公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過す
る日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

5 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七
条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合が
この法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用す
る。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「森林
組合法第八条の二第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「森
林組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条第三項中「第六十条の二第三項」を「第六十条の三第一項又は第二項」
に改め、「選挙権」の下に「(以下「議決権等」という。)」を加え、同条第五項中
「議決権又は選挙権」を「議決権等」に改め、同条第七項後段を削り、同条に次の一
項を加える。

8 会社法第三百十条(第一項及び第五項を除く。)の規定は代理人による議決権等
の行使について、同法第三百十一条(第二項を除く。)の規定は書面による議決権
等の行使について、同法第三百十二条(第三項を除く。)の規定は電磁的方法によ
る議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十条
第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第三十一条第三項」と、同条第三項中
「第一項」とあるのは「森林組合法第三十一条第七項」と、同条第四項中「第二百
九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同条第七項第
二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務
省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」と
あるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な
技術的読替えは、政令で定める。

第二章第二節中第四十一条の次に次の一条を加える。

(組合員名簿)

第四十一条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を

記載し、又は記録しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 加入の年月日
 - 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
 - 四 払込済出資額（回転出資金の額を除く。以下同じ。）及びその払込みの年月日
 - 五 准組合員である者については、その旨
- 2 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四十二条の見出し中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改め、同条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項ただし書中「組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）」を「非出資組合」に、「記載しなくても」を「記載し、又は記録しなくても」に改め、同条第二項中「目的たる」を「目的である」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（定款等の備付け及び閲覧等）

第四十三条の二 理事は、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び共同施業規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録さ

れた事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

4 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第四十四条第一項中「組合に」を「組合は、」に、「置く」を「置かなければならない」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（組合と役員との関係）

第四十四条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員資格）

第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第四十五条第二項中「かかわらず、」の下に「一年以内で」を加え、「（合併による設立の場合にあつては、設立委員）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する

通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第四十五条に次の一項を加える。

- 3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員の」とする。

第四十六条の見出し中「職務」を「職務等」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

組合は、理事会を置かなければならない。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

第四十六条の次に次の二条を加える。

(理事会の決議)

第四十六条の二 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第四十六条の三 理事は、理事会の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- 3 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をするこ

とができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んでは
ならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面
の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録
に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄
写の請求

4 組合の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を
得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができ
る。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社
(第百十条第三項に規定する子会社をいう。)に著しい損害を及ぼすおそれがある
と認めるときは、前項の許可をすることができない。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号に係る部
分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限
る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四
項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で
定める。

第四十七条の見出し中「職務」を「職務等」に改め、同条第二項を次のように改め
る。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この
場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十八条の規定は、適用しない。

第四十七条第三項から第五項までを削る。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

(代表理事)

第四十八条 組合は、理事会の決議により、理事の中から組合を代表する理事(以下
「代表理事」という。)を定めなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有
する。

(理事についての会社法及び民法の準用)

第四十九条 会社法第三百五十七条第一項、第三百六十条第一項及び第三百六十一
条の規定は、理事について準用する。この場合において、同項中「著しい損害」と
あるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技
術的読替えは、政令で定める。

2 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百
五十四條の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」

とあるのは、「森林組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条の次に次の二条を加える。

(監事)

第四十九条の二 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 第四十七条第一項並びに会社法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定は、監事について準用する。この場合において、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「森林組合法第六十条の二第一項第一号」と、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等（森林組合法第一百条第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「森林組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員組合に対する賠償責任等)

第四十九条の三 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任の原因となつた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として農林水産省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

- イ 代表理事 六
- ロ 代表理事以外の理事 四
- ハ 監事 二

5 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7 第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

8 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

9 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 一 理事 次に掲げる行為
 - イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
- 二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

10 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第五十条を次のように改める。

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第五十条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）を作成しなければならない。

2 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告を、出資組合にあつては計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

- 3 前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 4 理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。）を作成の日から十年間保存しなければならない。
- 5 第二項の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。
- 6 前項の規定により監事の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。
- 7 理事は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの（監事の監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。
- 8 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告について、出資組合にあつては計算書類及び事業報告について、通常総会の承認を求めなければならない。
- 9 理事は、決算関係書類を、通常総会の日から二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かななければならない。
- 10 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日から二週間前の日から三年間従たる事務所に備えて置かななければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- 11 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 12 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 13 会社法第四百四十三条の規定は、第一項及び第二項の規定により作成したものについて準用する。

第五十一条を削る。

第五十条の二第一項中「前条第一項の書類」を「前条第二項の規定により作成すべきもの」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十二条第一項中「五分之一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、同条第四項中「第六十条」を「第六十条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第五十二条の二 定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次条第一項の一時役員を職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の数に欠けた場合についても、同様とする。

第五十三条の見出し中「仮理事」を「一時役員等の職務を行うべき者」に改め、同条第一項中「仮理事」を「一時役員を職務を行うべき者」に改め、同条第二項中「第六十条の二」を「第六十条の三及び第六十条の四」に改め、同条に次の一項を加える。

3 代表理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

第五十四条を次のように改める。

（役員を責任を追及する訴えについての会社法の準用）

第五十四条 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は、役員を責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第四十九条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十五条第三項中「商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条」を「会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条」に改める。

第五十六条第一項中「十分の一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加える。

第五十九条第二項中「五分之一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合

にあつては、その割合)」を加え、「目的たる」を「目的である」に改める。

第六十条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総会は、理事が招集する。

第六十条の二第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、「場所」の下に「又は連絡先」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第六十条の二を第六十条の四とする。

第六十条の次に次の二条を加える。

第六十条の二 理事（理事以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項（第五十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の二第四項の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会の決議によらなければならない。

第六十条の三 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の日前十日前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 総会においては、第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した前条第一項第二号に掲げる事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

5 会社法第三百一条及び第三百二条の規定は、第一項及び第二項の通知について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもつて議決権又は選挙権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「議決権の」とあるのは「議決権又は選挙権の」と、「議決権を」とあるのは「議

決権又は選挙権を」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同法第三百二条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条中「半数」の下に「（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を、「三分の二」の下に「（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第四十九条の三第四項の規定による責任の免除

第六十三条の次に次の三条を加える。

（役員の説明義務）

第六十三条の二 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（延期又は続行の決議）

第六十三条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第六十条の二及び第六十条の三の規定は、適用しない。

（総会の議事録）

第六十三条の四 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- 4 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第六十四条を次のように改める。

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用)

第六十四条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項)」とあるのは、「森林組合法第五十二条の二(同法第九十二条)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五条の二第二項中「五分の一」の下に「(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)」を加え、「目的たる」を「目的である」に改める。

第六十六条第二項中「異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を」を「次に掲げる事項を官報に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨

第六十六条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第八条の二第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第六十七条第一項中「前条第二項」を「前条第二項第三号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、出資組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条の次に次の二条を加える。

(会計の原則)

第六十七条の二 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿)

第六十七条の三 組合は、農林水産省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 会社法第四百三十二条第二項及び第四百三十四条の規定は、前項の会計帳簿について準用する。

第七十二条中「第六十八条」を「第六十七条の二」に改める。

第七十七条第七項中「議決権及び選挙権」を「議決権等」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第三十一条（第三項及び第八項を除く。）、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条の二から第六十三条の四まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条（第二項を除く。）並びに第三百十二条第一項、第四項及び第五項の規定は創立總會について、同法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定は創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第七十七条第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十七条第七項又は前項」と、第六十三条の二中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第六十三条の三中「第六十条の二及び第六十条の三」とあるのは「第七十七条第一項及び第二項」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条の二を次のように改める。

(設立の無効の訴えについての会社法の準用)

第八十二条の二 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六條の規定は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十四条第一項を次のように改める。

組合が合併しようとするときは、総会の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。

第八十四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第六十六条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

第八十四条の次に次の二条を加える。

第八十四条の二 合併によつて消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の五分之一（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分之一を超えない場合における合併後存続する組合の合併についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

- 2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する組合は、その旨を前条第一項の合併契約に定めなければならない。
- 3 合併後存続する組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合においては、合併後存続する組合は、前条第一項の合併契約を締結した日から二週間以内に、合併によつて消滅する組合の名称及び住所、合併を行う時期並びに第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
- 4 合併後存続する組合の総組合員の六分之一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行うことはできない。

第八十四条の三 次の各号に掲げる組合の理事は、当該各号に定める期間、第八十四条第一項の合併契約の内容その他農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 一 合併によつて消滅する組合 第八十四条第一項の総会の日から二週間前の日から合併の登記の日まで
- 二 合併後存続する組合 第八十四条第一項の総会（前条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会）の日から二週間前の日から合併の登記の日後六月を経過する日まで
- 三 合併によつて成立する組合 合併の登記の日から六月間

- 2 前項各号に掲げる組合の組合員及び当該組合の債権者は、当該組合の業務時間内は、いつでも、当該組合に係る同項の書面又は電磁的記録について、理事に対し次

に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 組合員及び当該組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(合併に関する事項を記載した書面の備付け及び閲覧等)

第八十七条の二 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、前条の規定によりこれらの組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務その他の合併に関する事項として農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 理事は、合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 第一項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

第八十八条を次のように改める。

(合併の無効の訴えについての会社法の準用)

第八十八条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法

第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条第二項中「商法第四百七十七条第二項」を「会社法第四百七十八条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（清算人の職務）

第八十九条の二 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

第九十条第一項中「提出して」を「提出し、又は提供して」に改め、同条第二項を削る。

第九十二条を次のように改める。

（清算についての会社法等の準用）

第九十二条 会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三（第二項を除く。）、第四十七条、第四十八条第二項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第五十条（第一項及び第十項を除く。）、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条の三第十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十条第二

項中「事業報告を」とあるのは「事務報告を」と、「計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）及び事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算終了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十七条の見出し中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改め、同条中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第九十八条第一項中「組合に」を「組合は、」に、「置く」を「置かなければならない」に改める。

第九十八条の二の次に次の一条を加える。

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第九十八条の三 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により作成すべきもの（以下この条において「事業報告等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 3 理事は、通常総会の日の一週間前の日までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 4 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないの

にこれを拒んではならない。

- 一 事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 5 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 6 理事は、監事の意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて、事業報告等を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

第百条の見出しを「（準用規定等）」に改め、同条第一項中「第七項」を「第八項」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

- 2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条から第六十条の四まで、第六十一条（第一項第四号を除く。）、第六十二条、第六十三条（第四号に係る部分を除く。）、第六十三条の三、第六十三条の四、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条及び第六十一条第一項並びに会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定（これらの規定において準用する同法の規定を含む。）中監査役に関する部分を除く。）は組合の管理について、第四十四条の二、第四十七条第一項、第四十九条の三第一項、第八項及び第十項並びに第五十二条の二前段の規定は理事及び監事について、第四十九条の三第九項（第一号に係る部分に限る。）並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、第四十四条の三第二項及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の二前段中「次条第一項の一時役員職務を行うべき者」とあるのは「第百条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」と、第五十五条第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十条の二第二項中「理事会の決議によらなければ」とあるのは「理事の過半数で決しなければ」と、第六十一条第一項第六

号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」と、第七十二条中「第二十条から第二十二条まで及び第六十七条の二から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第百条第二項において準用する第六十八条第一項から第三項まで及び第七十条」と、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人」と、会社法第八百三十一条第一項中「第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第五十二条の二前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第三十一条第一項本文及び第四項から第七項まで、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条第一項から第七項まで並びに第七十八条から第八十二条まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条（第二項を除く。）、第三百十二条第一項、第四項及び第五項、第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第七項又は前項」と、第六十三条の三中「第六十条の二及び第六十条の三」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第一項及び第二項」と、第七十四条及び第七十六条第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項及び第八百三十六条第一項ただし書中「設立時取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第八十三条（第六項を除く。）、第八十四条、第八十四条の三から第八十八条まで、第八十九条第一項及び第九十条、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人」とあるのは「五人」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「森林組合法第百条第四項において準用する同法第八十九条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほ

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条に次の二項を加える。

- 5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第百八条の三第二項を次のように改める。

- 2 第六十三条、第六十五条の二、第八十四条、第八十四条の三、第八十六条及び第八十七条の二の規定は前項の規定による権利義務の承継について、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は前項の規定による権利義務の承継の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九条第二項中「第七項」を「第八項」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に改め、同条第三項中「、第四十三条」を「から第四十三条の二まで」に、「第四十五条」を「第四十四条の二」に、「第六十条の二」を「第六十条の四」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第四項及び第五項中「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百十条第三項中「総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る）」を「総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての）」に改める。

第百二十一条第二項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第百二十一条の二 第八条の二第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百二十一条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百一十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八条の二第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八条の二第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二百二十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第二百二十二条第一項第二号中「怠り、又は不実の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第八条の二第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第二百二十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 第三十一条第八項（第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第七十七条第八項（第百九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第百条第三項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第四十一条の二第二項（第九十二条（第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項（第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第一項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第九項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十項（第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第二項若しくは第三項（これらの規定を第七十七条第八項、第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条第一項（第八十四条第四項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条の三第一項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二第二項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十八条の三第三項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六の三 第三十一条第八項、第七十七条第八項若しくは第百条第三項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第四十一条の二第三項（第九十二条、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第二項（第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第三項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第十一項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第四項（第七十七条第八項、第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条の三第二項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二第三項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十八条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第百二十二条第一項第八号の二及び第九号を削り、同項第十号中「第五十一条」を「第四十四条の三第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の四号を加える。

十 第四十九条の二第二項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十九条の二第四項（第百九条第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）若しくは第九十二条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

十の二 第四十九条の二第四項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十の三 第四十九条の三第五項（第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

十の四 第五十条第一項若しくは第六十七条の三第一項（これらの規定を第百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第九十条（第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は第九十二条若しくは第百条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第百二十二条第一項第十二号及び第十二号の二を削り、同項第十二号の三中「若し

くは第六十条」を「若しくは第六十条第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十三号を同項第十二号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第六十三条の二（第七十七条第八項、第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

第二百二十二条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 第八十四条の二第三項（第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

第二百二十二条第一項第十七号中「商法第二百二十四条第三項」を「会社法第四百八十四条第一項の規定」に改め、同項第二十号及び第二十一号を削り、同項第十九号中「商法第百三十一条」を「会社法第五百二条」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十八号中「商法第二百二十四条第三項若しくは」を「会社法第四百九十九条第一項又は」に、「第八十一条第一項、第九十二条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項」を「第七十九条第一項若しくは第八十一条第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 第九十二条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

第二百二十二条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 清算の結了を遅延させる目的をもつて第九十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

第二百二十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十九条の二第四項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときは、五十万円以下の過料に処する。

（森林組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百八十一条 森林組合及び森林組合連合会の役員又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に到来した最終の決算期に係る前条の規定による改正前の森林組合法（以下この条において「旧森林組合法」という。）第五十条第一項（旧森林組合法第九十二条（旧森林組合法第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の書類の作成、監査及び承認の

方法については、なお従前の例による。

- 3 前条の規定による改正後の森林組合法（以下この条において「新森林組合法」という。）第四十四条の三第一項（新森林組合法第九十二条（新森林組合法第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。
- 4 新森林組合法第四十四条の三第一項第三号（新森林組合法第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合又は森林組合連合会の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する民事再生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。
- 5 施行日前に総会（総代会を設けている森林組合又は生産森林組合にあつては、総会又は総代会。以下この条において同じ。）の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会（以下この条において「組合」と総称する。）の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、新森林組合法の定めるところによる。
- 7 施行日前に生じた旧森林組合法第八十三条第一項各号（旧森林組合法第百条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事由若しくは旧森林組合法第八十三条第四項（旧森林組合法第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事由により森林組合若しくは生産森林組合が解散した場合、施行日前に生じた旧森林組合法第八十三条第六項に規定する事由により森林組合が解散した場合又は施行日前に生じた旧森林組合法第八十八条の二第一項各号若しくは第四項各号に掲げる事由若しくは同条第六項に規定する事由により森林組合連合会が解散した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新森林組合法の定めるところによる。
- 8 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合における組合の合併については、なお従前の例による。
- 9 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する旧森林組合法第八十八条の三第一項の規定による権利義務の承継（以下この条において

「承継」という。)については、なお従前の例による。ただし、承継に関する登記の登記事項については、新森林組合法の定めるところによる。

10 施行日前に組合員又は会員が旧森林組合法第五十四条（旧森林組合法第百九条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十二条（旧森林組合法第百九条第五項において準用する場合を含む。）において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

11 施行日前に提起された、組合の総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え、合併の無効の訴え又は承継の無効の訴えについては、なお従前の例による。

12 施行日前に提起された森林組合又は森林組合連合会の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における森林組合又は森林組合連合会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新森林組合法の定めるところによる。

13 施行日前に申立て又は裁判があった旧森林組合法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。

14 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第三百八十二条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号口中「資本」を「資本金」に改める。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第三百八十三条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三中「数」を「有する議決権の」に改める。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第三百八十四条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改める。

第二十六条第一項中「営業報告書又は」を削る。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第三百八十五条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び

強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第八項」を「第七項」に改める。

第九条の見出し中「合併契約書」を「合併契約」に改め、同条第一項を次のように改める。

農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併を行うには、それぞれ総会の承認を受けて、合併契約を締結しなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

（合併に係る手続の特例）

第九条の二 信用農水産業協同組合連合会の総会員（農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員、水産業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員及び同法第九十八条の二第一項に規定する准会員を除く。）の数が農林中央金庫の総会員の数の五分之一を超えない場合であって、かつ、信用農水産業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が農林中央金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分之一を超えない場合における農林中央金庫の合併については、前条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の承認を要しない。この場合においては、経営管理委員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫は、合併契約にその旨を定めなければならない。
- 3 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合においては、農林中央金庫は、合併契約を締結した日から二週間以内に、合併を行う信用農水産業協同組合連合会の名称及び住所、合併を行う時期並びに同項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う旨を公告し、又は会員に通知しなければならない。
- 4 農林中央金庫の総会員の六分之一以上の会員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に農林中央金庫に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行うことはできない。

第十条中「前条第一項」を「第九条第一項」に、「合併契約書」を「合併契約」に改める。

第十一条第二項中「五分之一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、同条第三項中「以下この条において同じ」を「次条第二項第二号を除き、以下同じ」に改める。

第十二条第一項及び第二項を次のように改める。

農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併決議の日（第九条の二第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫にあつては、経営管理委員会の承認の決議の日）から二週間以内に貸借対照表を作成するとともに、

当該期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、農林債の債権者、預金者又は貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ってはならない。

- 一 合併を行う旨
 - 二 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の貸借対照表に関する事項として主務省令で定めるもの
 - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 2 合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が、前項の公告を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとき、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会による各別の催告は、することを要しない。
- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。）

第十二条第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（合併契約に関する書面等の備付け及び閲覧等）

第十二条の二 次の各号に掲げる農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の理事は、当該各号に定める期間、合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 一 農林中央金庫 合併總會の日（第九条の二第一項の規定により總會の承認を経ないで合併を行う場合にあっては、経営管理委員会の承認の決議の日）の二週間前の日から合併の登記の日後六月を経過する日まで
 - 二 信用農水産業協同組合連合会 合併總會の日の二週間前の日から合併の登記の日まで
- 2 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の会員及び債権者は、それぞれの業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求

- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって農林中央金庫若しくは信用農水産業協同組合連合会の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の会員及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の定めた費用を支払わなければならない。
- 第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 農林中央金庫が第九条の二第一項の規定により總會の承認を経ないで合併を行う場合にあっては、農林中央金庫の会員で、同条第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に農林中央金庫に対し書面をもって合併に反対の意思を通知したものは、当該期間の満了の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、合併の日に農林中央金庫を脱退することができる。
- 第十八条の次に次の一条を加える。
- (合併に関する書面等の備付け及び閲覧等)
- 第十八条の二 農林中央金庫の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、合併により農林中央金庫が承継した信用農水産業協同組合連合会の権利義務その他の合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 2 理事は、合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 農林中央金庫の会員及び債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 第一項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって農林中央金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 農林中央金庫の会員及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農林中央金庫の定めた費用を支払わなければならない。
- 第二十二條を次のように改める。

(会社法の準用)

第二十二條 会社法第八百二十八條第一項(第七号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條の規定は農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第九百三十七條第三項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、信用農水産業協同組合連合会に係る前項の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合の登記について準用する。

第二十五條の見出し中「全部事業譲渡契約書」を「全部事業譲渡契約」に改め、同條第一項中「全部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない」を「それぞれ総会の承認を受けて、全部事業譲渡契約を締結しなければならない」に改める。

第二十六條の見出し中「一部事業譲渡契約書」を「一部事業譲渡契約」に改め、同條第一項中「一部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない」を「それぞれ総会の承認を受けて、一部事業譲渡契約を締結しなければならない」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(事業譲渡に係る手続の特例)

第二十六條の二 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が農林中央金庫の純資産の額として主務省令で定める方法により算定される額の五分の一を超えないときは、第二十五條第一項又は前條第一項の規定にかかわらず、農林中央金庫については第二十五條第一項又は前條第一項の総会の承認を要しない。この場合においては、経営管理委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により事業譲渡を行う場合については、第九條の二第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあり、及び同條第三項中「第一項」とあるのは「第二十六條の二第一項」と、同項中「信用農水

産業協同組合連合会」とあるのは「特定農水産業協同組合等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と読み替えるものとする。

第二十七条中「第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第十二条」に、「第十二条第一項及び第五項、第十五条第一項及び第二項第二号、第十八条並びに第十九条第三項中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは「特定農水産業協同組合等」と」を「第十二条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第二項第二号、第十八条並びに第十九条第三項中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは「特定農水産業協同組合等」と、第十二条第一項中「第九条の二第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第十三条第二項中「第九条の二第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第九条の二第三項」と」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第三十条を次のように改める。

（会社法の準用）

第三十条 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、事業譲渡の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、会員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十四条中「合併契約書」を「合併契約」に、「全部事業譲渡契約書」を「全部事業譲渡契約」に、「一部事業譲渡契約書」を「一部事業譲渡契約」に、「記載すべき」を「定めるべき」に改める。

第四十七条第三号中「第十一条第一項」を「第九条の二第三項（第二十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項」に改め、同条第五号中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を削り、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号中「怠り、又は不実の登記をした」を「怠った」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 第十二条の二第一項又は第十八条の二第一項の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第十二条の二第一項又は第十八条の二第二項の規定に違反して書類又は電磁的記録を備えて置かなかったとき。

八 第十二条の二第二項又は第十八条の二第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十六条 施行日前に合併契約書が作成された農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併については、なお従前の例による。

2 施行日前に全部事業譲渡契約書又は一部事業譲渡契約書が作成された事業譲渡(前条の規定による改正前の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(第四項において「旧再編強化法」という。)第二条第四項第一号及び第四号に掲げるものに限る。次項において同じ。)については、なお従前の例による。

3 施行日前に提起された、農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併の無効の訴え又は事業譲渡の無効の訴えについては、なお従前の例による。

4 施行日前に申立て又は裁判があった旧再編強化法の規定による非訟事件の手続については、なお従前の例による。

5 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

6 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三百八十七条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号及び第二号中「(第十一条第一項)」を「(第八条第一項)」に改める。

第八条第二項中「株主名簿に記載され、若しくは記録された」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿に記載された」を「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三百八十八条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に、「農林債券」を「農林債」に、「第九十七条」を「第九十七条」に改める。

第六条第三項を削る。

第十一条第三項中「第四十七条第三項」を「第四十六条の三第一項又は第二項」に改め、同条第四項中「以下同じ」を「第九十六条の二第一項第二号を除き、以下同じ」に改め、同条第六項後段を削り、同条に次の一項を加える。

7 会社法（平成十七年法律第 号）第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第十一条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農林中央金庫法第十一条第六項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章中第十九条の次に次の一条を加える。

（会員名簿）

第十九条の二 理事は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 四 払込済出資額及びその払込みの年月日

2 理事は、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 会員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 会員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第二十条中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第十号中「農林債券（）」を「農林債（）」に、「短期農林債券」を「短期農林債」に改

め、同条第十三号中「方法」の下に「（農林中央金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（定款の備付け及び閲覧等）

第二十条の二 理事は、定款を各事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって農林中央金庫の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会員及び農林中央金庫の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農林中央金庫の定めた費用を支払わなければならない。

4 定款が電磁的記録をもって作成されている場合であって、各事務所（主たる事務所を除く。）における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとっている場合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第二十一条の見出しを「（役員及び会計監査人）」に改め、同条中「農林中央金庫に」を「農林中央金庫は」に、「置く」を「置かなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林中央金庫（清算中のものを除く。）は、会計監査人を置かなければならない。

第二十二条第三項中「理事」の下に「（以下「代表理事」という。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 代表理事は、農林中央金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第二十二条に次の一項を加える。

5 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第二十二条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条第二項中「取締役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加え、同条第三項中「総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る）」を「総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての）」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 会社法第三百四十三条第一項及び第二項の規定は、監事を選任する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監事会」と、同条第二項中「監査役は」とあるのは「監事会は」と、「取締役」とあるのは「経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条第六項を削り、同条の次に次の四条を加える。

（会計監査人）

第二十四条の二 会計監査人は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2 会社法第三百四十四条第一項及び第二項並びに第三百四十五条第一項から第三項までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第三百四十四条第一項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監事会」と、同条第二項中「監査役」とあるのは「監事会」と、「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、同法第三百四十五条第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、総会に出席して」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者又は解任された者」と、「辞任後」とあるのは「辞任後又は解任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（農林中央金庫と役員等との関係）

第二十四条の三 農林中央金庫と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員資格）

第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（役員^ニの兼職等の制限）

第二十四条の五 理事及び常勤の監事は、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

- 2 経営管理委員は、監事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。
- 3 監事は、理事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。

第二十五条ただし書を次のように改める。

ただし、定款によって、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第二十五条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の役員^ノの任期は、前任者の残任期間とする。

第二十六条を次のように改める。

（会計監査人の資格等）

第二十六条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを農林中央金庫に通知しなければならない。この場合におい

ては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定により、第三十五条第一項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 農林中央金庫の子会社（第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの
第二十六条の次に次の一条を加える。

（会計監査人の任期）

第二十六条の二 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかったときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。

第二十七条を次のように改める。

（理事会の権限等）

第二十七条 農林中央金庫は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 理事会は、農林中央金庫の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（理事会の決議等）

第二十七条の二 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第二十七条の三 理事は、理事会の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 農林中央金庫の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条の見出しを「（経営管理委員会の権限等）」に改め、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「商法第二百五十九条ノ二」を「会社法第三百六十八条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

農林中央金庫は、経営管理委員会を置かなければならない。

2 経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。

第二十八条に次の一項を加える。

11 第二十七条の二の規定は、経営管理委員会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(経営管理委員会の議事録の備付け及び閲覧等)

第二十八条の二 理事は、経営管理委員会の日から十年間、経営管理委員会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、経営管理委員会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

3 会員は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 農林中央金庫の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条を次のように改める。

（監事会の権限等）

第二十九条 農林中央金庫は、監事会を置かなければならない。

2 監事会は、すべての監事で組織する。

3 監事会は、この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監事の権限の行使を妨げることはできない。

一 監査報告の作成

二 常勤の監事の選定及び解職

三 監査の方針、農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項の決定

- 4 監事会は、監事の中から常勤の監事を選定しなければならない。
- 5 監事は、監事会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監事会に報告しなければならない。
- 6 監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。
- 7 第二十七条の二第三項から第五項まで並びに会社法第三百九十一条及び第三百九十二条の規定は、監事会について準用する。この場合において、第二十七条の二第三項中「理事及び監事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(監事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第二十九条の二 理事は、監事会の日から十年間、監事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。

- 一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

- 二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 3 農林中央金庫の債権者は、役員の実責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

- 4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

- 5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十条の見出しを「（理事及び経営管理委員の忠実義務等）」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

- 2 理事又は経営管理委員は、次に掲げる場合には、経営管理委員会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事又は経営管理委員が自己又は第三者のために農林中央金庫と取引をしようとするとき。

二 農林中央金庫が理事又は経営管理委員の債務を保証することその他理事又は経営管理委員以外の者との間において農林中央金庫と当該理事又は経営管理委員との利益が相反する取引をしようとするとき。

3 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

4 第二項各号の取引をした理事又は経営管理委員は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を経営管理委員会に報告しなければならない。

第三十条第五項及び第六項を削る。

第三十一条から第三十七条までを次のように改める。

(理事及び経営管理委員についての会社法の準用)

第三十一条 会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監事会」と、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事の権限等)

第三十二条 監事は、理事及び経営管理委員の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び経営管理委員並びに支配人その他の職員に対して事業の報告を求め、又は農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び経営管理委員会に報告しなければならない。

4 監事は、経営管理委員が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営管理委員会に報告しなければならない。

5 会社法第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定は、監事について準用する。この場合において、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項第一号」と、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等（農林中央金庫法第八十三条第二項に規定する子法人等

をいう。）」と、同法第三百八十三条第一項本文中「取締役会」とあるのは「理事会及び経営管理委員会」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同項及び同条第三項中「取締役会」とあるのは「理事会又は経営管理委員会」と、同法第三百八十四条中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十五条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「農林中央金庫法第二十二条第四項」と、「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「農林中央金庫法第二十二条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会計監査人の権限等)

第三十三条 会計監査人は、第三十五条及び第七章の定めるところにより、農林中央金庫の同条第一項に規定する計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び経営管理委員並びに支配人その他の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うに際して理事及び経営管理委員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事会に報告しなければならない。

4 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

5 会社法第三百九十六条第三項から第五項まで、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第三百九十六条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等（農林中央金庫法第八十三条第二項に規定する子法人等をいう。）」と、同条第五項第一号中「第三百三十七条第三項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第二十六条第三項第一号」と、同項第二号及び第三号中「会計監査人設置会社又はその子会社」とあるのは「農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事若しくは支配人その他の職員又は農林中央金庫の子法人等（農林中央金庫法第八十三条第二項に規定する子法人等をいう。）」と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項に

規定する書類」とあるのは「農林中央金庫法第三十五条第一項に規定する計算書類及びその附属明細書」と、「監査役」とあるのは「監事会又は監事」と、同法第三百九十九条第一項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等）

第三十四条 理事、経営管理委員、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、農林中央金庫に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 第三十条第二項各号の取引によって農林中央金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事又は経営管理委員は、その任務を怠ったものと推定する。

- 一 第三十条第二項の理事又は経営管理委員
- 二 農林中央金庫が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する経営管理委員会の承認の決議に賛成した経営管理委員

3 第一項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

- 一 賠償の責任を負う額
- 二 当該役員等がその在職中に農林中央金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額
 - イ 代表理事 六
 - ロ 代表理事以外の理事又は経営管理委員 四
 - ハ 監事又は会計監査人 二

5 前項の場合には、経営管理委員は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 経営管理委員は、第一項の責任の免除（理事及び経営管理委員の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7 第四項の決議があった場合において、農林中央金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

8 第三十条第二項第一号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事又は経営管理委員の第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事又は経営管理委員の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

9 第四項から第七項までの規定は、前項の責任については、適用しない。

10 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

11 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

12 役員等が農林中央金庫又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（計算書類等の作成及び保存）

第三十五条 理事は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもって作成することができる。

3 理事は、第一項の計算書類の作成の日から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

4 次の各号に掲げるものは、主務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 第一項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 第一項の事業報告及びその附属明細書 監事

- 5 前項の規定により監査を受けたものについては、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。
- 6 経営管理委員は、通常総会の招集の通知に際して、主務省令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けたもの（監事会の監査報告及び会計監査人の会計監査報告を含む。以下「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。
- 7 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供して、附属明細書にあってはその内容を報告し、計算書類及び事業報告にあってはその承認を求めなければならない。
- 8 第五項の承認を受けた計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この項において同じ。）が法令及び定款に従い農林中央金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして主務省令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、前項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。

（決算関係書類の備付け及び閲覧等）

第三十六条 理事は、通常総会の日の二週間前の日から五年間、決算関係書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 理事は、通常総会の日の二週間前の日から三年間、決算関係書類の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。
- 3 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 決算関係書類が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 決算関係書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって農林中央金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 会員及び農林中央金庫の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農林中央金庫の定めた費用を支払わなければならない。
- 5 会社法第四百四十三条の規定は、計算書類及びその附属明細書について準用する。

第三十七条 削除

第三十八条第一項中「五分の一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）」を加え、同条第四項中「第四十六条第一項」を「第四十六条第二項」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（会計監査人の解任等）

第三十八条の二 会計監査人は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、農林中央金庫に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 監事会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

4 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事会が選定した監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

第三十九条を次のように改める。

（役員等に欠員を生じた場合の措置）

第三十九条 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次条第一項の一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

2 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事会は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

3 第二十六条並びに前条第三項及び第四項の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

第四十条の見出し中「仮理事」を「一時理事若しくは代表理事の職務を行うべき者」に改め、同条第一項中「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改め、同条第二項中「第四十七条」を「第四十六条の三及び第四十七条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 代表理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、会員その他の利害関係人の請求があったときは、主務大臣は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

(役員等の責任を追及する訴えについての会社法の準用)

第四十条の二 会社法第七編第二章第二節(第四百四十七条第二項、第四百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第四百五十一条を除く。)の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十一条第二項中「商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条」を「会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条」に改める。

第四十三条第一項中「十分の一」の下に「(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)」を加える。

第四十五条第二項中「五分之一」の下に「(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)」を加え、「目的たる」を「目的である」に改める。

第四十六条に見出しとして「(総会招集者)」を付し、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総会は、経営管理委員が招集する。

第四十六条の次に次の二条を加える。

(総会の招集の決定)

第四十六条の二 経営管理委員(経営管理委員以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項(第三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により監事が総会を招集するときを除き、経営管理委員会(理事が総会を招集するときは、理事会)の決議によらなければならない。

(総会招集の通知等)

第四十六条の三 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の一週間前までに、会員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合に

において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 会社法第三百一条及び第三百二条の規定は、第一項及び第二項の通知について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもって議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同法第三百二条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十七条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、「場所」の下に「又は連絡先」を加え、同条第二項中「催告は、」の下に「その通知又は催告が」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

第四十八条第二項中「前条第三項」を「第四十六条の三第一項又は第二項」に改め、「通知した」の下に「第四十六条の二第一項第二号に掲げる」を加える。

第四十九条第一項中「半数」の下に「（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）」を、「三分の二」の下に「（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第三十四条第四項の規定による責任の免除

第四十九条の次に次の三条を加える。

（役員の説明義務）

第四十九条の二 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省

令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第四十九条の三 総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第四十九条の四 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

4 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第五十条を次のように改める。

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する会社法の準用)

第五十条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と、「第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項）」とあるのは「農林中央金庫法第三十九条第一項（同法第九十五条）」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

で定める。

第五十二条第二項及び第三項を次のように改める。

- 2 農林中央金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、農林債の債権者、預金者又は定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下回ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として主務省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

- 3 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が同項の規定による公告を、官報のほか、第九十六条の二第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十三条第一項及び第二項中「前条第二項」を「前条第二項第三号の一定」に改め、同条第三項を次のように改める。

- 3 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、農林中央金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「会員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条第三項第五号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第四項第九号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に、「担保附社債に」を「担保付社債に」に改め、同条第六項第一号口中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同号八中「第五十四条の三の二第一項」を「第五十四条の四第一項」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同号二中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同号ホ中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）」を削り、同号ヘ中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同号ト中（1）を削り、（2）を（1）とし、（3）を（2）とし、同号ト（4）中「（3）の元本」を「（2）の元本」に改め、同号ト（4）を同号ト（3）とし、同条第九項中「商法、担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改

め、同条第十項を削る。

第五十六条第二号中「（第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）」を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 農林債

第六十条（見出しを含む。）中「農林債券」を「農林債」に改める。

第六十一条の見出し中「農林債券」を「農林債」に改め、同条第一項中「農林債券」を「農林債の債券を発行する場合において、当該債券」に改め、同条第二項中「農林債券」を「農林債」に改める。

第六十二条の見出し及び同条第一項中「農林債券」を「農林債」に改め、同条第二項中「農林債券を発行した」を「農林債を発行した」に、「発行券面額」を「農林債の金額」に、「旧農林債券」を「発行済みの農林債」に改める。

第六十二条の二の見出し中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同条第一項中「農林債券（）」を「農林債（）」に、「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「各農林債券」を「各農林債」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「農林債券」を「農林債」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「短期農林債券」を「短期農林債」に、「農林債券原簿」を「農林債原簿」に改める。

第六十三条（見出しを含む。）及び第六十四条（見出しを含む。）中「農林債券」を「農林債」に改める。

第六十五条を次のように改める。

（農林債を引き受ける者の募集に関する事項の決定）

第六十五条 農林中央金庫は、農林債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集農林債（当該募集に応じて当該農林債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる農林債をいう。以下同じ。）についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければならない。

第六十五条の次に次の四条を加える。

（募集農林債の申込み）

第六十五条の二 農林中央金庫は、前条の募集に応じて募集農林債の引受けの申込みをしようとする者に対し、同条に規定する事項その他主務省令で定める事項（第四項及び第五項において「通知事項」という。）を通知しなければならない。

2 前条の募集に応じて募集農林債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を農林中央金庫に交付しなければならない。

- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする募集農林債の金額及びその金額ごとの数
- 三 前二号に掲げるもののほか主務省令で定める事項

- 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、農林中央金庫の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 4 第一項の規定は、農林中央金庫が通知事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集農林債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。
- 5 農林中央金庫は、通知事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 6 農林中央金庫が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を農林中央金庫に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（募集農林債の割当て）

第六十五条の三 農林中央金庫は、申込者の中から募集農林債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該募集農林債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、農林中央金庫は、当該申込者に割り当てる募集農林債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少し、又はしないものとすることができる。

- 2 農林中央金庫は、政令で定める期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集農林債の金額及びその金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集農林債の申込み及び割当てに関する特則）

第六十五条の四 前二条の規定は、募集農林債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（農林債の債権者）

第六十五条の五 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集農林債の債権者となる。

- 一 申込者 農林中央金庫の割り当てた募集農林債
- 二 前条の契約により募集農林債の総額を引き受けた者 その者が引き受けた募集農林債

第六十六条中「農林債券」を「農林債」に改める。

第六十七条の見出し中「農林債券」を「債券」に改め、同条中「農林債券」を「農林債の債券」に改める。

第六十八条を次のように改める。

(農林債原簿)

第六十八条 農林中央金庫は、農林債を発行した日以後遅滞なく、農林債原簿を作成し、これに政令で定める事項(以下この条において「農林債原簿記載事項」という。)を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 農林債の債権者(第六十一条第一項の規定により無記名式とされた農林債の債権者を除く。)は、農林債を発行した農林中央金庫に対し、当該債権者についての農林債原簿に記載され、若しくは記録された農林債原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該農林債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。
- 3 前項の書面には、農林中央金庫の代表理事が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 第二項の電磁的記録には、農林中央金庫の代表理事が主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 5 前三項の規定は、当該農林債について債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(農林債原簿の備付け及び閲覧等)

第六十八条の二 農林中央金庫は、農林債原簿をその主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 農林債の債権者その他の主務省令で定める者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 一 農林債原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 農林債原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3 農林中央金庫は、前項の請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 当該請求を行う者が農林債原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 三 当該請求を行う者が、過去二年以内において、農林債原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十九条(見出しを含む。)中「農林債券」を「農林債」に改める。

第七十条中「農林債券」を「農林債の債券」に改める。

第七十一条中「農林債券」を「農林債」に改める。

第七十五条を次のように改める。

(会計の原則)

第七十五条 農林中央金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(会計帳簿の作成)

第七十五条の二 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 会社法第四百三十二条第二項及び第四百三十四条の規定は、前項の会計帳簿について準用する。

第八十一条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項に」を「前各項に」に、「前二項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、農林中央金庫の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(清算人の職務)

第九十二条の二 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

第九十三条第一項中「提出して」を「提出し、又は提供して」に改め、同条第三項を削る。

第九十四条の見出しを「(決算報告)」に改め、同条第一項中「決算報告書」を「主務省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供して」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「決算報告」に改め、同条第三項中「商法第四百二十七条第三項」を「会社法第五百七条第四項」に改める。

第九十五条を次のように改める。

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四百七十六条

及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十二條第四項及び第五項、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七條から第二十七條の三まで、第二十八條第六項及び第七項、第二十八條の二、第二十九條の二から第三十一條まで、第三十二條第一項から第三項まで、第三十四條第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十二項、第三十五條、第三十六條（第二項を除く。）、第三十九條第一項、第四十二條、第四十六條第三項、第四十六條の二第二項、第四十九條の二並びに第四十九條の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條から第三百八十六條まで、第四百七十八條第二項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四條第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五條第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同條第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六條第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三條第四項中「第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五條、第二百二十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條において準用する同法第三十四條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条の次に次の一条を加える。

(公告の方法等)

第九十六条の二 農林中央金庫は、公告の方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）
- 2 農林中央金庫が前項第二号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号に掲げる方法又は官報に掲載する方法のいずれかを定めることができる。
- 3 農林中央金庫が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。
- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日
- 4 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、農林中央金庫がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十六条の二第三項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条第二号を次のように改める。

- 二 第八十一条第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第八十一条第四項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったと

き。

第九十九条の三に次の一号を加える。

四 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

第百条第一項中「第三十三条第二項の規定による監査をする」を削り、「取締役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 この法律の規定（第八十一条第一項、第二項及び第四項並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項及び第二項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第百条第一項第六号中「怠り、又は不正の登記をした」を「怠った」に改め、同項第九号及び第九号の二を次のように改める。

九 第二十四条第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定又は第二十四条の二第二項において準用する同法第三百四十四条第二項の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかったとき。

九の二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかったとき。

第百条第一項第九号の三を削り、同項第十号中「第二十六条第一項」を「第二十四条の五第一項」に改め、同項第十一号中「第二十六条第二項」を「第二十四条の五第二項」に改め、同項第十一号の二を削り、同項第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二 第二十九条第四項の規定に違反して常勤の監事を選定しなかったとき。

十三 第三十条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第五項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十四 第三十二条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定、第三十二条第五項若しくは第九十五条において準用する会社法第三百八十四条の規

定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第百条第一項第十五号中「第三十七条第四項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項」を「第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項」に改め、同項第十六号を次のように改める。

十六 第三十八条の二第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

第百条第一項第十七号中「第五十条において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項又は第二項」を「第四十九条の二（第九十五条において準用する場合を含む。）」に、「正当の理由」を「正当な理由」に改め、同項第二十号中「農林債券」を「農林債」に改め、同項第二十二号を次のように改める。

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第九項又は第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。

第百条第一項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の三 第六十八条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第百条第一項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 第七十五条の二第一項、第九十三条第一項又は第九十四条第一項の規定に違反して、会計帳簿、財産目録、貸借対照表又は決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第百条第一項第三十号から第三十三号までを次のように改める。

三十 第九十五条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。

三十一 清算の結了を遅延させる目的で、第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十二 第九十五条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

三十三 第九十五条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して農林中央金庫の財産を分配したとき。

第百条第一項に次の一号を加える。

三十五 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違

反して同条の調査を求めなかったとき。

第百条第二項を次のように改める。

- 2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十二条第五項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第百条の次に次の一条を加える。

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百一条中「第四十二条」の下に「（第九十五条において準用する場合を含む。）」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三百八十九条 農林中央金庫の役員、会計監査人又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に到来した最終の決算期に係る前条の規定による改正前の農林中央金庫法（以下この条において「旧農林中央金庫法」という。）第三十三条第一項の書類の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

- 3 前条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下この条において「新農林中央金庫法」という。）第二十四条の四（新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

- 4 新農林中央金庫法第二十四条の四第四号（新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に農林中央金庫の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の農林中央金庫の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

- 5 施行日前に総会（総代会を設けているときは、総会又は総代会。以下この項及び第九項において同じ。）の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

- 6 施行日前に発行の決議のあった農林債券の発行の手続については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に生じた旧農林中央金庫法第九十一条第一項各号に掲げる事由により農林中央金庫が解散した場合における農林中央金庫の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新農林中央金庫法の定めるところによる。
- 8 施行日前に会員が旧農林中央金庫法第三十九条第一項又は第九十五条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 9 施行日前に提起された、農林中央金庫の総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効の確認の訴えについては、なお従前の例による。

(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正)

第三百九十条 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「合資会社、株式会社又は有限会社」を「株式会社又は持分会社(会社法(平成十七年法律第 号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に改め、同条第二項第一号中「(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。)」及び「同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する」を削る。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第三百九十一条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「資本」を「資本金」に改める。

(独立行政法人緑資源機構法の一部改正)

第三百九十二条 独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第六項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

第九章 経済産業省関係

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第三百九十三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「商工債券(」を「商工債(」に、「短期商工債券」を「短期商工債」に改める。

第七条第一項第三号から第八号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第十四条第二項中「モノハ」を「モノノ登記ノ期間ハ」に、「時ヨリ登記ノ期間ヲ」を「日ヨリ之ヲ」に改める。

第十五条第一項中「各事務所」を「主タル事務所」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項ノ登記ニ於テハ次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ

第十五条第二項第二号中「事務所」の下に「ノ所在場所」を加える。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条ノ二 商工組合中央金庫ガ支配人ヲ選任シ又ハ其ノ代理権ガ消滅シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スベシ

第十五条ノ三 商工組合中央金庫ハ従タル事務所ヲ設ケタル場合（其ノ従タル事務所ガ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スル場合ヲ除ク）ニハ其ノ従タル事務所ノ所在地ニ於テ従タル事務所ニ於ケル登記ヲ為スベシ

従タル事務所ノ所在地ニ於ケル登記ニ於テハ次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ但シ従タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ新タニ従タル事務所ヲ設ケタルトキハ第三号ニ掲グル事項ヲ登記スルヲ以テ足ル

一 名称

二 主タル事務所ノ所在場所

三 従タル事務所（其ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スルモノニ限ル）ノ所在場所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ為スベシ

第二十三条中「民法第四十四条第一項」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項」に、「、商法第二百八十五条」を「、会社法（平成十七年法律第号）第四百三十二条第一項」に、「第三百八十八条及第三百三十八条ノ三、商業登記法第二条」を「（明治三十一年法律第十四号）第三十八条及第三十九条、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条」に、「第二十四条第一号乃至第十二号」を「第二十四条（第十四号乃至第十六号ヲ除ク）」に、「、第二十六条、第五十一条乃至第五十三条、第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十一条第一項及第七百七条乃至第二百二十条並ニ産業組合法第五条」を「乃至第二十七条、第四十四条、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条、第七十一条第一項及第三百三十二条乃至第四百四十八条並ニ産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第五条」に、「商法第二百八十五条中記載又ハ記録スベキトアルハ之ヲ記載スベキトシ法務省令トアルハ之ヲ主務省令トシ」を「会社法第四百三十二条第一項中法務省令トアルハ之ヲ主務省令トシ商業登記法第四十八条第二項中会社法第九百三十条第二項各号トアルハ之ヲ商工組合中央金庫法第十五条ノ三第二項各号トシ」に、「解散トス」を「解散トシ各事務所トアルハ之ヲ主タル事務所トス」に改める。

第二十八条第一項第六号中「商工債券」を「商工債」に改め、同条第七項第二号中

「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項」を「第五十四条の四第一項」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同項第五号中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項ニ掲グル特定短期社債（第二十八条ノ六第二項ニ於テ「旧特定短期社債」ト謂フ）ヲ含ム）」を削り、同項第六号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同項第七号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハ」を「ロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第八項を削る。

第二十八条ノ四第一項第三号及び第四号ホ並びに第二十八条ノ五第二号及び第三号中「商工債券」を「商工債」に改める。

第二十八条ノ六第二項中「（旧特定短期社債ヲ含ム）」を削る。

第二十八条ノ七第一項第二号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に、「担保附社債ニ」を「担保付社債ニ」に改め、同条第二項中「商法及担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 商工債

第三十一条中「商工債券（）」を「商工債（）」に、「短期商工債券」を「短期商工債」に改める。

第三十二条第一項中「商工債券」を「商工債ノ債券ヲ発行スル場合ニ於テ当該債券」に改め、同条第二項中「商工債券」を「商工債」に改める。

第三十三条第一項中「商工債券」を「商工債」に改め、同条第二項中「依リ商工債券」を「依リ商工債」に、「発行券面金額」を「商工債ノ金額」に、「旧商工債券」を「発行済ノ商工債」に改める。

第三十三条ノ二中「短期商工債券」を「短期商工債」に、「商工債券ヲ」を「商工債ヲ」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「商工債券」を「商工債」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「商工債券」を「商工債」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第三十四条及び第三十五条中「商工債券」を「商工債」に改める。

第三十七条中「商工債券」を「商工債ノ債券」に改め、「通貨及証券模造取締法」の下に「（明治二十八年法律第二十八号）」を加える。

第三十八条及び第五十一条第八号中「商工債券」を「商工債」に改める。

第五十二条第一号中「怠リ又ハ不正ノ登記ヲ為シタル」を「怠リタル」に改める。
（商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三百九十四条 前条の規定による改正後の商工組合中央金庫法（以下この条において「新商工組合中央金庫法」という。）第二十三条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の商工組合中央金庫法（以下この条において「旧商工組合中央金庫法」という。）第二十三条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

2 施行日前にした旧商工組合中央金庫法第二十三条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新商工組合中央金庫法第二十三条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。

3 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に存する旧商工組合中央金庫法第二十三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新商工組合中央金庫法第二十三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

6 施行日前に商工組合中央金庫が従たる事務所の所在地でした支配人の選任の登記は、その登記をした日に、主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

7 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における支配人の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、前条の規定による商工組合中央金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（自転車競技法及び小型自動車競走法の一部改正）

第三百九十五条 次に掲げる法律の規定中「商工債券」を「商工債」に改める。

一 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条の二十二第二号

二 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十九条の二十二第二号

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三百九十六条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 解散及び清算（第六十二条 第六十九条）」を「第六節 解散及び清算並びに合併（第六十二条 第六十九条）」に、「第四章 登記（第八十三条 第百三条）」を

「第四章 登記

第一節 総則（第八十三条）

第二節 組合及び中央会の登記

第一款 主たる事務所の所在地における登記（第八十四条 第九十二

条)

第二款 従たる事務所の所在地における登記(第九十三条 第九十五

条)

第三節 登記の嘱託(第九十六条)

第四節 登記の手續等(第九十七条 第百三条)

に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第一項中「定の」を「定めが」に、「外」を「ほか」に、「左の」を「次の」に改める。

第六条第三項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)」を「会社法(平成十七年法律第 号)第八条(会社と誤認させる名称等の使用の禁止)」に改める。

第七条第一項第一号イ中「資本」を「資本金」に改める。

第九条の二第三項ただし書中「こえて」を「超えて」に改める。

第九条の二の二第三項中「附して」を「付して」に改める。

第九条の三第三項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

第九条の七の五第一項中「第三編第十章第一節第一款」を「第二編第十章第一節第一款」に改める。

第九条の八第六項第一号口中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同号八中「第五十四条の三の二第一項」を「第五十四条の四第一項」に、「短期債券」を「短期債」に改め、同号二中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同号ホ中「(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。)」を削り、同号ヘ中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同号ト(1)を削り、同号ト(2)を同号ト(1)とし、同号ト(3)を同号ト(2)とし、同号ト(4)中「(3)」を「(2)」に改め、同号ト(4)を同号ト(3)とし、同項第二号の二中「(旧特定短期社債を含む。)」を削り、同条第九項第二号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「第九項」を「前項」に、「商法、担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同項を同条第十項とする。

第九条の九第六項中「、第十項及び第十一項」を「及び第十項」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第十条の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第十一条第二項中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改め、同条第三項中「以下同じ」を「第三十三条第四項第三号を除き、以下同じ」に改める。

第十四条中「附された」を「付された」に、「附して」を「付して」に改める。

第十八条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第二十七条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 創立総会においてその延期又は続行の決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

第二十七条に次の二項を加える。

7 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 創立総会については、第十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

第二十九条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条第一項中「引渡」を「引渡し」に、「払込」を「払込み」に改め、同条第二項中「払込」を「払込み」に改め、同条第三項中「払込」を「払込み」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「引渡」を「引渡し」に、「払込」を「払込み」に改める。

第三十二条を次のように改める。

(設立の無効の訴え)

第三十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条（設立の無効の訴え）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第三十三条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第七号中「払込」を「払込み」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

第三十三条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に、「存立時期」を「存続期間」に、「その時期」を「その期間」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条に次の五項を加える。

4 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

5 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

6 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

それ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
- 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

7 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十三条第六項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第一項から第三項までに掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（定款の備置き及び閲覧等）

第三十四条の二 組合は、定款、規約及び共済規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第三十五条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「本項中」を「この項において」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「こえる」を「超える」に、「三箇月」を「三月」に改める。

第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（組合と役員との関係）

第三十五条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十六条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三十六条の二の前の見出しを削り、同条及び第三十六条の三を次のように改める。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十六条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(理事)

第三十六条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

- 2 理事については、会社法第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)の規定を準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとする。

- 3 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の理事については、会社法第三百五十三条(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)及び第三百六十四条(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)の規定を準用する。

第三十六条の三の次に次の五条を加える。

(監事)

第三十六条の四 監事は、理事の職務の執行(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事にあつては、会計に関するものに限る。)を監査する。

- 2 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事については、会社法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(理事会の権限等)

第三十六条の五 組合は、理事会を置かなければならない。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。
- 3 組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の決議)

第三十六条の六 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、そ

の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとするができる。
- 4 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 6 会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は、理事会の招集について準用する。

（理事会の議事録）

第三十六条の七 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 3 組合は、理事会の日（前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- 5 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- 二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
(代表理事)

第三十六条の八 理事会は、理事の中から組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を選定しなければならない。

- 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 3 代表理事については、第三十六条の二、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十四条の規定を準用する。

第三十八条中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第三十八条の二を次のように改める。

(役員(組合)に対する損害賠償責任)

第三十八条の二 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員(役員)の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事 四

三 監事 二

6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

第三十八条の二の次に次の二条を加える。

（役員 of 第三者に対する損害賠償責任）

第三十八条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イに掲げる行為を除く。）

イ 第四十条第一項に規定する決算関係書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員 of 連帯責任）

第三十八条の四 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第三十九条を次のように改める。

（役員 of 責任を追及する訴え）

第三十九条 役員 of 責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「損失処理案」の下に「（以下この条において「決算関係書類」という。）」を加え、「提出し、且

つ、これら」を「提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類」に、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「意見書を添えて前項の書類」を「意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類」に、「提出し」を「提出し、又は提供し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第四十条第四項を次のように改める。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四十条第五項中「の理事、監事、組合員又は債権者」を削る。

第四十条の二を削る。

第四十一条第一項中「五分之一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、同条第三項中「理事」を「組合」に改め、同条第五項中「前項」を「第五項又は第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十七条第二項中「組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあり、及び第四十八条後段中「組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たとき」とあるのは、「第四十二条第一項の規定による役員の変更の請求があつたとき」と読み替えるものとする。

第四十一条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「ときは」を「場合（第三項の書面の提出があつた場合に限る。）には」に、「附し」を「付し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定による改選の請求があつた場合（第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。）には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十一条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による改選の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十二条を削り、第四十一条を第四十二条とし、第四十条の次に次の一条を加える。

(会計帳簿等の作成及び閲覧等)

第四十一条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合員は、総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 第一項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

第四十三条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四十四条第二項を次のように改める。

2 参事については、会社法第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。

第四十五条第一項中「十分の一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、「理事」を「組合」に改め、同条第二項中「理事」を「組合」に改め、同条第四項中「理事」を「第二項の書面の提出があつた場合には、理事」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による解任の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十五条に次の二項を加える。

6 第三項の電磁的方法による提供があつた場合には、理事は、第四項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事又は会計主任の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十七条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項中「五分の一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加え、「目的たる」を「目的である」に改める。

第四十八条中「五分の一」の下に「（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」を加える。

第四十九条中「十日」の下に「（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）」を加え、「目的たる」を「目的である」に、「定款に」を「定款で」に改め、同条に次の二項を加える。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の経手を経ることなく開催することができる。

第五十条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「を組合に通知したときはその場所）にあてればよい」を「又は連絡先を組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる」に改める。

第五十二条第一項中「定の」を「定めが」に改め、同条第四項中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改め、同項ただし書中「但し、定款で」を「ただし、定款に」に、「定をしたときは」を「定めがある場合及び同条第三項に規定する場合は、」に改める。

第五十三条に次の一号を加える。

六 第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

第五十三条の次に次の二条を加える。

（延期又は続行の決議）

第五十三条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十九条の規定は、適用しない。

（総会の議事録）

第五十三条の三 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備

え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第五十四条を次のように改める。

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第五十六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(出資一口の金額の減少)

第五十六条 組合は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第五十六条の次に次の一条を加える。

(債権者の異議)

第五十六条の二 組合が出資一口の金額の減少をする場合には、組合の債権者は、当該組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

3 前項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十七条を次のように改める。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十七条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六から八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第五十七条の二の二第四項中「及び第五十七条」を「から第五十七条まで」に改める。

第五十七条の三第二項中「営業」を「事業」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該信用協同組合等に現存する純資産額の五分之一を超えない場合は、総会の決議を要しない。

第五十七条の三第五項中「営業の一部又は事業の全部若しくは」を「事業の全部又は」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第五十七条第三項」を「第五十

七条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項の事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の」を「第一項の事業の譲渡又は第二項の事業の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 信用協同組合等が前項後段の規定により総会の議決を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合において、信用協同組合等の総組合員又は総会員の六分の一以上の組合員又は会員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を信用協同組合等に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。
- 4 信用協同組合等が第二項後段の規定により総会の議決を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、信用協同組合等は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約の相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は組合員若しくは会員に通知しなければならない。

第二章第六節の節名を次のように改める。

第六節 解散及び清算並びに合併

第六十二条第一項第四号中「存立時期」を「存続期間」に改める。

第六十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(合併契約)

第六十三条 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

第六十三条の次に次の五条を加える。

(吸収合併)

第六十三条の二 組合が吸収合併(組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この章において同じ。)をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併後存続する組合(以下この章において「吸収合併存続組合」という。)及び吸収合併により消滅する組合(以下この章において「吸収合併消滅組合」という。)の名称及び住所
- 二 吸収合併存続組合の地区及び出資一口の金額(吸収合併存続組合が企業組合である場合にあつては、出資一口の金額)
- 三 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
- 五 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下この章において「効力発生日」という。)

六 その他主務省令で定める事項

(新設合併)

第六十三条の三 二以上の組合が新設合併(二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下この章において同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併により消滅する組合(以下この章において「新設合併消滅組合」という。)の名称及び住所
- 二 新設合併により設立する組合(以下この章において「新設合併設立組合」という。)の事業、名称、地区、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額(新設合併設立組合が企業組合である場合にあつては、事業、名称、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額)
- 三 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
- 五 その他主務省令で定める事項

(吸収合併消滅組合の手続)

第六十三条の四 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 第三項の総会の会日の二週間前の日
 - 二 第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 吸収合併消滅組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。
- 4 吸収合併消滅組合については、第五十六条の二の規定を準用する。

- 5 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。
- 6 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
- 7 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第六十五条の規定を適用する。

（吸収合併存続組合の手続）

第六十三条の五 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の会日の二週間前の日
 - 二 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日
 - 三 第六項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 - 3 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。
 - 4 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に

対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

- 5 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二十日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
- 6 吸収合併存続組合については、第五十六条の二の規定を準用する。
- 7 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 8 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 9 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求（新設合併消滅組合の手続）

第六十三条の六 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 第三項の総会の会日の二週間前の日
 - 二 第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求

- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅組合は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4 新設合併消滅組合については、第五十六条の二の規定を準用する。

第六十四条に見出しとして「（新設合併設立組合の手続等）」を付し、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第四節（第三十条を除く。）の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。

第六十四条に次の三項を加える。

6 新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した新設合併消滅組合の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7 新設合併設立組合は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

（合併の効果）

第六十五条 吸収合併存続組合は、効力発生日又は次条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。次項

において同じ。)を承継する。

2 新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務を承継する。

(合併の認可)

第六十六条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

(合併の無効の訴え)

第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六条(合併の無効の訴え)の規定(信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条(非訟)の規定を準用する。

第六十八条第二項中「第六十九条」を「第六十九条第一項」に、「商法第四百七十七条第二項」を「会社法第四百七十八条第二項」に改める。

第六十九条を次のように改める。

(会社法の準用等)

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条(株式会社の清算)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条(非訟)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条(検査をすべき者の選任の裁判)の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで、第四十条第一項から第三項まで、第四十七条

第二項から第四項まで並びに第四十八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第四百四十七条第二項、第四百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第四百五十一条を除き、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の清算人については、同法第三百五十三条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、第四十条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分之一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十七条第三項中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改める。

第七十九条第一項中「附された」を「付された」に、「附して」を「付して」に改める。

第八十二条第二項を次のように改める。

- 2 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、前項の規定は、適用しない。

第八十二条に次の二項を加える。

- 3 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 4 創立総会の決議については、第二十七条第二項から第五項まで及び第七十七条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第四百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第八十二条の四中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、

同条第九号を次のように改める。

九 公告方法

第八十二条の八の見出しを「（準用規定）」に改め、同条中「会長、」を「中央会については、第十条の二、第三十四条の二及び第四十条第四項の規定を、会長、」に、「第三十五条の二並びに」を「第三十五条の二、第三十五条の三、」に、「商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）及び第二百五十四条ノ三（取締役の義務）」を「第三十六条の三第一項」に改め、「、第三十九条及び第四十条」を削り、「委任）の規定を」の下に「、理事については、第四十条第一項から第三項までの規定を」を加える。

第八十二条の十第二項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第四項を次のように改める。

- 4 総会については、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第五十三条の二並びに第五十三条の三の規定を、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、及び第四十八条中「理事」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

第八十二条の十八の見出しを「（民法の準用等）」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十七条、第三十八条並びに第三十八条ノ三」を「及び第三十七条から第四十条まで」に改め、「清算人については」の下に「、第三十五条の三、第三十六条の三第一項」を加え、「第四十条」を「第四十条第一項から第三項まで」に、「、民法第四十四条第一項」を「並びに民法第四十四条第一項」に改め、「並びに商法第二百五十四条第三項（会社と取締役との関係）及び第二百五十四条ノ三（取締役の義務）」を削り、「民法第七十五条」を「同法第七十五条」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央会の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 3 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第八十四条を削る。

第八十三条の見出しを「（組合等の設立の登記）」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十九条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。

第八十三条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の登記においては、次に掲げる事項（企業組合の設立の登記にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を登記しなければならない。

第八十三条第二項第四号中「事務所」の下に「の所在場所」を加え、同項第六号中「存立時期」を「存続期間」に改め、同項第八号及び第九号を次のように改める。

八 公告方法

九 第三十三条第四項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第三十三条第五項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
第八十三条第三項を次のように改める。

3 中央会の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可があつた日から二週間以内にしなければならない。

第八十三条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

第八十三条第四項第三号中「事務所」の下に「の所在場所」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 公告方法

第八十三条第五項を削り、第四章中同条を第八十四条とし、同条の前に次の一節、節名及び款名を加える。

第一節 総則

（登記の効力）

第八十三条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 組合及び中央会の登記

第一款 主たる事務所の所在地における登記

第八十五条及び第八十六条を次のように改める。

（変更の登記）

第八十五条 組合又は中央会（以下この章において「組合等」という。）において前条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以

内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第八十六条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる組合等の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

- 一 組合 第八十四条第二項各号に掲げる事項
- 二 中央会 第八十四条第四項各号に掲げる事項

第八十六条の二を削る。

第八十七条から第九十二条までを次のように改める。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第八十七条 次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

- 一 組合 組合を代表する理事
- 二 中央会 会長

(参事の登記)

第八十八条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(吸収合併の登記)

第八十九条 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併により消滅する組合については解散の登記をし、吸収合併後存続する組合については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第九十条 二以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併により消滅する組合については解散の登記をし、新設合併により設立する組合については設立の登記をしなければならない。

- 一 第六十三条の六第三項の総会の決議の日
- 二 第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併により消滅する組合が合意により定めた日
- 四 第六十六条第一項の認可を受けた日

(解散の登記)

第九十一条 第六十二条第一項第一号若しくは第四号又は第八十二条の十三第一項第一号の規定により組合等が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第九十二条 清算が終了したときは、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

- 一 組合 第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日
- 二 中央会 第八十二条の十七の承認の日

第九十二条の次に次の款名を付する。

第二款 従たる事務所の所在地における登記

第九十三条から第九十五条までを次のように改める。

(従たる事務所の所在地における登記)

第九十三条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
- 二 新設合併により設立する組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第九十条に規定する日から三週間以内
- 三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在場所
- 三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第九十四条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在

地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）
においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務
所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば
足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第九十五条 第八十九条、第九十条及び第九十二条に規定する場合には、これらの規
定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規
定に規定する登記をしなければならない。ただし、第八十九条に規定する変更の登
記は、第九十三条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものと
する。

第九十五条の次に次の節名を付する。

第三節 登記の囑託

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合につ
いては、会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準
用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した
場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）の
規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 組合の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに
係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項
（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技
術的読替えは、政令で定める。

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、
会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項
の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 行政庁は、第百六条第四項の規定により組合等の解散を命じたときは、遅滞な
く、解散の登記を囑託しなければならない。

第九十六条の次に次の節名を付する。

第四節 登記の手續等

第九十七条から第百二条までを次のように改める。

（管轄登記所及び登記簿）

第九十七条 組合等の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しく
は地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登

記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十八条 組合等の設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 組合 定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面

二 中央会 定款及び代表権を有する者の資格を証する書面

(変更の登記の申請)

第九十九条 組合等の事務所の新設若しくは移転又は第八十四条第二項各号若しくは第四項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項各号若しくは第四項各号に掲げる事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第一百条 第九十一条の規定による組合等の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第一百一条 組合等の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の規定又は第八十二条の十七の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(吸収合併による変更の登記の申請)

第一百二条 組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、第八十四条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、第六十三条の四第四項及び第六十三条の五第六項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（第六十三条の四第四項及び第六十三条の五第六項において準用する第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法

による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに吸収合併により消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

第百二条の次に次の一条を加える。

(新設合併による設立の登記の申請)

第百二条の二 組合の新設合併による設立の登記の申請書には、第九十八条第二項第一号に定める書面のほか、第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告(第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに新設合併により消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

第百三条を次のように改める。

(商業登記法の準用)

第百三条 組合等の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで(登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項(株式会社の登記)並びに第百三十二条から第百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を、組合の登記については、同法第二十四条(第十五号に係る部分に限る。)(申請の却下)、第四十五条(会社の支配人の登記)、第七十九条、第八十二条及び第八十三条(合併の登記)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規

定により清算株式会社の代表清算人となつたもの)」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

第一百七条中「こえる」を「超える」に、「第百八条」を「次条」に改める。

第百十一条第一項第一号中「こえない」を「超えない」に改める。

第百十三条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百十四条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削る。

第百十四条の二中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百十四条の四を第百十四条の七とし、第百十四条の三を第百十四条の六とし、第百十四条の二の次に次の三条を加える。

第百十四条の三 第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十四条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十四条 同条の罰金刑（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑）

二 前条 同条の罰金刑

第百十四条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百十五条及び第百十五条の二を次のように改める。

第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第九条の二第三項（第九条の九第四項において準用する場合を含む。）又は第九条の七の二第二項の規定に違反したとき。

四 第九条の八第三項（第九条の九第六項において準用する場合を含む。）の規定

に違反して、預金又は定期積金の受入れをしたとき。

五 第九条の八第四項（第九条の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

六 第九条の九第二項又は第三項の規定に違反したとき。

七 第十条の二若しくは第三十四条の二（これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第五十七条の二の二第四項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八 第十四条又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第十九条第二項（第八十条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条の三第一項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一 第三十一条、第三十五条の二（第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十二条第二項又は第八十二条の十三第二項の規定に違反したとき。

十二 第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十三 第三十五条第六項（第八十二条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項（第八十二条の十第四

項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十五 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十六 第三十七条第一項(第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)又は第二項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十七 第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十八 第四十六条又は第八十二条の十第一項の規定に違反したとき。

十九 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第四項において準用する第五十六条第一項の規定若しくは第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第五項の規定に違反して責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡、責任共済等の事業に係る財産の移転若しくは組合の合併をしたとき。

二十 第五十六条の二第二項(第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二十一 第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。

二十二 第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二十三 清算の結了を遅延させる目的で、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十四 第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十五 第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定又は第八十二条の十六の規定に違反して、組合又は中央会の財産を分配したとき。

二十六 第五十五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十七 第五十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十五条の二 第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三百九十七条 中小企業等協同組合 (以下この条において「組合」という。) の役員又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業等協同組合法 (以下「旧協同組合法」という。) 第五十六条第一項の決議をするための総会 (総代会を設けているときは、総代会。以下この条において同じ。) の招集の手続が開始された場合における出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法 (以下「新協同組合法」という。) の定めるところによる。

3 施行日前に旧協同組合法第五十七条の二の二第一項又は第二項の決議をするための総会の招集の手続が開始された場合における同条第一項又は第二項に規定する責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約を移転する契約については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧協同組合法第五十七条の三第二項の決議をするための総会の招集の手続が開始された場合における同項に規定する営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けについては、なお従前の例による。

5 施行日前に生じた旧協同組合法第六十二条第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合又は施行日前に同条第三項の規定により組合が解散した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新協同組合法の定めるところによる。

6 施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新協同組合法の定めるところによる。

7 施行日前に生じた旧協同組合法第八十二条の十三第一項各号に掲げる事由により中小企業団体中央会が解散した場合における中小企業団体中央会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新協同組合法の定めるところによる。

8 施行日前に提起された、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴え、旧協同組合法第五十七条の二の二第一項に規定する責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡の無効の訴え、旧協同組合法第五十七条の二の二第三項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転の無効の訴え、旧協同組合法第五十七条の三第一項若しくは第二項に規定する事業の全部の譲渡若しくは譲受けの無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

9 施行日前に組合員が旧協同組合法第四十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧協同組合法第六十九条において準用する旧商法第二百六十七条

第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

- 10 施行日前に提起された組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新協同組合法の定めるところによる。
- 11 施行日前に申立て又は裁判があった旧協同組合法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。
- 12 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。
- 13 新協同組合法において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 14 施行日前にした旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定による処分、手續その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新協同組合法において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 15 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手續については、なお従前の例による。
- 16 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 17 施行日前に組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。
- 18 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。
- 19 この法律の施行の際現に存する旧協同組合法第百三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新協同組合法第百三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 20 第二項又は第六項の規定によりなお従前の例によることとされる組合の出資一口の金額の減少又は合併に関する登記を申請する場合における登記に関する手續については、なお従前の例による。
- 21 第十三項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による中小企業等協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手續について必要な経過措置は、法務省令で定める。
- 22 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める。

(工業標準化法の一部改正)

第三百九十八条 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第三十五条の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

(貿易保険法の一部改正)

第三百九十九条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第六項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

第二十五条中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

(電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律の一部改正)

第四百条 電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十三条第四項及び第五項又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第十六条第二項及び第三項(同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」を「会社法(平成十七年法律第 号)第四百四十条第一項又は第二項」に改め、同条第三項中「商法第二百八十三条第七項前段又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第五項前段(同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により当該各項に規定する」を「会社法第四百四十条第三項の規定による」に、「当該各項の」を「同項の」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第四百一条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条」を「第六十八条の三」に、「第六節 合併(第百三十九条第百五十四条)」を

「第六節 合併

第一款 総則(第百三十九条)

第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併(第百四十条・第百四十一条)

第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併（第四百二十二条・第四百十三条）

第四款 会員商品取引所の合併の手續（第四百四十四条 第四百四十四条の四）

第五款 株式会社商品取引所の合併の手續

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手續（第四百四十四条の五 第四百四十四条の十一）

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手續（第四百四十四条の十二 第四百四十四条の十七）

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手續（第四百四十四条の十八・第四百四十四条の十九）

第六款 合併の効力の発生等（第四百五十五条 第四百五十四条）

に、「合併、分割及び営業の譲渡」を「合併、分割及び事業の譲渡」に改める。

第十一条第一項中「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条第二項第十六号を次のように改める。

十六 公告方法（会員商品取引所が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

第十一条第四項中「存立期間」を「存続期間」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第十一条に次の五項を加える。

6 会員商品取引所は、公告方法として、当該会員商品取引所の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第九号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

7 会員商品取引所が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

8 会員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

9 会員商品取引所が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「商品取引所法第十一条第八項の規定にかかわらず、同項」と、同法第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品取引所法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第十二条を次のように改める。

(加入の申込み)

第十二条 発起人は、会員商品取引所の設立に際して、あらかじめ、その会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 定款に記載し、又は記録した事項

二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所

三 出資の払込みの方法、期限及び場所

四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。

2 理事長は、会員商品取引所の成立後にその会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 成立の年月日

二 定款に記載し、又は記録した事項

三 役員 の氏名及び住所

四 出資の払込みの方法、期限及び場所

3 会員商品取引所の会員になろうとする者(発起人を含む。)は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載した書面を発起人(成立後にあつては、理事長。次項において同じ。)に交付しなければならない。

4 会員商品取引所の会員になろうとする者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該会員になろうとする者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第十三条第一項中「前条第二項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八項において準用する第五十九条第八項本文及び第十項の規定は、適用しない。

第十三条に次の二項を加える。

7 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第十五条第二項第一号又中「商法第二百五十四条ノ二第三号」を「会社法第三百三十一条第一項第三号」に改め、同条第三項及び第十項中「存立期間」を「存続期間」に改める。

第十八条を次のように改める。

（会社法の準用）

第十八条 会社法第五十三条から第五十六条までの規定は、会員商品取引所の発起人について準用する。

2 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号

に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、會員商品取引所の設立の無効の訴えについて準用する。

第二十条第二項第三号中「事務所」の下に「の所在場所」を加え、同項第四号中「存立の期間」を「存続期間」に改め、同項第八号及び第九号を次のように改める。

八 公告方法

九 第十一条第六項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

第二十四条の見出しを「(職務執行停止の仮処分等の登記)」に改め、同条中「仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつた」を「仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた」に改める。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

(設立の無効の登記の手續)

第二十八条 会社法第九百三十七條第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、會員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「會員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三條の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七條まで、第四十七條第一項、第四十八條から第五十三條まで及び第百三十二條から第百四十八條までの規定は、會員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「商品取引所法第二十条第二項各号」と、同法第五十三條中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において商品取引所法第二十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとする。

第三十三條第三項中「(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第四十四條第二項を次のように改める。

2 前項ただし書の予告は、同項の会員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。

第四十四条に次の一項を加える。

3 会員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

第五十条の次に次の一条を加える。

(会員商品取引所と役員との関係)

第五十条の二 会員商品取引所と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第五十七条第一項及び第二項中「理事長」を「会員商品取引所」に、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第四項中「事業時間内」を「当該会員商品取引所の事業時間内は、」に改め、「、理事長に対し」を削り、同項ただし書中「第四号の」を「第四号に掲げる」に、「会員商品取引所の定める」を「当該会員商品取引所の定めた」に改め、同項第一号及び第二号中「及び」を「又は」に、「書類」を「書面」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に、「書類」を「書面」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削り、「情報の内容」を「事項」に改め、同項第四号中「情報を」を「事項を」に改め、「こと」の下に「の請求」を加え、「情報の内容」を「事項」に改め、同条第五項中「理事長」を「会員商品取引所」に改める。

第五十八条を次のように改める。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五条並びに会社法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条の次に次の二条を加える。

(延期又は続行の決議)

第六十二条の二 会員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第五十九条第八項本文の規定は、適用しない。

(議事録)

第六十二条の三 会員総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第六十三条を次のように改める。

(会社法の準用)

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第六十六条から第六十八条までを次のように改める。

(決算関係書類等の作成)

第六十六条 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類等」という。)を作成しなければならない。

2 決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(決算関係書類等の提出等)

第六十七条 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、決算関係書類等(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を監事に提出し、又は提供しなければならない。

(決算関係書類等の承認及び報告)

第六十八条 決算関係書類等(財産目録及び業務報告書を除く。)は、通常会員総会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会に報告しなければならない。

第二章第二節第四款中第六十八条の次に次の二条を加える。

(決算関係書類等の備置き及び閲覧等)

第六十八条の二 会員商品取引所は、決算関係書類等を、通常会員総会の会日の二週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員商品取引所は、決算関係書類等の写しを、通常会員総会の会日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第

三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

3 会員及び会員商品取引所の債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(貸借対照表の公告)

第六十八条の三 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、通常会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

第六十九条第一号中「存立期間」を「存続期間」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(残余財産の分配)

第七十一条の二 残余財産は、会員の出資口数に応じて分配しなければならない。

第七十三条中「商法第四百二十七条第一項の承認があつた後」を「会社法第五百七条第三項の承認の日から」に改める。

第七十五条中「清算人が」を削り、「商法第四百二十七条第一項の承認を得た」を「会社法第五百七条第三項の承認があつた」に改める。

第七十六条第二項第一号中「存立期間」を「存続期間」に改める。

第七十七条を次のように改める。

(会社法等の準用等)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算

について準用する。この場合において、会社法第四百九十二条第一項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百六十一条、第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条及び第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5 商業登記法第七十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

第七十九条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第八十条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項に次の一号を加える。

九 次に掲げる機関を置くものであること。

イ 取締役会

ロ 監査役会又は委員会

ハ 会計監査人

第八十条第三項中「存立期間」を「存続期間」に改める。

第八十一条第一項中「商法第百六十六条第一項各号」を「会社法第二十七条各号」に改め、同条第二項中「存立期間」を「存続期間」に改める。

第八十六条第一項中「商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改める。

第八十八条（見出しを含む。）中「資本」を「資本金」に改める。

第八十九条第二項を次のように改める。

2 会社法第三百四十六条第二項及び第三項、第三百五十一条第二項及び第三項並びに第四百一条第三項及び第四項（同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

第九十三条第一項中「取締役（商法特例法第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、執行役）」を「株式会社商品取引所」に、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第三項中「備えて置く」を「備え置く」に、「事業時間」を「会員商品取引所の事業時間」に、「営業時間」を「株式会社商品取引所の営業時間」に、「同項及び」を「同項ただし書中「会員商品取引所の定めた」とあるのは「株式会社商品取引所の定めた」と、」に、「理事長」を「会員商品取引所」に、「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」を「株式会社商品取引所」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の定款について会社法第三十一条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

第九十四条第一項第一号中「存立期間」を「存続期間」に改め、同項第二号中「営業」を「事業」に改める。

第二百二十二条の見出しを「（組織変更計画）」に改め、同条第一項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に、「により」を「によつて」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「組織変更計画書の要領、」を「組織変更計画の要領及び」に改め、「株式会社」の下に「（以下「組織変更後株式会社商品取引所」という。）」を加え、「及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員商品取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社商品取引所の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場

合 組織変更後株式会社商品取引所の監査役の氏名

五 組織変更をする会員商品取引所の会員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社商品取引所の株式の数（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする会員商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社商品取引所が組織変更の際して組織変更をする会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

第二百二十二条第五項及び第六項を削る。

第二百二十三条から第三百一条までを次のように改める。

（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百二十三条 組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の効力が生ずる日の前日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組織変更をする会員商品取引所の会員及び債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更をする会員商品取引所の定められた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組織変更をする会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（債権者の異議）

第二百二十四条 組織変更をする会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする会員商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする会員商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、第十一条第六項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）

第二百五条 組織変更後株式会社商品取引所は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第二百二十三条第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変更後株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組織変更後株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当

な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会員への株式の割当て)

第二百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社商品取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(資本金として計上すべき額)

第二百二十七条 組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額については、主務省令で定める。

(資本準備金として計上すべき額等)

第二百二十八条 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(組織変更における株式の発行)

第二百二十九条 会員商品取引所は、第二百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する株式（以下この節において「組織変更時発行株式」という。）の数（種類株式発行会社にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この節において同じ。）

二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(組織変更時発行株式の申込み等)

第二百三十条 会員商品取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

- 2 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員商品取引所に交付しなければならない。
 - 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数
- 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員商品取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 4 会員商品取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 5 会員商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員商品取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（組織変更時発行株式の割当て）

第一百三十一条 会員商品取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員商品取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

- 2 会員商品取引所は、第二百九条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

第一百三十一条の次に次の五条を加える。

（組織変更時発行株式の引受け）

第一百三十一条の二 申込者は、会員商品取引所の割り当てた組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

（出資の履行）

第一百三十一条の三 組織変更時発行株式の引受人（第二百九条第三号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、会員商品取引所が定めた銀行等（会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

- 2 組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第二百九条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当す

る現物出資財産を給付しなければならない。

- 3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この節において「出資の履行」という。）をする債務と会員商品取引所に対する債権とを相殺することができない。
- 4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社商品取引所に対抗することができない。
- 5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

（株主となる時期）

第三百十一条の四 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第三百十一条の五 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

- 2 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）

第三百十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二百九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号及び第三号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「商品取引所法第三百十一条の四」と、同法第八百七十条第七号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百九条第三号」と読み替えるものとするほ

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十二条第二項中「組織変更後の株式会社商品取引所」を「組織変更後株式会社商品取引所」に改め、同条第三項中「組織変更計画書、組織変更後の株式会社商品取引所」を「組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社商品取引所」に、「書類」を「書面」に改める。

第百三十三条第一項第一号中「組織変更後の株式会社商品取引所の資本」を「組織変更後株式会社商品取引所の資本金」に改め、同項第二号から第四号まで及び同条第二項第一号中「組織変更後の株式会社商品取引所」を「組織変更後株式会社商品取引所」に改め、同項第二号中「書類」を「書面」に改め、同条第五項中「組織変更前の」を「組織変更をする」に、「組織変更後の株式会社商品取引所」を「組織変更後株式会社商品取引所」に、「第百四十九条第三項及び第五項」を「第百四十九条第二項及び第四項」に改める。

第百三十四条から第百三十七条までを次のように改める。

(登記)

第百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、組織変更の効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更をする会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四 組織変更後株式会社商品取引所の取締役（組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

七 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

八 第二百二十四条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公

告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 第二百二十九条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第三百十一条の三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

八 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 第三百十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 第三百十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 第三百十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

3 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の会員商品取引所の組織変更の登記について準用する。

(組織変更の効力の発生等)

第三百三十五条 組織変更をする会員商品取引所は、効力発生日又は第三百三十二条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社商品取引所となる。

2 組織変更をする会員商品取引所は、組織変更の効力が生じた日に、第二百二十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする会員商品取引所の会員は、組織変更の効力が生じた日に、第二百二十二条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第二百二十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第三百三十六条 削除

(組織変更の無効の訴え)

第三百三十七条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二

項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「各会社の本店」とあるのは、「株式会社商品取引所の本店及び支店並びに会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第二章第六節中第百三十九条の前に次の款名を付する。

第一款 総則

第百三十九条の見出しを削り、同条第一項中「合併する」を「合併をする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、合併をする商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

第百三十九条第二項中「前項の場合において、合併後存続する者又は合併により設立される者」を「会員商品取引所が吸収合併（商品取引所が他の商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する商品取引所（以下この節において「吸収合併存続商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「新設合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する商品取引所（以下この節において「新設合併設立商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続商品取引所又は新設合併設立商品取引所に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の款名を付する。

第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併

第百四十条及び第百四十一条を次のように改める。

（会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約）

第百四十条 会員商品取引所と会員商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 会員商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続会員商品取引所」という。）及び会員商品取引所である吸収合併消滅商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所
- 二 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）
- 三 前二号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項
（会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約）

第四百十一条 会員商品取引所と会員商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 会員商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所
- 二 会員商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立会員商品取引所」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員商品取引所の定款で定める事項
- 四 新設合併設立会員商品取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名
- 五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

第四百十一条の次に次の款名を付する。

第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併

第四百十二条及び第四百十三条を次のように改める。

（会員商品取引所と株式会社商品取引所との吸収合併契約）

第四百十二条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式会社商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所
- 二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項
 - イ 当該株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対する同号の株式等の割当てに関する事項
- 四 効力発生日
- 五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（会員商品取引所と株式会社商品取引所との新設合併契約）

第四百十三条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅会員商品取引所の名称及び住所並びに株式会社商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅株式会社商品取引

所」という。)の商号及び住所

二 株式会社商品取引所である新設合併設立商品取引所(以下この節において「新設合併設立株式会社商品取引所」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社商品取引所の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社商品取引所が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名

六 新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主(新設合併消滅商品取引所を除く。)に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併消滅株式会社商品取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

- 九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項
- 2 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
 - 二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。
- 第四百三十三条の次に次の款名を付する。

第四款 会員商品取引所の合併の手續

第四百四十四条を次のように改める。

（吸収合併消滅会員商品取引所の手續）

第四百四十四条 吸収合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員總會の日の十日前の日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 吸収合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 3 吸収合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 4 吸収合併消滅会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
- 5 第二百二十四条の規定は、吸収合併消滅会員商品取引所について準用する。
- 6 吸収合併消滅会員商品取引所は、吸収合併存続商品取引所との合意により、効力発生日を変更することができる。
- 7 前項の場合には、吸収合併消滅会員商品取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
- 8 第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

第百四十四条の次に次の三条、一款及び款名を加える。

（吸収合併存続会員商品取引所の手続）

第百四十四条の二 吸収合併存続会員商品取引所は、次項の会員総会の日の十日前の日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 吸収合併存続会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
- 3 第二百二十四条の規定は、吸収合併存続会員商品取引所について準用する。
- 4 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 5 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 6 吸収合併存続会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 第一項又は前項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令

で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 7 吸収合併存続会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併消滅会員商品取引所の手続)

第百四十四条の三 新設合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日から新設合併設立商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 新設合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求

- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 3 新設合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 4 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

- 5 第百二十四条の規定は、新設合併消滅会員商品取引所について準用する。

(新設合併設立会員商品取引所の手続)

第百四十四条の四 第二節第一款(第七条、第八条、第十一条第二項、第四項及び第五項前段、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで並びに第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立については、適用しない。

- 2 新設合併設立会員商品取引所の定款は、新設合併消滅会員商品取引所が作成する。

- 3 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立会員商品取引所が承継した新設合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 4 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁

的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

5 新設合併設立会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

6 新設合併設立会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第五款 株式会社商品取引所の合併の手續

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手續

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十四条の五 吸収合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における当該吸収合併存続株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について株主総会(種類株主総会を含む。)の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日を二週間前の日

二 第四百四十四条の八第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第四百四十四条の十第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したも

のの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(吸収合併契約の承認等)

第四百四十四条の六 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の債務の額として主務省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産の額として主務省令で定める額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合

二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

3 承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産に吸収合併存続株式会社商品取引所の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

4 吸収合併存続株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、吸収合併は、第四百二十二条第二号イの種類の株式(譲渡制限株式であつて、会社法第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

6 前項の規定は、第四項の種類株主総会について準用する。

(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)

第百四十四条の七 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分之一(これを下回る割合を吸収合併存続株式会社商品取引所の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社(会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下この節において同じ。)でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸収合併存続株式会社商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額(会社法第百四十一条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。)を乗じて得た額

ロ 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

2 前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株式(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の株主総会について準用する。

(株主に対する通知)

第百四十四条の八 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所(第百四十四条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。)を通知しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社である場合

二 吸収合併存続株式会社商品取引所が第百四十四条の六第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合

3 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的

読替えは、政令で定める。

(株式買取請求)

第百四十四条の九 吸収合併をする場合には、反対株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 吸収合併をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第百四十四条の十 吸収合併存続株式会社商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者(社債管理者(会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。))がある場合にあっては、当該社債管理者を含む。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社商品取引所の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするとき、前項の規定による各別

の催告は、することを要しない。

- 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べるができる期間を伸長することができる。
- 8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べるができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 9 会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条（第十一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。
（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百四十四条の十一 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 3 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したも

のの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十四条の十二 新設合併消滅株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の株主総会の日

二 新設合併契約について種類株主総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該種類株主総会の日

三 第百四十四条の十四第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

四 第百四十四条の十七において準用する第百四十四条の十第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 新設合併消滅株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併契約の承認)

第百四十四条の十三 新設合併消滅株式会社商品取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる

株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

- 3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社商品取引所が公開会社である場合において、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。
- 4 新設合併消滅株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。
- 5 前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

（株主等に対する通知）

第四百四十四条の十四 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者（会社法第四百九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。）並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者（同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。）に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅商品取引所及び新設合併設立株式会社商品取引所の名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。
- 3 会社法第九百四十条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求）

第四百四十四条の十五 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。）に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第四百四十四条の十六 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用規定）

第四百四十四条の十七 第四百四十四条の十の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続

（株式会社商品取引所の設立の特則）

第四百四十四条の十八 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十九条及び第四十七条から第四十九条までを除く。）の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併設立株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。）の設立については、適用しない。

2 新設合併設立株式会社商品取引所の定款は、新設合併消滅商品取引所が作成する。

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第四百四十四条の十九 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日後遅滞な

く、新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が承継した新設合併消滅商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 3 新設合併設立株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 新設合併設立株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第六款 合併の効力の発生等

第四百四十五条第二項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同条第三項中「合併契約書」を「合併契約の内容を記載した書面」に、「書類」を「書面」に改める。

第四百四十六条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同条第三項中「存立期間」を「存続期間」に改める。

第四百四十七条を次のように改める。

(吸収合併の登記)

第四百四十七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

- 2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号

に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第百四十七条の次に次の一条を加える。

(新設合併の登記)

第百四十七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

- 一 第百四十四条の三第四項の会員総会の決議の日
- 二 第百四十四条の三第五項において準用する第二百二十四条の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅商品取引所が合意により定めた日
- 四 第百四十五条第一項の認可を受けた日

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

- 一 第百四十四条の十三第一項の株主総会の決議の日
- 二 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日
- 三 第百四十四条の十四第一項の規定による通知又は同条第二項の公告をした日から二十日を経過した日
- 四 第百四十四条の十七において準用する第百四十四条の十の手続が終了した日
- 五 前項各号に掲げる日

第百四十八条の前に見出しとして「(合併の効力の発生等)」を付し、同条を次のように改める。

第百四十八条 吸収合併存続商品取引所は、効力発生日又は第百四十五条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅商品取引所の権利義務(当該商品取引所がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。第三項において同じ。)を承継する。

- 2 吸収合併消滅商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 3 新設合併設立商品取引所は、その成立の日に、新設合併消滅商品取引所の権利義務を承継する。

4 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所若しくは新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日、当該各号に定める事項についての定めに従い、次の各号に掲げる規定の株式の株主となる。

一 第四百二十二条第二号イ 同条第三号に掲げる事項

二 第四百二十三条第一項第六号 同項第七号に掲げる事項

5 新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権は、新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日、消滅する。

第四百九条の見出しを削り、同条第二項を削り、同条第三項中「合併により消滅した商品取引所」を「吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「合併により消滅した商品取引所」を「吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所」に改め、同項を同条第四項とする。

第四百五十条から第四百五十三条までを次のように改める。

(一に満たない端数の処理等)

第四百五十条 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四百二十二条の吸収合併及び第四百二十三条第一項の新設合併について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(株券等の提出)

第四百五十一条 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十条第一項（前項において準用する同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第百五十二条 商業登記法第七十九条、第八十条（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十一条（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十二条及び第八十三条の規定は、第百三十九条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十二条第二項から第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商業登記法第七十九条、第八十条（第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第百三十九条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「本店又は事務所」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え）

第百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第百三十九条第一項の合併の無効の訴

えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店並びに各会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第百五十四条の見出し中「政令」を「政令等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第百五十五条第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第四号並びに第五項から第七項までの規定中「存立期間」を「存続期間」に改める。

第百六十一条中「役員」の下に「（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）」を加える。

第百六十二条の見出しを「（登記の期間）」に改め、同条中「であつて、」を「のうち」に改め、「もの」の下に「の登記の期間について」を加え、「が到達した時から登記の期間を」を「の到達した日から」に改める。

第百六十三条を次のように改める。

第百六十三条 削除

第百六十八条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第百七十六条中「役員」の下に「（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）」を加える。

第百八十一条第一項中「、整理手続」を削る。

第百九十五条第一項第三号中「、更生手続開始又は整理開始」を「又は更生手続開始」に改める。

第百九十六条第二項中「商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改める。

第二百十条中「信託会社又は信託業務を営む金融機関」を「信託会社等」に改める。

第二百二十四条中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第四章第三節の節名を次のように改める。

第三節 合併、分割及び事業の譲渡

第二百二十八条の見出し並びに同条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第二

百三十条中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改める。

第二百九十一条を次のように改める。

(清算人の就任及び選任)

第二百九十一条 委託者保護会員制法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事長及び理事は、その清算人となる。ただし、定款に別段の定めがある場合又は総会において他の者を選任した場合は、この限りでない。

第三百三条第一項第三号中「、整理開始」を削る。

第三百五十六条第三号中「第二百二十九条第一項」を「第二百二十九条」に、「の募集に当たり、株式申込証の用紙」を「を引き受ける者の募集をするに当たり」に、「株式の募集の広告その他株式の」を「当該募集の広告その他の当該」に、「不実の」を「虚偽の」に、「これらの書類」を「当該文書」に改め、同条第四号中「第二百二十九条第一項」を「第二百二十九条」に改める。

第三百五十七条第二号を削り、同条第三号中「第二百二十九条第一項」を「第二百二十九条」に、「同項第四号」を「同条第三号」に、「不実の申立て」を「虚偽の申述」に改め、「役員」の下に「(仮理事及び仮監事を含む。)」を加え、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百五十九条第一項中「役員(」の下に「会計参与が法人である場合にあつてはその職務を行う社員とし、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三百五十九条の二 前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第三百六十五条ただし書中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第三百七十条の次に次の一条を加える。

第三百七十条の二 第十一条第九項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百七十一条第一項第五号中「第四号から第六号まで」を「第三号から第五号まで」に改める。

第三百七十二条第一号中「商法第二百二十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項」を「会社法第四百八十四条第一項」に、「違反して」を「違反して、」に改め、同条第二号中「商法第四百二十一条第一項」を「会社法第四百九十九条第一項」に改め、同条第三号中「商法第四百二十三条の規定に違反したとき」を「会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務を弁済したとき」に改め、同条第四号を次の

ように改める。

四 第三十条第一項又は第四項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

第三百七十二条第五号及び第六号を削り、同条第七号を同条第五号とする。

第三百七十二条の次に次の一条を加える。

第三百七十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十一条第九項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三百七十四条第四号を削り、同条第三号中「、第九十三条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第三項、第四百二十二条第三項及び第四百三十三条第三項」を「及び第九十三条第三項」に、「又は第六十八条若しくは第七十七条第二項において準用する商法第二百八十二条第二項」を「、第二百二十三条第三項、第二百五条第三項、第四百四十四条第三項、第四百四十四条の二第七項、第四百四十四条の三第三項、第四百四十四条の四第六項、第四百四十四条の五第三項、第四百四十四条の十一第四項、第四百四十四条の十二第三項又は第四百四十四条の十九第四項」に、「書類」を「書面」に、「情報の内容」を「事項」に、「情報を」を「事項を」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「若しくは第六十六条」を「、第六十七条若しくは第六十八条の二第一項若しくは第二項」に、「第四百二十二条第一項、第四百三十三条第一項」を「第四百四十四条第一項、第四百四十四条の二第一項若しくは第五項、第四百四十四条の三第一項、第四百四十四条の四第四項、第四百四十四条の五第一項、第四百四十四条の十一第二項、第四百四十四条の十二第一項、第四百四十四条の十九第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

第三百七十四条第五号中「商法第三百三十一条」を「会社法第五百二条」に、「違反して」を「違反して、」に改め、同条第九号中「第二百二十二条」を「第二百二十二条第一項」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 第二百二十四条第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第四百四十四条第五項、第四百四十四条の二第三項及び第四百四十四条の三第五項において準用する場合を含む。）又は第四百四十四条の十第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第四百四十四条の十七において準用する場合を含む。）に違反して、商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

第三百七十四条第十一号中「において準用する商法の規定に定める」を「の規定に

よる公告又はこの法律において準用する会社法の規定による」に改め、同条第十二号中「に定める」を「の規定による」に改め、「又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記」を削り、同条第十三号中「商法」を「会社法」に改め、同条第十四号中「不実の申立てをし」を「、虚偽の申述を行い」に改め、同条第十五号中「不実の」を「虚偽の」に改める。

(商品取引所法の一部改正に伴う経過措置)

第四百二条 施行日前に前条の規定による改正前の商品取引所法(以下この条において「旧商品取引所法」という。)第十一条の規定により作成された定款に係る会員商品取引所の設立については、なお従前の例による。ただし、設立の登記の登記事項については、前条の規定による改正後の商品取引所法(以下この条において「新商品取引所法」という。)の定めるところによる。

2 新商品取引所法第十五条第二項第一号又の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定(第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

3 施行日前に生じた旧商品取引所法第六十九条各号に掲げる事由により会員商品取引所が解散した場合における会員商品取引所の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新商品取引所法の定めるところによる。

4 施行日前に組織変更計画書又は合併契約書が作成された組織変更又は合併については、なお従前の例による。ただし、組織変更又は合併に関する登記の登記事項については、新商品取引所法及び会社法の定めるところによる。

5 この法律の施行の際現に係属している清算参加者(旧商品取引所法第二条第十四項に規定する清算参加者をいう。)の整理に関する事件に係る整理手続については、新商品取引所法第百八十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前に整理開始の申立てがあった場合における商品取引員(旧商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。)の主務大臣への届出又は委託者保護基金への通知については、新商品取引所法第百九十五条第一項第三号及び第三百三条第一項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前に提起された、会員商品取引所の設立の無効の訴え、組織変更の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

8 施行日前に会員が旧商品取引所法第十八条において準用する旧商法第百九十六条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え、旧商品取引所法第五十八条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧商品取引所法第七十七条第二

- 項において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 9 施行日前に提起された会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における会員商品取引所の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新商品取引所法の定めるところによる。
- 10 施行日前に申立て又は裁判があった旧商品取引所法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。
- 11 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。
- 12 新商品取引所法において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧商品取引所法において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 13 施行日前にした旧商品取引所法において準用する旧商業登記法の規定による処分、手續その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新商品取引所法において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 14 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手續については、なお従前の例による。
- 15 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 16 この法律の施行の際現に存する旧商品取引所法第二十九条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新商品取引所法第二十九条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 17 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる会員商品取引所の設立の登記を申請する場合における登記に関する手續については、なお従前の例による。
- 18 第四項の規定によりなお従前の例によることとされる会員商品取引所の組織変更又は合併に関する登記を申請する場合における登記に関する手續については、なお従前の例による。
- 19 第十二項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による商品取引所法の一部改正に伴う登記に関する手續について必要な経過措置は、法務省令で定める。
- 20 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替は、農林水産省令・経済産業省令で定める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第四百三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号、第一号の二及び第五号から第七号までの規定中「資本」を

「資本金」に改め、同条第三項第一号中「、整理開始」を削る。

(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四百四条 施行日前にその取引の相手方である事業者について整理開始の申立てがあった場合における特定中小企業者の認定については、前条の規定による改正後の中小企業信用保険法第二条第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(輸出入取引法の一部改正)

第四百五条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第五十一条」に改める。

第十五条第一項中「少くとも左に」を「少なくとも次に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「記載しなくても」を「記載し、又は記録しなくても」に改め、同項第五号の二中「払込」を「払込み」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 公告方法(輸出組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)

第十五条第二項中「前項の事項の外」を「前項各号に掲げる事項のほか」に、「存立時期」を「存続期間」に、「その時期」を「その期間」に、「目的たる」を「目的である」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条に次の五項を加える。

3 輸出組合は、公告方法として、当該輸出組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第号)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)

4 輸出組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

5 輸出組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

6 輸出組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「輸出入取引法第十五条第五項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項各号に掲げる事項及び第二項に規定する事項のほか、輸出組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第十六条第二項中「払込」を「払込み」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 輸出組合は、出資輸出組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地において出資の第一回の払込みのあつた日から二週間以内に、定款の変更により新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない。

第十六条第五項中「払込」を「払込み」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十七条第二項中「及び第五十七条」を「から第五十七条まで」に、「払込」を「払込み」に、「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に、「第五十六条第二項」を「第五十六条の二第二項」に改め、「催告」の下に「（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした輸出組合にあつては、これらの方法による公告）」を加え、「これに対し弁済し若しくは担保を供し若しくは」を「、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の」に改め、「又は」の下に「当該」を加え、「その」を「当該」に改める。

第十九条第一項中「第二条（登記）、」を削り、「、第十一条」を「、第十条の二」に改め、「（規約）」の下に「、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）」を加え、「第三十六条の三」を「第三十六条の八」に、「第五十四条、第五十五条」を「第五十三条の二から第五十五条まで」に、「第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで」を「第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで」に、「（解散及び清算）、第八十三条（第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。）、第八十四

条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十六条の二から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第百条から第百三条まで（登記）、」を「（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第百三条まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二項第二号並びに第九十九条第二項を除く。）（登記）並びに」に、「、第百六条第一項（雑則）並びに第百十五条第二号、第二号の二、第三号から第十一号まで及び第十五号から第十七号まで（罰則）」を「並びに第百六条第一項（雑則）」に、「、輸出組合に」を「、輸出組合について」に、「第三十五条の二、」を「同法第三十五条の二、」に、「第六十三条第三項、第九十七条第二項」を「第六十六条第一項、第六十九条第二項及び第三項、第九十六条第五項」に、「及び第百六条第一項」を「並びに第百六条第一項」に、「第五十一条第一項」を「同法第五十一条第一項」に、「第五十三条第四号」を「同法第五十三条第四号」に、「第五十五条第一項」を「同法第五十五条第一項」に、「第六十二条第一項第五号」を「同法第六十二条第一項第五号」に、「第八十三条第一項」を「同法第八十四条第一項」に、「払込」を「払込み」に、「第九十二条第二項」を「同法第九十七条第二項」に、「第九十三条第一項」を「同法第九十八条第二項第一号」に改め、「読み替えるものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第二項中「払込」を「払込み」に、「、第五十七条」を「から第五十七条まで」に、「第六十三条第二項」を「第六十三条の四（第三項を除く。）、第六十三条の五（第三項本文を除く。）、第六十三条の六（第三項を除く。）、第六十四条第六項から第八項まで」に、「、第八十三条第二項第五号、第八十六条第二項」を「並びに第八十四条第二項第五号、第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項」に改め、「並びに第百十五条第十二号から第十四号まで（罰則）」を削り、「、出資輸出組合に」を「、出資輸出組合について」に、「第十八条第一項」を「同法第十八条第一項」に、「第二十条第二項」を「同法第二十条第二項」に改める。

第三十五条第一項中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改める。

第四十一条中「二十万円」を「百万円」に改める。

第四十一条の二第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第四十一条の三第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第四十二条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第四十三条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第四十四条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第四十五条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十六条中「一万円」を「三十万円」に改める。

第四十七条中「又は第四十五条」を「、第四十五条又は前条」に改め、同条を第四十八条とし、第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十七条 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

本則に次の見出し及び三条を加える。

（過料）

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第十五条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。
- 三 第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第九条の二第三項の規定に違反したとき。
- 四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条（同条第一項から第三項までの規定を第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。
- 五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十四条の規定に違反したとき。
- 六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

- 七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。
- 九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。
- 十一 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。
- 十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。
- 十四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。
- 十五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。
- 十六 清算の結了を遅延させる目的で、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、輸出組合又は輸入組合の財産を分配したとき。

第五十一条 次に掲げる場合には、出資輸出組合又は出資輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十九条第二項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第十九条第二項において準用する同法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第五項の規定に違反して出資輸出組合若しくは出資輸入組合の合併をしたとき。

二 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十八条第一項から第三項まで又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第四百六条 輸出組合又は輸入組合（以下この条において「組合」と総称する。）の役員又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法（以下この条において「旧輸出入取引法」という。）第十七条第一項（旧輸出入取引法第十九条の六において準用す

る場合を含む。)の規定による定款の変更の決議をするための総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この条において同じ。)の招集の手続が開始された場合における非出資輸出組合又は非出資輸入組合(以下この条において「非出資組合」と総称する。)への移行については、なお従前の例による。ただし、非出資組合への移行に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の輸出入取引法(以下この条において「新輸出入取引法」という。)の定めるところによる。

- 3 施行日前に旧輸出入取引法第十九条第二項(旧輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)において準用する旧協同組合法第五十六条第一項の決議をするための総会の招集の手続が開始された場合における出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、新輸出入取引法の定めるところによる。
- 4 施行日前に旧輸出入取引法第十八条(旧輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)の規定により組合が解散した場合又は施行日前に生じた旧輸出入取引法第十九条第一項(旧輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)において準用する旧協同組合法第六十二条第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新輸出入取引法の定めるところによる。
- 5 施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新輸出入取引法の定めるところによる。
- 6 施行日前に提起された、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。
- 7 施行日前に組合員が旧輸出入取引法第十九条第一項(旧輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)において準用する旧協同組合法第四十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧輸出入取引法第十九条第一項(旧輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)において準用する旧協同組合法第六十九条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 8 施行日前に提起された組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新輸出入取引法の定めるところによる。
- 9 施行日前に申立て又は裁判があった旧輸出入取引法の規定による非訟事件(清算に関する事件を除く。次項において同じ。)の手続については、なお従前の例による。
- 10 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。
- 11 新輸出入取引法において準用する新協同組合法において準用する新商業登記法の規

定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。
ただし、旧輸出入取引法において準用する旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

12 施行日前にした旧輸出入取引法において準用する旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新輸出入取引法において準用する新協同組合法において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。

13 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

14 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

15 施行日前に組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

16 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

17 この法律の施行の際現に存する旧輸出入取引法第十九条第一項（旧輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する旧協同組合法第百三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新輸出入取引法第十九条第一項において準用する新協同組合法第百三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

18 第二項、第三項又は第五項の規定によりなお従前の例によることとされる組合の非出資組合への移行、出資一口の金額の減少又は合併に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

19 第十一項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による輸出入取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

20 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、経済産業省令で定める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第四百七条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号、第一号の二及び第四号から第六号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第二十五条の二第六項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条（社債管理会社の権限及び義務）」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限

等及び二以上の社債管理者がある場合の特則)」に改める。

第三十五条第二号中「怠り、又は不実の登記をした」を「怠つた」に改める。

(商工会議所法の一部改正)

第四百八条 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十二条第二項の会社、有限会社」を「会社」に改める。

第二十四条第八項を次のように改める。

8 創立総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

9 第十七条第二項から第五項までの規定は創立総会について、会社法(平成十七年法律第 号)第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第三十一条を次のように改める。

(設立の無効の訴え)

第三十一条 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、商工会議所の設立の無効の訴えについて準用する。

第四十九条の次に次の二条を加える。

(延期又は続行の決議)

第四十九条の二 議員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十五条第六項の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十九条の三 議員総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第五十条を次のように改める。

(準用規定)

第五十条 第十七条第二項から第五項までの規定は議員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七

条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は議員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第五十三条を次のように改める。

（準用規定）

第五十三条 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条の三の規定は常議員会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は常議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第六十条の七を次のように改める。

（合併の無効の訴え）

第六十条の七 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は商工会議所の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第六十三条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条中「（清算）」の下に「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで」を加える。

第六十七条第三項を次のように改める。

3 第十七条第二項から第五項まで及び第二十四条第四項から第八項までの規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第六十七条に次の一項を加える。

4 第二十七条第一項及び第二項（第四号を除く。）並びに第二十八条から第三十条までの規定は日本商工会議所の設立について、会社法第八百二十八条第一項（第一

号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は日本商工会議所の設立の無効の訴えについて、それぞれ準用する。

第七十三条第五項を次のように改める。

- 5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定は会員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十六条第四項中「第二十七条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第二十七条第二項(第四号を除く。)及び」と読み替えるものとする。

第七十四条第五項を次のように改める。

- 5 第十七条第二項から第五項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第四十九条の二、第四十九条の三、第五十一条第五項並びに第五十二条第二項の規定は議員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は議員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第七十六条第四項を次のように改める。

- 4 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条の三、第五十一条第三項から第五項まで並びに第五十二条第二項の規定は常議員会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は常議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第七十八条第二項中「(清算)」の下に「並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで」を加える。

第九十一条第七号中「商法」を「会社法」に改め、同条第八号中「不実」を「虚偽」に改める。

(商工会議所法の一部改正に伴う経過措置)

第四百九条 施行日前に申立て又は裁判があった前条の規定による改正前の商工会議所法の規定による非訟事件の手続については、なお従前の例による。

(信用保証協会法の一部改正)

第四百十条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人等の報酬)、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第百三十六条前段(清算に関する事件の管轄)、第百三十七条前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第百三十八条(清算人不適格者)」を「及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算人に関する事件、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任の裁判、検査人の選任の裁判等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十一条第二号中「怠り、又は虚偽の登記をした」を「することを怠つた」に改め、同条第四号、第九号及び第十一号中「不実」を「虚偽」に改め、同条第十二号から第十四号までの規定中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

(信用保証協会法の一部改正に伴う経過措置)

第四百十一条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の信用保証協会法第二十三条第一項各号に掲げる事由により信用保証協会が解散した場合における信用保証協会の清算については、なお従前の例による。

(ガス事業法の一部改正)

第四百十二条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の十八第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第三十六条の二十三の二の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

第三十九条の十四の三第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を

「親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第四百十三条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「清算」を「清算並びに合併」に、「株式会社又は有限会社」を「株式会社」に、「第百条の十六」を「第百条の十四」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条各号中「資本」を「資本金」に改める。

第五条の四第三項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)」を「会社法(平成十七年法律第 号)第八条(会社と誤認させる名称等の使用の禁止)」に改める。

第五条の十八第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 公告方法(協業組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。)

第五条の十八第二項中「存立時期」を「存続期間」に、「その時期」を「その期間」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第五条の十九第一項に次の三号を加える。

七 第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

八 理事(第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された理事に限る。)の解任

九 監事の解任

第五条の二十一を次のように改める。

(解任)

第五条の二十一 役員は、いつでも、総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、協業組合に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

第五条の二十三第一項中「同法第十九条第二項第二号」を「協同組合法第十九条第二項第二号」に、「同法第二十条」を「協同組合法第二十条」に、「同法第二十一条」を「協同組合法第二十一条」に改め、同条第二項中「第二十七条第六項」の下に「から第八項まで」を加え、同条第三項中「については、協同組合法」の下に「第十条の二(組合員名簿)、第三十三条第四項から第八項まで(定款)、」を、「規

約)」の下に「、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）」を加え、「第三十六条の三」を「第三十六条の八」に、「第四十条の二」を「第四十一条」に、「第四十二条」を「第四十三条」に、「第五十四条」を「第五十三条の二から第五十四条まで」に、「、第五十七条」を「から第五十七条まで」に、「商法第二百五十六条ノ三（第三項を除く。）（累積投票）並びに第二百五十七条第一項及び第二項（解任）」を「会社法第三百四十二条（第六項を除く。）（累積投票による取締役の選任）」に、「同法第三十五条第四項」を「協同組合法第三十五条第四項」に、「本項中」を「この項において」に、「同法第三十五条の二」を「協同組合法第三十五条の二」に、「同法第四十条の二及び第四十五条第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上」を「協同組合法第四十一条第二項、第四十五条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員」とあるのは「議決権の総数」と、「以上」とあるのは「以上」に、「同法第五十一条第一項第一号」を「協同組合法第五十一条第一項第一号」に、「同法第五十二条第一項」を「協同組合法第五十二条第一項」に、「商法第二百五十六条ノ三第七項中「書面及第三項ニ於テ準用スル第二百四条ノ第二項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」とあるのは「書面」と、同法第二百五十七条第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」を「会社法第三百四十二条第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

- 4 協業組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十四条第四項中「第五十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第五項中「第三十五条第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五条第四項本文」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第六十九条第一項中「第三十六条の五から第三十八条の四まで」とあるのは「第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十七条第二項を除く。）」と、「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。
- 5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三条から第百三条まで（第八十四

条第二項第三号、第三項及び第四項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号並びに第九十八条第二項第二号を除く。) (登記)の規定を準用する。この場合において、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八条第四項中「商法第十九条から第二十一条まで(商号)」を「会社法第八条(会社と誤認させる名称等の使用の禁止)」に改める。

第三十七条第一項中「払込」を「払込み」に改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 設立、管理、解散及び清算並びに合併

第四十三条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第七号中「払込」を「払込み」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下この章において同じ。)

第四十三条第二項中「存立時期」を「存続期間」に、「その時期」を「その期間」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第四十五条第二項及び第六項中「払込」を「払込み」に改める。

第四十六条第三項中「及び第五十七条」を「から第五十七条まで」に改める。

第四十七条第一項中「同法」を「協同組合法」に改め、同条第二項中「協同組合法第三十五条」を「協同組合法第十条の二(組合員名簿)、第三十三条第四項から第八項まで(定款)及び第三十四条の二」に、「同法第五十六条、第五十七条」を「協同組合法第五十六条から第五十七条まで」に、「同法第三十五条の二」を「協同組合法第三十五条の二」に、「同法第四十条の二」を「協同組合法第四十一条第二項」に改め、「総組合員の十分の一」の下に「(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)」を加え、「同法第四十一条第一項」を「協同組合法第四十二条第一項」に改め、「総組合員の五分の一」の下に「(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)」を加え、「同法第五十一条第三項」を「協同組合法第五十一条第三項」に、「同法第五十三条」を「協同組合法第五十三条」に改め、同条第三項中「組合の解散及び清算」を「組合の解散及び清算並びに合併」に、「第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで」を「第六十三条から第六十七条まで(これらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項を除く。)」に、「清算」を「清

算並びに合併)」に、「同法第六十三条第二項」を「協同組合法第六十三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項」に、「同法第六十二条第一項第五号」を「協同組合法第六十二条第一項第五号」に、「及び同法第六十三条第三項」を「協同組合法第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項」に、「同条第四項」を「協同組合法第六十六条第二項」に、「同法第六十九条中「総組合員ノ五分ノ一」を「協同組合法第六十九条第一項中「総組合員の五分の一」に、「ノ五分ノ一以上（商工組合連合会ニ在リテハ議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル」を「の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する）」に改める。

第四十八条第一項中「組合は」を「組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において」に、「払込」を「払込み」に改め、「主たる事務所の所在地において設立の登記を」を削り、同条第二項中「組合の設立」を「前項」に、「次の」を「次に掲げる」に、「第五号の」を「第五号に掲げる」に、「掲げなければ」を「登記しなければ」に改め、同項第四号中「事務所」の下に「の所在場所」を加え、同項第五号中「払込の」を「払込みの」に改め、同項第六号中「存立時期」を「存続期間」に、「その時期」を「その期間」に改め、同項第八号及び第九号を次のように改める。

八 公告方法

九 前条第二項において準用する協同組合法第三十三条第四項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この号において同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 前条第二項において準用する協同組合法第三十三条第五項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

第四十八条第三項を削る。

第四十九条及び第五十条を次のように改める。

（移行の登記）

第四十九条 非出資組合は、出資組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地において、第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、前条第二項第五号に掲げる事項を登記しなければならない。

第五十条 出資組合は、非出資組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地にお

いて、第四十六条第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日から二週間以内に、第四十八条第二項第五号に掲げる事項の登記を抹消しなければならない。

第五十一条第二項及び第三項を削り、同条第一項中「組合の」を削り、「払込」を「払込み」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合の設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

第五十二条中「払込」を「払込み」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

第五十三条 第五十条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六条第三項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該非出資組合への移行をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十三条、第八十五条から第一百三十三条まで（第八十五条第二項、第九十六条第二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。）（登記）の規定を、出資組合の登記については、協同組合法第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、協同組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しくは第四項各号」とあり、及び協同組合法第百二条中「第八十四条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項各号（非出資組合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）」と、協同組合法第八十五条第二項中「前条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組

合連合会登記簿」と、協同組合法第百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の二第一項中「第八十八条」を「第九十一条」に、「第八十三条第二項」を「第八十四条第二項」に改め、同条第二項中「第九十七条第一項」を「第百条」に、「第九十三条第一項」を「第九十八条第二項」に改める。

第九十九条第一項中「第八十八条」を「第九十一条」に、「第八十三条第二項」を「第八十四条第二項」に改め、同条第二項中「第九十七条第一項」を「第百条」に、「同法第九十三条第一項」を「協同組合法第九十八条第二項」に改める。

第百条第一項中「第八十八条」を「第九十一条」に改め、同条第二項中「第九十七条第一項」を「第百条」に、「第五十一条第一項」を「第五十一条第二項」に改める。

第百条の二を次のように改める。

第百条の二 前三条の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十六条並びに第七十八条第一項及び第三項（組織変更の登記）の規定を準用する。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節 株式会社への組織変更

第百条の三中「又は有限会社（以下「会社」という。）」を削る。

第百条の四の見出し及び同条第一項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改め、「十日」及び「二週間」の下に「（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）」を加え、「目的たる」を「目的である」に、「組織変更計画書」を「組織変更計画」に、「組織変更後の会社」を「及び組織変更後の株式会社」に改め、「及び中小企業団体の組織に関する法律第百条の四第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社（以下この節において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- 四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項
 - イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の

会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする組合の組合員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする組合の組合員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

第百条の四第六項を削る。

第百条の五第二項を次のように改める。

2 組織変更をする組合の債権者は、当該組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。

第百条の五に次の四項を加える。

3 組織変更をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、協同組合法第三十三条第四項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による定款の定めに従い、協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

6 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、

当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第百条の六第一項及び第三項中「組織変更の日」を「効力発生日」に改める。

第百条の七の見出しを「（組合員への株式等の割当て）」に改め、同条第一項中「組織変更計画書」を「組織変更計画」に、「組織変更後の会社の株式又は持分」を「組織変更後株式会社の株式又は金銭」に改め、同条第二項中「持分」を「金銭」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条の七第四項を削る。

第百条の八を次のように改める。

（資本準備金として計上すべき額等）

第百条の八 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第百条の九を削る。

第百条の十第一項中「金銭、株式又は持分の上に」を「株式又は金銭について」に改め、同条を第百条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（組織変更の効力の発生等）

第百条の十 組織変更をする組合は、効力発生日に、株式会社となる。

2 組織変更をする組合の組合員は、効力発生日に、第百条の四第五項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第百条の五の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第百条の十一から第百条の十四までを次のように改める。

（組織変更の届出）

第百条の十一 組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に、それぞれ届け出なければならない。

（組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第百条の十二 組織変更後株式会社は、第百条の五に規定する手続の経過、効力発生

日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（組織変更の無効の訴え）

第百条の十三 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。

（組織変更の登記）

第百条の十四 組合が組織変更をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の組合については協同組合法第九十一条（第五条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九百十一条の登記をしなければならない。

2 前項の規定により組織変更をした場合の組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条（申請書の添付書面）に定める書面及び同法第四十六条（添付書面の通則）に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組合の総会の議事録

四 組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を

む。)である場合にあっては、取締役及び監査役)が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

七 第百条の五第一項の規定による公告をしたことを証する書面

八 第百条の五第三項の規定による公告及び催告(同条第四項の規定により公告を官報のほか協同組合法第三十三条第四項(第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による定款の定めに従い協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

3 第一項の登記については、商業登記法第七十六条及び第七十八条(組織変更の登記)の規定を準用する。

第百条の十五及び第百条の十六を削る。

第百三条中「第百条の八第一項の純資産額につき官公署又は」を削り、「不実の申立て」を「虚偽の申述」に改める。

第百四条第一項第二号中「第百条の十六第一項」を「第百条の十三」に改める。

第百六条から第百八条までの規定中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百九条中「第百六条」の下に「又は前条」を加え、「対して各本条の」を「対しても、各本条の」に改める。

第百十条を次のように改める。

第百十条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合若しくは協業組合の役員又は株式会社の取締役若しくは執行役(会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百七条のその職務を代行する者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、

報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 正当な理由がないのに、第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだとき。

三 第百条の四の規定に違反して、組織変更の手続をしたとき。

四 第百条の五第一項又は同条第三項の規定による公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

五 第百条の十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第百条の十二第一項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かないとき。

七 第百条の十二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項であつて主務省令で定める方法により表示されたものの閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八 第百条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

第百十一条第一号中「に定める」を「の規定による」に、「第百条の十一第一項」を「第百条の十四第一項」に改め、「除く。）」の下に「をすること」を加える。

第百十三条及び第百十四条を次のように改める。

第百十三条 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条の二十三第一項若しくは第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第二項の規定、第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十二条第五項若しくは第六項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第十条の二、第三十四条の二若しくは第四十条（同条第一項から第三項までの規

定を第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定、第五条の二十三第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書面若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

四 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

五 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

六 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条の二の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十二条第二項の規定に違反したとき。

七 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項(第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

八 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

九 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七条第一項(第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七条第二項(第五条の二十三第

四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十一 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十二 第五条の二十三第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条第一項の規定若しくは第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する協同組合法第五十六条の二第五項の規定に違反して、組合の合併をしたとき。

十三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項(第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十八条第一項から第三項までの規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十九条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

十五 出資組合が、第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十六 清算の結了を遅延させる目的で、第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十八 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

十九 第五条の二十三第六項又は第七十一条において準用する協同組合法第五百条

の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第四十条において準用する協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

第百十四条 第五条の四第三項又は第八条第四項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四百十四条 協業組合、商工組合又は商工組合連合会(以下この条において「組合」と総称する。)の役員又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律(以下この条において「旧団体組織法」という。)第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する旧協同組合法第五十六条第一項の決議をするための総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この条において同じ。)の招集の手続が開始された場合における出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律(以下この条において「新団体組織法」という。)の定めるところによる。

3 施行日前に生じた旧団体組織法第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する旧協同組合法第六十二条第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新団体組織法の定めるところによる。

4 施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新団体組織法の定めるところによる。

5 施行日前に旧団体組織法第四十六条第一項の規定による定款の変更の決議をするための総会の招集の手続が開始された場合における非出資組合への移行については、なお従前の例による。ただし、非出資組合への移行に関する登記の登記事項については、新団体組織法の定めるところによる。

6 施行日前に組織変更計画書が作成された組織変更(事業協同組合、企業組合又は協業組合(以下この条において「事業協同組合等」という。))が有限会社となるものを除く。)については、なお従前の例による。ただし、組織変更に関する登記の登記事項については、新団体組織法の定めるところによる。

7 組織変更(事業協同組合等が有限会社となるものに限る。)について施行日前に行った総会の決議その他の手続は、施行日前に当該組織変更の効力が生じない場合には、その効力を失う。

- 8 施行日前に提起された組合の出資一口の金額の減少の無効の訴え、合併の無効の訴え若しくは非出資組合への移行の無効の訴え又は事業協同組合等の組織変更の無効の訴えについては、なお従前の例による。
- 9 施行日前に組合員又は会員が次に掲げる規定に規定する訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
 - 一 旧団体組織法第五条の二十三第三項において準用する旧協同組合法第四十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項
 - 二 旧団体組織法第五条の二十三第四項において準用する旧協同組合法第六十九条において準用する旧商法第二百六十七条第一項
 - 三 旧団体組織法第四十七条第二項において準用する旧協同組合法第四十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項
 - 四 旧団体組織法第四十七条第三項において準用する旧協同組合法第六十九条において準用する旧商法第二百六十七条第一項
- 10 施行日前に提起された組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新団体組織法の定めるところによる。
- 11 施行日前に申立て又は裁判があった旧団体組織法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。
- 12 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。
- 13 新団体組織法において準用する新商業登記法の規定及び新団体組織法において準用する新協同組合法において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧団体組織法において準用する旧商業登記法の規定又は旧団体組織法において準用する旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 14 施行日前にした旧団体組織法において準用する旧商業登記法の規定又は旧団体組織法において準用する旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定による処分、手續その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新団体組織法において準用する新商業登記法の相当規定又は新団体組織法において準用する新協同組合法において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 15 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手續については、なお従前の例による。
- 16 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 17 施行日前に組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

- 18 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。
- 19 この法律の施行の際現に存する旧団体組織法第五十四条において準用する旧協同組合法第百三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新団体組織法第五十四条において準用する新協同組合法第百三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 20 第二項又は第四項から第六項までの規定によりなお従前の例によることとされる組合の出資一口の金額の減少、合併若しくは非出資組合への移行又は事業協同組合等の組織変更に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 21 第十三項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。
- 22 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第四百十五条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項及び第三項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「又は総社員の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。)」を「(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。)又は総社員の議決権」に改める。

(商工会法の一部改正)

第四百十六条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 会社

第二条第五号を削る。

第二十二条第六項を次のように改める。

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規

定による公告をすることを要しない。

第二十二條に次の二項を加える。

7 創立總會の議事については、經濟産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 第十五條の規定は創立總會について、会社法（平成十七年法律第 号）第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第二十七條を次のように改める。

（設立の無効の訴え）

第二十七條 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は、商工会の設立の無効の訴えについて準用する。

第三十三條を次のように改める。

（商工会と役員との關係）

第三十三條 商工会と役員との關係は、委任に関する規定に従う。

第三十四條の次に次の一條を加える。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第三十四條の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての權利義務を有する。

第三十五條の次に次の一條を加える。

（忠實義務）

第三十五條の二 役員は、法令及び定款並びに總會の決議を遵守し、商工会のため忠実にその職務を行わなければならない。

第四十條の見出しを「（民法の準用）」に改め、同條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

第四十六條の次に次の二條を加える。

（延期又は続行の決議）

第四十六條の二 總會においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三條の規定は、適用しない。

（議事録）

第四十六条の三 総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第四十七条を次のように改める。

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第四十七条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

第五十二条の七を次のように改める。

(合併の無効の訴え)

第五十二条の七 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は商工会の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第五十五条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条中「（清算）」の下に「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで」を加える。

第五十八条第二項中「、第三十二条、第三十四条」及び「及び第四十条第一項」を削り、同条第三項中「第四十条第二項」を「第四十条」に改め、同条第四項中「第四十七条」を「第四十六条の二から第四十七条まで」に改める。

第六十五条第三号中「第二十二条第六項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）、第二十七条（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）若しくは第四十七条（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法の規定若しくは」を削り、同条第九号中「不実」を「虚偽」に改める。

(商工会法の一部改正に伴う経過措置)

第四百十七条 施行日前に申立て又は裁判があった前条の規定による改正前の商工会法の規定による非訟事件の手続については、なお従前の例による。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第四百十八条 鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第九条第一項第十四号を次のように改める。

十四 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

第九条第二項中「存立時期」を「存続期間」に、「その時期」を「その期間」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条に次の五項を加える。

4 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

5 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

6 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

7 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第九条第六項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第一項から第三項までに掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に

違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第十六条中「第二条（登記）、」を削り、「（住所）」の下に「、第十条の二（第一項第三号を除く。）」を、「（設立）」の下に「、第三十四条の二」を加え、「第三十六条の三」を「第三十六条の八」に改め、「、第三十八条の二、第三十九条（第三項第三号を除く。）、第四十条」を削り、「第五十四条」を「第五十三条の二から第五十四条まで」に、「第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで」を「第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで」に、「（解散及び清算）、第八十三条（第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。）、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十六条の二から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第百条から第百三条まで」を「（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第百三条まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二項第二号並びに第九十九条第二項を除く。）」に、「、第百四条」を「並びに第百四条」に、「、第百六条の二（雑則）並びに第百十五条第一号、第二号、第四号から第十一号まで及び第十五号から第十九号まで（罰則）」を「並びに第百六条の二（雑則）」に、「組合に」を「組合について」に、「第六十三条第三項、第九十七条第二項」を「第六十六条第一項、第六十九条第二項及び第三項、第九十六条第五項」に、「第六十三条第四項」を「第六十六条第二項」に、「第八十三条第一項」を「第八十四条第一項」に、「払込」を「払込み」に、「第九十二条第二項」を「第九十七条第二項」に、「第九十三条第一項」を「第九十八条第二項第一号」に改める。

第十八条第一項中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削る。

第十九条中「組合が」及び「ときは、その」を削り、「一万円」を「三十万円」に改める。

第二十一条中「一万円」を「十万円」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条中「一万円」を「十万円」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条の次に次の四条を加える。

第二十条 第九条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(過料)

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第九条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第九条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二十三條 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 三 第九条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。
- 四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条（同条第一項から第三項までの規定を第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。
- 五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。
- 六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。
- 八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。
- 九 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十六条において準用する中

小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十三 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十五 清算の結了を遅延させる目的で、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

十八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

十九 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四百十九条 鉱工業技術研究組合（以下この条において「組合」という。）の役員又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に生じた前条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合法（以下この条において「旧鉱工業組合法」という。）第十六条において準用する旧協同組合法第六十二条第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合における組合の清算について

は、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の鉱工業技術研究組合法（以下この条において「新鉱工業組合法」という。）の定めるところによる。

- 3 施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新鉱工業組合法の定めるところによる。
- 4 施行日前に提起された組合の合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。
- 5 施行日前に組合員が旧鉱工業組合法第十六条において準用する旧協同組合法第四十二条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧鉱工業組合法第十六条において準用する旧協同組合法第六十九条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 6 施行日前に提起された組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新鉱工業組合法の定めるところによる。
- 7 施行日前に申立て又は裁判があった旧鉱工業組合法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。
- 8 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。
- 9 新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧鉱工業組合法第十六条において準用する旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。
- 10 施行日前にした旧鉱工業組合法第十六条において準用する旧協同組合法において準用する旧商業登記法の規定による処分、手續その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 11 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手續については、なお従前の例による。
- 12 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 13 施行日前に組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。
- 14 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

- 15 この法律の施行の際現に存する旧鉱工業組合法第十六条において準用する旧協同組合法第百三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第百三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 16 第三項の規定によりなお従前の例によることとされる組合の合併に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 17 第九項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による鉱工業技術研究組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。
- 18 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める。

(割賦販売法の一部改正)

第四百二十条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号並びに第十五条第一項第二号及び第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第十八条の六第一項中「営業」を「事業」に改める。

第二十条の二第一項第一号中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第二十七条第一項第五号中「、整理開始」を削る。

第三十二条第一項第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第三十三条の二第一項中「添附書類」を「添付書類」に改め、同項第二号及び第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第三十五条の四第二項第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第三十五条の五中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「資本」を「資本金」に改め、同条第二号中「行なおう」を「行おう」に改める。

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)

第四百二十一条 前条の規定による改正前の割賦販売法（以下この条において「旧割賦販売法」という。）第十一条の許可を受けた者又は旧割賦販売法第三十五条の三の二の許可を受けた者について施行日前に整理開始の申立てがあった場合における前払式割賦販売の契約又は前払式特定取引の契約については、前条の規定による改正後の割賦販売法（以下この条において「新割賦販売法」という。）第二十七条第一項第五号（新割賦販売法第三十五条の三の三において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(電気用品安全法の一部改正)

第四百二十二条 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第三十七条の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第四百二十三条 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）」を「会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）」に改める。

第十四条第三項中「商法」の下に「商法（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第三十五条第六項を次のように改める。

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

第三十五条に次の二項を加える。

7 創立総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 創立総会については第二十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第四十一条を次のように改める。

（会社法の準用）

第四十一条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条（株式会社の設立の無効）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第四十二条中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(組合と役員との関係)

第四十五条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第四十六条の次に次の二条を加える。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第四十六条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(忠実義務)

第四十六条の三 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

第四十八条に次の五項を加える。

- 3 第一項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第一項の理事の数に算入しない。
- 5 理事会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 6 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録されている事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 7 理事会の招集については、会社法第三百六十六条(招集権者)及び第三百六十八条(招集手続)(監査役に係る部分を除く。)の規定を準用する。

第五十一条第三項を次のように改める。

- 3 第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

第五十一条に次の二項を加える。

- 4 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 5 第一項の理事の責任は、総組合員の同意がなければ免除することができない。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(組合を代表する理事)

第五十一条の二 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければなら

ない。

2 組合を代表する理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 組合を代表する理事については、第四十六条の二、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）、第三百五十四条（表見代表取締役）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第五十二条の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第二項中「謄本」を「写し」に、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等（定款、規約、組合員名簿並びに総会及び理事会の議事録をいう。次号において同じ。）が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第五十三条の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「損失処理案」の下に「（以下この条において「決算関係書類」という。）」を加え、「提出し」を「提出し、又は提供し」に、「これら」を「決算関係書類」に、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「意見書を添えて前項の書類」を「意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類」に、「提出し」を「提出し、又は提供し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の次の一項を加える。

2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第五十三条第四項を次のように改める。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第五十四条を次のように改める。

(会計帳簿等の作成及び閲覧等)

第五十四条 組合は、経済産業省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合員は、総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第五十六条を次のように改める。

(会社法等の準用)

第五十六条 理事及び監事については会社法第四百三十条（役員等の連帯責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、理事については同法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定を、監事については第五十一条並びに同法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四項第二号並びに同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十九条第五項中「子会社に」とあるのは「子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下この項において同じ。）に」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(総会招集の決定)

第五十九条の二 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

第六十一条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「を組合に通知したときはその場所）にあてればよい」を「又は連絡先を組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる」に改める。

第六十四条の次に次の二条を加える。

（延期又は続行の決議）

第六十四条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第六十条の規定は、適用しない。

（議事録）

第六十四条の三 総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第六十五条を次のように改める。

（会社法の準用）

第六十五条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第六十七条第三項を次のように改める。

3 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条（株式会社の資本金減少の無効）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第七十三条第二項中「及び第六十七条」を「並びに第六十七条第一項及び第二項」に改める。

第七十六条を次のように改める。

（合併の無効の訴え）

第七十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併無効の訴え）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第

八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

第七十八条を次のように改める。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査人の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十六条の二から第五十四条まで、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条及び第五十九条の二並びに会社法第三百六十条第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、第五十三条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分之一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十条第一号中「資本」を「資本金」に改める。

第九十条中「二十万円」を「百万円」に改める。

第九十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第九十二条中「一万円」を「三十万円」に改める。

第九十三条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「で定める登記を怠り、又は不実の登記をした」を「の規定による登記を怠つた」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 第三十五条第七項の規定、第四十八条第五項若しくは第五十二条第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定又

は第六十四条の三の規定に違反して、議事録を作成せず、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、議事録を備え置かず、又は正当な理由がないのに議事録の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

第九十三条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 第五十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第五十三条第一項若しくは第四項（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、定款、規約、組合員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは剰余金処分案若しくは損失処理案を備え置かず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類若しくは電磁的記録に記載された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第五十四条第二項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定又は第五十六条において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を拒んだとき。

第九十三条第十二号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」を「会社法第三百八十九条第五項の規定」に、「商法第四百十九條第一項」を「同法第四百九十二條第一項」に改め、同条第十四号中「商法第四百二十一條第一項に規定する公告を怠り」を「会社法第四百九十九條第一項の規定による公告をすることを怠つたとき」に改め、同条第十五号及び第十七号中「違反して」を「違反して、」に改め、同条第十八号から第二十号までを次のように改める。

十八 第七十八条において準用する会社法第四百九十二條第一項又は第五百七條第一項の規定に違反して、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十八条において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第七十八条において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

第九十三条第二十二号を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「違反して」を「違反して、」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 第七十八条において準用する会社法第五百二條の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 第五条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四百二十四条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の商店街振興組合法（以下この条において「旧商店街振興組合法」という。）第七十二条第一項各号に掲げる理由により組合が解散した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の商店街振興組合法（以下この条において「新商店街振興組合法」という。）の定めるところによる。

- 2 施行日前に組合員が旧商店街振興組合法第五十六条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧商店街振興組合法第七十八条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に提起された組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新商店街振興組合法の定めるところによる。
- 4 施行日前に申立て又は裁判があった旧商店街振興組合法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手續については、なお従前の例による。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第四百二十五条 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員をいう。）」を削る。

第五条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する」を削り、「含む。）又は新株予約権付社債等」の下に「（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」を加え、同項第三号中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）」に、「新株等」を「株式等」に改め、「含む。）又は新株予約権付社債等」の下に「（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」を加え、同項第四号中「、新株予約権」の下に「（新株予約権付社債に付されたものを除く。）」を加え、同条第二項中「新株等」を「株式等」に改め、同項第一号中「新株」を「株式」に、「の資本」を「の資本

金」に改め、同項第二号中「が新株予約権」の下に「（新株予約権付社債に付されたものを除く。）」を加え、「（新株予約権付社債に付されたものを含む。）」を削り、「資本」を「資本金」に改める。

第六条第二項第一号中「株式会社の設立に際して発行する」、「及び新株」及び「（以下「株式の引受け」という。）」を削り、同項第二号中「新株予約権の引受けの対象業種」を「新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この号において同じ。）の引受けの対象業種」に改める。

第七条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第九条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告」に、「利益金」を「剰余金」に改める。

第十三条第一項中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 第十三条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例による。

第十五条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役」に改める。

第十六条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役」に改め、同条第一号中「新株等」を「株式等」に改め、同条第四号中「営業報告書又は利益金」を「事業報告又は剰余金」に改める。

（中小企業支援法等の一部改正）

第四百二十六条 次に掲げる法律の規定中「資本」を「資本金」に改める。

- 一 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）第二条第一項第一号から第三号まで
- 二 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五百十四号）第二条第一項各号
- 三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第一項第一号から第三号まで
- 四 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第二条第一項第一号から第三号まで、第二項及び第四項
- 五 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第二条第一項第一号から第三号まで並びに第四条第三項第三号及び第四号並びに第四項第二号及び第三号
- 六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四条第三項第一号から第三号まで及び第五項第六号
- 七 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措

置法（平成十年法律第百五十一号）第二条第二項

（電気事業法の一部改正）

第四百二十七条 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第七十五条の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第四百二十八条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第五十八条の二の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第四百二十九条 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十三条の二の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正）

第四百三十条 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十五第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法

(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第十七条の十九の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正)

第四百三十一条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「資本」を「資本金」に改め、同条第二項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項各号のいずれかに該当する会社であつて、前号に掲げる者がその会社に対し、その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法(平成十七年法律第号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。)又は総社員の議決権の二分の一以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第四百三十二条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改め、同条第二項第一号中「、整理開始」を削る。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経過措置)

第四百三十三条 施行日前に締結された前条の規定による改正前の中小企業倒産防止共済法第二条第二項に規定する共済契約については、前条の規定による改正後の中小企業倒産防止共済法第二条第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)

第四百三十四条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和三十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「営業報告書又は」を削る。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第四百三十五条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「営業」を「事業」に改める。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第四百三十六条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第三十四条の二の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第四百三十七条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号イを次のように改める。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社の子会社(当該他の株式会社がその総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。)の議決権の過半数を有する株式会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。)であること。

第十九条第一項第二号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十四条の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

第三十七条第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第四百三十八条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号、第六条第一項第一号、第九条及び第十条中「資本」を「資本金」に改める。

第三十一条第一項第三号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同項第四号中「資本」を「資本金」に改める。

第三十二条第二項第一号、第三十三条第一項及び第四十六条中「資本」を「資本金」に改める。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第五十五条及び第五十六条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第四百三十九条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第四百四十条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第二十三条第一項中「資本」を「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加え、「新株引受け等」を「株式引受け等」に改め、同条第二項中「新株引受け等」を「株式引受け等」に改める。

(不正競争防止法の一部改正)

第四百四十一条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第七号中「無限責任社員」を「社員」に改める。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)

第四百四十二条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第十五条第一項中「資本」を「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法

(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加える。

(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四百四十三条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項及び次項において同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加え、同条第三項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十四条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第八条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加える。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第四百四十五条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「有限会社又は」を削り、同項第二号中「（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは」を「（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は」に改め、同項第六号中「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第四条第一項中「登記を必要とする」を「登記すべき」に改め、同条第二項中「この法律の規定により登記を必要とする事項について、」を削り、「過失により」を「過失によって」に改める。

第五条第三項中「商法第十九条から第二十一条まで（商号）」を「会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）」に改める。

第十七条第三号中「事務所」の下に「の所在場所」を加える。

第二十一条の見出しを「（業務執行停止の仮処分等の登記）」に改め、同条中「仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたとき」を「仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたとき」に改める。

第二十三条第二項中「の選任があつた」を「が選任された」に改める。

第三十三条中「第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）」を「第二十四条まで」に、「（類似商号登記の禁止）、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項（合名会社の登記）及び第百七条から第百二十条まで」を「（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項（株式会社の登記）及び第百三十二条から第百四十八条まで」に、「第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」」を「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」」に、「第十七条」を「第十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において投資事業有限責任組合契約に関する法律第十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 第五条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百四十六条 前条の規定による改正後の投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下この条において「新有限責任組合法」という。）第三十三条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下この条において「旧有限責任組合法」という。）第三十三条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

- 2 施行日前にした旧有限責任組合法第三十三条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新有限責任組合法第三十三条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現に存する旧有限責任組合法第三十三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新有限責任組合法第三十三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、前条の規定による投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十七条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第四条」に、「第三十九条 第四十一条」を「第三十九条」に改める。

第二条第一項第一号から第五号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第三条の二から第三条の二十までを削る。

第六条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加える。

第十四条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金」に、「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」に改め、「含む。)又は新株予約権付社債等」の下に「(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」に改め、「含む。)又は新株予約権付社

債等」の下に「（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」を加える。

第二十四条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金」に、「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）」に改め、「含む。）又は新株予約権付社債等」の下に「（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）」に改め、「含む。）又は新株予約権付社債等」の下に「（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」を加える。

第四十条及び第四十一条を削る。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百四十八条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の十九第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事由により解散する旨の定款の定め（第四百五十六条の規定による改正前の中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十条の規定により定款の変更があったものとみなされたものを含む。）については、会社法第四百六十六条の規定にかかわらず、取締役会設置会社にあつては取締役会の決議、取締役会設置会社でない会社にあつては取締役の過半数の決定により、その定めを廃止する定款の変更をすることができる。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第四百四十九条 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業」を「合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同号ロ中「株式交換、株式移転、会社の分割、営業」を「会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同条第三項第二号中「株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業」を「合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同条第四項中「営業」を「事業」に改め、同条第八項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第五条第三項第二号中「資本、」を「資本金、」に、「「資本等」を「「資本金等」に改め、「という。）」の下に「の額」を加え、「当該資本等」を「当該資本金等の額」に改める。

第六条第四項第一号中「資本等」を「資本金等の額」に改める。

第十条から第十二条までを次のように改める。

（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

第十条 事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活

用計画（以下「認定計画」と総称する。）に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法（平成十七年法律第 号）第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業活力再生特別措置法第十条第一項に規定する場合」とする。

- 2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第四号に掲げる書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

第十一条 事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合（新株予約権を行使する場合を含む。）における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

- 2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

第十二条 認定事業再構築事業者、認定共同事業再編事業者若しくは認定経営資源再活用事業者（以下「認定事業者」と総称する。）の特定関係事業者（関係事業者であって、当該認定事業者又は当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社とその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下同じ。）である株式会社であって認定計画に従って次に掲げる行為（第三号から第六号までについては株式会社とするものに限る。）をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定特別支配会社（産業活力再生特別措置法第十条第一項の認定計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第十二条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該特定関係事業者に係る同項に規定する認定事業者若しくは当該認定

事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。) 」と、同法第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

- 一 事業の譲渡
 - 二 事業の全部の譲受け
 - 三 吸収合併
 - 四 吸収分割
 - 五 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継
 - 六 株式交換
 - 七 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得
- 2 認定事業者の特定関係事業者であって株式会社であるものが、認定計画に従って次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は適用しない。
- 一 新設合併（当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者であって、株式会社であるものとするものに限る。）
 - 二 新設分割（新設分割により設立する会社が持分会社である場合及び会社法第八百五条に規定する場合を除く。）
- 3 前項に規定する場合において、同項各号の行為が法令又は定款に違反する場合であって、特定関係事業者の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該特定関係事業者の株主は、当該特定関係事業者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 4 前二項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日（産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあっては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日）」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあっては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。
- 5 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることを証する書面」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再

生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った新設合併であることを証する書面」と、同条第六号中「書面」とあるのは「書面（産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）」と、同法第八十五条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面」と、同法第八十六条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った新設分割であることを証する書面」と、同条第六号中「議事録」とあるのは「議事録、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録」と、同法第八十九条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面」とする。

第十二条の二から第十二条の十までを削る。

第十二条の十一の見出しを「（株式の併合に関する特例）」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「特定減資等」を「資本金等の額の減少」に、「商法第二百四十四条第一項」を「会社法第一百八十条第二項」に、「同項前段中「第三百四十三条二定ムル決議」とあるのは「取締役会ノ決議」とし、同項後段の規定は、適用しない」を「同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする」に改め、同項第一号中「商法第二百二十一条第二項の規定により一単元の株式の数」を「単元株式数」に改め、同項第二号中「一単元の株式の数」を「単元株式数」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項の場合」を「前項の場合」に、「第八十五条」を「第六十一条」に、「次の書類」を「掲げる書面」に、「第十二条の十一第五項」を「第十二条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十二条の二とする。

第十三条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第四項中「営業」を「事業」に改める。

第十四条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」の下に「（平成十三年法律

第七十五号)」を加える。

第二十六条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「含む。) 又は新株予約権付社債等」の下に「 (新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。) 」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを除く。) 」に改め、「含む。) 又は新株予約権付社債等」の下に「 (新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。) 」を加える。

第三十九条を削る。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四百五十条 施行日前に旧商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為に係る契約をした場合における前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法 (以下この条において「旧産業再生法」という。) 第十条第一項に規定する認定計画 (次項において「認定計画」という。) に従って行う旧商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。

2 施行日前に合併契約書、分割契約書、分割計画書又は株式交換契約書が作成された認定計画に従って行う合併、吸収分割、新設分割又は株式交換については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧産業再生法第十二条の十一第一項の規定により読み替えて適用する旧商法第二百八十九条第二項又は第三百七十五条第一項の決議がされた場合におけるその資本又は資本準備金若しくは利益準備金の減少については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧産業再生法第十二条の十一第五項の規定により読み替えて適用する旧商法第二百十四条第一項の決議がされた場合におけるその株式の併合については、なお従前の例による。

5 施行日前に申立て又は裁判があった旧産業再生法の規定による非訟事件の手續及びこの条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續については、なお従前の例による。

6 第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる合併、吸収分割、新設分割、株式交換、資本の減少又は株式の併合に関する登記を申請する場合における登記に関する手續については、なお従前の例による。

7 施行日から一年を経過する日までの間において吸収合併契約が締結される吸収合併、吸収分割契約が締結される吸収分割 (吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該株式会社から承継する株式会社の行為を含む。次項において同じ。) 又は株式交換契約が締結される株式交換 (株式交換をする

株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社の行為を含む。次項において同じ。)であって、認定事業者(前条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法(以下この項において「新産業再生法」という。)第十二条第一項に規定する認定事業者をいう。)である株式会社が認定計画(新産業再生法第十条第一項に規定する認定計画をいう。)に従って行うものについては、旧産業再生法第十二条の九第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「株式交換、吸収分割又は合併(合併をする株式会社的一方が合併後存続するものに限る。以下この条において同じ。)を行う」とあるのは「吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結する」と、「株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により営業を承継する株式会社又は合併後存続する株式会社」とあるのは「会社法(平成十七年法律第

号)第七百九十四条第一項に規定する存続株式会社等」と、「株式交換、吸収分割又は合併に際してする新株の発行」とあるのは「吸収合併、吸収分割又は株式交換に際してする株式の交付」と、「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社の株式」とあるのは「譲渡制限株式」と、「株式交換により完全子会社となる株式会社、分割をする株式会社又は合併により消滅する株式会社」とあるのは「同法第七百八十二条第一項に規定する消滅株式会社等」と、「における分割をする会社を含む」とあるのは「にあっては、分割をする会社」と、「株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書(第四項において「合併契約書等」という。)に記載しなければ」とあるのは「吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約において定めなければ」とする。

- 8 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業再生法第十二条の九第一項の規定により同項に規定する特定金銭等を交付して行う吸収合併、吸収分割又は株式交換についての新商業登記法第八十条、第八十五条及び第八十九条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第 号)第四百五十条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四百四十九条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

(弁理士法の一部改正)

第四百五十一条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条に次の一項を加える。

- 3 会社法(平成十七年法律第 号)第三十条第一項の規定は、特許業務法人の定款について準用する。

第四十七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特許業務法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、

定款の変更をすることができる。

第五十二条第一項第五号中「命じる」を「命ずる」に改める。

第五十三条第二項中「よって成立した」を「より設立する」に改め、同条第三項中「よって設立した」を「より設立する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人は、当該合併により消滅する特許業務法人の権利義務を承継する。

第五十三条の次に次の二条を加える。

(債権者の異議等)

第五十三条の二 合併をする特許業務法人の債権者は、当該特許業務法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする特許業務法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する特許業務法人及び合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする特許業務法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする特許業務法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、特許業務法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中

「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(合併の無効の訴え)

第五十三条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は特許業務法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第五十五条の見出しを「（民法及び会社法の準用等）」に改め、同条第一項から第七項までを次のように改める。

民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一条及び第六百二十二條の規定は特許業務法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は特許業務法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は特許業務法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百七条第一項及び第二項並びに第六百八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六

百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第五十五条第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

- 3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は特許業務法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあった場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。
- 4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、特許業務法人の設立の無効の訴えについて準用する。
- 5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、特許業務

法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十五条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第八十一条の二中「第五十五条第六項」を「第五十三条の二第六項」に、「商法第四百七十一条第一項」を「会社法第九百五十五条第一項」に、「帳簿等」を「調査記録簿等」に改める。

第八十四条及び第八十五条を次のように改める。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

二 第五十三条の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第五十三条の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。

四 定款又は第五十五条第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第五十五条第一項において準用する同法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

六 第五十五条第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第五十五条第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第四百五十二条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の弁理士法（第三項において「旧弁理士法」という。）第五十二条第一項各号に掲げる理由により特許業務法人

が解散した場合又は施行日前に同条第二項の規定により特許業務法人が解散した場合における特許業務法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の弁理士法（次項において「新弁理士法」という。）の定めるところによる。

2 施行日前に提起された特許業務法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における特許業務法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新弁理士法の定めるところによる。

3 施行日前に申立て又は裁判があった旧弁理士法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手續については、なお従前の例による。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第四百五十三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第六項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第四百五十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号から第五号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第二十二条第六項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

（電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四百五十五条 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条第一項中「、社債」を「、会社法（平成十七年法律第 号）第六百七十六条に規定する募集社債」に、「同じ。）」を「募集社債」という。）を引き受ける者」に改め、同条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

附則第三十六条第五号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改める。

（中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百五十六条 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除

附則第十八条中「、第九条第一項、第三項及び第五項並びに」を「及び」に改める。

(中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四百五十七条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(以下この条において「旧経営革新法一部改正法」という。)附則第九条第一項、第三項又は第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧経営革新法一部改正法附則第四条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第十条の十八第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事由により解散する旨の定款の定めについては、会社法第四百六十六条の規定にかかわらず、取締役会設置会社にあつては取締役会の決議、取締役会設置会社でない会社にあつては取締役の過半数の決定により、その定めを廃止する定款の変更をすることができる。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第四百五十八条 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで」を「会社法(平成十七年法律第 号)第八条」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(組合員の職務を代行する者)

第二十三条 仮処分命令により選任された組合員の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、組合の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った組合員の職務を代行する者の行為は、無効とする。

ただし、組合員は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 第一項の裁判所の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条に次の一項を加える。

3 裁判所は、前項の規定により清算人を選任した場合には、組合員が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

第五十三条の見出しを「(解散及び清算についての準用規定)」に改め、同条第一項中「商法第七十条ノ二」を「第二十三条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合の解散及び清算については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項(第二号ハ及び第三号イに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合におい

て、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十三条第三項を削る。

第七十三条中「第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）」を「第二十四条まで」に、「第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第七百七条から第七百二十条まで」を「第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第七百三十二条から第七百四十八条まで」に、「第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」を「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」に、「第五十七条」を「第五十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において有限責任事業組合に関する法律第五十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」」に改める。

第七十六条中「商法第二十一条第一項」を「会社法第八条第一項」に改める。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百五十九条 前条の規定による改正後の有限責任事業組合契約に関する法律（以下この条において「新有限責任事業組合法」という。）第七十三条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の有限責任事業組合契約に関する法律（以下この条において「旧有限責任事業組合法」という。）第七十三条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

- 2 施行日前にした旧有限責任事業組合法第七十三条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新有限責任事業組合法第七十三条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現に存する旧有限責任事業組合法第七十三条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新有限責任事業組合法第七十三条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、前条の規定による有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正）

第四百六十条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号イからホまでの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第十四条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改め、同項第二号中「資本」を

「資本金」に、「新株、」を「株式、」に、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ」を「新株予約権付社債に付されたものを除く」に改め、「含む。）又は新株予約権付社債等」の下に「（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」を加え、同条第二項中「新株、新株予約権」を「株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）」に改め、「含む。）又は新株予約権付社債等」の下に「（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）」を加える。

（日本アルコール産業株式会社法の一部改正）

第四百六十一条 日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「新株」を「株式」に改め、同条第一項中「新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し」を「会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十七条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十七条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第十七条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項ただし書の場合においては、当該新株」を「新株予約権の行使により株式」に改める。

第五条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第六条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第八条中「利益の処分」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）」に改める。

第九条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第十二条中「発行する」の下に「ことができる」を加える。

第十三条第一項中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十六条中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第十七条中「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同条第二号中「若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し」を「、募集新株予

約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し」に改め、同条第三号中「新株」を「株式」に改め、同条第六号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

附則第十五条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十章 国土交通省関係

(船舶法の一部改正)

第四百六十二条 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「第四編」を「第三編」に改める。

(鉄道抵当法の一部改正)

第四百六十三条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条ノ二第一項中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に、「社債ノ」を「担保付社債ノ」に、「左ノ」を「次ノ」に改め、同条第二項中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に、「社債ノ」を「担保付社債ノ」に改める。

第八十七条及び第八十八条第一項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

(船舶安全法の一部改正)

第四百六十四条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の四十七第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)に、「商法の親会社」を「会社法の親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十五条の五十三第一項中「営業報告書又は」を削る。

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第四百六十五条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「、社債」を「、会社法(平成十七年法律第 号)第六百七十六条二規定スル募集社債」に改め、「除ク)」の下に「ヲ引受クル者」を加える。

第七条第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)又ハ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)」を「会社法」に改める。

(建設業法の一部改正)

第四百六十六条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第八条第三号、第四号、第十号及び第十一号中「第十二条第四号」を「第十二条第

五号」に改める。

第十一条第二項及び第三項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第二十六条の六第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十七条の三十一第二項第二号において同じ。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十六条の十二第一項中「営業報告書又は」を削る。

第二十七条の三十一第二項第一号中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改め、同項第二号中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

（測量法の一部改正）

第四百六十七条 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十二第一項中「営業報告書又は」を削る。

第五十五条の二中「の各号」を削り、同条第三号中「資本」を「資本金」に改め、同条第五号中「営業」の下に「又は事業」を加え、「行なつて」を「行つて」に改める。

（屋外広告物法等の一部改正）

第四百六十八条 次に掲げる法律の規定中「営業報告書又は」を削る。

- 一 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二十条第一項
- 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十六条の十第一項
- 三 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十四条の十一第一項
- 四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十一条の十第一項

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第四百六十九条 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「営業」の下に「又は事業」を加え、同条第三項中「営業」を「事業」に改める。

第十五条第一項中「営業」の下に「若しくは事業」を加える。

第二十条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中

「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十九条第一項中「営業報告書又は」を削る。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第四百七十条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第八項中「商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

（港湾法の一部改正）

第四百七十一条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「、第三十七条及び第三十七条ノ二」を「から第三十九条まで」に改める。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第四百七十二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の八第一項中「営業報告書又は」を削る。

第二十三条の二十六第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第四百七十三条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第三号中「合名会社、合資会社、株式会社、有限会社」を「株式会社、合名会社、合資会社、合同会社」に改め、「、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員」及び「及び当該有限会社」を削り、「監査役」の下に「、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員及び業務を執行する有限責任社員、当該合同会社の業務を執行する社員」を加える。

（気象業務法の一部改正）

第四百七十四条 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の四第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治

三十二年法律第四十八号) 第二百十一条ノ二第一項の親会社」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号) 第八百七十九条第一項に規定する親法人)に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第三十二条の十第一項中「営業報告書又は」を削る。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第四百七十五条 宅地建物取引業法の一部を次のように改正する。

第十七条の十一第一項中「営業報告書又は」を削る。

第五十条の二第一項第二号イ中「第百四十七条」を「第二百三条」に改め、同号口中「第二百二十三条第二項」を「第二百八十四条第二項」に改める。

第五十一条第二項中「の各号」を削り、同項第四号中「資本」を「資本金」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五十二条第一号中「資本」を「資本金」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第四百七十六条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「資本」を「資本金」に改め、同項第四号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号) 第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第三号中「見積」を「見積り」に改める。

第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「資本」を「資本金」に改める。

(鉄道軌道整備法の一部改正)

第四百七十七条 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改める。

第十条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十三条中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改める。

第十五条中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に、「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十五条の二中「利益」を「剰余金」に改め、同条第一号及び第二号中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第二十四条中「営業用固定資産」を「事業用固定資産」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第四百七十八条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項各号列記以外の部分中「又は社員」及び「又は有限会社」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 公開会社（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないこと。

第三条第三項第三号中「株式会社にあつては」及び「、有限会社にあつては総社員の」を削り、同項第四号中「又は有限会社」を削る。

第五十一条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（裁判所の監督上の調査等）、第三百三十六條（清算事件の管轄）、第三百三十七條（清算人の選任及び解任の裁判）及び第三百三十八條（清算人不適格者）」を「及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算人に関する事件等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十一条の九第一項第一号中「又は有限会社」を削る。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十九条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の土地区画整理法第四十五条第一項各号に掲げる事由により土地区画整理組合が解散した場合における土地区画整理組合の清算については、なお従前の例による。

（奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正）

第四百八十条 次に掲げる法律の規定中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

一 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第二十条第六項

二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十条第六項

三 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第三十四条第七項

四 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第九項

五 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第八条第八項

六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十九条第六項

七 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第三十二条第六項

八 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第二十二條第七項

（住宅融資保険法の一部改正）

第四百八十一条 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条の規定による整理開始の命令若しくは同法第四百三十一条第一項」を「会社法（平成十七年法律第 号）第五百十条」に改める。

（住宅融資保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十二条 施行日前に整理開始の命令があった場合又はこの法律の施行の際現に係属している会社の整理に関する事件について施行日以後に整理開始の命令があった場合における保険関係については、前条の規定による改正後の住宅融資保険法第五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第四百八十三条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「定が」を「定めが」に、「第三編第十章第一節第一款」を「第二編第十章第一節第一款」に改める。

第二十四条第二項第一号中「第十条第二十項ただし書」を「第十条第十九項ただし書」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第四百八十四条 内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条に次の二項を加える。

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第三十条を次のように改める。

（会社法等の準用）

第三十条 創立総会については、第二十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法（平成十七年法律第 号）第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査

役に係る部分を除く。)を、海運組合の設立の無効の訴えについては、同法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。

第三十二條の次に次の一條を加える。

(海運組合と役員との關係)

第三十二條の二 海運組合と役員との關係は、委任に関する規定に従う。

第三十三條の次に次の二條を加える。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十三條の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(忠実義務)

第三十三條の三 理事は、法令及び定款並びに總會の決議を遵守し、海運組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

第三十四條に次の四項を加える。

4 理事会の決議について特別の利害關係を有する理事は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第二項の理事の数に算入しない。

6 理事会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 理事会の招集については、会社法第三百六十六條及び第三百六十八條(監査役に係る部分を除く。)の規定を準用する。

第三十四條の次に次の二條を加える。

(代表理事)

第三十四條の二 理事会は、理事の中から海運組合を代表する理事(以下この条において「代表理事」という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、海運組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 代表理事については、第三十三條の二、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項、第五十四條及び第五十五條並びに会社法第三百五十四條の規定を準用する。

(海運組合との取引等の制限)

第三十四條の三 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重

要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために海運組合と取引をしようとするとき。
 - 二 海運組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において海運組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。
- 3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十五条第三項を次のように改める。

- 3 第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 第三十五条に次の二項を加える。
- 4 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 5 第一項の理事の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

第四十一条を次のように改める。

(会社法等の準用)

第四十一条 理事及び監事については、会社法第四百三十条及び第七編第二章第二節(第四百四十七条第二項、第四百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第五百十一条並びに監査役に係る部分を除く。)の規定を、理事については、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については、同法第三百八十九条第四項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(総会招集の決定)

第四十四条の二 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

第四十九条の次に次の二条を加える。

(延期又は続行の決議)

第四十九条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十五条の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十九条の三 総会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第五十条を次のように改める。

(会社法の準用)

第五十条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。

第五十四条の次に次の三条を加える。

(合併の時期)

第五十四条の二 海運組合の合併は、合併後存続する海運組合又は合併により設立する海運組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併の効果)

第五十四条の三 合併後存続する海運組合又は合併により設立する海運組合は、合併により消滅する海運組合の権利義務を承継する。

(合併の無効の訴え)

第五十四条の四 海運組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六條の規定を準用する。

第五十五条を次のように改める。

(会社法等の準用)

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から

第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訴事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分之一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

第七十四条第七号を次のように改める。

七 第二十七条第七項、第三十四条第六項（第五十五条において準用する場合を含む。）若しくは第四十九条の三（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）の規定又は第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第七十四条第十一号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項（第二号を除く。）」を「会社法第三百八十九条第四項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同条第十一号の二を次のように改める。

十一の二 第三十四条の三第三項（第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して理事会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十四条第十二号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項（第二号を除く。）」を「会社法第三百八十九条第四項」に改め、同条第十三号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」を「会社法第三百八十九条第五項」に改め、同条第十五号から第十八号までを次のように改める。

十五 第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたと

き。

十六 清算の結了を遅延させることを目的として第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八 第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第五百二条の規定に違反して海運組合又は連合会の財産を処分したとき。

（内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十五条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の内航海運組合法（以下この条において「旧内航海運組合法」という。）第五十二条第一項各号に掲げる事由により内航海運組合が解散した場合における内航海運組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の内航海運組合法（以下この条において「新内航海運組合法」という。）の定めるところによる。

2 施行日前に提起された内航海運組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における内航海運組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新内航海運組合法の定めるところによる。

3 施行日前に生じた旧内航海運組合法第五十八条において準用する旧内航海運組合法第五十二条第一項各号に掲げる事由により内航海運組合連合会が解散した場合における内航海運組合連合会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新内航海運組合法の定めるところによる。

4 施行日前に提起された内航海運組合連合会の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における内航海運組合連合会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新内航海運組合法の定めるところによる。

5 施行日前に申立て又は裁判があった旧内航海運組合法の規定による非訴事件（清算に関する事件を除く。）の手續については、なお従前の例による。

（地方住宅供給公社法の一部改正）

第四百八十六条 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 地方公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十九条第六号から第八号までの規定中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正に伴う経過措置)

第四百八十七条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の地方住宅供給公社法第三十六条第一項各号に掲げる事由により地方住宅供給公社が解散した場合又は施行日前に同条第二項の規定により地方住宅供給公社が解散した場合における地方住宅供給公社の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の地方住宅供給公社法の定めるところによる。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四百八十八条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号八中「株式会社である」及び「又は有限会社である再開発会社の社員」を削り、同条第四項第四号八中「株式会社である」及び「又は有限会社である区画整理会社の社員」を削る。

(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)

第四百八十九条 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條(法人の清算の監督)」を「及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算の監督等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べるができる。

第七十一条第五号及び第六号中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四百九十条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の船員災害防止活動の促進に関する法律第五十一条第一項各号に掲げる事由により船員災害防止協会が解散した場合における船員災害防止協会の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の船員災害防止活動の促進に関する法律の定めるところによる。

(都市再開発法の一部改正)

第四百九十一条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項各号列記以外の部分中「又は有限会社」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 公開会社（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないこと。

第二条の二第三項第三号中「株式会社にあつては」及び、「、有限会社にあつては総社員の」を削り、同項第四号中「又は有限会社」を削る。

第五十条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條前段並びに第百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十条の七第一号中「又は有限会社」を削る。

（都市再開発法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十二条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の都市再開発法第四十五条第一項各号に掲げる理由により市街地再開発組合が解散した場合における市街地再開発組合の清算については、なお従前の例による。

（地方道路公社法の一部改正）

第四百九十三条 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 道路公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十四条第六号及び第七号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

（地方道路公社法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十四条 施行日前に前条の規定による改正前の地方道路公社法第三十四条第一項の規定により地方道路公社が解散した場合における地方道路公社の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の地方道路公社法の定めるところによる。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第四百九十五条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号) の一部を次のように改正する。

第九条の七第二項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社 (商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第二百十一条ノ二第一項の親会社」を「親法人 (会社法 (平成十七年法律第 号) 第八百七十九条第一項に規定する親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を持分会社 (会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。) 」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第九条の十四第一項中「営業報告書又は」を削る。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第四百九十六条 積立式宅地建物販売業法 (昭和四十六年法律第百十一号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「資本」を「資本金」に改め、同項第六号中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五条第一項第一号及び第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「行なおう」を「行おう」に改める。

第三十六条第一項第五号中「、整理開始」を削る。

第四十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第五十四条第二号中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改める。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正に伴う経過措置)

第四百九十七条 施行日前に前条の規定による改正前の積立式宅地建物販売業法第二条第四号に規定する積立式宅地建物販売業者について整理開始の申立てがあった場合における同条第二号に規定する積立式宅地建物販売の契約の解除については、前条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法第三十六条第一項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農住組合法の一部改正)

第四百九十八条 農住組合法 (昭和五十五年法律第八十六号) の一部を次のように改正する。

第六条第三項を削る。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(組合と役員との関係)

第三十一条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十二条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(第四十四条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十六条の仮理事を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第四十四条の見出し中「商法等」を「民法等」に改め、同条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項」を「会社法(平成十七年法律第 号)第四百三十条」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)」を「民法」に、「民法第五十九条及び商法第二百七十八条」を「及び同法第五十九条」に改め、「この場合において」の下に「、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第四十五条第三項を次のように改める。

3 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

第五十条の次に次の二条を加える。

(延期又は続行の決議)

第五十条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十九条の規定は、適用しない。

(議事録)

第五十条の三 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第五十一条を次のように改める。

(総会についての民法及び会社法の準用)

第五十一条 民法第六十四条の規定は総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農住組合法第三十九条」と読み替えるものとする。

第五十三条第三項を次のように改める。

3 会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規

定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。

第六十六条第七項を次のように改める。

- 7 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

第六十六条に次の一項を加える。

- 8 第十八条（第二項を除く。）、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の三の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第八十条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第九十七条第一項第十三号から第十五号までの規定中「第八十条」を「第八十条第一項」に改める。

（農住組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十九条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の農住組合法第七十一条第一項各号に掲げる事由により農住組合が解散した場合又は施行日前に同条第四項の規定により農住組合が解散した場合における農住組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の農住組合法の定めるところによる。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第五百条 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「新株」を「会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十八条第一項第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十八条第一項第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交

通大臣に届け出なければならない。

第七条の二第三項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第九条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

第十一条の前の見出しを「（剰余金の配当の特例）」に改める。

第十一条中「営業年度」を「事業年度」に、「利益」を「剰余金」に改める。

第十二条第一項中「営業年度」を「事業年度」に、「利益金額」を「剰余金の金額」に、「利益を」を「剰余金を」に改め、同条第二項中「利益の」を「剰余金の」に、「利益金額」を「剰余金の金額」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「営業年度」を「事業年度」に、「利益」を「剰余金」に改め、同項第一号中「利益」を「剰余金」に改め、同項第二号中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条」を「会社法第四百四十五条第四項」に改め、同項第四号中「利益」を「剰余金」に改める。

第十六条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第十七条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十八条第一項中「、社債」を「、会社法第六百七十六条に規定する募集社債」に、「第二十八条第一項第四号」を「第二十八条第一項第五号」に、「同じ。）を募集し」を「「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第五号において同じ。）を発行し」に改め、同条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

第二十条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改める。

第二十一条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第二十四条第二号中「発行する」の下に「ことができる」を加える。

第二十五条第一項中「役員」を「取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役」に、「わいろ」を「賄賂」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第二十六条第一項中「わいろ」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 第二十五条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第二十七条中「会社」の下に「の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員」を、「役員」の下に「（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）」を加える。

第二十八条第一項中「役員」を「取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役」に改め、同項第一号中「新株」の下に「若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権」を加え、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「社債を募集し」を「募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条第四項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。
(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正)

第五百一条 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「、社債」を「、会社法(平成十七年法律第 号)第六百七十六条に規定する募集社債」に、「募集し」を「引き受ける者の募集をし」に改め、同条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

第十五条中「一に」を「いずれかに」に、「役員」を「取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役」に改める。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に、「役員」を「取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」に改める。

第十七条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」に改める。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第五百二条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「新株を発行し、社債」を「会社法(平成十七年法律第 号)第九百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第十五条及び第二十条第二号において「新株」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(第十五条及び第二十条第二号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債」に、「同じ。)を募集し」を「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債(社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。)若しくは新株予約権を発行し」に改め、同条第二項中「債券」を「社債券」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第六条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律

第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第七条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第九条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改める。

第十一条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第十二条第三項ただし書及び第四項中「資本」を「資本金」に改める。

第十五条中「新株」の下に「及び募集新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)を引き受ける者の募集並びに株式交換に際して行う株式及び新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」を加える。

第十六条第一項中「執行役」の下に、「、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)」を加え、「わいろ」を「賄賂」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第十七条第一項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十九条中「執行役」の下に「、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)」を加える。

第二十条中「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同条第二号中「を発行し、社債を募集し」を「、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五条第三項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。
(鉄道事業法の一部改正)

第五百三条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を次のように改める。

3 前項の規定により鉄道事業者が同項の損失及び費用に相当する額を貸借対照表の資産の部に計上した場合における会社法(平成十七年法律第 号)第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び鉄道事業法第二十条第二項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を減じて得た」とする。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第五百四条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改

正する。

第五条第一項第四号並びに第七条第一号及び第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第四十六条第一項を次のように改める。

第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定信託会社」という。）には、適用しない。

第四十六条の二中「資本」を「資本金」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第五百五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項を削る。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（計画整備組合と役員との関係）

第六十四条の二 計画整備組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第六十五条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、定款によって、前二項の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第六十五条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第七十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第七十五条の見出し中「商法等」を「民法等」に改め、同条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項」を「会社法（平成十七年法律第 号）第四百三十条」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）」を「民法」に、「民法第五十九条及び商法第二百七十八条」を「及び同法第五十九条」に改め、「この場合において」の下に「、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第七十六条第七項を次のように改める。

7 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

第八十条の次に次の二条を加える。

(延期又は続行の決議)

第八十条の二 総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第七十条の規定は、適用しない。

(議事録)

第八十条の三 総会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第八十一条を次のように改める。

(総会についての民法及び会社法の準用)

第八十一条 民法第六十四条の規定は総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」と読み替えるものとする。

第八十二条第六項を次のように改める。

6 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は、計画整理組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。

第九十二条第七項を次のように改める。

7 創立総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

第九十二条に次の一項を加える。

8 第五十一条（第二項を除く。）、第七十九条第二項及び第三項並びに第八十条の三の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第百四条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七条並びに第百三十八条」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 計画整備組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第百十九条第三項各号列記以外の部分中「又は有限会社」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないこと。

第百十九条第三項第三号中「株式会社にあつては」及び「、有限会社にあつては総社員の」を削り、同項第四号中「又は有限会社」を削る。

第百六十四条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百七條前段並びに第三百三十八條」を「及び第三十六条から第四十条まで」に、「第百六十四条」を「第百六十四条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第百七十条第一号中「又は有限会社」を削る。

第三百七十七条第一項第十三号及び第十四号中「第百四条」を「第百四条第一項」に改め、同項第十五号中「第百四条」を「第百四条第一項」に、「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

第三百十九条第五号及び第六号中「第百六十四条」を「第百六十四条第一項」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百六条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（次項において「旧密集市街地整備法」という。）第九十七条第一項各号に掲げる事由により防災街区計画整備組合が解散した場合又は施行日前に同条第四項の規定により防災街区計画整備組合が解散した場合における防災街区計画整備組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところによる。

2 施行日前に生じた旧密集市街地整備法第百六十三条第一項各号に掲げる理由により防災街区整備事業組合が解散した場合における防災街区整備事業組合の清算については、なお従前の例による。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第五百七条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「新株」を「会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十七条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十七条第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権」に改め、同条に次の一項を加える。

5 指定会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第八条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

第十三条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第十四条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十五条第一項中「、社債」を「、会社法第六百七十六条に規定する募集社債」に、「第二十七条第四号」を「第二十七条第五号」に、「同じ。）を募集し」を「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において同じ。）を発行し」に改め、同条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

第十七条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改める。

第十八条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第二十三条第三号中「発行する」の下に「ことができる」を加える。

第二十四条第一項中「役員」を「取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役」に、「わいろ」を「賄賂」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第二十五条第一項中「わいろ」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 第二十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第二十六条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役」に改める。

第二十七条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役」に改め、同条第一号中「新株」の下に「若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権」を加え、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「社債を募集し」を「募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し」に改

め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第五条第五項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。
(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第五百八条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第十八条第一項中「営業報告書又は」を削る。

第二十七条第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第四十六条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第六十三条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五百九条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「債券」を「社債券」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第五百十条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、同号口及び同項第三号口中「、有限会社」を削る。

第七十一条第一項第一号イ中「又は有限会社」を削り、同号口中「、有限会社」を削る。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)

第五百十一条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八

号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條前段並びに第百三十八條」を「及び第三十六條から第四十條まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百十二条 施行日前に生じた前条の規定による改正前のマンションの建替えの円滑化等に関する法律第三十八条第一項各号に掲げる理由によりマンション建替組合が解散した場合におけるマンション建替組合の清算については、なお従前の例による。

(東京地下鉄株式会社法の一部改正)

第五百十三条 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(株式)」に改め、同条第一項中「新株、新株予約権又は」を「会社法(平成十七年法律第 号)第百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第十六条第一号において「新株」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(第十六条第一号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式、新株予約権若しくは」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項ただし書の場合においては、当該新株」を「新株予約権の行使により株式」に改める。

第五条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第六条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第七条中「利益の処分」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)」に改める。

第八条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第十二条第一項中「執行役」の下に「、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)」を加える。

第十四条に次の一項を加える。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十五条中「執行役」の下に「、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)」を加える。

第十六条中「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加

え、同条第一号中「、新株予約権又は」を「若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式、新株予約権若しくは」に改め、同条第二号中「新株」を「株式」に改め、同条第四号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第五百十四条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

附則第十二条第十項中「、有限会社」を削る。

(成田国際空港株式会社法の一部改正)

第五百十五条 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「新株若しくは新株予約権を発行し、社債」を「会社法(平成十七年法律第 号)第百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第二十二条第二号において「新株」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(第二十二条第二号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債」に、「同じ。)を募集し」を「「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債(社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において同じ。)若しくは新株予約権を発行し」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に、「債券」を「社債券」に改め、同条第三項中「第一項ただし書の場合においては、当該新株」を「新株予約権の行使により株式」に改める。

第十条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第十一条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十三条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改める。

第十四条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」改める。

第十七条第二号中「発行する」の下に「ことができる」を加える。

第十八条第一項中「役員」を「取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例による。

第二十一条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役」に改める。

第二十二条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役」に改め、同条第二号中「若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し」を「、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し」に改め、同条第三号中「新株」を「株式」に改め、同条第六号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

附則第十五条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正）

第五百十六条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

（高速道路株式会社法の一部改正）

第五百十七条 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しよう」を「会社法（平成十七年法律第 号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十二条第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しよう」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後」を「新株予約権の行使により株式を発行したときは」に改める。

第九条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第十条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十一条第一項中「、社債」を「、会社法第六百七十六条に規定する募集社債」に、「同じ。）を募集し」を「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第六号において同じ。）を発行し」に改め、同条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

第十三条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処

分」に改める。

第十四条第一項及び第三項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十七条中「発行する」の下に「ことができる」を加える。

第十八条第一項中「役員」を「取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十一条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役」に改める。

第二十二条中「役員」を「取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役」に改め、同条第一号中「、新株予約権又は新株予約権付社債」を「若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権」に改め、同条第二号中「新株」を「株式」に改め、同条第六号中「社債を募集し」を「募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し」に改める。

附則第三条第二項中「債券」を「社債券」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第五百十八条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十九条第八項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第七百九条」に改める。

附則第四十条中沖縄振興開発金融公庫法第二十七条第八項の改正規定を削る。

第十一章 環境省関係

（広域臨海環境整備センター法の一部改正）

第五百十九条 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条」を「及び第三十六条から第四十条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 センターの解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十八条第八号から第十号までの規定中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

（広域臨海環境整備センター法の一部改正に伴う経過措置）

第五百二十条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の広域臨海環境整備センター法第二十九条第一項各号に掲げる事由により広域臨海環境整備センターが解散した場合における広域臨海環境整備センターの清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の広域臨海環境整備センター法の定めるところによる。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第五百二十一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第 号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改める。

第二十四条第五項中「営業報告書又は」を削る。

第三十三条の八第四項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改める。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第五百二十二条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第五項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条」に改める。

(日本環境安全事業株式会社法の一部改正)

第五百二十三条 日本環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 会社は、会社法(平成十七年法律第 号)第九十九条第一項に規定するその発行する株式(第二十条第二号において「新株」という。)を引き受ける者の募集をしようとするとき又は同法第七百六十八条第一項第二号イに規定する株式(会社が有する自己の株式を除く。第二十条第二号において「株式交換株式」という。)を交付しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(第二十条第二号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をしようとするとき又は同法第七百六十八条第一項第二号ハに規定する新株予約権(会社が有する自己の新株予約権を除く。第二十条第二号において「株式交換新株予約権」という。)若しくは同号ニに規定する新株予約権付社債(会社が有する自己の新株予約権付社債を除く。第二十条第二号において「株式交換新株予約権付社債」という。)を交付しようとするときも、同様とする。

第四条第三項中「前項ただし書の場合においては、当該新株」を「新株予約権の行使により株式を発行した場合においては、当該株式」に改める。

第六条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する」を削る。

第八条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第十条中「利益の処分」を「剰余金の処分（損失の処理を除く。）」に改める。

第十一条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第十五条中「発行する」の下に「ことができる」を加える。

第十六条第一項中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第十八条に次の一項を加える。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十九条中「執行役」の下に「、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）」を加える。

第二十条中「執行役」の下に「、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」を加え、同条第二号中「、新株予約権又は新株予約権付社債を発行した」を「を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換株式を交付したとき、又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換新株予約権若しくは株式交換新株予約権付社債を交付した」に改め、同条第三号中「新株」を「株式」に改め、同条第八号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正）

第五百二十四条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社）」を「親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第十九条第五項中「営業報告書又は」を削る。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第五百二十五条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「事業年度又は営業年度ごとに」を「每事業年度」に改める。

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正)

第五百二十六条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成十七年法律第
号) の一部を次のように改正する。

第十九条第四項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社 (商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第二百十一条ノ二第一項の親会社」を「親法人 (会社法 (平成十七年法律第 号) 第八百七十九条第一項に規定する親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社 (会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。) 」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第二十一条第五項中「営業報告書又は」を削る。

第二十六条第二項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社」を「親法人」に改め、同号口中「合名会社又は合資会社」を「持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二百四十二条の規定 この法律の公布の日
- 二 第三百四十五条の規定 社会保険労務士法の一部を改正する法律の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
- 三 第四百四十四条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二二号、第三号、第十四号から第十六号まで及び第二十号の改正規定並びに同表に一号を加える改正規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

理 由

会社法の施行に伴い、有限会社法等を廃止し、商法その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。